

総務政策委員会資料 1
令和 5 年 11 月 22 日
担当:情報戦略局 財政課

教育民生委員会資料 1
令和 5 年 11 月 21 日
担当:情報戦略局 財政課

産業建設委員会資料 1
令和 5 年 11 月 20 日
担当:情報戦略局 財政課

所管事業の令和 5 年度進捗状況 及び予算の執行状況等の調査資料

目次

事業名	所管委員会	ページ
外部人材活用事業	総務政策委員会	1
デジタル活用推進事業		2
公共施設マネジメント事業		3
地域自治推進事業		4
防犯カメラ設置推進事業		5
孤独・孤立対策推進事業	教育民生委員会	6
おでかけ支援事業		7
脱炭素社会普及促進事業		8
MOTTAINAI推進事業		9
部活動指導員配置事業		10
不登校対策子ども未来サポート総合推進事業		11
競争力強化チャレンジ応援事業	産業建設委員会	12
安全安心な観光地づくり推進事業		13
岡本吹上線改良事業		14
集まれこどもたち公園整備事業		15
住宅・空家リフォーム促進事業		16

令和5年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	47	頁	説明資料	24	頁	
予算科目		款	2	総務費		項	1	総務管理費		目	4	人材育成推進費
事業名		外部人材活用事業										
事業の位置付け		第3次総合計画	821	信頼される職員・組織づくり			所属	職員課				
事業期間		(開始年度)		R5	～	(終了(予定)年度)		—	大事業	人材育成推進事業		
事業目的	民間企業等の外部人材を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら効果的に事業を実施するとともに、民間等で培われた人的ネットワークやノウハウを職員が学び経験することで、幅広い視野をもった人材の育成につなげる。									普通建設		
							事業分類区分		重点	○	新規	
									まち・ひと・しごと		定住	
							SDGs	17	実施手段			
事業内容	総務省が実施する地域活性化起業人制度等を活用し、民間企業等の外部人材を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る。											
	【令和5年度の取り組み】											
	①デジタル技術を活用して市民サービスの向上や地域課題を解決する、スマートシティの実現に向けた専門人材の活用											
	②各発信媒体の特性を生かし広報発信力の強化につなげるため専門人材を活用											
進捗状況	③その他地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務についての専門人材の活用											
	○デジタル政策課・広報広聴課での受け入れ及び新たな受入れのための再検討を各課へ依頼した。											
	【デジタル政策課】											
	・協定締結日及び協定締結先: 令和5年7月1日(日本電気株式会社)											
事業を取り巻く状況等	・勤務条件: 月の開庁日のうち、半数以上の日数の勤務(8:30 ～ 17:15)【月9～11日勤務】											
	・業務内容: スマートシティ推進構想の策定等に関すること											
	スマートシティ伊勢推進協議会及びスマートシティ実証事業等に関すること											
	【広報広聴課】											
事業を取り巻く状況等	・契約締結日及び契約締結先: 令和5年4月13日(佐久間 智之(PRDESIGN JAPAN株式会社))											
	・業務条件: 概ね月1回来庁(6時間以上)【来庁回数5回(9月末現在)】											
	・業務内容: 広報・プロモーション活動等に対する助言・指導											
	各課からの個別案件に対して助言・指導を実施(直接・チャットツール)											
事業を取り巻く状況等	職員研修を実施(5月 所属長対象・8月 実務担当者対象(計2回))											
	○多様化・高度化する市民ニーズや行政課題に対応するために、行政においてはこれまで以上に創造性、先見性、専門性等が求められており、こうした課題に対応するためには、従来の視点だけでなく、異なる視野から政策立案等を行える多様な人材や専門的知見を有する人材の活用が有効である。											
	○外部人材の受け入れ状況等											
	・デジタル政策課・広報広聴課の2課で外部人材の受入れを行っている。											
事業費(千円)	・外部人材活用の意向のあった所属に対して、派遣元企業(候補)に意向確認し実現可能性の把握を行うよう働きかけていく。											
	当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額	
	32,000		0		0		0		32,000		7,694	

令和5年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	47	頁	説明資料	25	頁			
予算科目		款	2	総務費		項	1	総務管理費		目	6	デジタル化推進費		
事業名		デジタル活用推進事業												
事業の位置付け		第3次総合計画	812	行政のデジタル化			所属		デジタル政策課					
事業期間		(開始年度)		R1	～	(終了(予定)年度)		—	大事業		デジタル活用推進事業			
事業目的	人口減少・少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化に対応するため、デジタル技術を活用した変革(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、利便性向上及び業務の効率化による市民サービスの向上、地域課題の解決を図ることを目的とする。								普通建設					
							事業分類区分	○	重点				新規	
								○	まち・ひと・しごと				定住	
							SDGs	11	持続可能な都市					
								17	実施手段					
事業内容	1.デジタル行政の推進 伊勢市デジタル行政推進ビジョン(R3.10.11～R8.3.31)に掲げる基本方針に基づき、行政のデジタル推進に取り組む。 (1)市民サービスのデジタル化 ① 行政手続きのオンライン化の推進、 ② LINEを活用した行政サービスの推進 ③ 各課の取組の支援 (2)組織運営のデジタル化 ① RPA・AI-OCR・Web会議・チャットツール等の活用、 ② 職員向け意識改革研修の実施 ③ ワーキンググループ等での企画・検討 2.スマートシティの実現 (1)地域課題を解決するデジタル化 地域の目指す姿を示し、デジタル技術を活用して課題を解決するスマートシティの実現に向けて取り組む。 ① スマートシティ伊勢推進協議会の運営 ② (仮称)スマートシティ伊勢推進構想の策定 ③ 官民連携の取組の推進 ④ デジタルデバйд対策(スマートフォン教室開催・相談窓口設置)													
進捗状況	1.デジタル行政の推進 (1)市民サービスのデジタル化 ① 行政手続きオンライン化の推進 70種類(累計)の手続きをオンライン化(10/12現在) ② 伊勢市公式LINE登録者数 24,260人(10/12現在)、有料粗大ごみ収集予約の受付開始(7/1) 等 ③ LINEを活用した「あそびーな」予約受付開始(8/15)、オンライン申請ポータルサイト公開(10/2) (2)組織運営のデジタル化 ① 生成AIの試行運用開始(8/1) ② 各課デジタル推進員向け研修(9/19)、課長補佐・係長向けDX研修(10月) ③ 若手ワーキンググループでのデジタル活用した業務改善検討 等 2.スマートシティの実現 (1)地域課題を解決するデジタル化 ①・③ 混雑緩和のための実証事業実施(10/8)、生成AI活用セミナー開催(7/20) ② 構想策定委員会開催(3回)、スマートシティアンケート実施・市民ワークショップ開催(9～10月) ④ スマホ教室 団体枠 14回、一般枠 28回 計42回開催予定、スマホ相談窓口 8回開催開催予定													
事業を取り巻く状況等	社会全体がデジタル化を急速に進める中、市としては、LINEやビジネスチャット、オンライン申請システムなどのデジタルツールを積極的に活用するほか、生成AIなどの最先端技術を試験導入するなど、行政のデジタル化に向けて様々な取組を進めてきた。 今後は、地域全体のデジタル化を進めるため、市の取組の周知や官民連携の取組の推進に努めながら、更にサービスの向上、業務の効率化及び地域課題の解決を図っていく必要がある。また、デジタル技術を利用できる人と利用できない人の間に格差が生じないようにデジタルデバйд対策を引き続き進めていく。													
	当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額			
事業費(千円)	31,896		0		0		0		31,896		20,490			

令和5年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	51	頁	説明資料	26	頁		
予算科目		款	2	総務費		項	1	総務管理費		目	15	財産管理費	
事業名		公共施設マネジメント事業											
事業の位置付け		第3次総合計画	811	総合計画に基づく効率的、効果的な行財政運営				所属		資産経営課			
事業期間		(開始年度)		H25		～		(終了(予定)年度)		—		大事業	公共施設マネジメント事業
事業目的	公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことを目的とする。									普通建設			
							事業分類区分	○	重点		新規		
									まち・ひと・しごと		定住		
							SDGs	11	持続可能な都市				
事業内容	○公共施設等総合管理計画・施設類型別計画の推進 各施設の今後の管理方針を示す施設類型別計画の進捗を図るため、施設類型ごとや地区別の関係施設所管課による打合せ及び作業部会を開催して、各施設の方向性等について協議・調整を行う。また、全庁横断的な体制として設置する公共施設等マネジメント推進会議を開催し、管理方針等を決定する。 総務省の指針の改訂に合わせるため、公共施設等総合管理計画を一部改訂する。												
	○施設カルテの管理 市が保有する公共施設の現況や機能、管理運営に係るコスト、利用状況等を「見える化」するとともに、ホームページで公表する。												
	○公共施設マネジメントシステムの運用 施設の各種情報を一元管理・共有化するとともに、保全業務の効率化を図り、今後の維持管理経費等の試算や施設運営状況の把握、分析等を行う。												
	○職員研修の実施、先進地視察、外部研修等への参加 施設所管課職員の意識向上を図る。また、担当職員の知識習得を目指す。												
進捗状況	○公共施設マネジメントの推進 関係課による打合せ及び公民館等集会施設部会を開催し、各施設の方向性等について協議・調整を行った。また、公共施設等マネジメント推進会議を5回開催し、公民館等集会施設の譲渡等に関する方針やいせ市民活動センター施設の今後の活用、公共施設等総合管理計画の一部改訂等について協議した。												
	○学校跡地利活用事業者の募集 旧神社小学校、旧大湊小学校における跡地利活用事業者を募集しており、事業提案書類の受付を行っている。11月下旬頃にプロポーザル方式により優先交渉権者を決定する。												
	○公共施設マネジメントシステムの運用及び公共施設カルテの管理 システム運用により施設情報を一元管理し、見える化することで庁内の情報共有を図ることができた。また、施設情報の更新等を行い、その情報を基に公共施設カルテを作成し、市HPにて公表した。												
	○職員研修の実施 維持管理費削減策、建物の維持保全の重要性を理解のため、また公共施設マネジメントシステムの有効利用を図ることを目的に職員研修を実施する。												
事業を取り巻く状況等	・施設類型別計画における各施設の取組については、関係部署と協調しながら進めている。												
	・令和6年度をもって施設類型別計画のⅠ期が終了することから、策定以降の状況変化を踏まえ、計画の見直しを図る。												
	・令和4年度に実施したサウンディング型市場調査や問合せ等の状況を踏まえ、旧神社小学校及び旧大湊小学校の跡地利活用事業者の募集を行っている。他の学校跡地に関しても、状況等を見ながら、順次公募を進めていく。												
	当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額		
事業費(千円)	1,742		0		0		0		1,742		1,122		

令和5年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	53	頁	説明資料	75	頁		
予算科目		款	2	総務費		項	1	総務管理費		目	18	地域自治推進費	
事業名		地域自治推進事業											
事業の位置付け		第3次総合計画		111	地域活動に主体的に参画する機運の向上			所属		市民交流課			
事業期間		(開始年度)		H19		～		(終了(予定)年度)		—		大事業	地域自治推進事業
事業目的	「ふるさと未来づくり」を推進し、地域自治の実現を図る。 地域住民等がそれぞれの役割を担い、小学校区単位に地域自ら自治を行う組織として「まちづくり協議会」を設立し、地域課題解決に向け、活発な地域活動を展開する。								普通建設				
							事業分類区分	○	重点		新規		
								○	まち・ひと・しごと			定住	
							SDGs	11	持続可能な都市				
事業内容	【事業概要】 「ふるさと未来づくり」の全市的な取組の充実、広がりを目指し、まちづくり協議会を対象に研修会や意見交換会等を開催するとともに、講演会等により市民・地域住民への周知啓発を行う。												
	【主な取組】 ①まちづくり協議会の活動支援 基礎部分(事務運営費、家賃補助、活動事業費)と一括交付部分(4事業:広報紙等配布、廃棄物減量等推進員、振興助成金、元気なまちづくり協働事業)から成るふるさと未来づくり資金を交付し、各地区のまちづくり協議会の活動を支援する。また、平成29年度～令和6年度において、地域の防災機能強化等に取り組む提案を審査し、採択事業に対して活動事業費(臨時特例分)を交付する。												
	②ふるさと未来づくり推進委員会 有識者等が委員を務め、ふるさと未来づくりに関する重要事項について調査審議を行う。												
	③まちづくり研修会 まちづくり協議会及び自治会関係者を対象に、まちづくりの様々な手法等の研修会を開催する。												
進捗状況	④まちづくり講演会 まちづくり協議会、自治会、各種団体、市民等を対象に、地域によるまちづくりについて知識を深め、参加を促進することを目的として、講演会を開催する。												
	①まちづくり協議会の活動支援 各地区のまちづくり協議会の事務運営・活動事業に対する財政的支援のほか、役員会や行事等を通じて、助言やサポートを行う等の人的支援を行っている。												
	②ふるさと未来づくり推進委員会 開催日:6月28日、8月23日 内容:ふるさと未来づくり制度について												
	③まちづくり研修会 開催日:9月27日 内容:情報発信力向上セミナー(講師:PRDESIGN JAPAN株式会社 代表取締役 佐久間 智之氏) 参加者:まちづくり協議会、自治会関係者等41名												
事業を取り巻く状況等	④まちづくり講演会(予定) 開催日:11月3日 内容:人口減少時代の「あかるい」まちづくり(講師:四日市大学 学長 岩崎 恭典氏)												
	・人口減少や少子高齢化、生活様式の変化や価値観の多様化、企業における定年延長等により、担い手不足が顕著になっている。また、人と人との交流機会が失われ、地域のつながりの希薄化が進んでいる。												
	・地域を支える人材の確保については、令和4年度に策定した基本方針に基づき、全庁的体制により取組を推進している。												
	・社会の現状や将来的見通しを踏まえ、まちづくり協議会の役割や方向性、交付金制度等を検討していく必要がある。各まちづくり協議会が参加する「ふるさと未来づくり意見交換会」において、意見交換を行っている。												
・各まちづくり協議会の活動状況がおおよそコロナ禍前の状態に戻り、活発な活動が行われている。													
当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額			
事業費(千円)		184,520		0		0		7,862		192,382		191,373	

令和5年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	55 頁	説明資料	76 頁	
予算科目		款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	20	防犯活動推進費
事業名		防犯カメラ設置推進事業								
事業の位置付け		第3次総合計画	523	防犯環境の整備			所属	危機管理課		
事業期間		(開始年度) R2 ~ (終了(予定)年度) ー			大事業	防犯活動推進事業				
事業目的	犯罪のない安全で安心なまちづくりのために、防犯灯の設置等、犯罪の起こりにくい環境づくりや防犯パトロールを始めとする自主防犯活動等さまざまな取組を行っている。これらの防犯活動を補強する点で防犯カメラを設置し、より一層の犯罪抑止力の向上を目指していく。					普通建設				
						事業分類区分	○	重点		新規
							まち・ひと・しごと			定住
							SDGs	16	平和	
事業内容	【内 容】 令和2年度より、自治会が設置する防犯カメラの設置費用に対し補助を行なっている。さらに令和5年度に維持管理費の補助を開始し、自治会の負担を軽減し、防犯カメラ設置の推進を図る。 【根拠法令等】 伊勢市防犯カメラ設置補助金交付要綱、伊勢市防犯カメラ維持管理経費助成金交付要綱 【R5予算額】 整備:2,100千円 維持管理:2,506千円 合計:4,606千円 【効 果】 防犯カメラを整備することにより、犯罪の抑止、安心感の醸成、事件・事故の解決に繋がり、より安全で安心できる市民生活の確保につながる。 【概 要】 1. 補助対象者 自治会 2. 補助対象経費 ①整 備:防犯カメラの購入費・設置工事費・設置にかかる各種手数料等 ②賃借料:賃借料/月×初年度の月数×1/2 ③維持管理 防犯カメラの取替、移設、撤去、専用柱の取替・移設・撤去、その他修繕、保守点検費、共架料、電気料 ※①～③補助率 1/2(上限あり) 【実績】 令和2年度 72台、令和3年度 53台、令和4年度 22台 計 147台									
	・ 自治会が設置する防犯カメラに対し、例年の防犯カメラ設置補助に関する案内に加え、令和5年度より維持管理経費の補助を開始する案内通知を自治会へ送付し、併せてHP、広報いせに掲載した。また、防犯講習会等では、防犯カメラを設置することにより、犯罪抑止に有効であることなどを説明し事業の推進を図っている。 ・ 令和5年度については、9月30日現在で35台の申請があり、前年度の設置台数を上回っている状況である。 ・ 令和5年8月に全自治会に対し、防犯カメラ設置に関するアンケートを実施し、設置後の効果、今後の設置意向等の調査を行った。									
事業を取り巻く状況等	当事業を活用し防犯カメラを設置した自治会からは、「設置に際し話し合いを行ったことで地域の防犯意識が高まった」「不法投棄が減少した」などの意見をいただいている。 設置の意向について不明とした自治会からは、維持管理経費について不安の声が寄せられたこともあり令和5年度から維持管理経費に対する補助を開始した。 今後も地域の自主的な防犯活動の一環としての防犯カメラ設置を推進し、安全で安心なまちづくりを推進していく。									
	当初予算額	補正額	繰越額	流用・充用額	予算現額	執行済額				
事業費(千円)	4,606	0	0	0	4,606	2,277				

令和5年度 執行状況				会計	1	一般会計	予算書	69	頁	説明資料	33	頁
予算科目		款	3	民生費		項	1	社会福祉費		目	5	地域福祉推進費
事業名		孤独・孤立対策推進事業										
事業の位置付け		第3次総合計画	421	みんなの課題を丸ごと受け止めるしくみづくり				所属	福祉総合支援センター			
事業期間		(開始年度)		R5	～	(終了(予定)年度)		—	大事業	いせライフセーフティネット事業		
事業目的	働きづらさを抱えた人の個性や意欲に応じた社会参加や就労体験等を、伊勢市多分野協働プラットフォームを構成する関係機関等が連携・協働して検討・実施することで、社会を構成する一員として、生きがいを感じながら安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を図ることを目的とする。							普通建設				
								事業分類区分		重点	○	新規
										まち・ひと・しごと		定住
								SDGs	1	貧困		
	3	保健										
事業内容	伊勢市多分野協働プラットフォームにおいて、孤独・孤立対策として「働きづらさを抱えた人」への支援として「周知・啓発」「社会参加」「就労支援」の3本柱を、連携・協働体制をもって推進する。											
	【孤独・孤立対策推進事業】(委託先:特定非営利活動法人いせコンビニネット、委託料:5,200,000円)就労等に向けたチャレンジのきっかけとして次のような就労支援を実施する。 ○掃除や草引き等の清掃、内職、創作活動、パソコン作業 ○地域・企業におけるボランティア活動・職場見学・就労体験 ○職場見学・就労体験(実習)受入企業の新規開拓											
	【ひきこもり支援推進事業】(委託先:伊勢市社会福祉協議会、委託料:16,500,000円)当事者やその家族等を包括的に支援するため次のような社会参加支援を実施する。 ○相談支援 ○居場所づくり ○連絡協議会・ネットワークづくり ○当事者会・家族会の開催 ○住民向け講演会・研修会の開催 ○サポーター養成 ○実態把握調査											
	※令和4年度、内閣官房「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」の取組団体として採択され、雇用・産業・教育・福祉・地域等の分野で構成する伊勢市多分野協働プラットフォームを設立。											
進捗状況	【孤独・孤立対策推進事業】(「いせ就労チャレンジ☆カフェ」(相談窓口)の設置) ○相談件数 8件(延べ20件) ○実習実施数 7か所(カフェ接客、布団準備、落ち葉拾い、チラシ封入、農作業、パソコン入力等) ○実習受入企業の新規開拓 8件(延べ79件)											
	【ひきこもり支援推進事業】(「ひきこもり地域支援センターつむぎ」(相談窓口)の設置) ○相談件数 58件(延べ355件) ○フリースペースの開催(2か所) 67回 利用者数22人(延べ248人) ○当事者会の開催(1か所) 6回 利用者数3人(延べ8人) ○ひきこもり家族の交流会の開催 3回 参加者数17人(延べ23人) ○ひきこもり講演会の開催 2回 参加者数500人・45人 ○ひきこもりサポーター養成講座(12月予定)※登録者数:30人 ※ひきこもりサポーター活動内容:個別支援、フリースペース・家族交流会の運営補助等											
事業を取り巻く状況等	社会参加及び就労支援を円滑かつ効果的に推進するためには、民間企業や地域団体の協力が必要不可欠であることから、伊勢市多分野協働プラットフォームで具体的な支援方法を検討するとともに、市役所全体で孤独・孤立対策に係る取組を推進していく必要がある。											
	また、職場見学・就労体験の先の「雇用」についても、民間企業などの理解・協力を得ながら検討していく必要があるが、従来の雇用形態(安定的に長時間働く必要がある・職務定義がない等)に馴染まない「働きづらさを抱えた人」がいることを想定した雇用形態(超短時間雇用等)を模索していく必要がある。 なお、超短時間雇用等の推進にあたっては、障害者雇用率等を含めて議論し、先進的な取組を参考としつつ来年度以降に向けた準備をする必要がある。											
	当初予算額	補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額		
事業費(千円)	21,760	0		0		0		21,760		21,753		

令和5年度 執行状況				会計	1	一般会計		予算書		69	頁	説明資料	35	頁				
予算科目		款	3	民生費		項	1	社会福祉費		目	5	地域福祉推進費						
事業名		おでかけ支援事業																
事業の位置付け		第3次総合計画		431	日常の自立した暮らしへの支援				所属		高齢・障がい福祉課							
事業期間		(開始年度)		R5		～		(終了(予定)年度)		大事業		地域福祉推進事業						
事業目的	日常生活における高齢者や障がいのある人の外出を支援することにより、社会参加の促進及び心身の健康の増進を図る。										普通建設							
									事業分類区分				重点		○		新規	
													まち・ひと・しごと				定住	
SDGs			3		保健													
			11		持続可能な都市													
事業内容	日常生活における外出機会を拡大し、社会参加の促進、心身の健康増進を図るため、これまで実施してきた「高齢者バス運賃助成事業」と、バスの利用が困難な高齢者や障がいのある人に対するタクシー利用助成を統合し、市内全域にて社会実験を行う。																	
	【実施内容】 75歳以上の高齢者に加え、18歳以上の障がいのある人を対象とし、バスだけでなくタクシーでも利用できる「おでかけ乗車券」を交付し、外出の際のバス又はタクシー利用料金の一部を助成する。 【対象者】 ○75歳以上の高齢者 ○18歳以上75歳未満の障がいのある人 (重度障がい者タクシー料金助成の対象者を除く。) 【助成額等】 ○年間4,000円/人(100円券×40枚または50円券×80枚) ○1乗車当たりの上限額 ・バス : 上限なし ・タクシー: 300円(100円券×3枚または50円券×6枚)まで																	
進捗状況	9月末現在の交付状況等 (1) 75歳以上の高齢者 交付者数(交付率) 14,314人(64.0%) 利用枚数(利用率) 85,862枚(14.6%(うちバス11.6%、タクシー 3.1%)) (2) 18歳以上75歳未満の障がいのある人 交付者数(交付率) 529人(40.7%) 利用枚数(利用率) 4,539枚(10.7%(うちバス7.3%、タクシー 3.4%)) (3) 合計 交付者数(交付率) 14,843人(62.7%) 利用枚数(利用率) 90,401枚(14.4%(うちバス11.3%、タクシー3.1%))																	
	これまで高齢者へのバス運賃助成を実施してきたが、バスを利用して外出することが困難な方のニーズを反映するため、今年度から、バスだけでなくタクシーでの利用に対しても助成する「おでかけ支援事業」にリニューアルし、行先や地域を限定せず市内全域を対象として実施しているところである。 事業開始後、タクシーでも利用できることを評価する意見を多くいただいている。																	
事業を取り巻く状況等																		
	当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額							
事業費(千円)	40,809		0		0		0		40,809		9,402							

令和5年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	81	頁	説明資料	42	頁
予算科目		款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	1	保健衛生総務費	
事業名		脱炭素社会普及促進事業									
事業の位置付け		第3次総合計画	311	温室効果ガスの排出削減			所属	環境課			
事業期間		(開始年度)		R5	～	(終了(予定)年度)		—	大事業	脱炭素社会推進事業	
事業目的	脱炭素社会の実現に向け、市民のライフスタイルの行動変容及び事業活動の転換を促す。								普通建設		
							事業分類区分		重点	○	新規
									まち・ひと・しごと		定住
							SDGs	7	エネルギー		
12	持続可能な消費と生産										
	13	気候変動									
事業内容	○脱炭素経営の促進 ・脱炭素経営セミナー開催 脱炭素経営の重要性や取り組むべき課題(温室効果ガス排出量の把握や削減目標の設定等)への理解を深めるためのセミナーを開催し、事業者の脱炭素経営の取組を推進する。 ・事業所脱炭素化支援 事業所における温室効果ガス排出量の算定や省エネルギー診断等にかかる費用の一部を補助することにより、事業所の脱炭素化を支援する。 ・事業所向けエコドライブ講習会開催 ○脱炭素型ライフスタイルの推進 ・地球温暖化防止、くらしの脱炭素化(エコ住宅・エコ家電)、電気自動車・エコドライブ、公共交通の利用促進等の普及啓発 ・「伊勢市環境フェア～みんなで脱炭素社会をめざそう～」の開催 ○脱炭素化に向けた現状把握 ・温室効果ガス排出量等の現状把握 市域における温室効果ガス排出量及び森林等による吸収量の現状把握を行い、脱炭素社会の実現に向けた施策検討の基礎資料とする。 ・市民・事業者・大学生向けアンケートの実施										
進捗状況	○脱炭素経営の促進 ・事業所における温室効果ガス排出量の算定や省エネルギー診断等にかかる費用の一部を補助するため、9月に「伊勢市事業所脱炭素化支援補助金交付要綱」を制定した。 ・11月に脱炭素経営セミナーを開催し、事業者への啓発とあわせ、補助制度及び事業所向けエコドライブ講習会の周知を行い、利用促進を図る。 ○脱炭素型ライフスタイルの推進 ・イベント時に電気自動車や太陽光発電のPRを実施した。また、環境講座(ふろしき活用、ソーラーライト工作)を開催した。 ・10月に「伊勢市環境フェア～みんなで脱炭素社会をめざそう～」を開催した。 ○脱炭素化に向けた現状把握 ・市域の温室効果ガス排出量・吸収量の現状把握を行うための業務委託を11月に契約予定。 ・令和6年度の伊勢市環境基本計画中間見直しに向け、市民・大学生向けにオンラインアンケートを実施。事業者向けアンケートを11月に実施予定。										
事業を取り巻く状況等	・国は2050年にカーボンニュートラルを目指し、温室効果ガス排出量削減目標を引き上げ、脱炭素社会実現に向けた動きを加速させている。 ・伊勢市においても令和4年度に「ゼロカーボンシティいせ」を宣言し、伊勢市環境基本計画の温室効果ガス削減目標を見直した。 ・脱炭素型ライフスタイルへの転換は市民生活に直結しており、市民の理解と協力が重要であるため、市民が取り組みやすい施策展開とともに事業所や関係団体との連携を強化し進めていく必要がある。										
	当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額
事業費(千円)	7,629		0		0		0		7,629		27

令和5年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	87	頁	説明資料	46	頁
予算科目		款	4	衛生費	項	2	清掃費	目	2	資源循環推進費	
事業名		MOTTAINAI推進事業									
事業の位置付け		第3次総合計画		312	3Rの推進			所属	ごみ減量課		
事業期間		(開始年度)		H30		～		(終了(予定)年度)		—	
事業目的	脱炭素および循環型社会の実現を目指すため、生ごみの水切り、食品ロスの削減等の啓発を展開し、燃えるごみの削減を図る。また、SDGsの視点から、ターゲット12(つくる責任 使う責任)に貢献する。								普通建設		
							事業分類区分	○	重点		新規
									まち・ひと・しごと		定住
							SDGs	12	持続可能な消費と生産		
事業内容	【内容】 燃えるごみの調査(組成調査)において、混入割合が高い「生ごみ」、「食品ロス」、「雑がみ」、「プラスチック」等について、小学校や自治会への出前授業等を通して、ごみの減量・資源化に取り組む。また、刈草や剪定枝など未利用資源の資源化を調査・研究する。										
	【全体計画】 (1)生ごみの水切り：小学校や自治会への出前授業、ワークショップの実施。 生ごみ処理機利用モニターの募集。 (2)食品ロス削減：小学校や自治会への出前授業、ワークショップの実施。「減らそに！いせの食品ロス協議会」との連携による食品ロス削減の取組みの実施。 (3)雑がみ類の資源化：小学校や自治会への出前授業の実施。「トイレの紙さま」プロジェクトの推進 (4)プラスチック製品の資源化：プラスチック製品の分別回収 (5)SNS・動画配信等を利用した啓発：facebook、Instagramなどによる広報活動。動画配信 (6)環境教育：小学校、自治会、団体などへの出前授業 (7)未利用資源の資源化に向けた調査・研究：刈草や剪定枝の資源化										
進捗状況	(1)生ごみの水切り：小学校5年生向け「ごみゼロチャレンジ」実施(5校140名)。ワークショップ開催(4回) (2)食品ロス削減：小学校や自治会への出前授業の実施。「減らそに！いせの食品ロス協議会」との連携による食品ロス削減の取組みの実施。 (3)雑がみ類の資源化：小学校や自治会への出前授業。小学校4年生向け「雑がみチャレンジ」実施(12校459名1,453kg)。 「トイレの紙さま」プロジェクトの普及啓発(7事業所2団体 16,661kg) (4)プラスチック製品の資源化：分別回収を15自治会において先行実施。市内全自治会への周知説明開始(令和5年10月15日時点 175自治会のうち105自治会に説明) (5)SNS・動画配信等を利用した啓発：動画配信(生ごみ減量)(再生456回数)、 facebook、Instagramによる広報活動(配信数20回 フォロワー127人) (6)環境教育：小学校や自治会等への出前授業の実施(36回 1302名) (7)未利用資源の資源化に向けた調査・研究：民間施設を活用し、刈草の堆肥化を実施中。(750kg)										
	・脱炭素社会及び資源循環型社会の実現に向けて、市民一人ひとりや各事業所がごみの減量・資源化に対する意識と行動を変えていくことが重要である。 ・令和4年度に改定した「ごみ処理基本計画」の目標値を達成するため、ごみの減量・資源化に向けた啓発を強化していく必要がある。 ・令和4年4月1日から施行となった「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、新たにプラスチック製品の分別回収を令和6年4月1日から全市において実施予定であるため、市民が適正に分別できるように、周知を強化していく必要がある。										
事業を取り巻く状況等											
		当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額	
事業費(千円)		3,301		0		0		0		3,301	
										1,244	

令和5年度 執行状況				会計	1	一般会計	予算書	121	頁	説明資料	101	頁	
予算科目		款	11	教育費		項	1	教育総務費		目	3	教育振興費	
事業名		部活動指導員配置事業											
事業の位置付け		第3次総合計画		219	学校教育(その他)			所属	学校教育課				
事業期間		(開始年度)		H30		～		(終了(予定)年度)		—		大事業	教育振興事業
事業目的	部活動指導員を配置し、中学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動の質的な向上、部活動を担当する教員の負担軽減・支援を目的とする。また、部活動あり方準備委員会にアドバイザーを招聘し、今後の部活動のあり方について協議し、部活動改革を進めることを目的とする。							普通建設					
								事業分類区分	重点		新規		
									まち・ひと・しごと		定住		
									SDGs	4		教育	
【内容】 ○部活動指導員(会計年度任用職員)を配置し、下記の取組を行う。 ・部活動の質的向上を図る。 正しい理解に基づく技術の向上、生徒の能力に応じた適切な練習方法の導入 想定される事故・けがの未然防止 ・教員の働き方改革を推進する。 教員の部活動指導に係る時間の軽減、経験のない競技の指導による心理的負担の軽減 ○今後の部活動のあり方について、部活動あり方準備委員会を開催し、学識経験者等からも意見をいただきながら、協議検討を進める。 【財源】 部活動指導員配置促進事業費補助金(補助率:国1／3、県1／3) 【過去の経緯・実績】 平成30年度1名(城田中) 令和元年度4名(城田中、五十鈴中、厚生中、小俣中) 令和2年度5名(城田中、五十鈴中、桜浜中、小俣中、倉田山中) 令和3年度7名(城田中、五十鈴中、桜浜中、小俣中、御園中) 令和4年度7名(城田中、五十鈴中、桜浜中、小俣中、厚生中)													
事業内容													
進捗状況	・部活動指導員8名を配置(配置期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日) ・【財源】部活動指導員配置促進事業補助金 (文化部)【交付決定】8月31日付 ・三重県教委指令第05－139号 752,000円 (運動部)【交付決定】8月30日付 ・三重県教委指令第11－60号 1,224,000円 ・【勤務実績 R5年4月～9月分】 城田中(バレー部)200h、(音楽部)207h、五十鈴中(合唱部)321h 桜浜中(陸上部)308h、(JRC)213h、厚生中(ソフトテニス部)312h 港中(バスケット部)188h、御園中(野球部)78h ・【主な大会出場実績】 (文化部) 中部合唱コンクール、東京国際合唱コンクール等 (運動部) 全国中学校体育大会、東海中学校総合体育大会等 ・部活動あり方準備委員会を5回開催し、うち1回は学識経験者等のアドバイザーを招聘し意見をいただいた。												
事業を取り巻く状況等	・部活動指導員を配置することで、生徒の技能向上やチームの活性化などに役立っている。また、平日の部活動指導や休日における生徒の引率・大会運営など、顧問・副顧問を担当する教員の負担軽減、時間外労働の削減につながっている。 ・部活動指導員は、休日の部活動の地域移行に向けた改革推進期間(令和5年～7年)において、地域連携を進めるうえで重要な役割を担う。 ・今後、部活動の改革を各校、各競技から可能な範囲で拠点校方式や合同練習、地域の指導者の受け入れ等を進めていく。また、休日の部活動地域移行を進めるため、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、文化団体やスポーツ協会等に生徒の受け入れについて働きかけを行っていく。												
	当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額		
事業費(千円)	7,399		0		0		0		7,399		2,668		

令和5年度 執行状況				会計	1	一般会計	予算書	123	頁	説明資料	67	頁
予算科目		款	11	教育費		項	1	教育総務費		目	4	教育研究所費
事業名		不登校対策子ども未来サポート総合推進事業										
事業の位置付け		第3次総合計画		211	確かな学力と社会を形成する力の育成			所属		教育研究所		
事業期間		(開始年度)		R1	～	(終了(予定)年度)		—	大事業		教育研究所運営事業	
事業目的	誰もが安心して生活できる居心地のよい学校づくりをすすめ、登校し ぶりがやひきこもり、学校に行きたくても行けない児童生徒の社会的自 立を目指して、不登校児童生徒・保護者・学校を支援する。							普通建設				
								事業 分類 区分	○	重点		新規
									○	まち・ひと・しごと		
								SDGs	4	教育		
事業内容	○不登校児童生徒支援体制の充実 ・「子ども輝き生き活き総合推進事業」、「カウンセリングルーム総合推進事業」等関連する他の事業と連携し、児童生徒の社会的自立を目指して、不登校の対応・支援に総合的に取り組む。 ・教育支援センターNESTでの活動(自然体験活動や社会体験活動を含む)を通して、不登校児童生徒の活動意欲及び人間関係能力向上を支援する。 ・教育支援センターNESTの通級生が増加傾向にあるため、児童生徒自立支援員を1名増員し支援体制の強化を図る。											
	○訪問型支援の充実 ・学校にも教育支援センターNESTにも来ていない児童生徒への相談等支援を充実させるため、教育コンサルタントを配置し、訪問型支援を行う。											
	○学校・家庭・関係機関の連携 ・不登校の児童生徒が安心して教育が受けられる環境を築けるよう、学校・家庭・関係機関の連携を充実させる。											
	○教職員の専門的知識および技能の向上と保護者支援の充実 ・教職員対象の研修会だけでなく、保護者を対象とした懇談会を開催し、教職員の専門性を高めるとともに、保護者の支援や意識の向上を図る。											
進捗状況	・不登校の理解と対応のための保護者向け資料『ハーモニーハート』を小学1年生、中学1年生の保護者に配布した。(ホームページにも掲載) ・教育支援センターでは、学習や運動、人とかかわり方についての学びを通して、児童生徒の社会的自立に向けた支援をしている。また、軽スポーツや、ヨガ体験、絵手紙教室等の体験活動も随時行っている。 ・教育支援センター通級生は、小学生5人、中学生14人。全員がICTを学習に活用している。(R5.9月末) ・教育支援センターに、児童生徒自立支援員を1名増員し支援体制の強化を図っている。 ・教育コンサルタントが学校を訪問し、不登校児童生徒の状況等を聞き取り、助言や支援をしている。 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が定期的に教育支援センターに来所し、指導員への助言、相談や情報共有を行っている。また、関係機関と連携し、支援をしている。 ・教職員や保護者向けの研修講座(8月)のほか、不登校や登校しぶりを共に語り考える会「ホッとLine NEST」(8月)を開催した。また、年度内に教育支援センター研修員による研修会や第2回「ホッとLine NEST」の開催を予定している。											
	・不登校児童生徒数は、全国で299,048人(前年度比 54,108人増)、三重県で3,845人(前年度比 702人増)、伊勢市では、191人(前年度比 40人増)で、伊勢市を含め全国的に増加傾向にあり、大きな課題となっている。(数値は令和4年度 文部科学省調査)児童生徒へのアンケート結果や学校訪問等により、不登校児童生徒それぞれの状況を把握し、学校、家庭、関係部署、関係機関との連携を深め、個に応じた支援の充実に引き続き取り組む必要がある。 ・教育支援センターNESTの通級生も増加している。通級生一人ひとりについて個別の対応が必要であることに加え、特別支援学級籍の児童生徒も受入れているため、児童生徒自立支援員を増員することで、これらの課題の解消を図っている。 ・文部科学省が示す、不登校児童生徒の支援に関する方針や方向性を踏まえ、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取り組みを進めて行く必要がある。											
事業を取り巻く状況等												
	当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額	
事業費(千円)	12,082		0		0		0		12,082		5,290	

令和5年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	93	頁	説明資料	48	頁								
予算科目		款	6	農林水産業費		項	1	農業費		目	3	農業振興費							
事業名		競争力強化チャレンジ応援事業																	
事業の位置付け		第3次総合計画	612	地元産物の魅力づくり			所属	農林水産課											
事業期間		(開始年度)		H27		～	(終了(予定)年度)		—			大事業	農業振興事業						
事業目的	競争力強化に向け、市内産農産物の認知度向上、生産量増加、品質向上、加工品を用いた高付加価値化を実現する為、農福連携、構造改革特区、地理的表示保護制度への登録などを活用した取り組みへのチャレンジに対して支援を行う。						普通建設												
							事業分類区分	○	重点		新規								
								○	まち・ひと・しごと		定住								
							SDGs	2	飢餓										
12	持続可能な消費と生産																		
事業内容	市が振興している品目(補助対象品目:青ねぎ、いちご、トマト、かぼちゃ、蓮台寺柿、横輪いも)の認知度向上、生産量増加及び品質向上を推進する取り組みに対して支援を行う。また、新たにワイン特区を活用した農福連携によるワイン製造など加工品の開発・PRへの支援を行う。																		
	1. 補助対象事業 ①認知度向上支援:補助対象品目の認知度を向上し又は消費を拡大する事業 ②生産量増加・品質向上支援:補助対象品目の生産量を増加させる事業・補助対象品目の品質を向上する事業 ③付加価値向上支援:自らの生産に係る市内産の農産物について行う加工品の開発又はそのPR及び販路の開拓を行う事業 2. 補助金額 補助対象経費の1/2以内(上限100万円) (③のみ認定農業者も対象とし、補助率2/3以内) なお、本事業については、今後、JA伊勢や三重大学と連携して伊勢市における農産物の競争力の強化につなげるための調査・分析及び支援施策の立案・実施・検証を年次的に行う。 また、PRイベントやそれに伴うPRTIMESを活用したプレスリリースを並行して実施することで農産物の認知度の向上を図る。																		
進捗状況	①PRイベントについては、おかげ横丁での開催に向けて、関係機関との情報共有を行っている。 ②ブランド化農産物として支援を行ってきた6品目についてこれまでの成果を振り返り、今後の方向性について協議を行っている。また、今後振興を図っていく必要のある農産物の選定や6品目の見直しなど、JA伊勢等と打ち合わせを行い、支援の方向性を検討している。また横輪いもの6次産業化に向けて明野高等学校とR4年度から取組み、11月に商品の完成を予定している。 ③認知度向上支援、生産量増加・品質向上支援については、今後の活用に向けて協議を行っている。また、従前の6次産業化支援については、農産物の付加価値が向上する事業を対象とすべく修正し、下記のとおり補助金の交付決定を行っている。																		
	<table><tr><td>交付申請者</td><td>取り組み内容</td><td>交付決定額</td></tr><tr><td>伊勢ワイナリー株式会社</td><td>ワイン製造機械一式の導入</td><td>1,000千円</td></tr><tr><td>認定農業者(個人)</td><td>いちご果肉氷製造機械一式</td><td>1,000千円</td></tr></table> ※ワイン特区を活用して、R5年9月に初の酒造免許が取得された。											交付申請者	取り組み内容	交付決定額	伊勢ワイナリー株式会社	ワイン製造機械一式の導入	1,000千円	認定農業者(個人)	いちご果肉氷製造機械一式
交付申請者	取り組み内容	交付決定額																	
伊勢ワイナリー株式会社	ワイン製造機械一式の導入	1,000千円																	
認定農業者(個人)	いちご果肉氷製造機械一式	1,000千円																	
事業を取り巻く状況等	①おかげ横丁でのPRイベントは、伊勢市産いちごをテーマに、昨年度の取組みを参考にPR方法を工夫し、より効果的な内容として実施していく。 ②市内で生産が行われている農産物について、認知度向上による所得向上を目指す品目や、生産量や品質を向上させることで販売単価の向上につなげていく品目もある。また販売形態についても生食用だけでなく加工用や業務用など多岐にわたることから、品目ごとに今後の方向性を定めていく必要がある。 ③これまで「伊勢市農産物ブランド化推進事業補助金」及び「伊勢市6次産業化支援事業補助金」を用いて、JA伊勢の生産者部会や認定農業者等に支援を行ってきた。昨今、支援していく取組や対象者についても、農福及び産学官連携など多様化しているため、補助要綱を統合・改変し、「伊勢市競争力強化チャレンジ応援事業補助金」を制定した。今後②での調査、分析等を踏まえより効果的に支援できるようにしていく必要がある。 また、支援した事業については、今後6次産業化に向けて、ふるさと納税返礼品への登録など、市を代表する特産品とすべく考えていく。																		
	当初予算額	補正額	繰越額	流用・充用額	予算現額	執行済額													
事業費(千円)	3,648	0	0	0	3,648	2,000													

令和5年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	103	頁	説明資料	52	頁		
予算科目		款	8	観光費		項	1	観光費		目	1	観光総務費	
事業名		安全安心な観光地づくり推進事業											
事業の位置付け		第3次総合計画	633	満足度を高めるための受入環境・受入基盤整備			所属		観光振興課				
事業期間		(開始年度)		R4	～	(終了(予定)年度)		—	大事業		安全安心な観光地づくり推進事業		
事業目的	観光危機管理や受入環境整備の面から、さまざまな人が安全に安心して伊勢の観光を楽しめる環境を整え、訪れる人だけでなく住む人も満足ができる、持続可能な観光地づくりを行う。感染症や自然災害への対策、多言語対応等の取組みを推進する。								普通建設				
							事業分類区分	○	重点		新規		
								○	まち・ひと・しごと		定住		
							SDGs	8	経済成長と雇用				
11	持続可能な都市												
事業内容	■観光地感染防止対策事業 おもてなしの一環として消毒液の設置を行い、選ばれる観光地として感染防止等に関するPRを行う。 ■内宮前観光地域力向上事業 内宮周辺をモデル地区とし、安全安心な観光地として観光客を受入する対策等について、検討を進める。 ■観光地等混雑状況配信事業 市内主要観光地の混雑状況のウェブ配信と予測を行う。 ■観光地等混雑緩和事業 伊勢市駅及び観光案内所等にデジタルサイネージを設置し、観光情報と混雑情報の非接触案内を行う。 ■日英併記案内看板整備工事 伊勢志摩国立公園区域内に、日英併記案内の整備を進める。 ■観光アドバイザー派遣事業 多様な観光課題を解決させるため、地域や観光事業者からの依頼等に基づいて観光アドバイザーを派遣し、観光地としての課題解決と魅力向上を図る。												
進捗状況	■観光地感染防止対策事業 市内66箇所に消毒液の設置を行っている。 ■内宮前観光地域力向上事業 観光客が避難生活を行う施設の検討を行った。6月に発生した線状降水帯によって内宮エリアを中心に浸水の被害を受けたことをきっかけに危険箇所の確認、側溝清掃、水囊の設置研修等を実施した。 ■観光地等混雑状況配信事業、観光地等混雑緩和事業 市内主要観光地の混雑状況のウェブ配信と予測を行った。閲覧数(4月～9月):14,996回 伊勢市駅及び観光案内所等に設置したデジタルサイネージにより、観光情報と混雑情報の非接触案内を行った。使用実績(4月～9月):8,711回 ■日英併記案内看板整備工事 一宇田町、朝熊町地内への設置に向けて地元調整を実施し、設置工事の発注準備を行っている。 ■観光アドバイザー派遣事業 観光事業者からの依頼等に基づいて観光アドバイザーを派遣する。派遣実績(4月～9月):0件												
事業を取り巻く状況等	・伊勢市を訪れる観光客については、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少したが、その影響も徐々に少なくなり、観光客も増加している。 ・新型コロナウイルス感染症に関する安全・安心な受入環境対策を中心に事業を実施していたが、今後は多様化する観光客ニーズへの対応や、次期式年遷宮に向けた民族伝統行事等の実施により増加する見込みの観光客を安全安心に受け入れるための環境整備が求められる。 ・観光アドバイザー派遣事業については、持続可能な観光地としての事業者等が抱える課題や問題を解決していくことを目的としているため、上半期の実績はないものの、更なるPRを行い事業者等がアドバイスを受ける機会を設け、観光地としての課題解決と魅力向上を図る。												
当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額			
事業費(千円)		14,076		0		0		0		14,076		5,784	

令和5年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	111	頁	説明資料	59	頁
予算科目		款	9	土木費	項	5	都市計画費	目	5	街路事業費	
事業名		岡本吹上線改良事業									
事業の位置付け		第3次総合計画	729	道路・公園(その他)			所属	基盤整備課			
事業期間		(開始年度) R4 ~ (終了(予定)年度) R12			大事業		街路整備事業				
事業目的	宇治山田駅前の本路線は電線類が景観を阻害しており、また、地震による電柱の倒壊などの被害が懸念される。このため、電線類を地中化することにより、都市景観の向上と災害に強いまちづくりを進めるものである。								普通建設	○	
						事業分類 区分	○	重点		新規	
							○	まち・ひと・しごと		定住	
						SDGs	11	持続可能な都市			
	○全体事業 延長L=300m ○R5事業内容 詳細設計、試掘工事 ○実施場所 岩淵1丁目地内ほか ○根拠法令 無電柱化の推進に関する法律 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 ○特定財源 無電柱化推進事業費補助(国土交通省道路局所管) 補助率 5.5/10 ○効果 都市景観及び歩道の安全性が向上する。										
事業内容											
進捗状況	○岡本吹上線電線共同溝詳細設計業務委託 令和5年5月26日契約(委託期間 5/26～2/29)										
	○無電柱化推進事業費補助 ・交付決定内容 交付決定日 令和5年8月15日(交付決定の効力 令和5年4月1日から) 交付決定額 4,950千円(国費) 交付決定内容 電線共同溝設計										
	○事業調整 ・令和5年9月8日 電線事業者合同会議実施(整備手法の決定)										
	○詳細設計に必要な試掘工事を令和5年12月以降に実施予定。										
事業を取り巻く状況等	○物価高騰の影響で、工事費の増加が予測されるため、低コスト手法の活用や既設埋設物の支障移設を最小限に抑える。										
	○宇治山田駅前での整備工事の為、駅利用者やバス利用者などへ工事の影響を最小限に抑える。										
	○無電柱化推進計画に基づき、三重県と連携して外宮周辺の無電柱化を進めていく。										
	当初予算額	補正額	繰越額	流用・充用額	予算現額	執行済額					
事業費(千円)	10,850	0	0	0	10,850	8,449					

令和5年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	111	頁	説明資料	60	頁
予算科目		款	9	土木費	項	5	都市計画費	目	6	公園費	
事業名		集まれこどもたち公園整備事業									
事業の位置付け		第3次総合計画	729	道路・公園(その他)			所属	基盤整備課			
事業期間		(開始年度) R4 ~ (終了(予定)年度) R5			大事業		公園整備事業				
事業目的	交流拠点となる公園にインクルーシブな遊具を含む新たな遊具等を設置し、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に遊べ、多くの人が交流できる公園の整備を目指す。						普通建設				○
							事業分類区分	○	重点		新規
									まち・ひと・しごと		定住
							SDGs	11	持続可能な都市		
事業内容	○全体事業 公園整備2公園 朝熊山麓公園、大仏山公園										
	○実施年度 令和4年度～令和5年度										
	○R5事業内容 公園整備1公園 大仏山公園 (測量業務、詳細設計業務、整備工事)										
	○実施場所 小俣町新村地内										
事業内容	○根拠法令 都市公園法										
	○効果 都市公園の種別や地域特性、社会的需要に応じた交流拠点となる公園を整備することで地域住民や来訪者が集える憩いや子どもの遊び場が充実する。										
進捗状況	○大仏山公園測量業務委託 令和5年6月2日契約(委託期間 6/2～8/30)										
	大仏山公園詳細設計業務委託 令和5年6月2日契約(委託期間 6/2～10/31)										
	朝熊山麓公園銘板設置工事 令和5年4月18日契約(工事期間4/18～6/16)										
	○みえ子ども・子育て応援総合補助金 ・交付決定日 令和5年8月17日 ・交付決定額 18,000千円(県費)										
進捗状況	○企業版ふるさと納税 R5.4/1～R6.3/31										
	○ふるさと納税型クラウドファンディング R5.10/6～R6.1/3										
	○公園整備に関する意見聴取 ・小学校インクルーシブ授業実施(2回) ・市民団体との大仏山公園整備に関する座談会(3回) ・大仏山公園遊具設置に関するアンケート実施 R5.7/29～8/6										
	○大仏山公園整備工事を11月以降に実施予定。										
事業を取り巻く状況等	○市民や関係団体等の意見を参考にするとともに、SNSを活用したアンケートによって多くの方にインクルーシブな遊具を含めた遊具選定を行うことにより、誰もが一緒に遊べ、多くの人が交流できる公園整備を行う。										
	○物価高騰の影響で、工事費の増加が予測されるため、効果的かつ経済的な整備を行う。										
	当初予算額		補正額		繰越額		流用・充用額		予算現額		執行済額
事業費(千円)	94,700		0		0		0		94,700		9,636

令和5年度 執行状況			会計	1	一般会計	予算書	113	頁	説明資料	61	頁
予算科目		款	9	土木費	項	6	住宅費	目	2	住宅対策費	
事業名		住宅・空家リフォーム促進事業									
事業の位置付け		第3次総合計画	752	空家等対策の推進			所属	住宅政策課、商工労政課			
事業期間		(開始年度)		H23	～	(終了(予定)年度)		—	大事業	住宅対策事業	
事業目的	空家の機能回復と改善の促進により、その活用・流通並びに、移住と定住を図るため、空家のリフォーム工事費の一部を補助する。 また、市内の住宅関連産業の振興を促進し、地域経済の活性化を図るため、住宅のリフォーム工事費の一部を補助する。								普通建設		
							事業分類 区分	○	重点		新規
								○	まち・ひと・しごと		
							SDGs	8	経済成長と雇用		
11	持続可能な都市										
17	実施手段										
事業内容	【空家リフォーム促進事業】(住宅政策課 実施事業) ≪補助対象者及び補助対象物件≫ ・補助対象者:空家をリフォームし、3年以上居住する世帯、又は売買・貸借する空家所有者等 ・補助対象物件:耐震性能を有する一戸建て住宅の空家 ≪補助対象工事・条件≫ ・市内に主たる事業所を有する事業者が補助対象工事の施工業者であること。 ・20万円以上の補助対象工事(リフォーム)に要する工事費の1/2を補助 (一般世帯・空家所有者等は上限30万円、子育て世帯・市外から移住する世帯は50万円)										
	【住宅リフォーム促進事業】(商工労政課 実施事業) ≪補助対象者及び補助対象物件≫ ・補助対象者:市内に住所を有する個人 ・補助対象物件:自らが居住する住宅(併用住宅含む) ≪補助対象工事・条件≫ ・市内に主たる事業所を有する事業者が補助対象工事の施工業者であること。 ・20万円以上の補助対象工事(リフォーム)に要する工事費の10%を補助(上限5万円) ・併用住宅の場合は住宅部分のみ対象。										
進捗状況	【令和5年度9月末時点の状況】 ≪空家リフォーム促進事業補助金≫ ・空家リフォーム促進事業補助金交付決定済件数 6件(交付決定金額 2,158,000円) 一般世帯 1件 空家所有者 2件 子育て世帯 3件 ※今後、一般世帯において2件交付決定予定 ・啓発活動・・・市広報・ホームページ・SNS及び空家パンフレットでの告知に加え、建設関係団体にも周知を行い利用の促進を図った。 ≪住宅リフォーム促進事業補助金≫ ・交付決定済件数 206件(交付決定金額9,993,000円) ※9月5日に申請額が予算額に達したため受付を終了した。 ・啓発活動・・・年度始めに、市広報やホームページでの告知に加え、建設関係団体へ周知を行い、利用の促進を図った。										
	【空家リフォーム促進事業補助金】 現在の空家リフォーム促進事業補助金は、空家の住宅機能向上等を図る事業のみ補助金の交付対象としている。今後、空家の利活用を更に促進するための方策を検討していく。 【住宅リフォーム促進事業補助金】 デジタル化については、現状として申請時に個人情報を含む書類が多くあり、また、工事内容について見積書、図面、写真等を見ながら確認を行う場合が多いなど、電子での申請には課題があるものの、申請者からデジタル化の要望もあることから、実績報告などの書類が少ない手続きについて、段階的に電子化を取り入れる準備を行っている。										
事業を取り巻く状況等											
	当初予算額	補正額	繰越額	流用・充用額	予算現額	執行済額					
事業費(千円)	20,000	0	0	0	20,000	12,151					

公共施設等総合管理計画の一部改訂について

1 背景と目的

人口減少や少子高齢化等により、財政状況が厳しさを増す中、将来の公共施設等の更新や維持管理に要する経費を確保することが課題となった。このことから、長期的な視点で公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、総務省は平成 26 年 4 月に、各市区町村に対して公共施設等総合管理計画の策定を要請し、本市においては、「伊勢市公共施設等総合管理計画」を平成 28 年 3 月に策定した。

計画策定から一定の期間が経過し、総務省の公共施設等総合管理計画の策定に関する指針の改訂があり、計画の見直しも要請されたことから、計画を一部改訂するものである。

2 改訂内容

改訂にあたっては、総務省の指針改訂に伴う追加項目以外にも、施設類型別計画の策定に伴う対策効果額や、本市を取り巻く状況の変化等を踏まえた時点修正等を行った。

(1) 総務省の指針に基づき項目等を追加

- ・施設保有量の推移 (P8)
- ・経過年数の状況 (P9)
- ・有形固定資産減価償却率の推移 (P10)
- ・過去に行った対策の実績 (P10)
- ・維持管理経費等に係る長中期的な経費の見込み (P28. P29)
- ・脱炭素化の推進方針 (P32)

(2) 策定から一定期間の経過に伴う、状況変化等を反映 (時点修正等)

- ・施設状況 (全般)
- ・人口の現状 (P12-P14)
- ・財政状況 (P15. P16)

(3) その他 (字句修正等)

【案】

伊勢市
公共施設等総合管理計画
.....
(改訂版)

平成28年3月 策定
平成30年9月 改訂
令和5年 月 改訂

目 次

第1章 はじめに

1. 1 背景と目的	1
1. 2 計画の位置付け	2
1. 3 計画期間	3
1. 4 対象範囲	3
1. 5 更新等費用の推計方法	3
1. 6 実施計画の策定	5

第2章 公共施設等の現状と将来見通し

2. 1 公共施設の現状	6
2. 2 インフラ資産の現状	11
2. 3 人口の現状と将来展望	12
2. 4 財政の現状と今後の見通し	15
2. 5 本市の現状と課題の基本認識	19

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

3. 1 基本的な考え方（共通方針）	20
3. 2 基本方針	21
3. 3 目標値の設定と目標達成の手段	22
3. 4 具体的な実施方針	30
3. 5 公共施設の整備方針を定める方法	34

第4章 推進体制

4. 1 全庁的な取組体制の構築	37
4. 2 財政との連携	38
4. 3 情報の管理と共有	38
4. 4 フォローアップの実施方針	38
4. 5 議会や市民との情報共有	38

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

5. 1 施設類型ごとの基本的な方針（公共施設）	39
5. 2 施設類型ごとの基本的な方針（インフラ資産）	60

巻末資料（用語の解説）	74
-------------	----

第1章 はじめに

1. 1 背景と目的

市民生活やあらゆる社会経済活動は、学校等の公共施設（建築物）や、道路、上下水道等のインフラ資産によって支えられています。

しかし、それら公共施設等の多くは、高度経済成長期とその後の十数年の期間に建設されており老朽化が進んでいるため、今後、次々と大規模改修や建替えといった更新時期を集中的に迎えることが見込まれます。

一方で、人口減少・少子高齢化の進行が深刻であり、公共施設等における今後の利用需要の変化を想定した公共サービスのあり方を見直すことや、生産年齢人口の減少による市税収入の減少、扶助費等の社会保障費の増加による財政状況の悪化が著しくなる中、老朽施設の更新経費や維持管理経費を確保していくことが大きな課題となっています。

国においては、インフラの老朽化が急速に進行する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、続く平成26年4月には、総務省から各自治体に対して「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」の通知がなされ、今後の公共施設等の戦略的な管理方針等を定めた計画の策定が要請されました。

こうした背景から、本市においては、長期的な視点をもって、限られた財源を有効に配分し、市民の皆様が安全・安心に公共施設等を利用いただくことを基本に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことを目的として、平成28年3月に『伊勢市公共施設等総合管理計画』（以下、「本計画」という）を策定しました。

その後、総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂」を受けて、本計画を一部改訂しています。

1. 2 計画の位置付け

本市では、第1次行財政改革大綱（平成18年6月策定）に定める財政健全化の方針を受けて策定された『伊勢市行財政改革大綱実施計画』において、「公の施設の見直し、再編、廃止」を進める上での基本的な考え方として、「公の施設の統廃合等に係る基準～施設見直しガイドライン」（以下、「H19基準」という）を平成19年12月に策定しました。

また、平成24年8月には、「伊勢市公共施設マネジメント白書」（以下、「白書」という）を発行し、全市的に公共施設に関する課題の共有を図りました。

本計画は、H19基準及び白書を発行した理念を引き継ぐとともに、前述の総務省通知の要請に従い、同省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、本市の公共施設等（公共施設及びインフラ資産）の今後のあり方について、基本的な方向性を示すものとして位置付けるものとします。

■他の計画との関連

- 本計画は、第3次伊勢市総合計画（平成30年度～令和11年度）の「第8章市役所運営－第1節行財政運営」に位置付けられています。
- 本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画のうち、地方公共団体が策定すべき計画に該当するものです。

～「公の施設の統廃合等に係る基準～施設見直しガイドライン」の概要～ (平成19年12月策定)

(見直し対象施設)

- ① 同種の施設が複数ある（他の公の施設、民間施設など）施設
- ② 老朽化が著しい施設
- ③ 市民利用が著しく低い施設
- ④ 設置目的や意義が希薄化等をしている施設
- ⑤ 維持管理経費が高額な施設
- ⑥ 市が直営で管理運営している施設

(見直しの手法)

- ① 指定管理者制度への移行
- ② 民営化
- ③ 他の施設との統合
- ④ 管理統合
- ⑤ 施設の廃止
- ⑥ 施設の転用

1. 3 計画期間

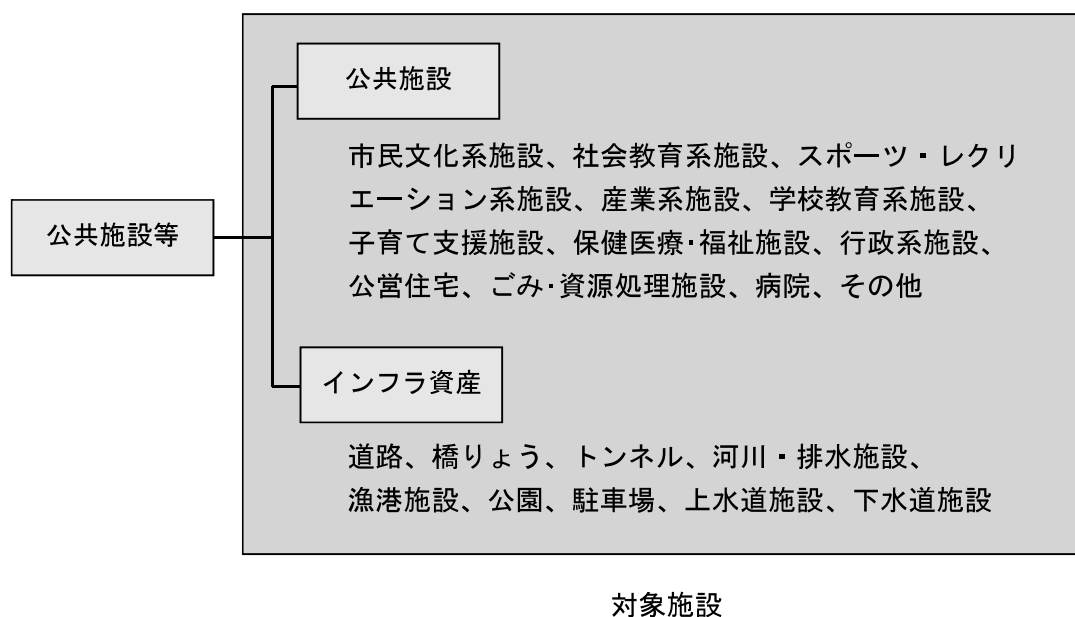
本市における公共施設の大規模改修及び建替えの時期やインフラ資産の更新時期は、今後約 30 年間に集中することが見込まれます。

このことから、本計画の計画期間を 2044 年度（令和 26 年度）までの 30 年間と定めます。

なお、本市を取り巻く社会情勢の変化や国の施策等の進ちょく状況、上位計画・関連計画との整合、新公会計制度の導入に伴い整備する固定資産台帳を活用した分析などを踏まえ、取り組み方針や具体的な目標設定などを充実・継続的な見直しを行うこととします。

1. 4 対象範囲

本計画においては、公営企業に係る施設等も含め、本市が保有する全ての公共施設（学校等の建築物）、インフラ資産（道路、橋りょう、上下水道施設等）を対象とします。（以下、「公共施設等」という）



1. 5 更新等費用の推計方法

本計画の策定にあたっては、公共施設については、総務省が公開している更新費用試算ソフト（以下、「試算ソフト」という）を活用し、更新費用の推計を行うこととします。

また、インフラ資産については、試算ソフトによらず、各施設所管部署において資産ごとに更新及び新規整備等に係る費用を推計することとします。

公共施設（建築物）の試算条件

1 基本的な考え方

- (1) 試算期間：調査年度から 40 年間
- (2) 耐用年数の設定：目標耐用年数 60 年（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）

(3) 更新年数の設定

- 建設時より 30 年後に大規模改修を行い、60 年間使用して同床面積で建替えと仮定（建物附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数がおおむね 15 年であることから、2 回目の改修である建築後 30 年で建築物の大規模改修を行い、その後 30 年で建て替えると仮定）

※大規模改修：老朽化した箇所を部分的に修繕するのではなく、他の部分をまとめて当初の機能を超えて改修する

- 試算の時点で、建設時からの経過年数が 31 年以上 50 年未満の施設については、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定
 - 試算の時点で、建設時より 50 年以上経過している施設については、建替えの時期が近いため、大規模改修は行わないと仮定
 - 試算の時点で、建設時より 61 年以上経過している施設については、建替えにかかる費用を今後 10 年間で均等に配分
- (4) 建替え等期間：建替えは 3 年間、大規模改修は 2 年間とする

2 対象とする公共施設

- 学校教育系施設、文化施設、庁舎等の普通会計及び病院事業会計に係る建築物
- 建替えを想定していない文化財は対象外
- 上水道・下水道会計の施設は各インフラ資産に計上
- 病院については建築物のみを対象とし、医療機器類は対象外

3 設定単価

大分類	建替え (万円/㎡)	大規模改修 (万円/㎡)
市民文化系施設	40	25
社会教育系施設	40	25
スポーツ・レクリエーション系施設	36	20
産業系施設	40	25
学校教育系施設	33	17
子育て支援施設	33	17
保健医療・福祉施設	40, 36	25, 20
行政系施設	40	25

大分類	建替え (万円/㎡)	大規模改修 (万円/㎡)
公営住宅	28	17
ごみ・資源処理施設	36	20
病院	40	25
その他	36, 33	20, 17

- ※ 単価は、先行して更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績や設定単価等をもとに総務省が設定
- ※ 落札価格ではなく、予定価格又は設計価格を想定して設定
- ※ 建替えに伴う解体費、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定
- ※ 大規模改修の単価は、建替えの約6割で想定するのが一般的とされている
- ※ 更新単価に、物価変動率、地域差は考慮しない

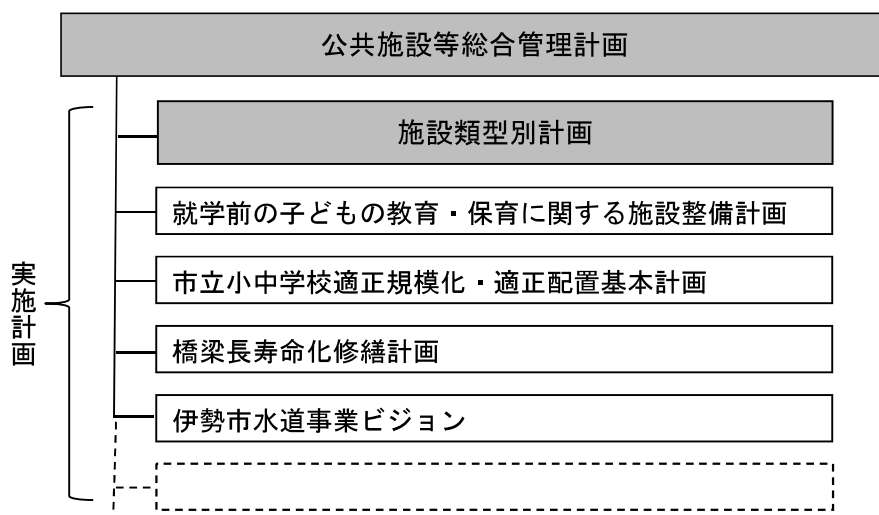
1. 6 実施計画の策定

本計画においては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方や具体的な実施方針と併せ、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めることとします。

これらの方針等に基づき、本計画の実施計画として、施設類型別にその所管部署において、施設個々の将来の管理の考え方を定める施設類型別計画を策定します。

このことから、既に策定済みである、「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」や「各長寿命化計画」等の個別施設計画については、本計画の実施計画に位置付けることになります。但し、策定済みの個別施設計画であっても、本計画全体の進捗よくを図る視点で、必要なものは見直しを行うことになります。

なお、施設類型別計画の策定にあたっては、単に、施設保有量の削減のみを目指すのではなく、地域における施設の配置状況と、その地域で将来において提供していくサービスの内容や必要性を検討し、地域別の適正な施設配置の考え方を整理していかなければなりません。



第2章 公共施設等の現状と将来見通し

2. 1 公共施設の現状

(1) 施設類型別の保有状況

本計画が対象とする公共施設は、令和5年3月31日時点で597施設、総延床面積は425,651㎡であり、市民一人当たり保有面積は、約3.51㎡となっています。

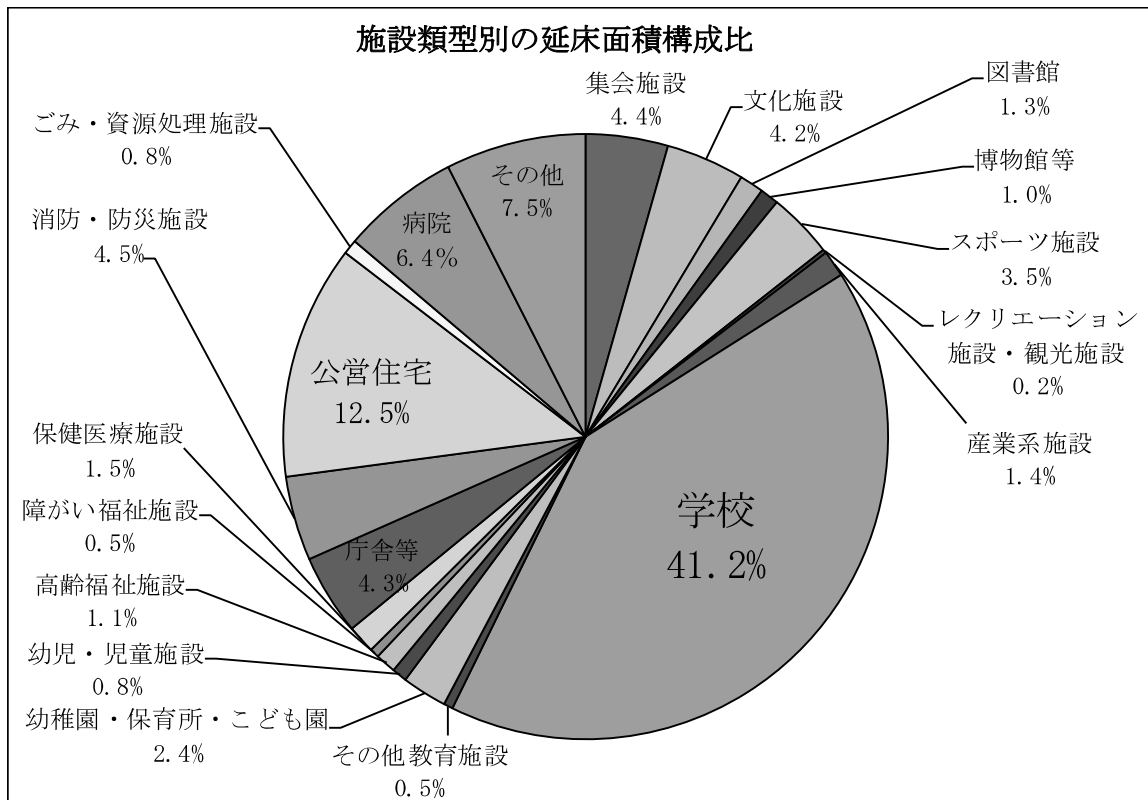
類型別にみると、学校が最も多く175,364㎡(41.2%)、次いで公営住宅が53,220㎡(12.5%)で、この2施設で全体の約5割を占める状況です。

公共施設のうち、学校が最も多くの面積を占めているのは、全国の市区町村に共通する傾向です。

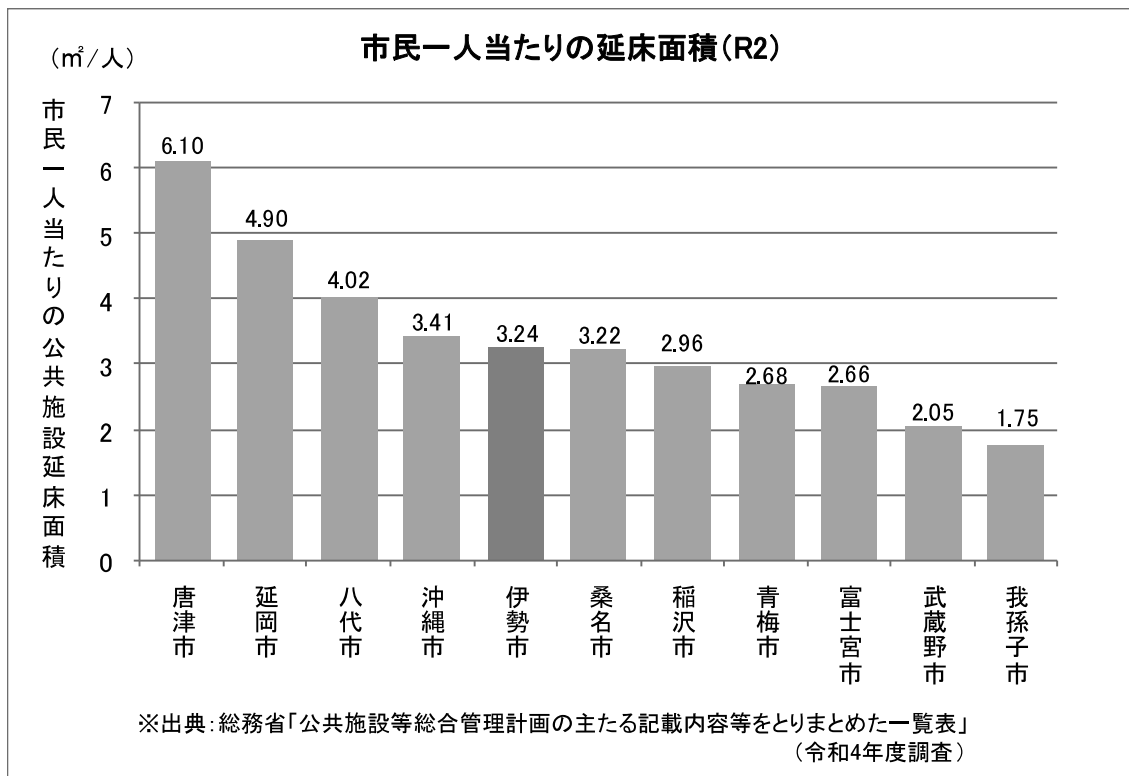
➤ 少子化が進む中で、学校数の削減や複合化等の取組みは、本計画で大きな要素を占めます。

分 類		施設数			延床面積(㎡)		
大分類	中分類	H27.4.1	R5.3.31	増減	H27.4.1	R5.3.31	増減
市民文化系施設	集会施設	66	62	▲4	19,382	18,757	▲625
	文化施設	6	6	0	17,982	17,982	0
社会教育系施設	図書館	2	2	0	5,657	5,657	0
	博物館等	5	5	0	4,366	4,366	0
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	10	10	0	15,031	14,968	▲63
	レクリエーション施設・観光施設	6	6	0	1,121	863	▲258
産業系施設	産業系施設	7	7	0	5,787	5,787	0
学校教育系施設	学校	36	32	▲4	178,784	175,364	▲3,420
	その他教育施設	1	1	0	2,158	2,158	0
子育て支援施設	幼稚園・保育所・認定こども園	24	12	▲12	16,101	10,318	▲5,783
	幼児・児童施設	7	13	6	2,371	3,534	1,163
保健医療・福祉施設	高齢福祉施設	8	5	▲3	6,132	4,615	▲1,517
	障がい福祉施設	7	5	▲2	2,587	2,257	▲330
	保健医療施設	12	12	0	6,378	6,186	▲192
行政系施設	庁舎等	4	4	0	18,612	18,312	▲300
	消防・防災施設	104	123	19	7,808	19,222	11,414
公営住宅	公営住宅	44	40	▲4	54,606	53,220	▲1,386
ごみ・資源処理施設	ごみ・資源処理施設	155	155	0	3,270	3,270	0
病院	病院	1	1	0	22,459	26,973	4,514
その他	その他	75	96	21	8,069	31,842	23,773
合計		580	597	17	398,661	425,651	26,990

※ 財団法人 自治総合センターより提示されている分類を参考に分類



公共施設の類型別の延床面積構成比



市民一人当たりの公共施設の延床面積 (㎡/人) ～人口規模の類似する団体との比較

(2) 施設保有量の推移

本市の公共施設の延床面積は、令和5年3月31日時点で425,651㎡となっており、計画策定時の398,661㎡と比較すると26,990㎡の増となっています。これは、この間に除却等した施設の延床面積の合計が36,415㎡であった反面、新たに整備した施設の延床面積の合計が63,405㎡となったためです。

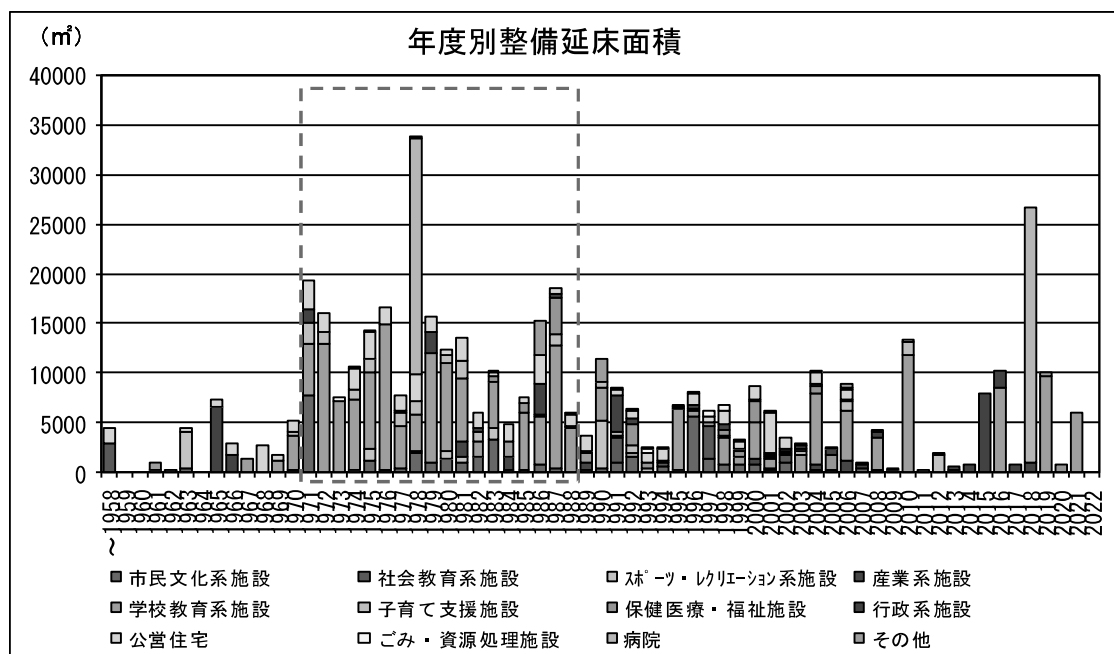
延床面積が増加した理由として、津波避難施設及び学校統合による新設校の建築、病院の建替えなど大型の公共施設整備事業が実施されたことがあげられます。

年 度	計画 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
延床面積 (㎡)	398,661	400,037	407,704	434,264	421,830	422,394	426,563	425,651

(3) 築年別の整備状況

本市の公共施設は、昭和40年代半ば以降の昭和の時代（1971年から1988年）に集中して建築されており、施設の老朽化が進行しています。現状のまま持ち続けると、大規模改修や建替えといった更新時期を集中的に迎えることが以下のグラフから見て取れます。

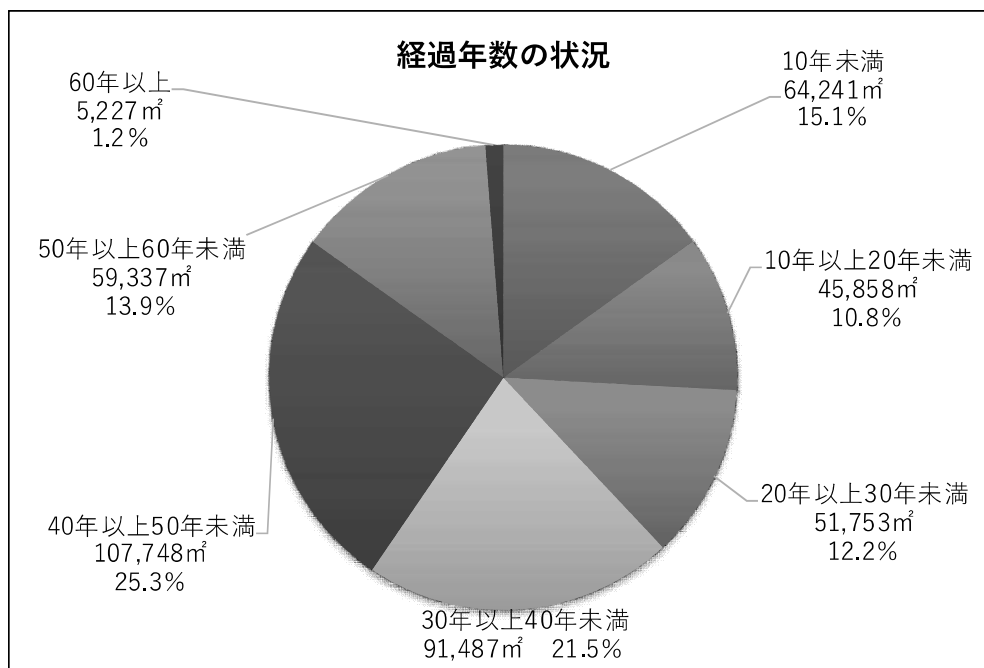
- 人口減少・少子高齢化社会における施設利用需要の変化を想定した、施設類型別の将来のあり方を検討し、重点化や優先順位付けが必要となります。



公共施設の年度別整備延床面積の推移

(4) 経過年数の状況

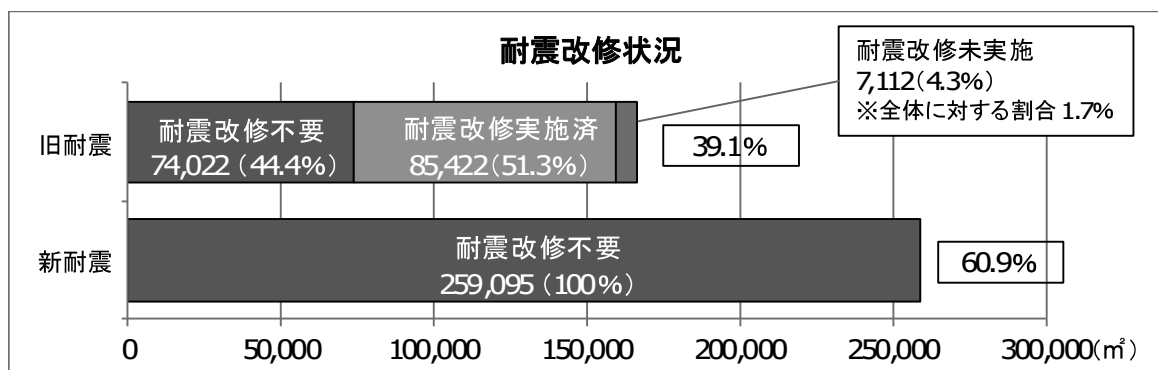
本市の公共施設における経過年数別の延床面積は、令和5年3月31日時点で以下のとおりです。一般的に、建築物は30年を経過すると大規模な改修が必要といわれています。建築後、30年以上経過した施設の延床面積は全体の約62%を占め、さらに10年後には約74%となる見込みです。



公共施設の経過年数の状況

(5) 耐震化の状況

本市においては、平成20年6月に伊勢市耐震改修促進計画を策定し、公共施設の耐震化を促進してきました。その結果、令和5年3月31日時点において、耐震化は一部施設を除いてほぼ完了しています。



公共施設の耐震化の状況

(6) 有形固定資産減価償却率の推移

本市の公共施設における有形固定資産減価償却率は、平成28年度の55.49%から、令和3年度には60.64%となっており、増加傾向が続いています。このことは、施設の老朽化が進行していることを示しており、今後も計画的に公共施設の老朽化対策等に取り組んでいく必要があります。

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
有形固定資産 減価償却率(%)	55.49%	57.21%	56.90%	58.59%	59.07%	60.64%

(7) 過去に行った対策の実績

本市が平成28年度から令和4年度に行った、公共施設の長寿命化、複合化・集約化、除却、譲渡の主な実績は以下のとおりです。

種 別	施設名等
長寿命化	・西豊浜団地屋根改修工事【H28】 ・伊勢市役所本庁舎改修工事【H29】 ・小俣総合体育館アリーナ天井等改修工事【H30】 ・民話の駅蘇民改修工事【R1】 ・御薊第一保育園防水等改修工事【R2】 ・倭隠岡団地屋根等改修工事【R3】 ・旭団地屋根等改修工事【R4】
複合化・集約化	・二見浦小学校(二見小学校、今一色小学校)【H29】 ・伊勢宮川中学校(宮川中学校、沼木中学校)【H29】 ・桜浜中学校(豊浜中学校、北浜中学校)【H31】 ・みなと小学校(神社小学校、大湊小学校)【R3】 ・朝熊市民館(大久保市民館、朝熊教育集会所)【R4】
除却	・管理棟A(北)【H28】 ・明野第5・6地区防災倉庫【H29】 ・旧中小俣公園跡トイレ【H30】 ・旧厚生・早修分団車庫【R1】 ・市営旭ヶ台団地【R1】 ・(旧)竹ヶ鼻地区集会所【R2】 ・黒瀬地区集会所【R2】 ・大久保地区集会所【R4】 ・朝熊教育集会所【R4】
譲渡	・二見デイサービスセンター【H29】 ・工房そみん【H29】 ・小俣さくら園【H29】 ・御薊しらぎく園【H29】 ・大世古保育所【R1】 ・保育所あけぼの園【R3】 ・重度身体障害者デイサービスセンター「くじら」【R3】 ・朝熊地区集会所【R4】 ・高城保育園【R4】

2. 2 インフラ資産の現状

(1) インフラ資産の保有状況

本市のインフラ資産（運用管理を行う建物を含む）の保有状況は、令和5年3月31日時点で、次のとおりとなっています。

➤ インフラ資産は、市民の社会生活の基盤となるものでありますが、長期的な視点をもって財政負担の軽減を目指すことが求められます。

■令和5年3月31日時点の現状

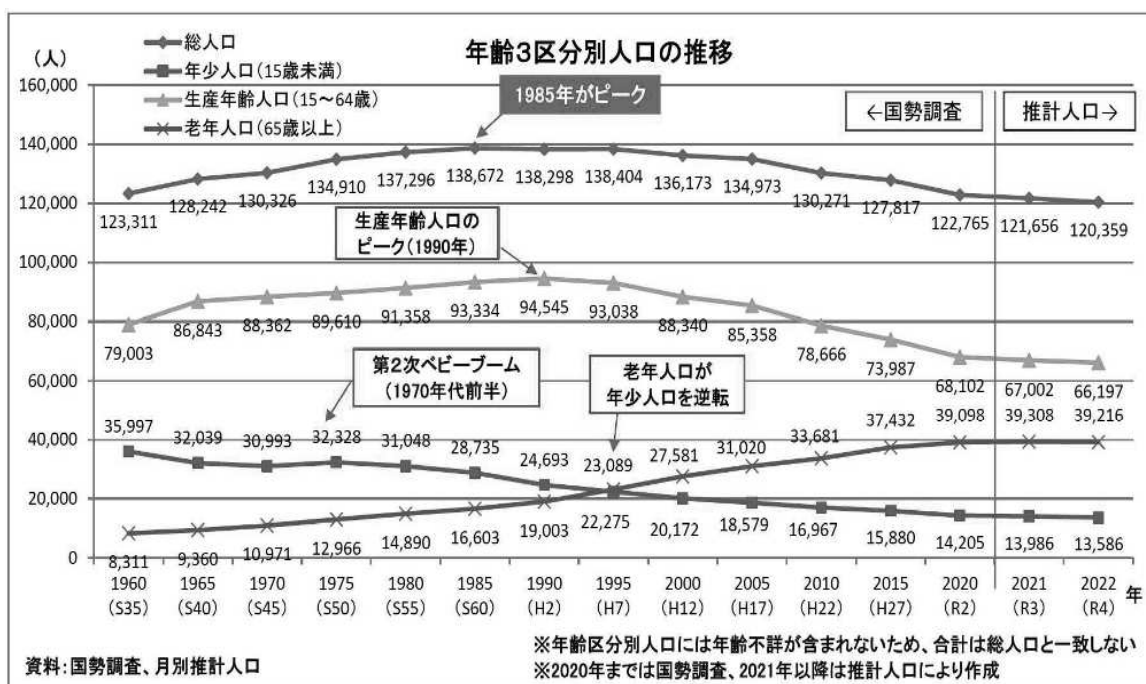
分 類		延長等数量		
大分類	中分類	H27. 4. 1	R5. 3. 31	増 減
道路	市道	877, 180m	924, 680m	47, 500
	農道	64, 824m	66, 334m	1, 510
	林道	15, 999m	15, 999m	0
橋りょう	橋りょう	450 橋	438 橋	▲12
トンネル	トンネル	2 箇所	2 箇所	0
河川・排水施設	準用河川	23 河川	23 河川	0
	排水路	—	—	—
	都市ポンプ場	39 箇所	41 箇所	2
	農業用排水機場	34 施設	34 施設	0
漁港施設	漁港施設	4 港	4 港	0
公園	公園	220 箇所	250 箇所	30
駐車場	駐車場	14 箇所 (2, 104 台)	14 箇所 (2, 160 台)	0 (56 台)
上水道施設	管路	863, 777m	953, 744m	89, 967
	水源地	7 箇所	7 箇所	0
	配水池	14 箇所	15 箇所	1
	加圧ポンプ場	9 箇所	15 箇所	6
下水道施設 (汚水)	污水管渠	385, 545m	486, 102m	100, 557
	小規模中継ポンプ場	73 箇所	100 箇所	27
	処理場	1 箇所	1 箇所	0
下水道施設 (雨水)	雨水管渠	12, 146m	12, 270m	124
	ポンプ場	10 箇所	12 箇所	2

2. 3 人口の現状と将来展望

(1) 人口の推移

総人口は、1985年（昭和60年）にピーク（138,672人）を迎え、その後減少に転じ、既に本格的な人口減少局面に入りつつあります。年齢3区分別人口では、年少人口は、第2次ベビーブーム時には一時増加したものの以降は減少が続き、生産年齢人口は、1990年をピークに減少傾向となっています。一方、老年人口は、1995年には年少人口を上回り、一貫して増加が続いています。年齢3区分別人口比率では、生産年齢人口比率と年少人口比率は低下が続いており、老年人口比率が高まっています。

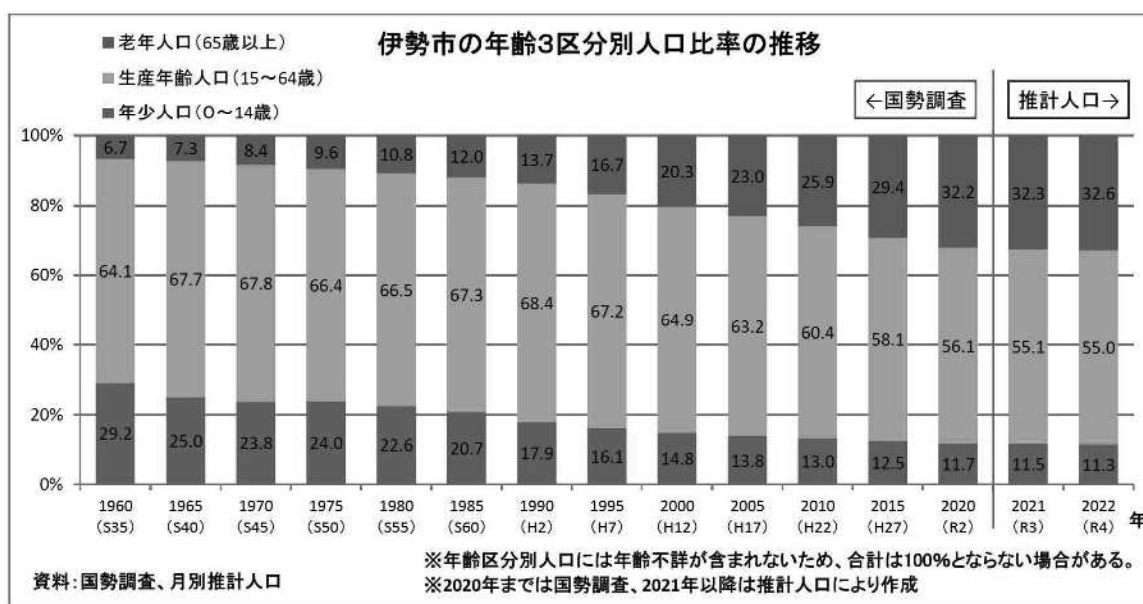
- 生産年齢人口は本市の財政を支える年齢層であり、その減少は税収の減少に直結します。また、老年人口の増加は、扶助費などの義務的経費の増大につながります。
- これらの人口構成の変化は、「財政力の低下」「公共施設に対するニーズの変化」に大きく影響を及ぼすことを認識しなければなりません。



※国勢調査人口：5年ごとに実施される国勢調査による人口で、住民登録の有無にかかわらず、現在の居所により集計される。

※推計人口：国勢調査人口を基礎として、住民基本台帳における動態結果（出生・死亡・転入・転出）を加減して算出する。

伊勢市の総人口・年齢3区分別人口の推移



伊勢市の年齢3区分別人口比率の推移

(2) 人口の将来展望

本市においては、人口の現状を分析するとともに、今後本市が目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する「伊勢市人口ビジョン」を平成27年10月に策定し、令和2年3月に改訂しました。

伊勢市人口ビジョンでは、「目指すべき将来の方向」を踏まえた取組みが実現した場合の、自然増減及び社会増減の改善の仮定を設定し、本市の将来人口を展望すると、『2060年の総人口は、90,000人が確保される』としています。

<目指すべき将来の方向>

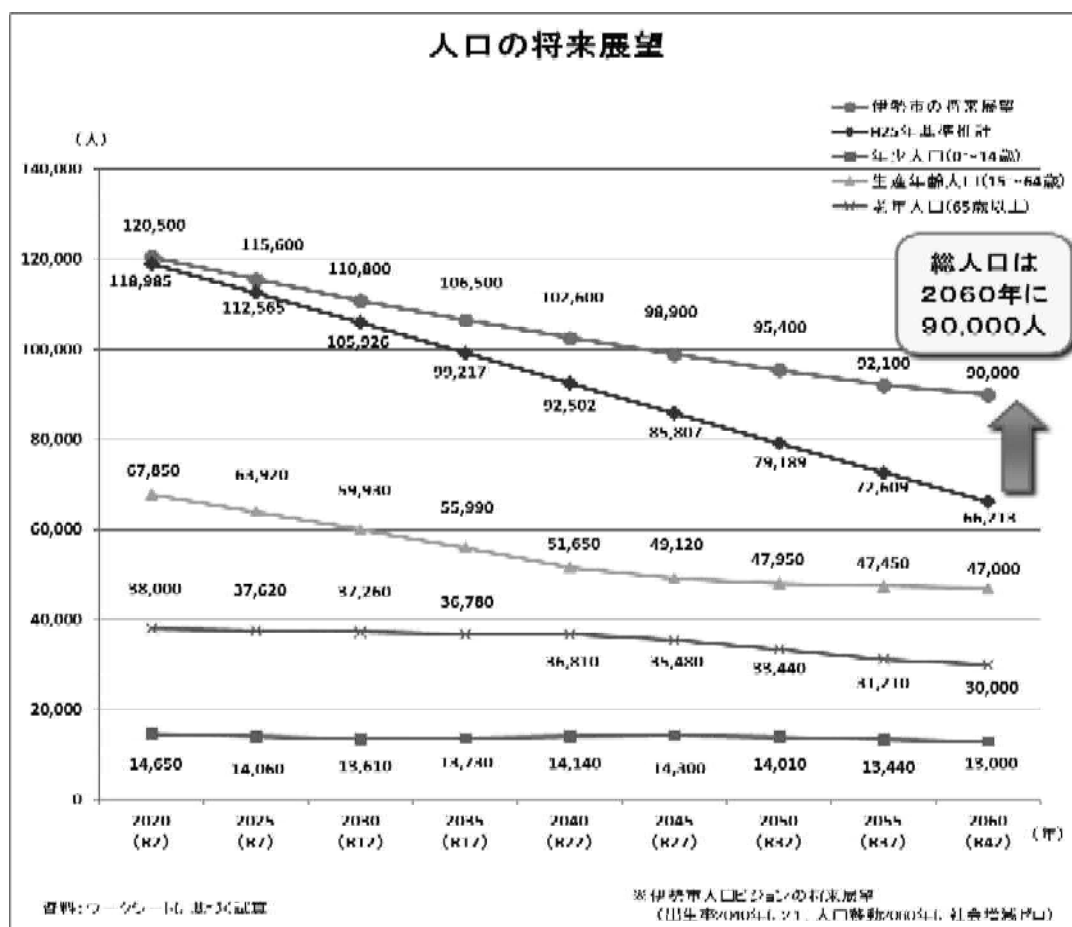
- ①若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、合計特殊出生率を向上させる
- ②安定した雇用の創出と新しい人の流れを生み出し、社会増減ゼロを目指す
- ③「暮らしやすいまち 伊勢」を構築するための取り組みを進め、人口減少の克服を図る

自然増減（合計特殊出生率）改善の仮定

合計特殊出生率が、2020年に1.6程度、2030年に1.8程度、2040年に2.1を達成し、以降2.1を維持する。

社会増減（転出抑制・転入促進）改善の仮定

社会増減が、2060年までに、ゼロの状態を達成し、以降もその状態を維持する。



人口の将来展望（伊勢市人口ビジョンより）

■人口の将来展望（2060年）の内訳

総人口	90,000 人	構成比	年少人口	13,000 人	約 15%
男 性	43,000 人	約 48%	生産年齢人口	47,000 人	約 52%
女 性	47,000 人	約 52%	老年人口	30,000 人	約 33%

H25 年基準推計は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」を基準とし、社人研の設定する仮定値に準拠し、将来人口の推計を行った場合の結果となります。現在の伊勢市の人口は、「自然減」「社会減」の両方が続いている状態にあり、有効な対策等を行わずに現状のまま推移した場合、2060 年の総人口は 66,213 人（年少人口 5,800 人、生産年齢人口 33,308 人、老年人口 27,105 人）になると推計されます。

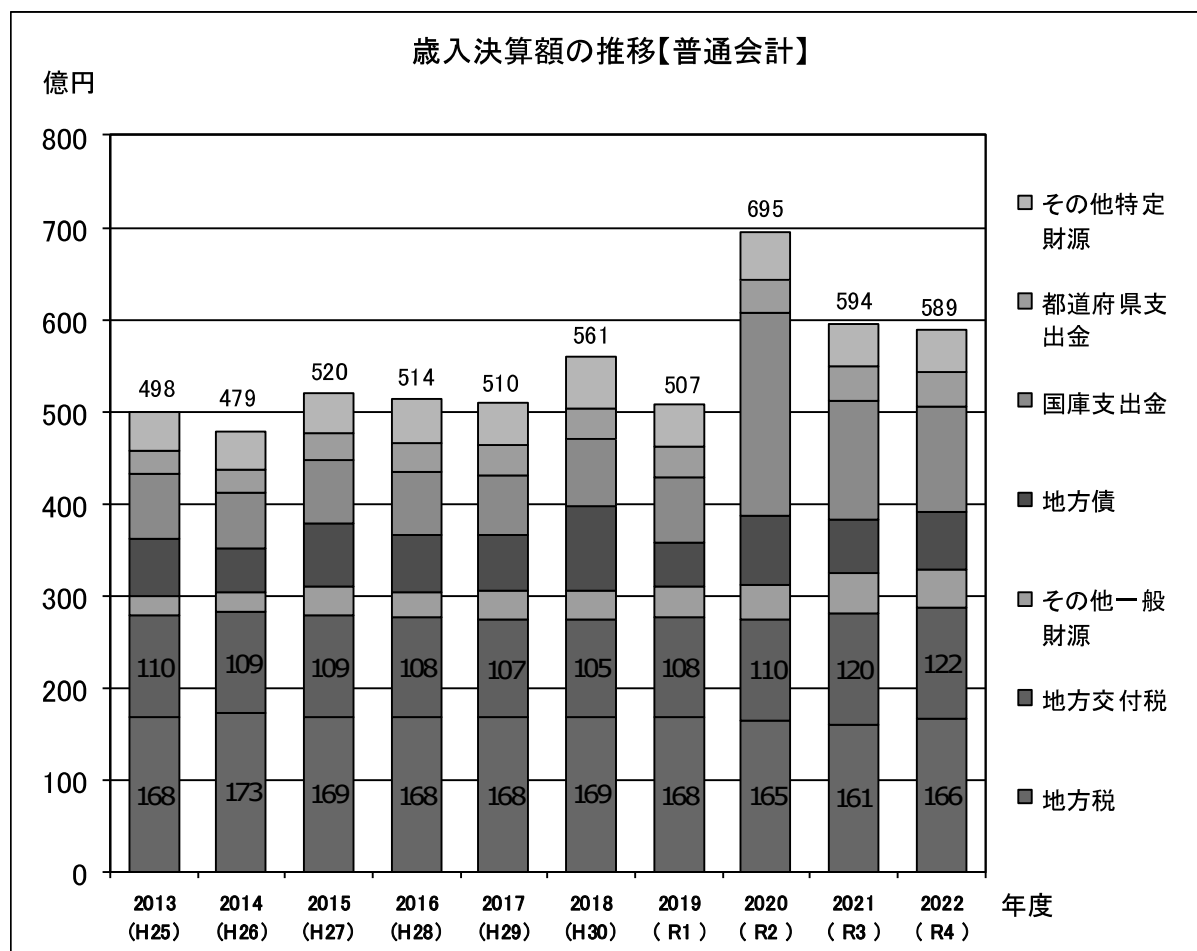
2. 4 財政の現状と今後の見通し

(1) 歳入の状況

平成 25 年度から令和 4 年度までの各年度の決算額は、概ね 480～590 億円の間で推移しています。令和 2 年度の決算額が平均より突出しているのは、特別定額給付金交付事業やワクチン接種事業など新型コロナウイルス感染症対策の財源として国庫支出金が臨時的に交付されたことによるものです。

科目別で各年度を比較すると、地方税や地方交付税等は同規模程度で推移している一方、地方債及び国庫支出金については、投資的経費の増減及び国の経済対策実施等の影響により、大きな差が生じています。

将来の人口推計では、今後も生産年齢人口の減少が推察され、税制度が改正されない前提では、地方税は減少していくものと見込んでいます。



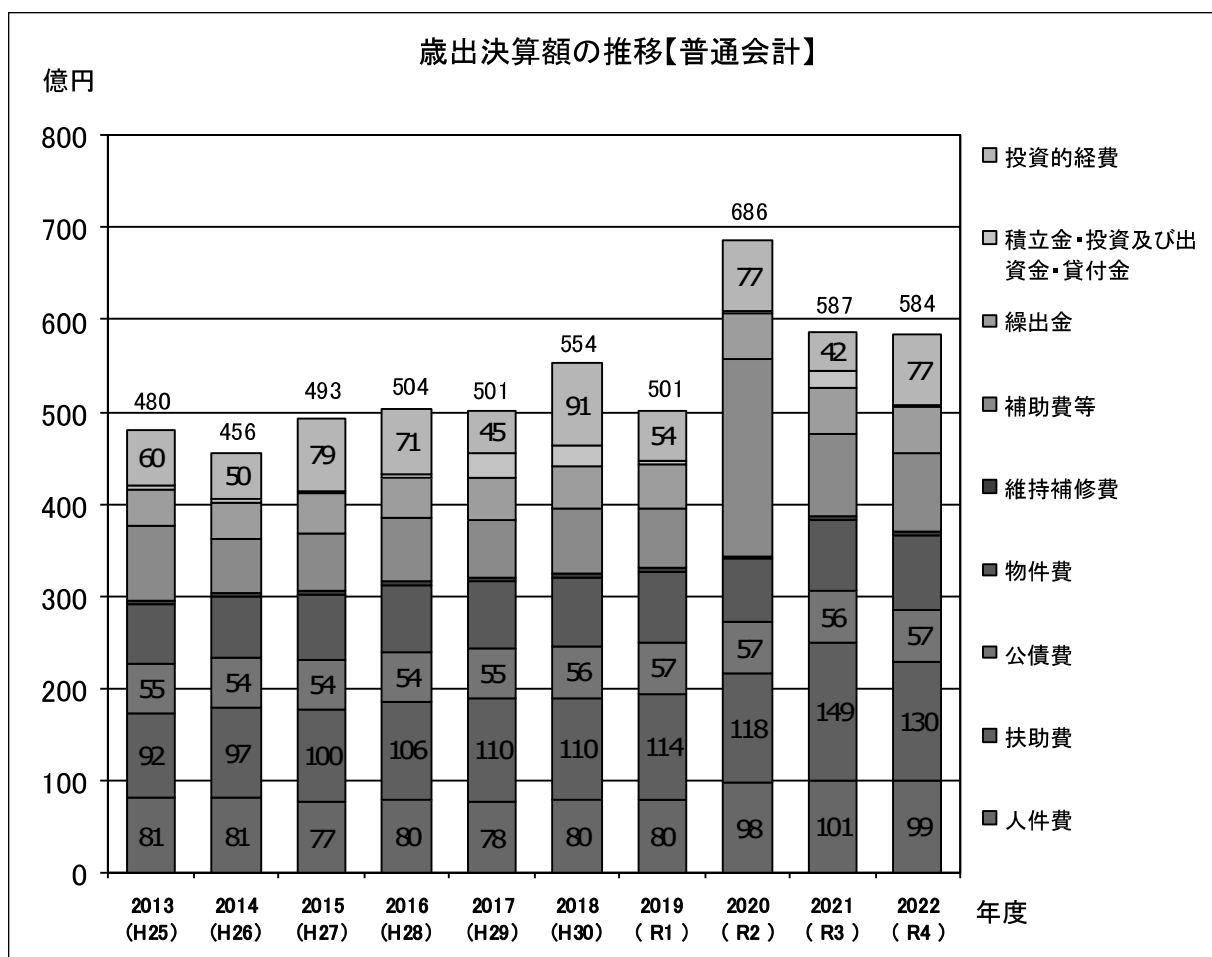
伊勢市の歳入状況

(2) 歳出の状況

平成 25 年度から令和 4 年度までの各年度の決算額は、概ね 460～590 億円の間で推移しています。令和 2 年度の決算額が平均より突出しているのは、特別定額給付金交付事業やワクチン接種事業をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策経費が増加したことによるものです。

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）のうち、扶助費は 10 年間で約 1.4 倍に増加しており、今度も増加傾向にあります。公債費については、市庁舎の改修や学校統合など大規模な建築事業に係る市債の償還により、令和元年度以降は 57 億円で高止まりしており、令和 5 年度以降も当面同額程度で推移する見通しです。

投資的経費は、大規模な建築事業の有無が決算額へ影響しています。投資的経費の財源である市債の償還金は、後年度に公債費へと計上されるため、普通建設事業は経年の実施計画を立てる、実施の優先順位をつける等、費用の平準化に努める必要があります。



伊勢市の歳出状況

(3) 公共施設等に係る更新等費用の見通し(耐用年数経過時に単純更新した場合)

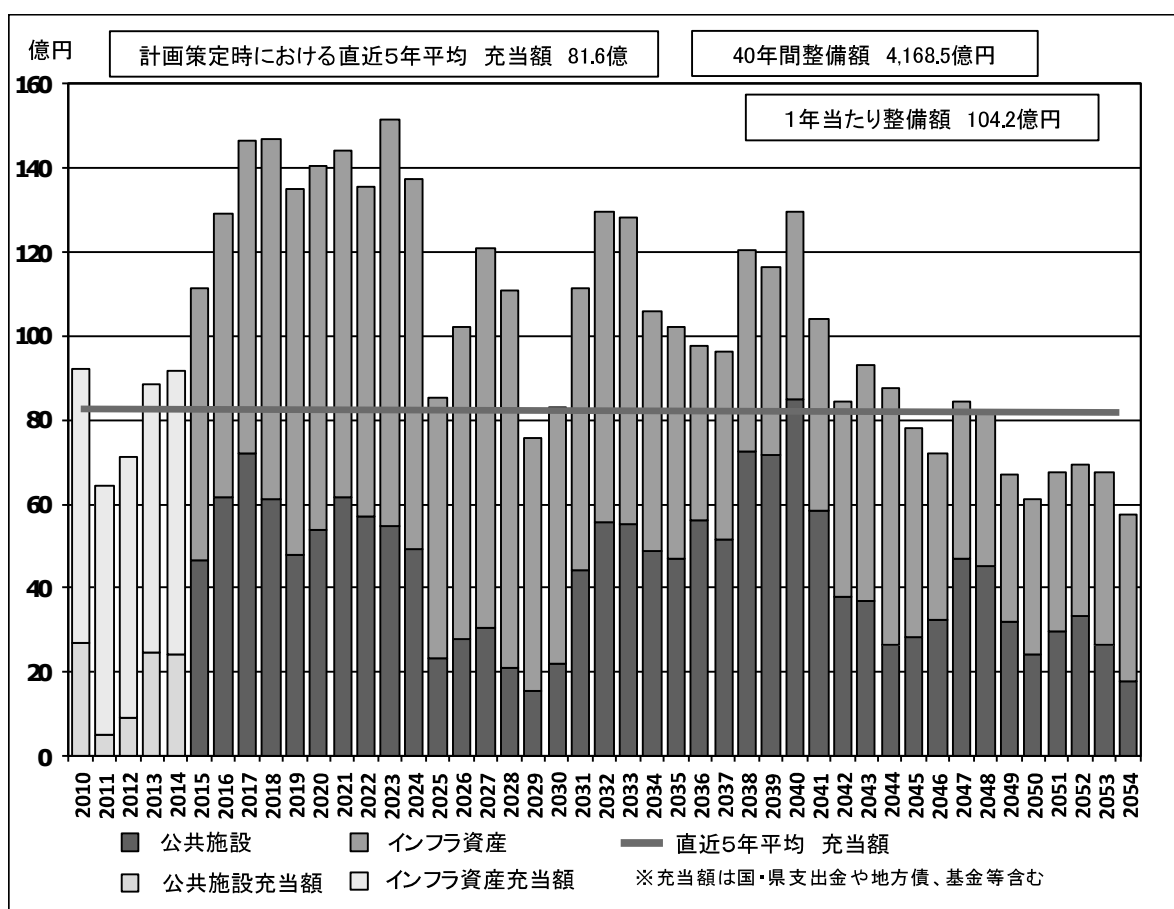
本市が現有する公共施設をそのまま持ち続けた場合の更新費用と、インフラ資産に対し長寿命化対策等を実施しないと仮定した場合の更新等費用をそれぞれ試算して合計すると、2015年から2054年までの40年間では約4,169億円が必要となり、1年当たりでは約104億円となります。

また、公共施設、インフラ資産の別では、公共施設においては大規模改修や建替えといった更新費用が40年間で約1,771億円、1年当たりになると約44億円が必要となり、これは、計画策定時における直近5年間(平成22年度から平成26年度)の公共施設に係る投資的経費の平均額である約18億円の約2.5倍に当たります。

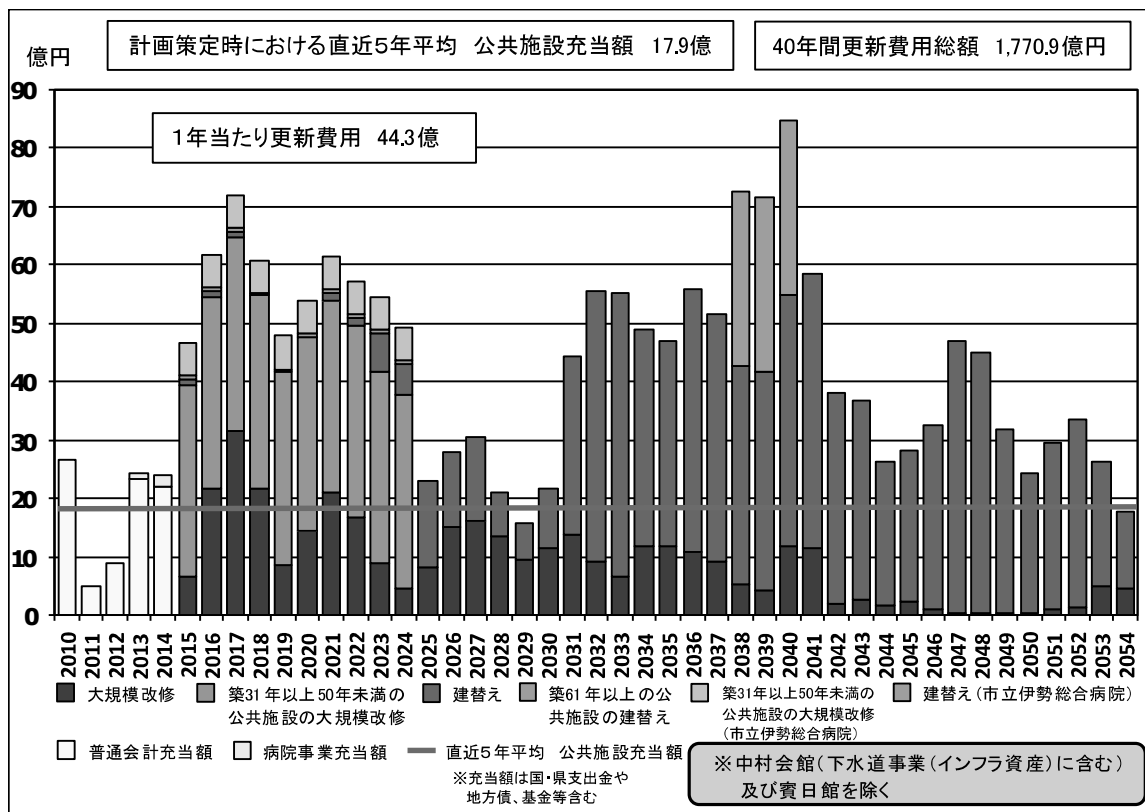
インフラ資産においては、更新及び新規整備費用が40年間で約2,398億円、1年当たりになると約60億円が必要となります。なお、直近5年間のインフラ資産に係る投資的経費の平均額は約64億円となっています。

➤ 将来の人口推計を踏まえた財政状況を勘案すると、上記で試算する公共施設等に係る投資的経費を確保することは困難であることが容易に想像され、今後、施設の統廃合、長寿命化などを計画的に行うことが必要となります。

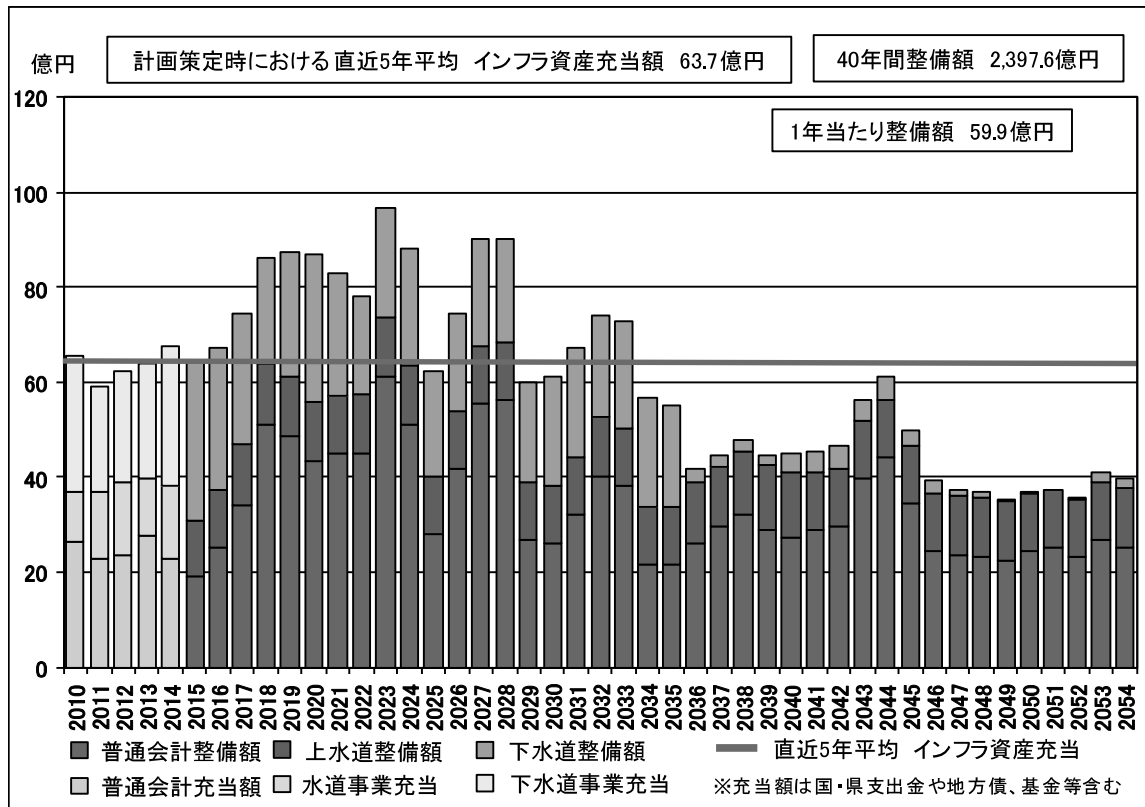
※グラフは計画策定時のものを使用しています。



将来の更新等費用の推計(公共施設+インフラ資産)



将来の更新費用の推計 (公共施設)



将来の更新及び新規整備費用の推計 (インフラ資産)

2. 5 本市の現状と課題の基本認識

これまでに述べてきた、本市の公共施設、インフラ資産、人口、財政の現状を分析し総括すると、以下のとおりとなります。

✓ 現状のままでは、更新時期を集中的に迎え、財政負担が懸念される

本市の公共施設の多くは、昭和 40 年代半ば以降の昭和の時代に集中して建築されており、築後 30 年以上が経過し、老朽化の進んだ建物が全体の半数以上を占めています。それらを現状のまま持ち続けると、大規模改修や建替えといった更新時期を集中的に迎えることになり、更新需要に対する財政負担が懸念されます。

✓ 将来、公共施設等の更新は財政上の大きな課題となる

一方で、社人研推計に準拠した H25 年基準推計（P14 参照）により本市の将来推計人口の推移を見ると、総人口は、2020 年に 118,985 人だったものが 2060 年に 66,213 人となり、52,772 人減少する見込みです。また、2060 年の年齢 3 区分別人口及びその構成比率は、年少人口が 5,800 人で 8.8%、生産年齢人口は 33,308 人で 50.3%、老年人口は 27,105 人で 40.9%となる見込みです。

こうした生産年齢人口の減少においては、税制度が改正されない前提では、市民税収入が厳しくなることが見込まれます。また、老年人口比率の増加により、義務的経費が財政全般を圧迫することが見込まれます。

このように将来の人口推計を踏まえた財政状況を勘案すると、公共施設等に係る投資的経費を確保することは困難であることが容易に想像され、迫り来る公共施設等の更新を如何に進めていくかが大きな課題となります。

✓ 将来の公共施設等のあり方を確立することが求められる

人口構成の変化は、「財政力の低下」を引き起こすだけではなく、「公共施設に対するニーズの変化」に大きく影響を及ぼすことを認識しなければなりません。

そのため、今後は、現有施設の全てを維持・更新するのではなく、人口減少・少子高齢化社会における施設利用需要の変化を想定した、類型別の公共施設のあり方を検討し、重点化や優先順位付けが必要となります。また、インフラ資産については、市民の社会生活の基盤となるものですが、長期的な視点をもって財政負担の軽減を目指すことが求められます。

✓ それには、公共施設等の総合的かつ計画的な管理が必要である

将来の伊勢市が、市民の皆様に安全・安心に公共施設等を利用いただくには、長期的な視点をもって、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行う必要があります。

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

3. 1 基本的な考え方（共通方針）

本市の現状や課題を踏まえ、今後の人口減少や少子高齢化の進行に伴う年齢構成の変化に応じたサービスの提供を行うため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行います。

その基本的な考え方としては、『財政負担の軽減及び平準化』と『安全・安心で時代のニーズに応じた公共サービスの提供』を目指すこととし、本計画における共通方針とします。

基本的な考え方（共通方針）

○ 財政負担の軽減及び平準化

今後の公共施設等の改修及び更新にかかる全体的な費用を抑えるとともに、財政需要の偏りをできるだけ抑える必要があります。そのため、全ての公共施設等を対象として、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い施設保有量の最適化等を図ることにより、財政負担の軽減と平準化を目指します。

○ 安全・安心で時代のニーズに応じた公共サービスの提供

一方で、安全・安心で快適な公共サービスを維持・向上させることを見失ってはなりません。将来人口の推計から、総人口の減少と年齢3区分別人口構成の変化に伴う公共施設等に係る利用需要の変化を認識する中で、安全・安心な行政サービスを一定程度確保していくため、必要な老朽化対策はもとより、施設の複合化による総合的な行政サービスの提供や、維持管理・運営手法の見直しを行いながら、時代のニーズに応じた適正な公共サービスの提供を目指します。

3. 2 基本方針

本計画の対象とする公共施設及びインフラ資産については、提供する公共サービスにおける役割に違いがあります。

公共施設、インフラ資産、それぞれに基本方針を定め目標を設定し、その達成を目指すことが適当であることから、共通方針のもと、基本方針の構成を次のとおりとします。

(1) 公共施設の基本方針

人口減少や年齢構成の変化に伴う、公共施設のニーズの変化に対応した供給の適正化に努めます。公共施設の重点化や整備の優先順位を設け、安全・安心の視点に立った中で、統合・廃止、更新時の複合化や規模縮小、運営手法の見直しを進め、供給量の適正化を図ります。

公共サービスの役割	○ 市民生活及び市民活動の場を提供する。
基本方針	○ 保有総量を抑制し、更新・維持管理費用を縮減する。 ○ ライフサイクルコストを考慮した長寿命化を行う。 ○ 指定管理者制度や PPP/PFI などの民間活力を活用する。 ○ 市民の安全・安心を担保する管理に努める。

(2) インフラ資産の基本方針

インフラ資産については、市民の日常生活や経済活動を支える重要なライフラインであるとともに、大規模災害時には、災害復旧等においても重要な基盤施設であることから、耐震化など計画的な整備や維持修繕、更新等を行っていきます。また、費用の縮減については、既に敷設した道路や橋りょう、上水道、下水道等を廃止することにより総量を抑制していくことは難しいため、予防保全による長寿命化を行うことによりライフサイクルコストの縮減を目指すことに重点を置くとともに、新規整備については、市民の生命に関わる安全を確保することや生活環境を維持することを重視する中で優先度を計り実施することとします。

なお、上位計画や、既に策定されている長寿命化計画等※がある場合は、それとの整合に留意しながら適正な供給を目指します。

※橋りょう、トンネル等

公共サービスの役割	○ 日常生活や経済活動における重要な基盤である。 ○ 大規模災害時等に重要な基盤施設となる。
基本方針	○ ライフサイクルコストを考慮した長寿命化を行う。 ○ 効率的な維持管理を進め、費用の縮減を図る。 ○ 新規整備は安全確保・生活環境維持を重視する中で優先度を計り実施する。 ○ 時代に応じた安全性・経済性を考慮した維持管理を行う。

3. 3 目標値の設定と目標達成の手段

本市の公共施設等の現状や将来人口とそれに伴う財政見通し等から、計画期間における目標値を次の考え方にに基づき設定し、目標達成に向けた取組みを進めます。

<目標値設定の考え方と目標達成の手段>

- ① 計画期間における更新及び新規整備に係る費用の見込み額と人口規模から算出した充当可能額との差額を目標値とする。
- ② ①の目標値について、公共施設、インフラ資産別に目標値を設定する。
- ③ それぞれに中間目標を設定し、目標値を0（ゼロ）にすることを目指す。
- ④ 目標達成の取組みは、「更新等費用の抑制」と「充当額の確保」の双方から進める。
- ⑤ 目標達成の手段については、公共施設、インフラ資産それぞれの基本方針を踏まえ設定する。

（１）目標値及び中間目標

目標年度とする2044年度の将来人口は、「伊勢市人口ビジョン」においては、生産年齢人口で4.9万人を展望しています。

試算ソフト等を利用し算出した計画期間中の更新等に係る費用の見込み額と、上記の人口を基に算出した充当可能額との差額を目標値とし、2015年度から2044年度までの30年間で、「更新等費用の抑制」と「充当額の確保」の双方からの取組みで目標値1,445億円を0（ゼロ）にすることを目指します。

この目標値について、公共施設、インフラ資産別に10年ごとの中間目標を、試算ソフト等を利用し算出すると次表のとおりとなります。

なお、この目標値については、本市を取り巻く社会情勢の変化や国の施策等の進ちょく状況、上位計画・関連計画との整合、新公会計制度の導入に伴い整備する固定資産台帳を活用した分析などを踏まえ、充実・継続的な見直しを行うこととします。

計画期間	人口ビジョン将来人口 (2044年生産年齢人口)	目標値 (0（ゼロ）を目指す差額)
2015年度～2044年度	4.9万人	1,445億円

施設区分	中間目標			目標値 (0（ゼロ）を目指す差額)
	2015年度 ～2024年度	2025年度 ～2034年度	2035年度 ～2044年度	2015年度 ～2044年度
公共施設	398億円	198億円	415億円	1,011億円
インフラ資産	217億円	187億円	30億円	434億円
合計	615億円	385億円	445億円	1,445億円

更新及び新規整備に係る費用の見込み額(※)・・・A

(単位：億円)

	2015～2024	2025～2034	2035～2044	計
公共施設	565	345	544	1,454
普通会計	509	345	454	1,308
病院事業	56	0	90	146
インフラ資産	811	709	488	2,008
普通会計	424	367	308	1,099
水道事業	124	121	127	372
下水道事業	263	221	53	537
計（公共施設＋インフラ資産）	1,376	1,054	1,032	3,462

※公共施設は大規模改修及び建替えに係る更新費用、インフラ資産は更新及び新規整備費用

充当可能額(※)・・・B

(単位：億円)

	2015～2024	2025～2034	2035～2044	計
公共施設	167	147	129	443
普通会計	161	142	125	428
病院事業	6	5	4	15
インフラ資産	594	522	458	1,574
普通会計	230	202	177	609
水道事業	126	111	97	334
下水道事業	238	209	184	631
計（公共施設＋インフラ資産）	761	669	587	2,017

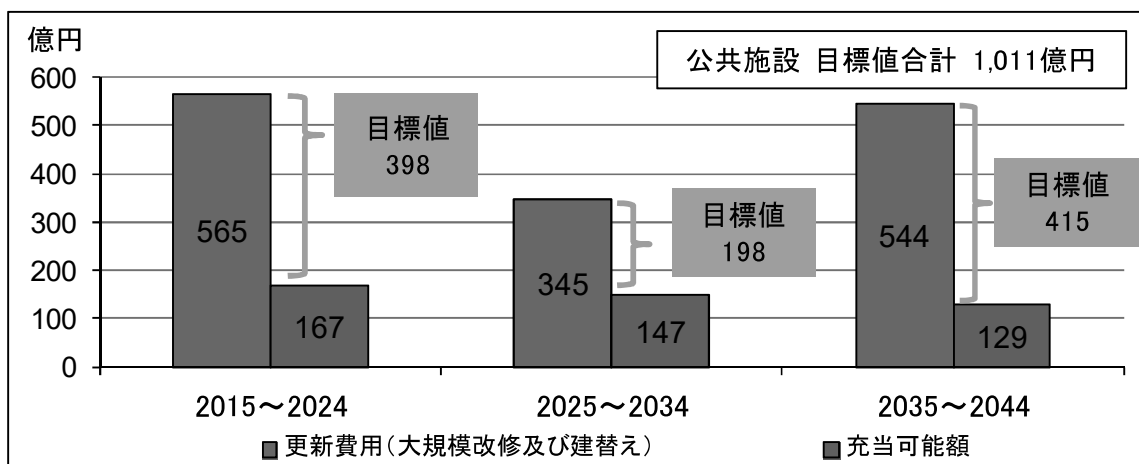
※計画策定時における直近5年間の投資的経費・建設改良費のうち、市の保有財産の整備に要した額の平均額（公共施設 17.9 億円、インフラ資産 63.7 億円）を基に、2015 年から 2044 年までの生産年齢人口の減少率（▲32%）を加味して算出

※充当可能額には、国・県支出金や地方債、基金等含む

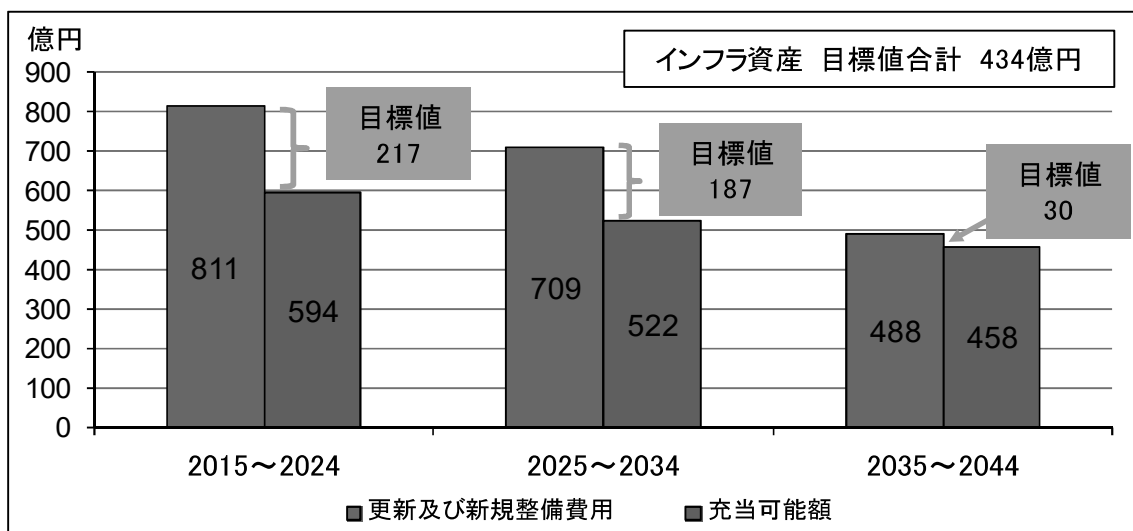
目標値(0(ゼロ)を目指す差額)・・・A－B

(単位：億円)

	2015～2024	2025～2034	2035～2044	計
公共施設	398	198	415	1,011
普通会計	348	203	329	880
病院事業	50	▲ 5	86	131
インフラ資産	217	187	30	434
普通会計	194	165	131	490
水道事業	▲ 2	10	30	38
下水道事業	25	12	▲ 131	▲ 94
計（公共施設＋インフラ資産）	615	385	445	1,445



目標設定のイメージ（公共施設）



目標設定のイメージ（インフラ資産）

（２）目標達成の手段

目標を達成していくには、今後の年齢構成の変化に応じた施設保有量の最適化を図り、「更新等費用の抑制」を進めていくことが大前提になりますが、その一方で、「充当額の確保」も必要となります。目標値を設定するに当たっての充当可能額は、計画策定時における直近５年間（平成２２年度から平成２６年度）の投資的経費・建設改良費を基に算出しましたが、この期間中の費用レベル（この期間中の公共施設等の更新程度）での充当額で、今後迎える大規模改修や建替えといった更新を乗り越えようとすることは、当然無理があります。従って、将来のまちづくりにおける公共施設等のあり方を踏まえ、他の施策との優先度を計ることも必要となります。

目標の達成を目指し、「更新等費用の抑制」と「充当額の確保」の双方から取組みを進めることとします。

（２）－１ 更新等費用を抑制する手段

「３．２ 基本方針」に記述するとおり、公共施設とインフラ資産では提供する公共サービスにおける役割の違いから、それぞれに基本方針を定めています。

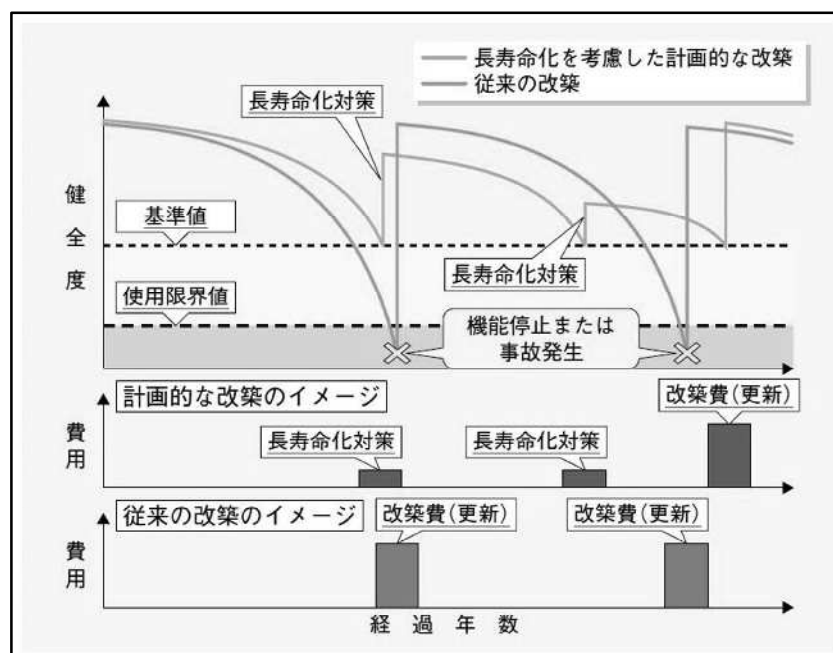
このことから、基本方針を踏まえながら目標達成の手段を、次のとおりとします。

ア．公共施設における目標達成の手段（更新等費用の抑制）

- ① 大規模改修や建替え時は、統合（複合化、集約化）、廃止（除却）を積極的に行う。
 - 延床面積全体の 41.2% を占める学校施設の方針が、本計画進ちょくの大きな要素を占める。
- ② 更新に際しては、適正な施設規模や更新時期（大規模改修を取り止めた更新の前倒しを含む）を設定する。
- ③ 適切な維持管理を徹底し、施設の長寿命化を図る。
- ④ 運営手法の見直しを検討する。
- ⑤ 新たな公共サービスの提供が必要な場合は、既存施設（他管理施設を含む）の有効活用等での対応を第一とする。

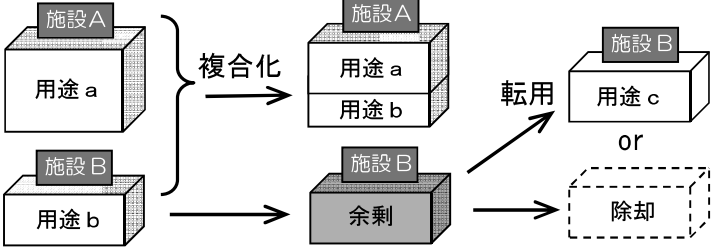
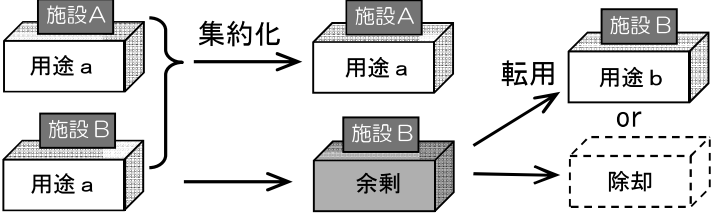
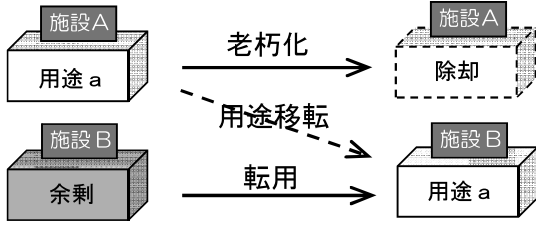
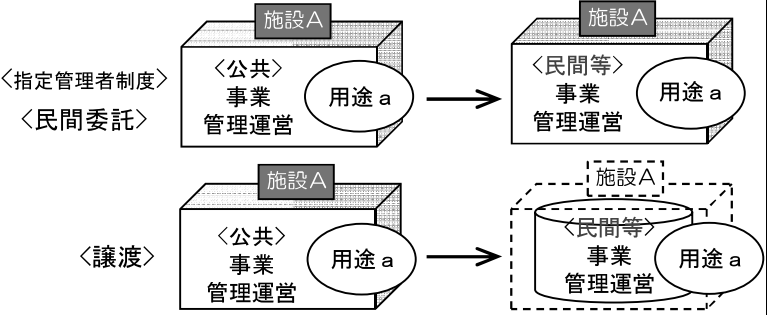
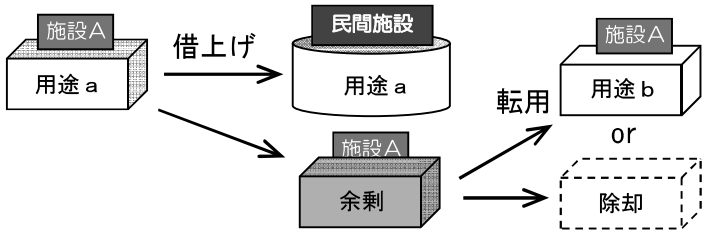
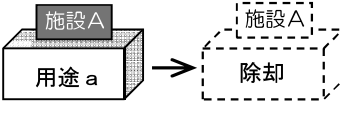
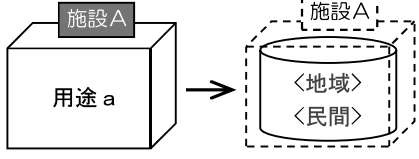
イ．インフラ資産における目標達成の手段（更新等費用の抑制）

- ① 適切な維持管理を徹底し、資産の長寿命化を図る。
- ② 更新に際しては、適正な施設規模や更新時期を設定する。
- ③ 新規整備は、安全確保・生活環境維持を重視する中で優先度を計り実施する。
- ④ 民間活力の活用が可能なものについては検討を行う。
- ⑤ インフラ資産同士の更新工事時期の調整を図る。



予防保全対策による長寿命化を考慮したライフサイクルコストの低減

出典：平成 20 年度国土交通白書

手 段	取り組みイメージ	
① 複合化 複数の異なる機能（用途）の施設を1つの施設にまとめる。（既存施設の余剰・余裕スペースを活用する。複合して更新することを含める。）		
② 集約化 複数の同一機能（用途）の施設を1つにまとめる。		
③ 転用 複合化や集約化等で余剰となった施設のうち、利用可能な施設を異なる機能（用途）の施設として活用し、全体保有量を減らす。		
④ 運営手法の見直し 事業の実施主体や管理運営主体を民間などへ委ねる（指定管理者制度、民間委託、地域への譲渡等）。		
⑤ 民間施設の活用 周辺の民間施設を活用する。		
⑥ 廃止 使用を止め、除却する。		
⑦ 譲渡 使途を限定せず、地域や民間に譲渡する。		

「公共施設における目標達成の手段」の取り組みイメージ

(2) - 2 充当額を確保する手段

「3. 3 (2) 目標達成の手段」に記述するとおり、更新等費用の抑制だけで目標を達成することは難しいことから、更なる充当額の確保が必要となります。

このことから、目標達成を目指した充当額を確保する手段を、次のとおりとします。

ア. 公共施設における目標達成の手段（充当額の確保）

- ① 施設の廃止後の跡地を売却し、売却益を得る。
- ② 施設への有料広告制度の導入などを検討する。
- ③ 延床面積を縮減することにより、縮減される維持管理経費を更新等の経費に充てる。
- ④ 施設の更新時には、経済性と合理性を意識した長期的に維持管理がしやすい施設にし、縮減される維持管理経費を更新等の経費に充てる。
- ⑤ 国県等の可能な限り有利な交付金等の財源措置を活用する。
- ⑥ 基金の創設を視野に入れながら、予想される財政需要の山に対応する。
- ⑦ 受益者負担の適正化を図る。

イ. インフラ資産における目標達成の手段（充当額の確保）

- ① 受益者負担の適正化を図る。（上水道・下水道）
- ② 国県等の可能な限り有利な交付金等の財源措置を活用する。
- ③ 基金の創設を視野に入れながら、予想される財政需要の山に対応する。

(3) 公共施設等に係る更新等費用及び維持管理経費の見通し(サービス提供形態の見直しを実施した場合)

① 施設類型別計画における目標値の達成程度

本計画の実施計画である施設類型別計画における目標値の達成程度は以下のとおりです。これは、施設類型別計画に基づいて公共施設のサービス提供形態の見直し(複合化や集約化、類似機能の共用化等)を実施した場合の更新等費用により試算したものです。

< 公共施設(普通会計) >

(単位: 億円)

		2015～2024	2025～2034	2035～2044	計
A 更新等費用	大規模改修	486	117	73	676
	更新	23	228	381	632
	計	509	345	454	1,308
A' サービス提供 形態見直し後 の更新等費用	大規模改修	288	74	69	431
	更新	108	139	170	417
	計	396	213	239	848
B	充当可能額	161	142	125	428
A－B …① 目標値		348	203	329	880
A－A' …② 抑制される更新等費用		113	132	215	460
①－② 未達成額		235	71	114	420

(施設類型別計画から抜粋)

② 公共施設の維持管理に要した経費

公共施設の維持管理経費は、2018 年から 2020 年の 3 年間平均で約 14.9 億円/年となっています。

年 度	2018	2019	2020
維持管理経費	15.1 億円	14.8 億円	14.9 億円

③ 公共施設の維持管理に要する経費の見通し

サービス提供形態の見直しを実施した場合の維持管理経費を試算して合計すると、2015 年から 2044 年までの 30 年間では、何もしない場合に約 450 億円が必要となるが、対策をすると約 436 億円となり、約 14 億円を削減することができます。

公共施設をそのまま持ち続けた場合の維持管理経費の見込額

期 間	2015～2024	2025～2034	2035～2044
維持管理経費	150 億円	150 億円	150 億円

サービス提供形態の見直しを実施した場合の維持管理経費の見込額

期 間	2015～2024	2025～2034	2035～2044
維持管理経費	148 億円	147 億円	141 億円

3. 4 具体的な実施方針

公共施設等の管理に関する具体的な実施方針を以下のとおりとします。

(1) 日常的な施設管理に係る実施方針

① 点検・診断等の実施方針

公共施設

インフラ資産

施設の劣化・破損の早期発見と健全度の把握を目的とする予防保全の考えに立ち、日常的・定期的な点検を行うとともに、必要に応じ診断を行うことを基本とします。

また、点検・診断した結果等の記録については、データベース化して情報として蓄積することで、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かすとともに、本計画の見直しに反映して計画の充実を図ることとします。

② 維持管理・修繕等の実施方針

公共施設

インフラ資産

市民の生命や施設の耐久性に関わる程度を判断しながら、予防保全の考え方による維持管理（点検・調査と補修）を行い、平常時の安全確保や災害時の機能維持を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ります。特にインフラ資産については、市民の日常生活や経済活動に直結する重要なライフラインであり、大規模災害時には災害復旧等においても重要な基盤施設であることから、適切な維持管理を行います。

また、維持管理・修繕等の履歴をデータベース化して情報として蓄積することで、老朽化対策等に活かすとともに、本計画の見直しに反映して計画の充実を図ることとします。

なお、大規模な改修については、本市が将来にわたって保有する公共施設について行うほか、民間等へ譲渡する方針としている公共施設は検討対象とします。

※ 大規模な改修 …… 老朽箇所の修繕の際、他の部分をまとめて当初の機能を越えて改修する

③ 長寿命化の推進方針

公共施設

インフラ資産

定期的な点検や診断により施設の劣化・破損の有無や兆候・状態を把握し、事後保全ではなく、計画的に適切な処理を行うことで施設機能の損失を未然に防ぐ予防保全を行い、施設を長寿命化し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

また、本市において既に策定されている個別の長寿命化計画については、本計画における方向性や方針との整合を図りながら、推進していきます。

なお、今後、新たに策定する個別の長寿命化計画については、本計画における方向性や方針との整合を図るものとします。

④ 安全確保の実施方針

公共施設

インフラ資産

点検・診断等により高度の危険性が認められた施設については、直ちに使用を停止することとし、今後も利用していく方針の施設の場合は、修繕して機能維持を図り、将来利用して行く方針でない施設の場合は、解体・撤去して安全を確保するとともに、土地の有効活用を検討します。

また、老朽化、複合化等により供用廃止され、かつ今後とも利用見込みのない公共施設についても、解体・撤去して安全を確保するとともに、土地の有効活用を検討します。

⑤ 耐震化の推進方針

公共施設

インフラ資産

地震の発生による大規模災害に備えて、一部の耐震化が十分でない公共施設については、その利用状況や耐震化にかかる費用等を勘案し、必要なものについては耐震化を行います。なお、現状では、災害時の拠点施設については、耐震化は完了しています。

インフラ資産は、日常生活や経済活動だけでなく、大規模災害時等において重要な基盤施設となることから、施設ごとに耐震化対策を実施することとします。

(2) 施設の更新、統合、廃止等に係る実施方針

① 更新の実施方針

公共施設

インフラ資産

公共施設等の更新の考え方については、本市が将来保有する方針とする施設のみ、更新するものとします。

更新に際しては、適正な施設規模（複合化・集約化を含む）とそれに係る維持経費、他施設との統合も視野に入れた適正な更新及び時期を考慮することが必要です。

また、更新履歴をデータベース化して情報として蓄積することで、老朽化対策等に活かすとともに、本計画の見直しに反映して計画の充実を図ることとします。

② 統合（複合化・集約化）・廃止（除却）の推進方針

公共施設

施設保有量を抑制していく必要から、公共施設の統合、廃止（除却）を、今後の施設管理の基本として推進していきます。

公共施設の使用状況や老朽化等を踏まえ、施設全体の将来的に必要とする延床面積を把握した上で、全体として延床面積を減少させることを目指し、複合化、集約化を進めることとし、必要性が低い施設は廃止（除却）します。

なお、検討にあたっては、民間活力の活用（運営手法の見直し、民間施設の活用等）も十分考慮することとします。

③ 総量規制の範囲内での新規整備方針

公共施設

インフラ資産

公共施設については、新たな施設整備を検討する必要がある際には、既存施設の有効活用や国・県・民間施設の貸借等の方策での対応を検討します。このような既存施設等での対応が難しい場合には、中長期的な視点での総量縮減やライフサイクルコストの縮減を十分考慮しながら、新規施設の整備を検討します。

インフラ資産の新規整備については、市民の生命に関わる安全を確保することや生活環境を維持する上で必要な整備であるかを重視するとともに、優先度を計り、実施することとします。

④ ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設

インフラ資産

公共施設等の改修や更新等を行う際には、市民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインへの対応に努めます。

⑤ 脱炭素化の推進方針

公共施設

インフラ資産

本市は、2050年カーボンニュートラルを目指し、令和4年10月に「ゼロカーボンシティいせ」を表明しました。

公共施設における再生可能エネルギーの導入や、省エネルギー・省資源に配慮した設計及び設備・機器（LED照明、高効率空調設備等）の導入に努め、公共施設の脱炭素化を推進します。

（３）その他、計画推進に向けた実施方針

① 民間活力の活用方針

公共施設

インフラ資産

民間の資金や技術・ノウハウ、創意工夫を活用し、財政負担を軽減させる仕組みとして、指定管理者制度の拡大やPPP/PFI等の導入のほか、施設への有料広告制度などについて、検討を行います。

インフラ資産についても民間活力の活用が可能な部分について検討を行います。

なお、民間活力の活用を図るには、公共施設等に関する情報の積極的な公開に努める必要があります。

② 広域連携の検討方針

公共施設

インフラ資産

伊勢志摩定住自立圏における広域連携を一層強めていく観点も含め、公共施設等の統合、廃止、更新や新規整備にあたっては、近隣自治体との連携（相互利用、共同運用等）も視野に入れていきます。

また、国・県との広域連携の可能性についても検討を行います。

③ 受益者負担の適正化方針

公共施設

インフラ資産

施設の目的や利用状況に応じて、施設の利用率・稼働率の向上や、料金（使用料）設定、減免制度の見直しなど、受益者負担の適正化を図ります。

インフラ資産のうち、上水道及び下水道は受益者負担を原則とするものであることから、受益者負担の適正化を図ります。

④ 資産の基礎情報の管理

公共施設

インフラ資産

公共施設等に関する固定資産台帳等から、建設年（耐用年数）、稼働率等の施設が有する基礎情報の管理を行い、公共施設等の管理方針等を検討する際の情報把握に努めます。

3. 5 公共施設の整備方針を定める方法

公共施設の将来の方向性を導き出すための具体的な手順を以下のとおりとします。

① 施設カルテを作成する

公共施設の使用状況、耐用年数、修繕履歴、更新等費用の管理情報等を整理した、施設カルテを作成します。

施設カルテ記載事項
a 施設類型
b 建設年（耐用年数）⇒ 老朽化の度合い
c 使用状況 ⇒ 現状・将来人口に基づく今後の使用見込み（ニーズの変化）
d 維持管理経費 ⇒ 維持費用（簡易修繕を含む）、大規模改修費用、更新費用
e 点検・診断・維持管理・修繕・更新等の履歴
f 使用料（収入額）
g 施設区分（地域・広域）⇒ 公共サービスの対象範囲
h 運営方法
i 統合、転用の可能性
j 修繕・更新の見通し
k その他

② 施設類型別及び地域別の適正保有量を把握する

将来の人口減少や年齢構成の変化に応じた施設の利用ニーズ及び財政の見通しと、安全・安心を担保する視点から、目標の達成を見据え、施設類型別及び地域別の適正保有量を把握します。

<地域別の適正保有量の把握方針>

地域別の適正な保有量については、その地域で将来において提供していくサービスの内容や必要性を検討し、地域別の施設配置の考え方を整理していかなければなりません。

そのため、各施設が提供する公共サービスの及ぶ範囲を地域別に区分し、地域別の適正な施設配置を検討することとします。

地域別の施設配置の基本方針及び地域別サービスの及ぶ範囲での施設区分の見方を、次のとおりとします。

地域別の施設配置の基本方針
○ 地域における行政サービスのあり方を視野に入れて施設配置を考えます。
○ 近隣市町との相互利用や共同運用等が可能な施設について、その方法も視野に入れて検討します。
○ 津波想定浸水範囲内に立地する施設については、範囲外の施設との複合化等と合わせ、津波発生時の避難対策の充実を最優先します。

■ 地域別サービスの及ぶ範囲での施設区分の見方

施設区分	サービス範囲の見方
地域施設	提供する公共サービスの対象範囲が各地域に限定される施設
広域施設	提供する公共サービスの対象範囲が市域全域に及ぶ施設

③ 施設類型別計画を策定する

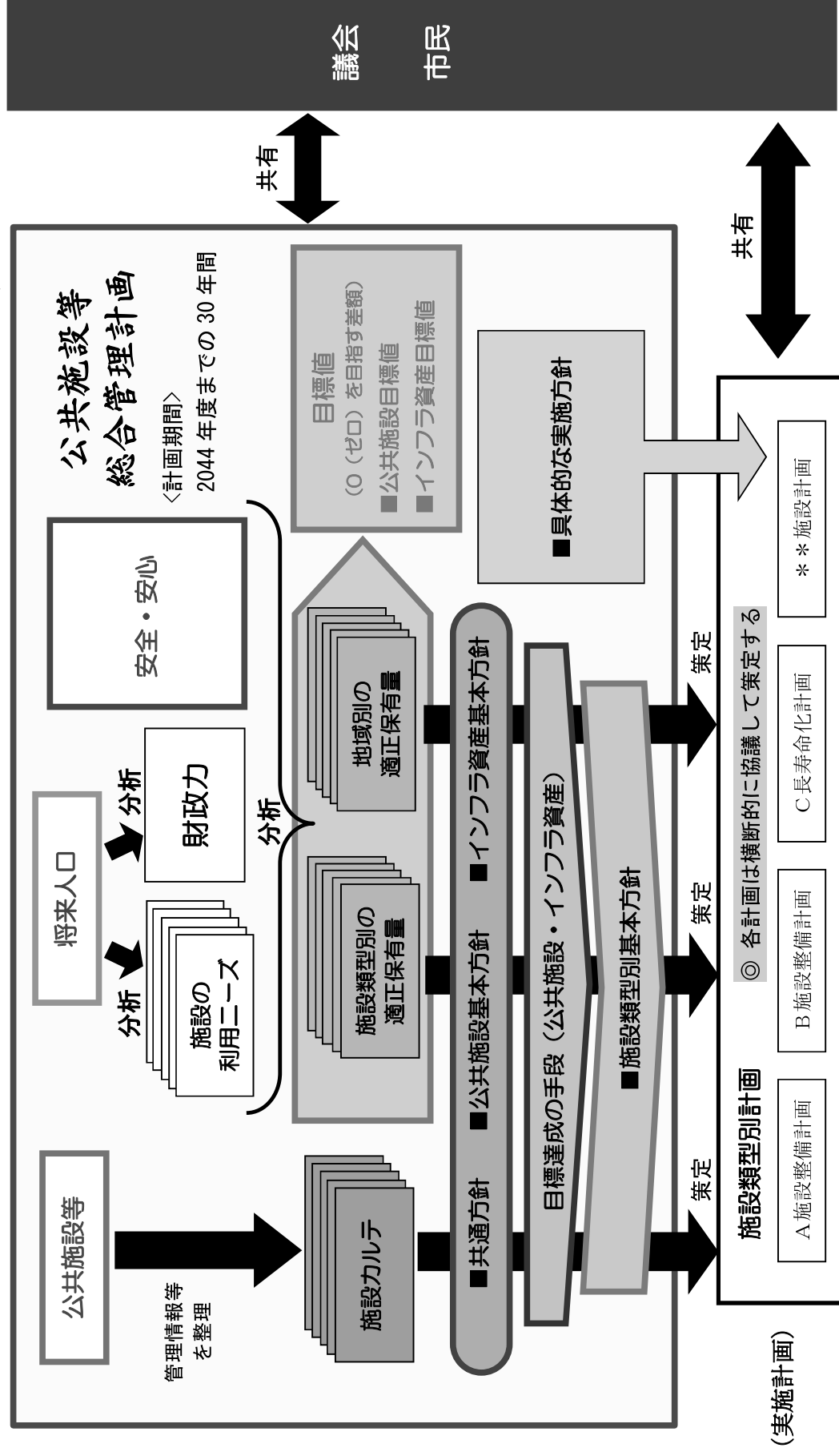
基本方針や実施方針等を踏まえながら、施設カルテ、施設類型別及び地域別の必要保有量を総合的に分析・評価して、将来、保有を続ける施設、供用を廃止していく施設、他の施設へ統合（複合化・集約化）していく施設等を検討し、施設類型別計画を策定します。

なお、施設個々の評価については、他の施設類型の施設所管部署や作業部会と横断的に協議して、保有量の削減を目指すとともに、議会や市民とその考え方を共有します。

また、検討にあたっては、民間活力の活用（運営手法の見直し、民間施設の活用等）や近隣市町との広域連携（相互利用、共同運用等）も十分考慮することとします。

施設個々の評価の種類	
A 使い続ける	a. そのまま使い続ける（集約を含む） b. 他施設機能を複合して使い続ける c. 他の機能に転用して使い続ける d. 運用方法を見直して使い続ける。
B 使い続けない	e. 市の管理を止め、民間等へ譲渡する f. 市の他施設や民間施設等へ機能を複合・集約・移転し、当施設の役目を終え除却する g. 除却する

公共施設等の将来の方向性を導く手順



第4章 推進体制

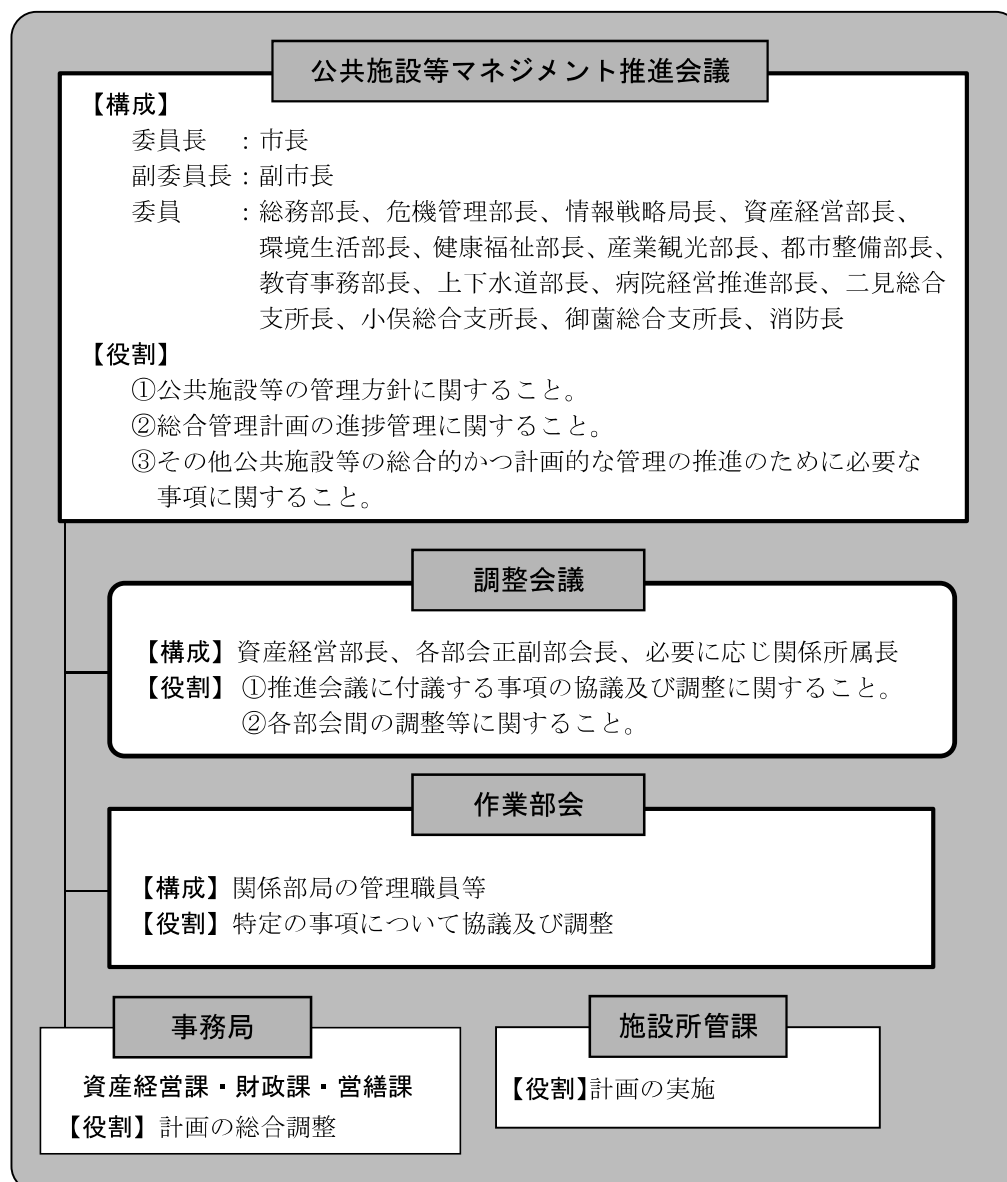
4. 1 全庁的な取組体制の構築

全庁横断的な体制のもと公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、市長、副市長、部局長等により構成される公共施設等マネジメント推進会議（以下、「推進会議」という）を設置します。

この推進会議では、本計画及びその実施計画である施設類型別計画の進捗管理を行っていくこととします。

また、必要に応じて、その下部組織として、公共施設等の所管所属長等により構成され作業部会を設置し、具体的な協議・調整や取組みを進めます。

■各組織の役割



4. 2 財政との連携

本計画の推進にあたっては、施設の総合調整を行う資産経営課と財政課との連携が重要であることから、施設類型別計画の策定・実施時や、更新等費用の財政措置などにあたり、緊密に連携しながら実施していきます。

また、今後の公共施設等の改修・更新には、多額の費用が集中的に必要なことが見込まれることから、本計画においては財政負担の軽減と平準化を目指すこととしています。が、財政需要の集中を分散できないことも想定しなければなりません。そのため、将来の財政需要に対する資金の確保を計画的に行うため、基金の創設を視野に入れながら検討します。

4. 3 情報の管理と共有

本計画の取組みを全庁的なものとするため、職員研修を行うなど、情報共有と意識の醸成を図ります。また、公共施設等の適切な維持管理・更新を行うためには、技術的検証が必要であることから、専門的な知識を有する職員の育成を図ります。

4. 4 フォローアップの実施方針

本計画の進ちょく状況については、推進会議において、施設の点検・診断結果や維持管理・修繕・更新等のデータベース化された管理情報をはじめ、本市を取り巻く社会情勢の変化や国の施策等の進ちょく状況など、様々な情報を把握する中で評価を行い、必要に応じ計画を改訂し、目的達成に向け適宜充実させていきます。

また、新公会計制度の導入に伴い整備する固定資産台帳を活用し、更なる詳細な分析が可能となった場合には、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費見込みの算出や本計画の基本的な方針等を充実、精緻化していきます。

なお、評価結果等は、議会へ報告するとともに市ホームページ等でお知らせすることとします。

4. 5 議会や市民との情報共有

公共施設等は住民の生活に密着した行政サービスを提供するための資源であり、本計画を推進するにあたっては受益者の理解が必要であるため、本計画の内容や必要性について議会や市民の理解を得られるよう周知等に努めます。

また、地域の公共施設等のあり方を検討していく際は、可能な限り市民との対話の機会を設けます。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型ごとの現状と課題からその特性を踏まえ、施設類型ごとの基本的な方針を以下のとおりとします。

5. 1 施設類型ごとの基本的な方針（公共施設）

令和5年3月31日時点で保有する公共施設を対象に、伊勢市公共施設マネジメント白書及び財務会計システムの公有財産管理支援登録データを参考に整理しています。

※ 分類「その他」の施設については、施設類型ごとの基本的な方針を持たず、共通方針及び公共施設の基本方針等に従います。

（1）市民文化系施設

(1)-① 集会施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設全数に対する割合	
集会施設	62	18,757 m ²	4.4%	市民館(2)、地区集会所(4)、教育集会所(2)、旧中央公民館((3)二見公民館、小俣公民館、御菌公民館)、小俣北部公民館、自治会指定管理施設(41)、支所併設コミュニティセンター(9)

<現状・課題>

会議室等

- ・市民館は、全施設において会議室等を有しており、無料で貸出しています。ただし、目的外に使用するときは有料です。地区集会所は、全施設において会議・集会室等を有しており、無料で貸出しています。旧中央公民館は、全施設において会議・研修室等を有しており、有料で貸出しています。自治会指定管理施設は、会議室等を有している施設があり、有料又は無料で貸出しを行っています。支所併設コミュニティセンターは、神社地区コミュニティセンターを除く全施設が、会議・集会機能を有しており、有料で貸出しています。

運営方法

- ・市民館、地区集会所、教育集会所、旧中央公民館は全て直営ですが、地区集会所には常駐職員の配置していません。自治会指定管理施設は、全て自治会等が指定管理事業者として管理を行っています。支所併設コミュニティセンターは、支所の職員等が管理運営を行っています。

耐震性

- ・高麗広公民館の一部を除き、耐震性を有しています。

老朽化

- ・多数の施設が築 30 年を超えており、老朽化が進んでいます。

■施設類型別基本方針＜集会施設＞

- 施設の設立時から社会背景が変化し、公共施設として設置する必要性が薄れた施設で、且つ地域に密着しているものについては、地域への譲渡等を検討する必要があります。
- 更新にあたっては、稼働率が極端に低い施設については、廃止を検討する必要があります。その他の施設については、施設の複合化や集約化等を検討していく必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、更なる効率化を図ります。

(1)-② 文化施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
文化施設	6	17,982 m ²	4.2%	観光文化会館、いせ市民活動センター、伊勢市生涯学習センター、二見生涯学習センター、小俣図書館生涯学習施設、ハートプラザみその(多目的ホール)

〈現状・課題〉

会議室等

- ・全ての施設がホールや会議室等を有しています。

運営方法

- ・二見生涯学習センターは直営であり、その他の施設は、指定管理者制度を導入しています。

耐震性

- ・全ての施設が耐震性を有しています。

老朽化

- ・建築時期が古く、老朽化が進んでいる施設があります。(観光文化会館、いせ市民活動センター)

災害時

- ・災害時の避難所として指定されている施設があります。

■施設類型別基本方針<文化施設>

- ホールや会議室等の機能の必要性を見直し、他施設の機能を集約する等の有効活用を検討する必要があります。
- 更新にあたっては、類似施設の立地状況や、市全体の配置バランス、利用状況等を踏まえ、統廃合等を検討する必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

(2) 社会教育系施設

(2)-① 図書館

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
図書館	2	5,657 m ²	1.3%	伊勢図書館、小俣図書館 ※各分室(支所併設コミュニティセンター、伊勢市生涯 学習センター、市立伊勢総合病院、二見公民館、ハ ートプラザみその)は含めていません。

〈現状・課題〉

運営方法

- ・両図書館ともに指定管理者制度が導入されています。

耐震性

- ・両図書館ともに新耐震基準の建物であり、耐震性を有しています。

安全性

- ・両図書館ともにバリアフリー対応が行われています。

■施設類型別基本方針〈図書館〉

- 図書館は、年間延べ32万人以上の市民が利用し、延べ66万冊が貸し出されている重要な生涯学習施設であるため、今後も図書館サービスの提供を継続する必要があります。
- 図書館サービスの提供にあたっては、サービスの質の確保と管理運営の効率化を念頭に置きます。
- 施設の更新は、将来的なニーズを見定め、施設の統合及び適切な規模、利便性等に留意し検討を行う必要があります。

(2)-② 博物館等

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
博物館等	5	4,366 m ²	1.0%	賓日館、伊勢河崎商人館、古市参宮街道資料館、尾崎罌堂記念館、山田奉行所記念館

〈現状・課題〉

会議室等

- ・全ての施設が会議室等を有しています。

入館料

- ・賓日館、伊勢河崎商人館、尾崎罌堂記念館が有料、その他の2施設は無料です。

運営方法

- ・全ての施設に指定管理者制度が導入されています。

耐震性

- ・耐震性が確保されていない施設があります。(賓日館、伊勢河崎商人館)

老朽化

- ・建築時期が古く、老朽化が進んでいる施設があります。(賓日館、伊勢河崎商人館)

■施設類型別基本方針＜博物館等＞

- 築年度が古く耐震性が確保されていない施設の耐震化については、安全性はもとより、耐震化により文化財としての価値を損なわないか、利用状況、費用、引き続き使用すべき施設か否かも含めた慎重な検討が必要です。
- 施設の運営・維持管理については、貸室の利用率の向上、維持管理の更なる効率化を図ります。
- 施設の更新にあたっては、利用状況等を勘案しながら、配置数の縮小を検討する必要があります。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

(3)-① スポーツ施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
スポーツ施設	10	14,968 m ²	3.5%	市営庭球場、倉田山公園野球場、伊勢フットボールヴィレッジ、市民武道館、二見体育館、二見グラウンドミーティングセンター、小俣児童体育館、小俣総合体育館、やすらぎ公園プール、御蘭B&G海洋センター、※建物のない施設は含めていません。

〈現状・課題〉

配置状況

- ・地域によって施設の配置状況に偏りがみられます。

利用料金

- ・利用者の属性や単位時間あたりなど多様な区分で、利用料金が設定されています。

運営方法

- ・小俣総合体育館及び小俣児童体育館は指定管理者制度が導入されており、その他は直営で行っています。

耐震性

- ・全ての施設が耐震性を有しています。

老朽化

- ・建築時期が古く、老朽化が進んでいる施設があります。

災害時

- ・災害時の避難所として指定されている施設があります。

■施設類型別基本方針<スポーツ施設>

- スポーツ施設については、公共施設としての必要性、周辺の民間施設とのすみわけを考慮しつつ、施設の利用状況、地域ごとの配置バランス等を勘案し、適正な配置に努めます。
- 利用者数が少なく、老朽化が進んでいる施設は廃止を含め、検討する必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、指定管理者制度導入施設を増やすなど、更なる効率化を図ります。

(3)-② レクリエーション施設・観光施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
レクリエーション 施設・観光施設	6	863 m ²	0.2%	神社海の駅、河崎川の駅、二軒茶屋川の駅、宇治浦 田観光案内所、伊勢市駅手荷物預かり所、二見浦海 水浴場(ビーチハウス)

<現状・課題>

会議室等

- ・神社海の駅は、会議室を有しています。

運営方法

- ・神社海の駅は指定管理者制度が導入されており、その他は直営で行っています

耐震性

- ・耐震性が確保されていない施設があります。(神社海の駅、河崎川の駅)

■施設類型別基本方針<レクリエーション施設・観光施設>

- 地域の観光資源等の分布状況や活性化の観点から、公共施設としての必要性、周辺の民間施設の状況等を考慮しつつ、施設の利用状況等を勘案し、適正な配置を行います。
- 採算性の高い施設については、民営化を検討します。
- 施設の更新にあたっては、利用状況等を勘案しながら検討を行います。
- 利用者数が少なく、老朽化が進んでいる施設は廃止等を検討する必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、指定管理者制度導入施設を増やすなど、更なる効率化を図ります。

(4) 産業系施設

(4)-① 産業系施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
産業系施設	7	5,787 m ²	1.4%	産業支援センター、労働福祉会館、農産物直売所サンファームおばた、郷の恵「風輪」、民話の駅蘇民、小俣農村環境改善センター、サンライフ伊勢

〈現状・課題〉

目的

- 産業支援センターは、「産業の活性化と雇用の安定及び確保」であり、労働福祉会館は、「労働者の福利増進及び市民の文化向上に寄与すること」、サンファームおばたは、「農業と農村の活性化」、郷の恵「風輪」は、「地域の産物を活用した地域住民と都市住民等の交流、及び地域の活性化」、民話の駅蘇民は、「農村地域資源を活用した農村の活性化」、小俣農村環境改善センターは、「快適な農村づくりの推進」、サンライフ伊勢は、「勤労者の福祉の増進に寄与すること」です。

会議室等

- 産業支援センター、労働福祉会館、民話の駅蘇民、小俣農村環境改善センター、サンライフ伊勢は、会議室等を有し、有料で貸出を行っています。

運営方法

- 産業支援センター、郷の恵「風輪」、民話の駅蘇民、サンライフ伊勢は指定管理者制度を導入しており、労働福祉会館、小俣農村環境改善センターは直営です。また、サンファームおばたは、民間事業者に貸与しています。

耐震性

- 全ての施設が耐震性を有しています。

■施設類型別基本方針＜産業系施設＞

- 施設の設立時から社会背景等や市民ニーズが変化し、公共施設として設置する必要性が薄れた施設については、廃止を含めて検討する必要があります。
- 会議室等については、貸出率の向上を図ります。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

(5) 学校教育系施設

(5)-① 学校

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対する割合	
学校	32	175,364 m ²	41.2%	小学校(22)、中学校(10)

〈現状・課題〉

耐震性

- ・全ての施設が耐震性を有しています。

老朽化

- ・多数の施設が築30年を超えており、老朽化が進んでいます。

災害時

- ・災害時の避難所として指定されている施設があります。

既存計画

- ・平成23年11月に「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画（案）」を策定しました。（平成29年3月に修正版を策定）

■施設類型別基本方針＜学校＞

- 「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画」の考え方を中心に、施設の総合管理を行います。
- 適正配置の検討にあたっては、学校の統合や通学区域の見直しが必要となるため、児童生徒の通学距離、通学路の安全等を考慮します。
- 校舎等学校施設については、地震・津波等の災害に対する児童生徒の安全・安心の確保及び地域の防災拠点としての機能の強化が求められていることに十分留意し、設置場所の選定及び校舎等施設の充実について熟慮しながら整備を進めます。
- 学校の統合にあたり統合校の設置場所は、位置、周辺環境、児童生徒の通学距離、既存校舎の校地面積、建築年数、施設の状況や教室数等を勘案し設置します。沿岸部においては、地震、津波等の災害が懸念されるため、高台等設置場所の選定及び校舎の高層化等施設の充実を行います。
- 更新にあたっては、施設の複合化等を検討していく必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、更なる効率化を図ります。

(5)-② その他教育施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に 対する割合	
その他教育 施設	1	2,158 m ²	0.5%	中学校給食共同調理場

〈現状・課題〉

運営方法

- ・民間事業者に調理及び配送の業務を委託しています。

耐震性

- ・新耐震基準の建物であり、耐震性を有しています。

■施設類型別基本方針＜その他教育施設＞

- 今後も安全な給食の提供に努めることを第一とします。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。
- 更新にあたっては、生徒数の減少に合わせて適切な施設規模を検討する必要があります。

(6) 子育て支援施設

(6)-① 幼稚園・保育所・認定こども園

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
幼稚園・保育所・ 認定こども園	12	10,318 m ²	2.4%	幼稚園(2)、保育所(9)、認定こども園(1)

<現状・課題>

耐震性

- ・全ての施設が耐震性を有しています。

老朽化

- ・多数の施設が築30年を超えており、老朽化が進んでいます。

災害時

- ・災害時の避難所として指定されている施設があります。

既存計画

- ・平成26年12月に「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」を策定しました。(令和3年6月一部改訂)

■施設類型別基本方針<幼稚園・保育所・認定こども園>

- 「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」の整備・整理方針に沿って、施設の総合管理を行います。
- 少子化に伴い園児数が減少しており、「民間にできることは民間に」を基本に公立施設の整理統合を行います。
- 整理統合にあたっては、人口分布、保育ニーズ、施設の態様、民間施設を含めた既存施設の配置状況等を勘案した上で、多様な保育サービスを提供する施設として整備することを基本に、市全体の適正配置を図ることとします。
- 既存の公共施設のうち、子育て支援センターの併設や多機能化に対応できる施設を各地域における拠点として整備し、他の施設については、統合や民間への譲渡等により整理します。
- 教育の質を確保するという観点から、集団の最低人数(15人)を下回った幼稚園については整理します。
- 老朽化に伴う施設改修に加え、津波等防災対策は喫緊の課題であるので、防災の観点も踏まえ、私立との共存、子育て支援等の充実を総合的に捉えて計画的に施設を整備します。

(6)-② 幼児・児童施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に 対する割合	
幼児・児童施設	13	3,534 m ²	0.8%	児童センター(3)、児童館(2)、御菌こどもプラザ、御菌こども広場(ハートプラザみその内)、子育て支援センター(6)

〈現状・課題〉

施設数

- ・市内の幼児・児童施設には児童館のほか、放課後児童クラブがあり、民営の放課後児童クラブ 25 施設のうち 10 施設は公共施設を利用しています。

利用料金

- ・各児童館は無料です。ただし、放課後児童クラブは有料で、利用料金は各クラブで異なります。

運営方法

- ・あさま児童センター、黒瀬児童センターは直営で、中央児童センター（福祉健康センター内）、小俣児童館、明野児童館、御菌こどもプラザ、御菌こども広場（ハートプラザみその内）は指定管理者制度を導入しています。

耐震性

- ・全ての施設が耐震性を有しています。

老朽化

- ・多数の施設が築 30 年を超えており、老朽化が進んでいます。

■施設類型別基本方針＜幼児・児童施設＞

- 放課後児童クラブについては、児童数の減少や小学校の適正規模化・適正配置の推移など、今後の施設のニーズを見定めた上で、適切な配置の検討を行っていきます。
- 放課後児童クラブの設置・更新にあたっては、小学校の空き教室や小学校付近の公共施設を活用します。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

(7) 保健医療・福祉施設

(7)-① 高齢福祉施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
高齢福祉施設	5	4,615 m ²	1.1%	老人福祉センター(福祉健康センター内)、二見老人福祉センター、合同会館(小俣老人福祉会館)、御菌老人福祉センター(ハートプラザみその内)、みなとふれあいセンター

<現状・課題>

目的

- ・各老人福祉センターで行われている事業もしくは貸館の利用目的は、公民館やスポーツ施設で行われている事業と似かよっています。

会議室等

- ・各老人福祉センター及び小俣老人福祉会館は、集会室等を有しています。

運営方法

- ・老人福祉センター(福祉健康センター内)、御菌老人福祉センター(ハートプラザみその内)、みなとふれあいセンターは指定管理者制度を導入しています。

耐震性

- ・全ての施設が耐震性を有しています。

老朽化

- ・多数の施設が築30年を超えており、老朽化が進んでいます。

災害時

- ・災害時の避難所として指定されている施設があります。

■施設類型別基本方針<高齢福祉施設>

- 今後の高齢者数の増加や地域のニーズを見定めたうえで、施設の適正配置を検討していく必要があります。
- 施設の設立時から社会背景等が変化し、公共施設として設置する必要性が薄れた施設で、且つ地域に密着しているものについては、地域への譲渡等を検討する必要があります。
- 更新にあたっては、施設の集約化や複合化等を検討していく必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

(7)-② 障がい福祉施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
障がい福祉 施設	5	2,257 m ²	0.5%	身体障害者福祉センター(福祉健康センター内)、ひまわり(福祉健康センター内)、おおぞら児童園、おひさま児童園(ハートプラザみその内)、フレンズ(ハートプラザみその内)

〈現状・課題〉

運営方法

- ・ おおぞら児童園は直営であり、その他の施設は、指定管理者制度を導入しています。

耐震性

- ・ 全て新耐震基準の建物であり、耐震性を有しています。

■施設類型別基本方針〈障がい福祉施設〉

- 障害福祉サービス等の必要性やニーズを見定めたうえで、施設の適正規模、適正配置を検討していく必要があります。また、高齢者施設など社会背景の変化等により公共によるサービス提供の必要性が乏しくなっている施設については、用途変更等による新たな障害福祉サービス等の提供を検討します。
- 施設の設立時から障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、民間事業者によるサービス提供体制の充実等を踏まえ、民間譲渡等を検討します。
- 更新にあたっては、必要性やニーズを見定め、機能移転や複合化等を検討する必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

(7)-③ 保健医療施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対する割合	
保健医療施設	12	6,186 m ²	1.5%	中央保健センター(福祉健康センター内)、小俣保健センター、御菌保健センター(ハートプラザみその内)、小俣保健福祉会館(6)、離宮の湯、休日・夜間応急診療所(福祉健康センター内)、歯科休日応急診療所(福祉健康センター別棟)

<現状・課題>

会議室等

- ・全ての保健福祉会館は、会議・集会室あるいは和室を有しており、かつ施設の延床面積の大部分を占めています。このようなスペース構成は、公民館などの集会施設と同様となっています。また、貸室の施設使用料は無料です。

運営方法

- ・小俣保健福祉会館及び離宮の湯は、指定管理者制度を導入しています。

耐震性

- ・全て新耐震基準の建物であり、耐震性を有しています。

災害時

- ・災害時の避難所として指定されている施設があります。

■施設類型別基本方針<保健医療施設>

- 保健医療施設は、施設ごとにそれぞれの設置目的やニーズを見定め、施設の適正規模、適正配置を検討していく必要があります。また、施設の性質により、広域的に設置すべき施設か地域的に設置すべき施設かを前提に検討する必要があります。
- 施設の設立時から社会背景等が変化し、公共施設として設置する必要性が薄れた施設で、且つ地域に密着しているものについては、地域への譲渡等を検討する必要があります。
- 更新にあたっては、施設の集約化や複合化等を検討していく必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

(8) 行政系施設

(8)-① 庁舎等

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
庁舎等	4	18,312 m ²	4.3%	伊勢市役所本庁舎、二見総合支所、小俣総合支所、御薮総合支所 ※その他の9つの支所は、複合施設であるため、集会施設に掲載しています。

〈現状・課題〉

耐震性

- ・二見総合支所厚生棟の一部を除き、耐震性を有しています。

老朽化

- ・多数の施設が築30年を超えており、老朽化が進んでいます。
- ・伊勢市役所本庁舎本館は、平成29年度に大規模改修しています。

災害時

- ・伊勢市役所本庁舎は、災害時には防災センターの代替施設として災害対策本部が設置される重要な施設です。また、小俣総合支所は、伊勢市役所本庁舎の代替施設となる施設です。

■施設類型別基本方針<庁舎等>

- 庁舎等は、行政事務を行う施設であるとともに、災害時には防災拠点として重要な機能を担う施設であることから、計画的な管理により施設の安全性を確保します。
- 周辺の支所機能等を集約するなど、施設の有効活用を検討する必要があります。
- 更新にあたっては、周辺施設の状況や利用者数等を踏まえ、配置の適正化を検討する必要があります。

(8)-② 消防・防災施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
消防・防災 施設	123	19,222 m ²	4.5%	消防本部・消防署(1)、分署(3)、出張所(1)、 車庫(43)、倉庫(1)、防災センター(1)、 津波避難施設(8)、防災倉庫等(65)

〈現状・課題〉

目的

- ・伊勢消防は玉城町、度会町から消防事務を受託し、1市2町の広域消防体制です。

施設数

- ・市の消防施設は、消防本部、消防署（1署、3分署、1出張所）、車庫、倉庫があります。
- ※ 消防本部と消防署は併設です。度会出張所と玉城出張所は、本市の所管でないため除きます。
- ・防災施設は、津波避難施設、防災倉庫等があります。

耐震性

- ・津波避難施設（津波避難に特化した施設）は、すべての施設が耐震性を有しています。
- ・防災倉庫等は一部耐震化が未実施となっていますが、地域性を考慮したうえで、他の施設への複合化等を検討します。

老朽化

- ・建築時期が古く、老朽化が進んでいる施設があります。

■施設類型別基本方針＜消防・防災施設＞

- 消防・防災施設は、災害時の拠点となる重要な施設であることから、適切な配置や規模等を考慮した更新、計画的な維持保全や長寿命化を図ります。
- 地域性を考慮したうえで可能なものは、他の施設への複合化等を検討します。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

(9) 公営住宅

(9)-① 公営住宅

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
公営住宅	40	53,220 m ²	12.5%	市営住宅(38)、改良住宅(2)

〈現状・課題〉

施設数

- ・公営住宅は、40 施設、182 棟あります。

運営方法

- ・指定管理者制度が導入されています。

耐震性

- ・新耐震基準の建物で耐震性を有しているものが 20 施設、旧耐震基準の建物で目標耐震性能を上回っているものが 12 施設、耐震性が確保されていないものは 8 施設あります。

老朽化

- ・老朽化が進んでおり、72%以上の建物が築後 30 年以上経過しており、53%の建物が築後 40 年以上経過しています。老朽化している施設については、新規入居者の募集を行っていません。

既存計画

- ・平成 26 年 3 月に「伊勢市営住宅等長寿命化計画」を策定しました。(令和 3 年 2 月改訂)

■施設類型別基本方針＜公営住宅＞

- 「伊勢市営住宅等長寿命化計画」の基本方針に沿って、施設の総合管理を行います。
- 施設の定期的な点検により、状態の把握を行い、適切な維持管理を実施します。
- 住棟単位の修繕履歴データを整理し、修繕履歴に基づいた的確な修繕・改善を実施します。
- 予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図る改善を実施することにより、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの削減を図ります。
- 施設の長寿命化にあたっては、高齢者や障がい者等に配慮するとともに、居住者ニーズを考慮して、居住性や安全性の向上に努めます。

- 老朽化が進み、耐震性が確保されていない施設については、居住者の住み替え支援を行いつつ、用途廃止を行っていきます。
- 用途廃止によって、目標管理戸数を下回る場合においては、民間賃貸住宅事業者等と連携して、市営住宅等に加え民間賃貸住宅の活用による住宅セーフティネット策の導入を図っていきます。
- ただし、民間賃貸住宅の活用が困難な場合においては、計画的な更新（統合等）についても検討していきます。

※ 市営住宅等とは、市営住宅 38 団地、改良住宅 2 団地の計 40 施設

(10) ごみ・資源処理施設

(10)-① ごみ・資源処理施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対する割合	
ごみ・資源 処理施設	155	3,270 m ²	0.8%	資源拠点ステーション(19)、資源ステーション(132)、 小俣廃棄物リサイクルセンター、資源集積施設、伊勢 廃棄物投棄場、小俣廃棄物投棄場

<現状・課題>

事業の現状

- ・家庭から出るごみの資源化を進めるため、資源拠点ステーション及び資源ステーションを設け、市民が行う資源物の分別・排出への利便性を図っています。
- ・廃棄物投棄場においては、管理事務や浸出水処理施設の管理を行っています。
- ・資源拠点ステーションに関しては、利用者の増加に伴い、施設の敷地等を拡張する用地の確保が難しい状況にあります。

管理方法

- ・資源拠点ステーションと資源ステーションの一部は、業務委託により管理を行っています。

■施設類型別基本方針<ごみ・資源処理施設>

- 市民自身で資源物の分別・排出ができ、市民が利用しやすい施設として、適切な維持管理を実施します。
- 廃棄物投棄場施設においては、適切な維持管理を実施し、効率的な運営を図ります。

(11) 病院

(11)-① 病院

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に対 する割合	
病院	1	26,973 m ²	6.4%	市立伊勢総合病院

<現状・課題>

目的

- ・市立伊勢総合病院は、地域における基幹的な医療機関として、急性期医療・救急医療から回復期医療、地域包括ケア、ホスピスや健診を含めた予防医学など、地域の医療機関と連携し、切れ目のない医療の提供を担っています。
- ・大規模災害発生時にも医療を継続して行える施設設備や体制を有しており、災害拠点病院としての役割を担います。

耐震性

- ・平成30年度に建替えしているため、耐震性を有しています。

■施設類型別基本方針<病院>

- 中長期的な視点で施設の適切な維持管理を行います。
- 三重県の医療計画を踏まえた上で、より効率・効果的な施設の運営を図ります。

5. 2 施設類型ごとの基本的な方針（インフラ資産）

令和5年3月31日時点で保有するインフラ資産を対象に整理しています。

（1）道路

（1）-① 市道

分 類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
道路	市道	924,680m	市道認定道路

〈現状・課題〉

事業の現状

- ・道路は、気象条件や交通荷重などの外的要因により劣化が進んでおり、道路を適切に維持管理するため、パトロールによる日常点検や調査を行っています。
- ・修繕が必要な箇所については工事を実施するなど、道路利用者の安全確保に努めています。
- ・新設道路については、伊勢市総合計画及び道路整備プログラムや地元要望等に基づき、整備を進めています。

今後の課題

- ・道路構造物は、各構造物の特性を踏まえ、予防的な修繕等による機能の保持・回復を行い、施設に求められる性能を保持する期間を延ばすため長寿命化に取り組む必要があります。
- ・街路及び道路の整備を行う際には、国からの交付金等を活用していますが、交付金配当率が年々減少しているため、財源の確保が困難な状況になっています。

■施設類型別基本方針〈道路〉

- 経年的な劣化に基づき適切な更新年数を設定し、点検・診断を行います。
- 点検・診断結果に基づき、損傷の原因、求められる機能を考慮して、ライフサイクルコストの低減を目指し、計画的に修繕を実施していきます。
- 新規に街路（都市計画道路）を整備する際には、必要性を十分吟味し、都市計画決定、事業認可を得て、国の補助金制度を活用しながら整備を進めます。
- 新規に道路（都市計画道路以外の道路）を整備する際には、必要性を十分吟味し、整備を進めます。また、必要に応じて事業計画を策定し、国の補助金制度を活用しながら整備を進めます。

(1)-② 農道**(1)-③ 林道**

分 類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
道路	農道	66,334m	農道認定道路
	林道	15,999m	林道認定道路

<現状・課題>**事業の現状**

- ・農道・林道は、舗設後年数が経ち気象条件や利用状況により劣化が進んでいます。
- ・調査等により破損等が確認された箇所については修繕を行い、利用者の安全確保や営農活動の効率化などに努めています。
- ・新規舗装については、地元要望に基づき利用状況等を考慮し整備を進めています。

今後の課題

- ・農道・林道については、劣化が進んでいますが、新規舗装、更新について地元要望や地域特性、利用状況等を踏まえ打換年数等の検討が必要となります。
- ・農道・林道については、郊外や山間に整備されており、利用者が少なく市街地ほど交通量が多くありません。このため、小規模な路面等の損傷は放置されることが多く、後々の修繕費用が増大し、適切な維持管理の継続が困難となります。
- ・整備実施には、国、県の補助金等を活用していますが、近年交付額が減少するなど財源の確保が困難な状況になっています。

■施設類型別基本方針<道路（農道・林道）>

- 新規整備については、地元要望や地域特性、利用状況等を踏まえ必要性を十分考慮し、また、国・県の補助金等が活用できるよう取り組みます。
- パトロールの実施や地元からの情報提供を基に、利用者の安全性や荷痛みなど生産物の品質に影響を与える恐れのある損傷について点検を行います。
- 計画的かつ予防的な修繕対策、既存施設を利用した施設の更新を実施することで、更新及び修繕に要するコストを縮減します。

(2) 橋りょう

(2)-① 橋りょう

分 類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
橋りょう	橋りょう	438 橋	宮川橋、豊浜橋 ほか

<現状・課題>

事業の現状

- ・市が管理する橋りょうは、438 橋（橋長 2m以上）あり、そのうち 15m以上の橋りょうは 76 橋です。
- ・平成 25 年 3 月に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、これに基づいて整備を進めています。（令和 5 年 3 月改訂）
- ・新設橋りょうについては、伊勢市総合計画及び道路整備プログラムや地元要望等に基づき、道路の一部である橋りょう整備を進めています。

今後の課題

- ・従来の事後保全型の維持管理を続けた場合、橋りょうの修繕・架け替えに要する費用が増大し、適切な維持管理の継続が困難となります。
- ・橋りょう整備を行う際には、国からの交付金等を活用していますが、交付金配当率が年々減少しているため、財源の確保が困難な状況になっています。

■施設類型別基本方針<橋りょう>

- 新規に橋りょうを整備する際には、必要性を十分吟味し、都市計画決定、事業認可を得て、国の補助金制度を活用しながら整備を進めます。
- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防的な修繕対策により、維持管理費の低減や事業費の平準化に取り組めます。
- 5 年に 1 回の近接目視による点検を実施し、現状の把握による健全性の診断を行い、計画の継続的な見直しを行います。
- 事後保全から予防保全への転換を図り、大規模補修・全面改修工事の費用の一時的な集中の回避、橋りょうの総合的な維持管理コストの縮減と長寿命化、社会的損失の回避・抑制を実現します。
- 維持補修は、建設当初の性能回復と現在の要求性能の確保を目的とします。

(3) トンネル

(3)-① トンネル

分 類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
トンネル	トンネル	2 箇所	天神丘トンネル、秋葉山トンネル

〈現状・課題〉

事業の現状

- ・市が管理するトンネル数は2箇所で、1930年（昭和5年）に建設されたと推定され、竣工後85年が経過しています。
- ・平成25年11月に「トンネル長寿命化修繕計画」を策定し、これに基づいて整備を進めています。（令和5年3月改訂）

今後の課題

- ・従来の事後保全型の維持管理を続けた場合、トンネルの修繕等に要する費用が増大し、適切な維持管理の継続が困難となります。
- ・トンネルの老朽化が進行すると耐力や安全性の低下により、通行規制等による社会的影響を引き起こします。

■施設類型別基本方針＜トンネル＞

- 「トンネル長寿命化修繕計画」に基づき、トンネルの長寿命化と維持管理の効率向上を図ります。
- 5年に1回の近接目視による点検を実施し、現状の把握による健全性の診断を行い、計画の継続的な見直しを行います。
- 事後保全から予防保全への転換を図り、大規模補修・全面改修工事の費用の一時的な集中の回避、トンネルの総合的な維持管理コストの縮減と長寿命化、社会的損失の回避・抑制を実現します。
- 維持補修は、建設当初の性能回復と現在の要求性能の確保を目的とします。

(4) 河川・排水施設

(4)-① 準用河川

分 類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
河川・排水施設	準用河川	23 河川	桧尻川、亀谷郡川 ほか

<現状・課題>

事業の現状

- ・ 豪雨時の急激な出水によって、断面が不足したり勾配が不整形な河川では浸水被害が発生しているため、河川改良や適正な維持管理を行い、浸水被害の軽減・防止に努めています。

今後の課題

- ・ 近年の短時間集中豪雨に対応した整備が求められています。

■施設類型別基本方針<準用河川>

- 浸水被害が発生する頻度や緊急性を考慮し、地元町会等と調整しながら整備を進めていきます。
- 近年の短時間集中豪雨への対応を国・県と連携しながら取組んでいきます。

(4)-② 排水路

分 類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
河川・排水施設	排水路	—	排水路、農業用排水路、道路側溝、普通河川

〈現状・課題〉

事業の現状

- ・豪雨時の急激な出水に対する断面不足により、道路冠水や家屋の浸水被害など市民生活に支障をきたしています。また、農地においては排水の滞留により営農に支障をきたしています。そのため、排水路の改良や適正な維持管理を行い、浸水被害等の軽減・防止に努めています。
- ・市が管理する排水路は、整備後長い年数が経つ排水路も多く、老朽化が進行しています。

今後の課題

- ・近年の短時間集中豪雨等に対応した整備が求められています。
- ・排水路の多くは、整備後年数が経ち老朽化が進んでいることから新設、改修等について、浸水被害状況や地元要望、土地利用状況等を踏まえた整備の検討が必要となります。

■施設類型別基本方針＜排水路＞

- 浸水被害が発生する頻度や緊急性を考慮し、地元町会等と調整しながら整備、更新等を進めます。また、近年の短時間集中豪雨への対策については、国・県と連携し取り組みます。
- パトロールの実施や地元からの情報提供を基に、排水路の流下能力に影響を与える恐れのある損傷について点検を行います。
- 計画的かつ予防的な修繕対策、既存施設を利用した施設の更新を実施することで、更新及び修繕に要するコストを削減します。

(4)-③ 都市ポンプ場

分 類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
河川・排水施設	都市ポンプ場	41 箇所	船江ポンプ場、有滝ポンプ場ほか

<現状・課題>

事業の現状

- ・豪雨時の河川水位の上昇によって自然排水が困難になる地域では、浸水被害が発生しています。このため、ポンプ場の整備や適正な維持管理を行い、浸水被害の軽減・防止に努めています。

今後の課題

- ・近年の短時間集中豪雨に対応した整備が求められています。
- ・多くの施設は、整備後年数が経ち老朽化が進んでいることから改修、修繕等について、整備の検討が必要となります。

■施設類型別基本方針<都市ポンプ場>

- 浸水被害が発生する頻度や緊急性を考慮し、地元町会等と調整しながら整備を進めていきます。
- 近年の短時間集中豪雨への対応を国・県と連携しながら取組んでいきます。
- 地域の治水に対する安全性・信頼性を確保するため、都市ポンプ場の長期補修計画を策定し、実施していきます。

(4)-④ 農業用排水機場

分 類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
河川・排水施設	農業用排水機場	34 施設	楠部第二排水機場 ほか

〈現状・課題〉

事業の現状

- ・ 農業用排水機場は、農地のみならず集落の排水を担っている施設も多く、安定的に機能を発揮するため、適正な維持管理を行い、浸水被害の軽減に努めています。

今後の課題

- ・ 多くの施設は整備後年数が経ち、老朽化や機能低下が進んでいることから、今後も計画的な機能更新が必要となります。
- ・ 大雨時に敷地又は周辺が冠水する可能性が高い排水機場については、確実な稼働や操作人の安全性確保のため、遠隔操作を可能とする改修が必要です。

■施設類型別基本方針＜農業用排水機場＞

- 経済性を考慮し既存施設を利用した施設の更新を行い、長寿命化を図ります。
- 施設の健全度を精査し計画的に整備を行い、更新費用の平準化を図ります。
- 維持管理においても、日常点検により計画的な維持修繕を行い、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。

(5) 漁港施設

(5)-① 漁港施設

分 類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
漁港施設	漁港施設	4 港	村松漁港、江漁港、松下漁港、 豊北漁港

<現状・課題>

事業の現状

- ・市が管理する漁港は、第1種漁港（村松漁港・江漁港・松下漁港）第2種漁港（豊北漁港）の4港あります。河口の天然港から発展したもので、昭和30年代から施設の整備が行われてきましたが、老朽化が進んでいます。平成24年度より順次、機能保全計画を策定し漁港の維持管理を図っています。

今後の課題

- ・漁港施設は、整備から約60年が経過し耐用年数を迎える施設も多く老朽化が進んでいます。漁港施設がその機能を継続して発揮するためには、戦略的な維持管理や更新が必要であり、「水産物供給基盤機能保全計画」を策定し、計画的に補修や改修を行い、コストの節減を図る必要があります。

■施設類型別基本方針<漁港>

- 「水産物供給基盤機能保全計画」の策定を進め、その基本方針に沿って、計画的に漁港の適正な管理をはかり機能を維持します。
- 日常点検や漁業者からの通報により、異常が認められた施設については、詳細点検を実施します。
- 老朽化予測、対策工法の検討、ライフサイクルコストを算定し、機能保全対策に係る費用を縮減します。

(6) 公園

(6)-① 公園

分 類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
公園	公園	250 箇所 (113.95 ha)	倉田山公園、宮川堤公園、 大仏山公園 ほか

<現状・課題>

事業の現状

- ・既設の公園については、施設の老朽化等に伴う劣化や損傷が多くみられ、子どもをはじめすべての利用者の安全確保を最優先に整備することが必要です。このような施設についてはより厳密に施設の安全性や機能が失われないよう予防していくことが求められています。そのため、平成 26 年 3 月に「伊勢市都市公園施設長寿命化計画」を策定し、これに基づいて整備を進めています。
- ・新規の公園については、伊勢市総合計画に基づき整備を進めており、都市計画決定された公園のうち、宮川河川敷公園と倉田山公園の一部を除いては、ほぼ整備が完了しています。

今後の課題

- ・伊勢市が管理する公園は高度成長期から順次整備し、整備後 30 年以上経過している公園もあり、老朽化が進行し、今後必要となる施設の更新・修繕費用の増大が懸念されます。
- ・公園整備を行う際には、国からの交付金等を活用していますが、交付金配当率が年々減少しているため財源の確保が困難な状況になっています。

■施設類型別基本方針<公園>

- 既設公園については、安全で快適な利用の確保をすべく、計画的な予防保全対策により公園の長寿命化を図り、維持管理費の低減や事業費の平準化に取り組めます。
- 新規公園を整備する際には、必要性を十分吟味し、都市計画決定、事業認可を得て、国の補助金制度を活用しながら整備を進めます。

(7) 駐車場

(7)-① 駐車場

分 類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
駐車場	駐車場	14 箇所 (2,160 台)	宇治駐車場、吹上駐車場、 観光文化会館駐車場 ほか

<現状・課題>

事業の現状

- ・宇治駐車場は、宇治浦田交通広場及び五十鈴川河川敷を利用し、内宮前駐車場は神宮から敷地を借用し、合わせて10箇所（乗用車1,790台、バス40台）あります。利用料は有料で、管理運営は委託しています。
- ・吹上駐車場は、市街地における自動車の駐車需要に対応し、住民の利便に資するため設置された月極駐車場で、36台分の区画があります。管理運営は直営です。
- ・観光文化会館駐車場は、会館利用者等の駐車場として昭和46年に整備されたもので、37台分の区画があり、耐震性を有しています。利用料は有料で、管理運営は、委託しています。
- ・二見総合駐車場は、二見浦周辺への観光及び周辺公共施設への来訪時に利用するための駐車場で、228台分の区画があり、利用料は無料となっています。管理運営は、直営で行っています。
- ・音無山園地駐車場は、名勝「二見浦」に位置する音無山園地への来訪者のための駐車場で、29台分の区画があり、利用料は無料となっています。管理運営は、直営で行っています。

今後の課題

- ・宇治駐車場、内宮前駐車場の機械式ゲートなどは、概ね10年の耐用年数のため、機器更新が必要となります。宇治第5・6駐車場は、河川敷を利用しているため、豪雨時に浸水する場合があります、路面が傷むことがあります。
- ・吹上駐車場は、供用開始後、経年劣化が進んでいることから、適切な維持管理を行っていく必要があります。
- ・観光文化会館駐車場は、建設時期が古く、老朽化が進んでいます。施設利用者だけでなく、鉄道利用者等にも利用しやすくなるよう、運営方法を検討していく必要があります。
- ・二見総合駐車場は、二見地区の観光の活性化と合わせて、有効活用を検討していく必要があります。
- ・音無山園地駐車場は、今後、整備後年数が経つことで劣化が進むことも予想され、定期的な点検により適切な維持管理を行い、計画的に改修を実施していく必要があります。

■施設類型別基本方針＜駐車場＞

- 施設の定期的な点検により状況を把握し、適切な維持管理を行い、計画的に改修を実施していく必要があります。
- 宇治駐車場、内宮前駐車場は、適切な人員配置をし、効率的・効果的な運営を行います。
- 観光文化会館駐車場、宇治駐車場、内宮前駐車場は、駐車場収入により施設の管理運営を行います。また、宇治駐車場、内宮前駐車場は、交通対策も併せて行います。

(8) 上水道施設

(8)-① 管路

(8)-② 水源地

(8)-③ 配水池

(8)-④ 加圧ポンプ場

分 類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
上水道施設	管路	953,744m	普及率 (99.7%)
	水源地	7 箇所	中須水源地、五十鈴川水源地 ほか
	配水池	15 箇所	宮川配水池、勢田配水池 ほか
	加圧ポンプ場	15 箇所	小俣配水場、南部加圧ポンプ場 ほか

〈現状・課題〉

事業の現状

- ・平成 31 年 3 月に策定された「伊勢市水道事業ビジョン」に基づき事業を実施しており、計画給水人口は 129,200 人、計画一日最大給水量は 64,100 m³/日です。

今後の課題

- ・給水人口及び一日平均給水量は、近年、減少傾向にあり、給水量と給水収益の減少が予測されることから、今後はより効率的な事業運営が求められます。
- ・老朽化については、高度経済成長期に建設された施設・管路の老朽化が進んでおり、計画的な更新が求められます。
- ・令和 4 年度末の管路の耐震化率は 21% で、今後発生が予想される南海トラフ地震に備えて計画的な耐震化が求められます。

■施設類型別基本方針＜上水道施設＞

- 平成 29 年度に管路耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を進めていきます。
- 施設の更新にあたっては、適正規模化等を検討する必要があります。
- 将来的な更新費用の増加に伴い、長期的な資金収支が困難になることが予想されるため、給水原価及び水道料金への影響を考えていく必要があります。
- 管路の老朽化に起因した漏水を未然に防ぎ、有収率の向上を図るため、適正な維持管理を行っていきます。
- 施設の維持管理にあたっては、ライフサイクルコストを考慮した長寿命化を図ります。

(9) 下水道施設（污水・雨水）

(9)-① 污水管渠	(9)-② 小規模中継ポンプ場	(9)-③ 処理場
(9)-④ 雨水管渠	(9)-⑤ 雨水ポンプ場	

分 類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
下水道施設（污水）	污水管渠	486, 102m	普及率（60.3%）
	小規模中継ポンプ場	100 箇所	中村マンホールポンプ ほか
	処理場	1 箇所	五十鈴川中村浄化センター
下水道施設（雨水）	雨水管渠	12, 270m	桧尻 1 号雨水幹線 ほか
	ポンプ場	12 箇所	吹上ポンプ場、小林ポンプ場 ほか

〈現状・課題〉

事業の現状

- ・「流域関連伊勢市公共下水道全体計画」に基づき事業を実施しており、計画区域面積は 3, 226 h a、計画人口は 86, 600 人、計画 1 日最大汚水量は 44, 910 m³/日です。
- ・市の公共下水道事業は平成元年度、流域関連公共下水道事業は平成 11 年度に着手し、令和 7 年度末に普及率約 65%を目標に事業を進めています。
- ・下水道ストックマネジメント計画に基づき施設の点検調査及び老朽化対策を進めています。
- ・下水道総合地震対策計画に基づき下水道施設の耐震化を進めています。

今後の課題

- ・普及率向上のため、より効率的な整備促進と事業運営に取り組むと共に、計画的な老朽化対策と耐震対策を進めていく必要があります。

■施設類型別基本方針＜下水道施設＞

- 効率的な普及促進と事業運営に努めます。
- 下水道総合地震対策計画に基づき、下水道施設の耐震化に努めます。
- 下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の計画的かつ効率的な管理に努めます。
- 将来的な更新費用の増加に伴い、長期的な資金収支が困難になることが予想されるため、汚水原価及び下水道使用料への影響を考えていく必要があります。

用語の解説（50 音順）

- ◆ **維持管理** 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などを指します。
- ◆ **E C I 方式** Early Contractor Involvement の略。設計段階から施工者が関与する方式で、設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式です。
- ◆ **稼働率** 施設の利用度合いを示す指標です。
- ◆ **義務的経費** 地方公共団体の経費のうち、固定的に支出される経費で、歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費を指します。
- ◆ **建設改良費** 公営企業の固定資産の新規取得又は増改築等に要する経費
- ◆ **公会計制度** 現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方公共団体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとするものです。
- ◆ **公共施設等** 公共施設、公用施設その他の地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいいます。具体的には、建物の他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念です。
- ◆ **公債費** 市が借り入れた地方債の元金の償還や利子の支払いに要する経費及び一時借入金利子の支払いに要する経費のことです。
- ◆ **更新** 老朽化に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備することです。
- ◆ **国立社会保障・人口問題研究所** 厚生労働省に所属する国立の研究機関で、人口や世帯の動向をとらえるとともに、社会保障政策や制度についての研究を行っています。
- ◆ **指定管理者制度** 公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度です。
- ◆ **修繕** 公共施設等を直すことです。なお、修繕を行った後の効用が従前より大きい小さいかを問いません。
- ◆ **地方交付税** 地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するものです。

- ◆ **地方税（市税）** 本市の市税には、市民税（個人分、法人分）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税の6種類があります。
- ◆ **長寿命化** 施設を計画的に保全し、供用可能期間を延ばすことをいいます。
- ◆ **投資的経費** 施設の建設や道路の新設などの社会資本の整備にかかる経費で、普通建設事業費、失業対策事業費及び災害復旧事業費からなります。
- ◆ **PPP** Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化やサービスの向上を目指すものです。指定管理者制度も含まれます。
- ◆ **PFI** Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいいます。
- ◆ **扶助費** 社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、老人福祉法などの国の法律に基づき、又は地方公共団体が住民福祉の増進を図るため独自の施策において支出する経費のことです。
- ◆ **普通会計** 個々の地方公共団体ごとの各会計の範囲が異なっていることから、その統一的な財政比較を行うために設けられた地方財政統計上の会計区分のことです。一般会計と特別会計のうち公営事業会計（病院、上下水道等）以外のものです。
- ◆ **有形固定資産減価償却率** 償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合で、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを表す指標です。この比率が高いほど、減価償却が進んでおり、一般的に老朽化が進んでいる状況と言えます。
- ◆ **ライフサイクルコスト** 施設等の建設・建築費だけでなく、維持管理、運営、修繕、廃棄（除却）までの事業全体にわたり必要な総費用のことです。

伊勢市公共施設等総合管理計画（改訂版）

令和 5 年 月

＜発 行＞

伊勢市 資産経営部 資産経営課

〒516-8601 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号

TEL : 0596-21-5546

FAX : 0596-21-5700

E-mail : sisan@city.ise.mie.jp

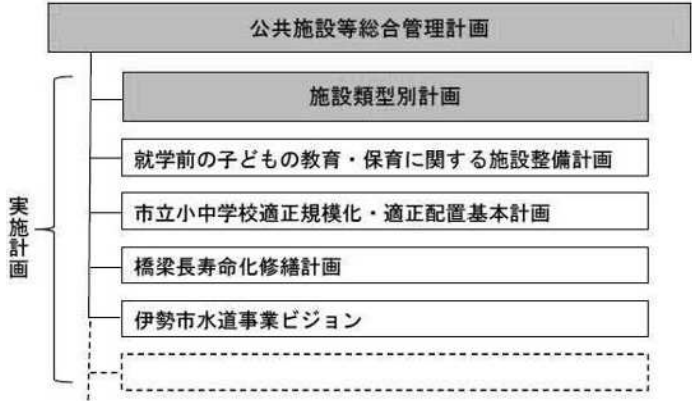
公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																					
第1章 はじめに 1. 1 背景と目的 (略) こうした背景から、本市においては、長期的な視点をもって、限られた財源を有効に配分し、市民の皆様へ安全・安心に公共施設等を利用いただくことを基本に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことを目的として、平成28年3月に『伊勢市公共施設等総合管理計画』(以下、「本計画」という)を策定しました。 <u>その後、総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂」を受けて、本計画を一部改訂しています。</u> <u>(削除)</u> 1. 2 計画の位置付け (略) ■他の計画との関連 ○ 本計画は、<u>第3次伊勢市総合計画（平成30年度～令和11年度）</u>の「第8章市役所運営－第1節行財政運営」にその策定が位置付けられています。	第1章 はじめに 1. 1 背景と目的 (略) こうした背景から、本市においては、長期的な視点をもって、限られた財源を有効に配分し、市民の皆様へ安全・安心に公共施設等を利用いただくことを基本に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことを目的として、『伊勢市公共施設等総合管理計画』(以下、「本計画」という)を策定しました。 問10 公共施設マネジメントの方向性 公共施設の建替えに必要な費用負担について、あなたのお考えに最も近いものは、(1つに○) 施設老朽化への対応として、約9割の人が納税会または施設不要と回答している。 <table><thead><tr><th>回答</th><th>件数</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>負担が増えなくても建替え</td><td>45</td><td>2%</td></tr><tr><td>負担が増えないよう納税会</td><td>676</td><td>65%</td></tr><tr><td>負担が増えるなら施設不要</td><td>321</td><td>24%</td></tr><tr><td>分からない</td><td>75</td><td>6%</td></tr><tr><td>その他</td><td>26</td><td>2%</td></tr><tr><td>合計</td><td>1143</td><td>100%</td></tr></tbody></table> 無回答 21 公共施設マネジメントの取組み 負担が増えなくても建替え 65.3% 負担が増えないよう納税会 24.0% 負担が増えるなら施設不要 2.0% 分からない 6.0% その他 2.0% 公共施設マネジメントの方向性（平成25年度 伊勢市市民アンケート結果） 1. 2 計画の位置付け (略) ■他の計画との関連 ○ 本計画は、<u>第2次伊勢市総合計画（平成26年度～平成29年度）</u>の「第8章市役所運営－第1節行財政運営」にその策定が位置付けられています。	回答	件数	割合	負担が増えなくても建替え	45	2%	負担が増えないよう納税会	676	65%	負担が増えるなら施設不要	321	24%	分からない	75	6%	その他	26	2%	合計	1143	100%	【P. 1】 ・ 現行計画以降の状況変化を踏まえた記載内容の修正 【P. 2】
回答	件数	割合																					
負担が増えなくても建替え	45	2%																					
負担が増えないよう納税会	676	65%																					
負担が増えるなら施設不要	321	24%																					
分からない	75	6%																					
その他	26	2%																					
合計	1143	100%																					

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等
１．３ 計画期間 本市における公共施設の大規模改修及び建替えの時期やインフラ資産の更新時期は、今後約 30 年間に集中することが見込まれます。 このことから、本計画の計画期間を 2044 年度（<u>令和 26 年度</u>）までの 30 年間と定めます。 （略） １．６ 実施計画の策定 本計画においては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方や具体的な実施方針と併せ、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めることとします。 これらの方針等に基づき、本計画の実施計画として、施設類型別にその所管部署において、施設個々の将来の管理の考え方を定める施設類型別計画を策定します。 このことから、既に策定済みである、「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」や「各長寿命化計画」等の<u>個別施設計画</u>については、本計画の実施計画に位置付けることになります。但し、策定済みの<u>個別施設計画</u>であっても、本計画全体の進ちよくを図る視点で、必要なものは見直しを行うことになります。 なお、施設類型別計画を策定していくにあたっては、単に、施設保有量の削減のみを目指すのではなく、地域における施設の配置状況と、その地域で将来において提供していくサービスの内容や必要性を検討し、地域別の施設配置の考え方を整理していかなければなりません。	１．３ 計画期間 本市における公共施設の大規模改修及び建替えの時期やインフラ資産の更新時期は、今後約 30 年間に集中することが見込まれます。 このことから、本計画の計画期間を 2044 年度（<u>平成 56 年度</u>）までの 30 年間と定めます。 （略） １．６ 実施計画の策定 本計画においては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方や具体的な実施方針と併せ、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めることとします。 これらの方針等に基づき、本計画の実施計画として、施設類型別にその所管部署において、施設個々の将来の管理の考え方を定める施設類型別計画を策定します。 このことから、既に策定済みである、「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」や「各長寿命化計画」等の<u>施設類型別</u>の計画については、<u>本計画策定後においては、</u>本計画の実施計画に位置付けることになります。但し、策定済みの<u>施設類型別</u>の個別施設計画であっても、本計画全体の進ちよくを図る視点で、必要なものは見直しを行うことになります。 なお、施設類型別計画を策定していくにあたっては、単に、施設保有量の削減のみを目指すのではなく、地域における施設の配置状況と、その地域で将来において提供していくサービスの内容や必要性を検討し、地域別の施設配置の考え方を整理していかなければなりません。 <u>そのため、地域別の適正な施設配置の考え方も含め、施設類型別計画を策定することとします。</u>	【P.3】 ・時点修正 【P.5】 ・時点修正

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等
 第2章 公共施設等の現状と将来見通し 2.1 公共施設の現状 (1) 施設類型別の保有状況 本計画が対象とする公共施設は、令和5年3月31日時点で597施設、総延床面積は425,651㎡であり、市民一人当たり保有面積は、約3.51㎡となっています。 類型別にみると、学校が最も多く175,364㎡（41.2%）、次いで公営住宅が53,220㎡（12.5%）で、この2施設で全体の約5割を占める状況です。 公共施設のうち、学校が最も多くの面積を占めているのは、全国の市区町村に共通する傾向です。	 第2章 公共施設等の現状と将来見通し 2.1 公共施設の現状 (1) 施設類型別の保有状況 本計画が対象とする公共施設は、平成27年4月1日時点で580施設、総延床面積は398,661㎡であり、市民一人当たり保有面積は、約3.1㎡となっています。 類型別にみると、学校が最も多く178,784㎡（44.8%）、次いで公営住宅が54,606㎡（13.7%）で、この2施設で全体の約6割を占める状況です。 公共施設のうち、学校が最も多くの面積を占めているのは、全国の市区町村に共通する傾向です。	【P.5】 ・時点修正 【P.6】 ・時点修正

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新								旧					主な改訂内容等
分 類		施設数			延床面積(㎡)			分 類		施設数	延床面積		主な施設名
大分類	中分類	H27.4.1	R5.3.31	増減	H27.4.1	R5.3.31	増減	大分類	中分類		合計	割合	
市民文化系施設	集会施設	66	62	▲4	19,382	18,757	▲625	市民文化系施設	集会施設	66	19,382 ㎡	4.9%	公民館、集会所
	文化施設	6	6	0	17,982	17,982	0		文化施設	6	17,982 ㎡	4.5%	観光文化会館、いせトピア
社会教育系施設	図書館	2	2	0	5,657	5,657	0	社会教育系施設	図書館	2	5,657 ㎡	1.4%	図書館
	博物館等	5	5	0	4,366	4,366	0		博物館等	5	4,366 ㎡	1.1%	資日館、伊勢河崎商人館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	10	10	0	15,031	14,968	▲63	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	10	15,031 ㎡	3.8%	野球場、体育館
	レクリエーション施設・観光施設	6	6	0	1,121	863	▲258		レクリエーション施設・観光施設	6	1,121 ㎡	0.3%	神社海の駅、観光案内所
産業系施設	産業系施設	7	7	0	5,787	5,787	0	産業系施設	産業系施設	7	5,787 ㎡	1.5%	産業支援センター
学校教育系施設	学校	36	32	▲4	178,784	175,364	▲3,420	学校教育系施設	学校	36	178,784 ㎡	44.8%	小学校、中学校
	その他教育施設	1	1	0	2,158	2,158	0		その他教育施設	1	2,158 ㎡	0.5%	共同調理場
子育て支援施設	幼稚園・保育所・認定こども園	24	12	▲12	16,101	10,318	▲5,783	子育て支援施設	幼稚園・保育所・認定こども園	24	16,101 ㎡	4.0%	幼稚園、保育所、認定こども園
	幼児・児童施設	7	13	6	2,371	3,534	1,163		幼児・児童施設	7	2,371 ㎡	0.6%	児童館、児童センター
保健医療・福祉施設	高齢福祉施設	8	5	▲3	6,132	4,615	▲1,517	保健医療・福祉施設	高齢福祉施設	8	6,132 ㎡	1.5%	老人福祉センター
	障がい福祉施設	7	5	▲2	2,587	2,257	▲330		障がい福祉施設	7	2,587 ㎡	0.7%	身体障害者福祉センター
	保健医療施設	12	12	0	6,378	6,186	▲192		保健医療施設	12	6,378 ㎡	1.6%	保健センター
行政系施設	庁舎等	4	4	0	18,612	18,312	▲300	行政系施設	庁舎等	4	18,612 ㎡	4.7%	市役所、総合支所
	消防・防災施設	104	123	19	7,808	19,222	11,414		消防・防災施設	104	7,808 ㎡	2.0%	消防署・出張所、防災施設
公営住宅	公営住宅	44	40	▲4	54,606	53,220	▲1,386	公営住宅	公営住宅	44	54,606 ㎡	13.7%	市営住宅
ごみ・資源処理施設	ごみ・資源処理施設	155	155	0	3,270	3,270	0	ごみ・資源処理施設	ごみ・資源処理施設	155	3,270 ㎡	0.8%	資源ステーション
病院	病院	1	1	0	22,459	26,973	4,514	病院	病院	1	22,459 ㎡	5.6%	市立伊勢総合病院
その他	その他	75	96	21	8,069	31,842	23,773	その他	その他	75	8,069 ㎡	2.0%	倉庫、公衆便所
合計		580	597	17	398,661	425,651	26,990	合計		580	398,661 ㎡	100%	

【P.6】
・時点修正

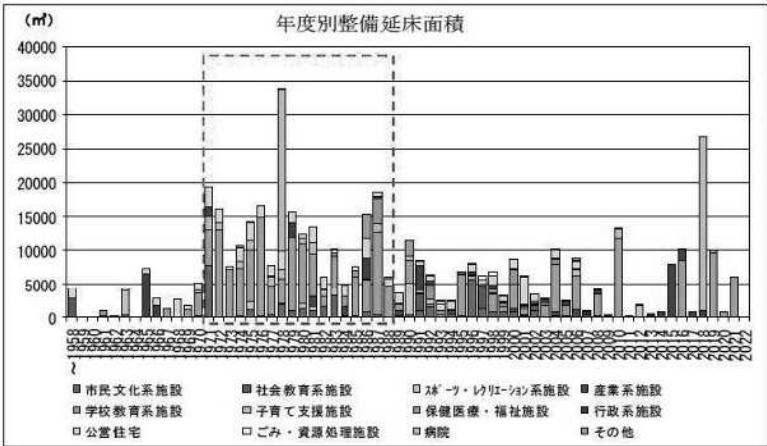
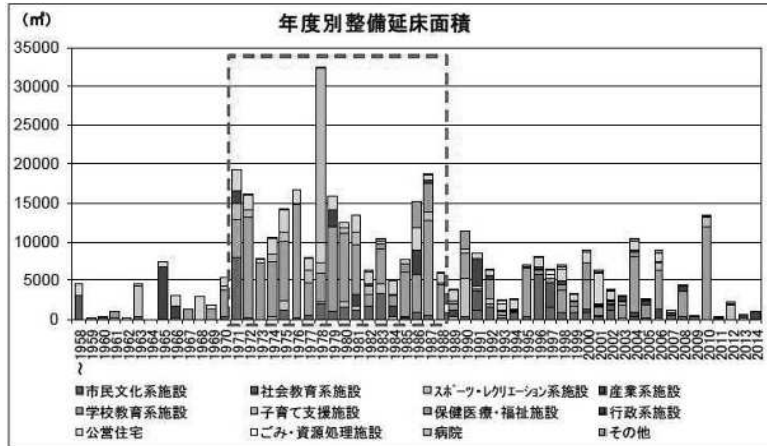
公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																																																																																																																																						
施設類型別の延床面積構成比 <table><caption>施設類型別の延床面積構成比 (新)</caption><tr><th>施設類型</th><th>構成比</th></tr><tr><td>学校</td><td>41.2%</td></tr><tr><td>公営住宅</td><td>12.5%</td></tr><tr><td>庁舎等</td><td>4.3%</td></tr><tr><td>その他教育施設</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>幼稚園・保育所・こども園</td><td>2.4%</td></tr><tr><td>幼児・児童施設</td><td>0.8%</td></tr><tr><td>高齢福祉施設</td><td>1.1%</td></tr><tr><td>障がい福祉施設</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>保健医療施設</td><td>1.5%</td></tr><tr><td>消防・防災施設</td><td>4.5%</td></tr><tr><td>ごみ・資源処理施設</td><td>0.8%</td></tr><tr><td>病院</td><td>6.4%</td></tr><tr><td>その他</td><td>7.5%</td></tr><tr><td>集会施設</td><td>4.4%</td></tr><tr><td>文化施設</td><td>4.2%</td></tr><tr><td>図書館</td><td>1.3%</td></tr><tr><td>博物館等</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>スポーツ施設</td><td>3.5%</td></tr><tr><td>レクリエーション施設・観光施設</td><td>0.2%</td></tr><tr><td>産業系施設</td><td>1.4%</td></tr></table> 公共施設の類型別の延床面積構成比 <table><caption>市民一人当たりの延床面積 (R2)</caption><tr><th>市町村</th><th>延床面積 (㎡/人)</th></tr><tr><td>唐津市</td><td>6.10</td></tr><tr><td>延岡市</td><td>4.90</td></tr><tr><td>八代市</td><td>4.02</td></tr><tr><td>沖縄市</td><td>3.41</td></tr><tr><td>伊勢市</td><td>3.24</td></tr><tr><td>桑名市</td><td>3.22</td></tr><tr><td>稲沢市</td><td>2.96</td></tr><tr><td>青森市</td><td>2.88</td></tr><tr><td>富士宮市</td><td>2.66</td></tr><tr><td>武蔵野市</td><td>2.05</td></tr><tr><td>我孫子市</td><td>1.75</td></tr></table> ※出典:総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等」とりまとめた一覧表 (令和4年度調査)	施設類型	構成比	学校	41.2%	公営住宅	12.5%	庁舎等	4.3%	その他教育施設	0.5%	幼稚園・保育所・こども園	2.4%	幼児・児童施設	0.8%	高齢福祉施設	1.1%	障がい福祉施設	0.5%	保健医療施設	1.5%	消防・防災施設	4.5%	ごみ・資源処理施設	0.8%	病院	6.4%	その他	7.5%	集会施設	4.4%	文化施設	4.2%	図書館	1.3%	博物館等	1.0%	スポーツ施設	3.5%	レクリエーション施設・観光施設	0.2%	産業系施設	1.4%	市町村	延床面積 (㎡/人)	唐津市	6.10	延岡市	4.90	八代市	4.02	沖縄市	3.41	伊勢市	3.24	桑名市	3.22	稲沢市	2.96	青森市	2.88	富士宮市	2.66	武蔵野市	2.05	我孫子市	1.75	施設類型別の延床面積構成比 <table><caption>施設類型別の延床面積構成比 (旧)</caption><tr><th>施設類型</th><th>構成比</th></tr><tr><td>学校</td><td>44.8%</td></tr><tr><td>公営住宅</td><td>13.7%</td></tr><tr><td>庁舎等</td><td>4.7%</td></tr><tr><td>その他教育施設</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>幼稚園・保育所・認定こども園</td><td>4.0%</td></tr><tr><td>幼児・児童施設</td><td>0.6%</td></tr><tr><td>高齢福祉施設</td><td>1.5%</td></tr><tr><td>障がい福祉施設</td><td>0.7%</td></tr><tr><td>保健医療施設</td><td>1.6%</td></tr><tr><td>消防・防災施設</td><td>2.0%</td></tr><tr><td>ごみ・資源処理施設</td><td>0.8%</td></tr><tr><td>病院</td><td>5.6%</td></tr><tr><td>その他</td><td>2.0%</td></tr><tr><td>集会施設</td><td>4.9%</td></tr><tr><td>文化施設</td><td>4.5%</td></tr><tr><td>図書館</td><td>1.4%</td></tr><tr><td>博物館等</td><td>1.1%</td></tr><tr><td>スポーツ施設</td><td>3.8%</td></tr><tr><td>レクリエーション施設・観光施設</td><td>0.3%</td></tr><tr><td>産業系施設</td><td>1.5%</td></tr></table> 図 2. 1. 1. 1 公共施設の類型別の延床面積構成比 <table><caption>市民一人当たりの延床面積</caption><tr><th>市町村</th><th>延床面積 (㎡/人)</th></tr><tr><td>唐津市</td><td>6.33</td></tr><tr><td>延岡市</td><td>5.52</td></tr><tr><td>鶴岡市</td><td>4.89</td></tr><tr><td>八代市</td><td>3.98</td></tr><tr><td>桑名市</td><td>3.43</td></tr><tr><td>稲沢市</td><td>3.02</td></tr><tr><td>沖縄市</td><td>2.89</td></tr><tr><td>伊勢市</td><td>2.82</td></tr><tr><td>富士宮市</td><td>2.39</td></tr><tr><td>青森市</td><td>2.38</td></tr><tr><td>武蔵野市</td><td>2.38</td></tr><tr><td>我孫子市</td><td>1.55</td></tr></table> ※出典:東洋大学PPP研究センター「全国自治体公共施設延床面積データ」(調査時点:平成23年10月)	施設類型	構成比	学校	44.8%	公営住宅	13.7%	庁舎等	4.7%	その他教育施設	0.5%	幼稚園・保育所・認定こども園	4.0%	幼児・児童施設	0.6%	高齢福祉施設	1.5%	障がい福祉施設	0.7%	保健医療施設	1.6%	消防・防災施設	2.0%	ごみ・資源処理施設	0.8%	病院	5.6%	その他	2.0%	集会施設	4.9%	文化施設	4.5%	図書館	1.4%	博物館等	1.1%	スポーツ施設	3.8%	レクリエーション施設・観光施設	0.3%	産業系施設	1.5%	市町村	延床面積 (㎡/人)	唐津市	6.33	延岡市	5.52	鶴岡市	4.89	八代市	3.98	桑名市	3.43	稲沢市	3.02	沖縄市	2.89	伊勢市	2.82	富士宮市	2.39	青森市	2.38	武蔵野市	2.38	我孫子市	1.55	【P. 7】 ・時点修正
施設類型	構成比																																																																																																																																							
学校	41.2%																																																																																																																																							
公営住宅	12.5%																																																																																																																																							
庁舎等	4.3%																																																																																																																																							
その他教育施設	0.5%																																																																																																																																							
幼稚園・保育所・こども園	2.4%																																																																																																																																							
幼児・児童施設	0.8%																																																																																																																																							
高齢福祉施設	1.1%																																																																																																																																							
障がい福祉施設	0.5%																																																																																																																																							
保健医療施設	1.5%																																																																																																																																							
消防・防災施設	4.5%																																																																																																																																							
ごみ・資源処理施設	0.8%																																																																																																																																							
病院	6.4%																																																																																																																																							
その他	7.5%																																																																																																																																							
集会施設	4.4%																																																																																																																																							
文化施設	4.2%																																																																																																																																							
図書館	1.3%																																																																																																																																							
博物館等	1.0%																																																																																																																																							
スポーツ施設	3.5%																																																																																																																																							
レクリエーション施設・観光施設	0.2%																																																																																																																																							
産業系施設	1.4%																																																																																																																																							
市町村	延床面積 (㎡/人)																																																																																																																																							
唐津市	6.10																																																																																																																																							
延岡市	4.90																																																																																																																																							
八代市	4.02																																																																																																																																							
沖縄市	3.41																																																																																																																																							
伊勢市	3.24																																																																																																																																							
桑名市	3.22																																																																																																																																							
稲沢市	2.96																																																																																																																																							
青森市	2.88																																																																																																																																							
富士宮市	2.66																																																																																																																																							
武蔵野市	2.05																																																																																																																																							
我孫子市	1.75																																																																																																																																							
施設類型	構成比																																																																																																																																							
学校	44.8%																																																																																																																																							
公営住宅	13.7%																																																																																																																																							
庁舎等	4.7%																																																																																																																																							
その他教育施設	0.5%																																																																																																																																							
幼稚園・保育所・認定こども園	4.0%																																																																																																																																							
幼児・児童施設	0.6%																																																																																																																																							
高齢福祉施設	1.5%																																																																																																																																							
障がい福祉施設	0.7%																																																																																																																																							
保健医療施設	1.6%																																																																																																																																							
消防・防災施設	2.0%																																																																																																																																							
ごみ・資源処理施設	0.8%																																																																																																																																							
病院	5.6%																																																																																																																																							
その他	2.0%																																																																																																																																							
集会施設	4.9%																																																																																																																																							
文化施設	4.5%																																																																																																																																							
図書館	1.4%																																																																																																																																							
博物館等	1.1%																																																																																																																																							
スポーツ施設	3.8%																																																																																																																																							
レクリエーション施設・観光施設	0.3%																																																																																																																																							
産業系施設	1.5%																																																																																																																																							
市町村	延床面積 (㎡/人)																																																																																																																																							
唐津市	6.33																																																																																																																																							
延岡市	5.52																																																																																																																																							
鶴岡市	4.89																																																																																																																																							
八代市	3.98																																																																																																																																							
桑名市	3.43																																																																																																																																							
稲沢市	3.02																																																																																																																																							
沖縄市	2.89																																																																																																																																							
伊勢市	2.82																																																																																																																																							
富士宮市	2.39																																																																																																																																							
青森市	2.38																																																																																																																																							
武蔵野市	2.38																																																																																																																																							
我孫子市	1.55																																																																																																																																							

市民一人当たり公共施設の延床面積 (㎡/人) ～人口規模の類似する団体との比較

図 2. 1. 1. 2 市民一人当たり公共施設の延床面積 (㎡/人) ～人口規模の類似する団体との比較

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																		
(2) 施設保有量の推移 本市の公共施設の延床面積は、令和5年3月31日時点で425,651㎡となっており、計画策定時の398,661㎡と比較すると26,990㎡の増となっています。これは、この間に除却等した施設の延床面積の合計が36,415㎡であった反面、新たに整備した施設の延床面積の合計が63,405㎡となったためです。 延床面積が増加した理由として、津波避難施設及び学校統合による新設校の建築、病院の建替えなど大型の公共施設整備事業が実施されたことがあげられます。 <table><tr><th>年 度</th><th>計画策定時</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th></tr><tr><td>延床面積(㎡)</td><td>398,661</td><td>400,037</td><td>407,704</td><td>434,264</td><td>421,830</td><td>422,394</td><td>426,563</td><td>425,651</td></tr></table> (略)  公共施設の年度別整備延床面積の推移	年 度	計画策定時	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	延床面積(㎡)	398,661	400,037	407,704	434,264	421,830	422,394	426,563	425,651	(新) (略)  図2.1.2 公共施設の年度別整備延床面積の推移	【P.8】 ・総務省作成の策定指針に基づき記載を追加 【P.8】 ・時点修正
年 度	計画策定時	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4												
延床面積(㎡)	398,661	400,037	407,704	434,264	421,830	422,394	426,563	425,651												

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																											
(4) 経過年数の状況 本市の公共施設における経過年数別の延床面積は、令和5年3月31日時点で以下のとおりです。一般的に、建築物は30年を経過すると大規模な改修が必要といわれています。建築後、30年以上経過した施設の延床面積は全体の約62%を占め、さらに10年後には約74%となる見込みです。 <table border="1"> <caption>経過年数の状況</caption> <thead> <tr> <th>経過年数</th> <th>延床面積 (㎡)</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年未満</td> <td>64,241</td> <td>15.1</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>45,858</td> <td>10.8</td> </tr> <tr> <td>20年以上30年未満</td> <td>51,753</td> <td>12.2</td> </tr> <tr> <td>30年以上40年未満</td> <td>91,487</td> <td>21.5</td> </tr> <tr> <td>40年以上50年未満</td> <td>107,748</td> <td>25.3</td> </tr> <tr> <td>50年以上</td> <td>59,337</td> <td>13.9</td> </tr> <tr> <td>60年以上</td> <td>5,227</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>30年以上経過</td> <td>255,235</td> <td>62.0</td> </tr> </tbody> </table> 公共施設の経過年数の状況	経過年数	延床面積 (㎡)	割合 (%)	10年未満	64,241	15.1	10年以上20年未満	45,858	10.8	20年以上30年未満	51,753	12.2	30年以上40年未満	91,487	21.5	40年以上50年未満	107,748	25.3	50年以上	59,337	13.9	60年以上	5,227	1.2	30年以上経過	255,235	62.0	(新)	【P.9】 ・総務省作成の策定指針に基づき記載を追加
経過年数	延床面積 (㎡)	割合 (%)																											
10年未満	64,241	15.1																											
10年以上20年未満	45,858	10.8																											
20年以上30年未満	51,753	12.2																											
30年以上40年未満	91,487	21.5																											
40年以上50年未満	107,748	25.3																											
50年以上	59,337	13.9																											
60年以上	5,227	1.2																											
30年以上経過	255,235	62.0																											

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																																												
(5) 耐震化の状況 本市においては、平成 20 年 6 月に伊勢市耐震改修促進計画を策定し、公共施設の耐震化を促進してきました。その結果、<u>令和 5 年 3 月 31 日時点において、耐震化は一部施設を除いてほぼ完了しています。</u> <table><caption>耐震改修状況</caption><tr><th>区分</th><th>耐震改修不要</th><th>耐震改修実施済</th><th>耐震改修未実施</th><th>割合</th></tr><tr><td>旧耐震</td><td>74,022 (44.4%)</td><td>85,422 (51.3%)</td><td>7,112 (4.3%)</td><td>※全体に対する割合 1.7%</td></tr><tr><td>新耐震</td><td>259,095 (100%)</td><td>-</td><td>-</td><td>60.9%</td></tr></table> 公共施設の耐震化の状況 (6) 有形固定資産減価償却率の推移 本市の公共施設における有形固定資産減価償却率は、平成 28 年度の 55.49%から、令和 3 年度には 60.64%となっており、増加傾向が続いています。このことは、施設の老朽化が進行していることを示しており、今後も計画的に公共施設の老朽化対策等に取り組んでいく必要があります。 <table><tr><th>年 度</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th></tr><tr><td>有形固定資産 減価償却率(%)</td><td>55.49%</td><td>57.21%</td><td>56.90%</td><td>58.59%</td><td>59.07%</td><td>60.64%</td></tr></table>	区分	耐震改修不要	耐震改修実施済	耐震改修未実施	割合	旧耐震	74,022 (44.4%)	85,422 (51.3%)	7,112 (4.3%)	※全体に対する割合 1.7%	新耐震	259,095 (100%)	-	-	60.9%	年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	有形固定資産 減価償却率(%)	55.49%	57.21%	56.90%	58.59%	59.07%	60.64%	(3) 耐震化の状況 本市においては、平成 20 年 6 月に伊勢市耐震改修促進計画を策定し、公共施設の耐震化を促進してきました。その結果、耐震化は一部施設を除いてほぼ完了しています。 <table><caption>耐震改修状況</caption><tr><th>区分</th><th>耐震改修不要</th><th>耐震改修実施済</th><th>耐震改修未実施</th><th>割合</th></tr><tr><td>旧耐震</td><td>75,984 (38%)</td><td>91,834 (46%)</td><td>30,470 (16%)</td><td>※全体に対する割合 7.6%</td></tr><tr><td>新耐震</td><td>200,373 (100%)</td><td>-</td><td>-</td><td>50.3%</td></tr></table> 図 2. 1. 3 公共施設の耐震化の状況 (新)	区分	耐震改修不要	耐震改修実施済	耐震改修未実施	割合	旧耐震	75,984 (38%)	91,834 (46%)	30,470 (16%)	※全体に対する割合 7.6%	新耐震	200,373 (100%)	-	-	50.3%	【P. 9】 ・ 時点修正 【P. 10】 ・ 総務省作成の策定指針に基づき記載を追加
区分	耐震改修不要	耐震改修実施済	耐震改修未実施	割合																																										
旧耐震	74,022 (44.4%)	85,422 (51.3%)	7,112 (4.3%)	※全体に対する割合 1.7%																																										
新耐震	259,095 (100%)	-	-	60.9%																																										
年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3																																								
有形固定資産 減価償却率(%)	55.49%	57.21%	56.90%	58.59%	59.07%	60.64%																																								
区分	耐震改修不要	耐震改修実施済	耐震改修未実施	割合																																										
旧耐震	75,984 (38%)	91,834 (46%)	30,470 (16%)	※全体に対する割合 7.6%																																										
新耐震	200,373 (100%)	-	-	50.3%																																										

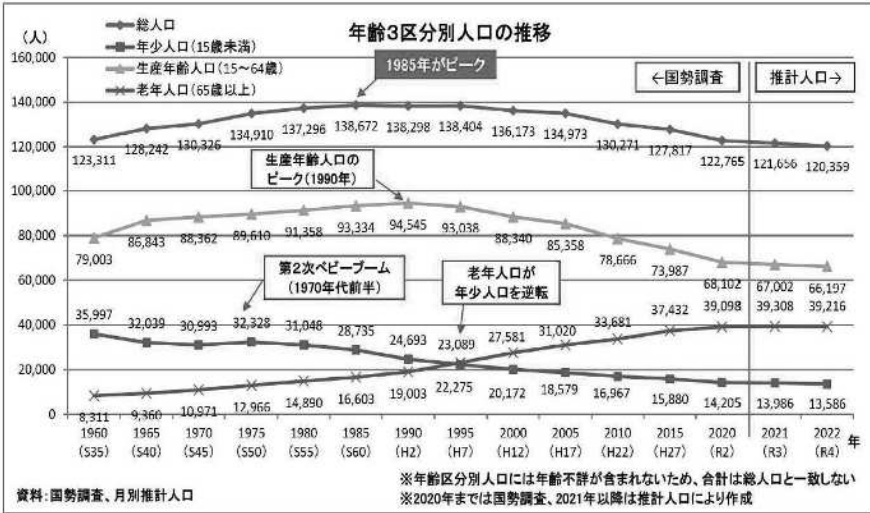
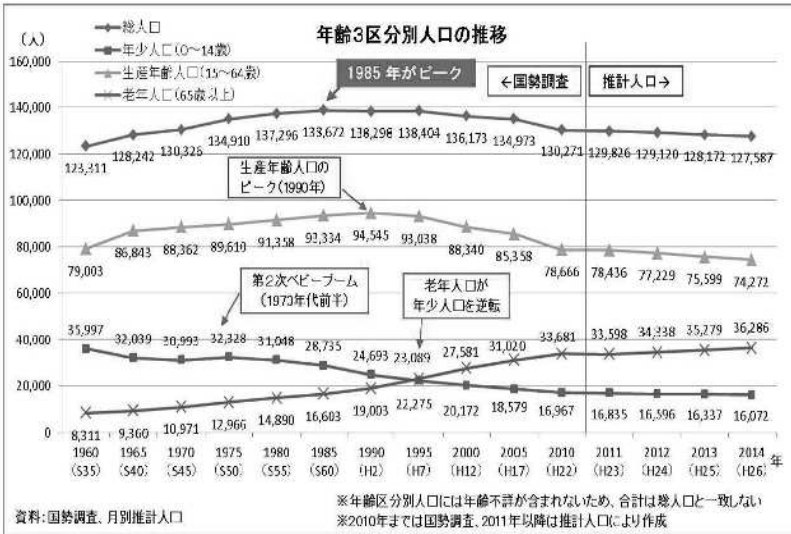
公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等										
(7) 過去に行った対策の実績 本市が平成 28 年度から令和 4 年度に行った、公共施設の長寿命化、複合化・集約化、除却、譲渡の主な実績は以下のとおりです。 <table><tr><th>種 別</th><th>施設名等</th></tr><tr><td>長寿命化</td><td>・ 西豊浜団地屋根改修工事【H28】 ・ 伊勢市役所本庁舎改修工事【I129】 ・ 小俣総合体育館アリーナ天井等改修工事【H30】 ・ 民話の駅蘇民改修工事【R1】 ・ 御菌第一保育園防水等改修工事【R2】 ・ 倭隠岡団地屋根等改修工事【R3】 ・ 旭団地屋根等改修工事【R4】</td></tr><tr><td>複合化・集約化</td><td>・ 二見浦小学校(二見小学校、今一色小学校)【H29】 ・ 伊勢宮川中学校(宮川中学校、沼木中学校)【H29】 ・ 桜浜中学校(豊浜中学校、北浜中学校)【H31】 ・ みなと小学校(神社小学校、大湊小学校)【R3】 ・ 朝熊市民館(大久保市民館、朝熊教育集会所)【R4】</td></tr><tr><td>除却</td><td>・ 管理棟A(北)【H28】 ・ 明野第5・6地区防災倉庫【H29】 ・ 旧中小俣公園跡トイレ【H30】 ・ 旧厚生・早修分団車庫【R1】 ・ 市営旭ヶ台団地【R1】 ・ (旧)竹ヶ鼻地区集会所【R2】 ・ 黒瀬地区集会所【R2】 ・ 大久保地区集会所【R4】 ・ 朝熊教育集会所【R4】</td></tr><tr><td>譲渡</td><td>・ 二見デイサービスセンター【H29】 ・ 工房そみん【H29】 ・ 小俣さくら園【H29】 ・ 御菌しらぎく園【H29】 ・ 大世古保育所【R1】 ・ 保育所あけぼの園【R3】 ・ 重度身体障害者デイサービスセンター「くじら」【R3】 ・ 朝熊地区集会所【R4】 ・ 高城保育園【R4】</td></tr></table>	種 別	施設名等	長寿命化	・ 西豊浜団地屋根改修工事【H28】 ・ 伊勢市役所本庁舎改修工事【I129】 ・ 小俣総合体育館アリーナ天井等改修工事【H30】 ・ 民話の駅蘇民改修工事【R1】 ・ 御菌第一保育園防水等改修工事【R2】 ・ 倭隠岡団地屋根等改修工事【R3】 ・ 旭団地屋根等改修工事【R4】	複合化・集約化	・ 二見浦小学校(二見小学校、今一色小学校)【H29】 ・ 伊勢宮川中学校(宮川中学校、沼木中学校)【H29】 ・ 桜浜中学校(豊浜中学校、北浜中学校)【H31】 ・ みなと小学校(神社小学校、大湊小学校)【R3】 ・ 朝熊市民館(大久保市民館、朝熊教育集会所)【R4】	除却	・ 管理棟A(北)【H28】 ・ 明野第5・6地区防災倉庫【H29】 ・ 旧中小俣公園跡トイレ【H30】 ・ 旧厚生・早修分団車庫【R1】 ・ 市営旭ヶ台団地【R1】 ・ (旧)竹ヶ鼻地区集会所【R2】 ・ 黒瀬地区集会所【R2】 ・ 大久保地区集会所【R4】 ・ 朝熊教育集会所【R4】	譲渡	・ 二見デイサービスセンター【H29】 ・ 工房そみん【H29】 ・ 小俣さくら園【H29】 ・ 御菌しらぎく園【H29】 ・ 大世古保育所【R1】 ・ 保育所あけぼの園【R3】 ・ 重度身体障害者デイサービスセンター「くじら」【R3】 ・ 朝熊地区集会所【R4】 ・ 高城保育園【R4】	(新)	【P. 10】 ・ 総務省作成の策定指針に基づき記載を追加
種 別	施設名等											
長寿命化	・ 西豊浜団地屋根改修工事【H28】 ・ 伊勢市役所本庁舎改修工事【I129】 ・ 小俣総合体育館アリーナ天井等改修工事【H30】 ・ 民話の駅蘇民改修工事【R1】 ・ 御菌第一保育園防水等改修工事【R2】 ・ 倭隠岡団地屋根等改修工事【R3】 ・ 旭団地屋根等改修工事【R4】											
複合化・集約化	・ 二見浦小学校(二見小学校、今一色小学校)【H29】 ・ 伊勢宮川中学校(宮川中学校、沼木中学校)【H29】 ・ 桜浜中学校(豊浜中学校、北浜中学校)【H31】 ・ みなと小学校(神社小学校、大湊小学校)【R3】 ・ 朝熊市民館(大久保市民館、朝熊教育集会所)【R4】											
除却	・ 管理棟A(北)【H28】 ・ 明野第5・6地区防災倉庫【H29】 ・ 旧中小俣公園跡トイレ【H30】 ・ 旧厚生・早修分団車庫【R1】 ・ 市営旭ヶ台団地【R1】 ・ (旧)竹ヶ鼻地区集会所【R2】 ・ 黒瀬地区集会所【R2】 ・ 大久保地区集会所【R4】 ・ 朝熊教育集会所【R4】											
譲渡	・ 二見デイサービスセンター【H29】 ・ 工房そみん【H29】 ・ 小俣さくら園【H29】 ・ 御菌しらぎく園【H29】 ・ 大世古保育所【R1】 ・ 保育所あけぼの園【R3】 ・ 重度身体障害者デイサービスセンター「くじら」【R3】 ・ 朝熊地区集会所【R4】 ・ 高城保育園【R4】											

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																																																																																																																																																																																									
2. 2 インフラ資産の現状 (1) インフラ資産の保有状況 本市のインフラ資産（運用管理を行う建物を含む）の保有状況は、令和5年3月31日時点で、次のとおりとなっています。 (略) 令和5年3月31日時点の現状 <table><tr><th colspan="2">分 類</th><th colspan="3">延長等数量</th></tr><tr><th>大分類</th><th>中分類</th><th>H27.4.1</th><th>R5.3.31</th><th>増 減</th></tr><tr><td rowspan="3">道路</td><td>市道</td><td>877,180m</td><td>924,680m</td><td>47,500</td></tr><tr><td>農道</td><td>64,824m</td><td>66,334m</td><td>1,510</td></tr><tr><td>林道</td><td>15,999m</td><td>15,999m</td><td>0</td></tr><tr><td>橋りょう</td><td>橋りょう</td><td>450 橋</td><td>438 橋</td><td>▲12</td></tr><tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>2 箇所</td><td>2 箇所</td><td>0</td></tr><tr><td rowspan="4">河川・排水施設</td><td>準用河川</td><td>23 河川</td><td>23 河川</td><td>0</td></tr><tr><td>排水路</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>都市ポンプ場</td><td>39 箇所</td><td>41 箇所</td><td>2</td></tr><tr><td>農業用排水機場</td><td>34 施設</td><td>34 施設</td><td>0</td></tr><tr><td>漁港施設</td><td>漁港施設</td><td>4 港</td><td>4 港</td><td>0</td></tr><tr><td>公園</td><td>公園</td><td>220 箇所</td><td>250 箇所</td><td>30</td></tr><tr><td>駐車場</td><td>駐車場</td><td>14 箇所 (2,104 台)</td><td>14 箇所 (2,160 台)</td><td>0 (56 台)</td></tr><tr><td rowspan="4">上水道施設</td><td>管路</td><td>863,777m</td><td>953,744m</td><td>89,967</td></tr><tr><td>水源地</td><td>7 箇所</td><td>7 箇所</td><td>0</td></tr><tr><td>配水池</td><td>14 箇所</td><td>15 箇所</td><td>1</td></tr><tr><td>加圧ポンプ場</td><td>9 箇所</td><td>15 箇所</td><td>6</td></tr><tr><td rowspan="3">下水道施設 (汚水)</td><td>汚水管渠</td><td>385,545m</td><td>486,102m</td><td>100,557</td></tr><tr><td>小規模中継ポンプ場</td><td>73 箇所</td><td>100 箇所</td><td>27</td></tr><tr><td>処理場</td><td>1 箇所</td><td>1 箇所</td><td>0</td></tr><tr><td rowspan="2">下水道施設 (雨水)</td><td>雨水管渠</td><td>12,146m</td><td>12,270m</td><td>124</td></tr><tr><td>ポンプ場</td><td>10 箇所</td><td>12 箇所</td><td>2</td></tr></table>	分 類		延長等数量			大分類	中分類	H27.4.1	R5.3.31	増 減	道路	市道	877,180m	924,680m	47,500	農道	64,824m	66,334m	1,510	林道	15,999m	15,999m	0	橋りょう	橋りょう	450 橋	438 橋	▲12	トンネル	トンネル	2 箇所	2 箇所	0	河川・排水施設	準用河川	23 河川	23 河川	0	排水路	—	—	—	都市ポンプ場	39 箇所	41 箇所	2	農業用排水機場	34 施設	34 施設	0	漁港施設	漁港施設	4 港	4 港	0	公園	公園	220 箇所	250 箇所	30	駐車場	駐車場	14 箇所 (2,104 台)	14 箇所 (2,160 台)	0 (56 台)	上水道施設	管路	863,777m	953,744m	89,967	水源地	7 箇所	7 箇所	0	配水池	14 箇所	15 箇所	1	加圧ポンプ場	9 箇所	15 箇所	6	下水道施設 (汚水)	汚水管渠	385,545m	486,102m	100,557	小規模中継ポンプ場	73 箇所	100 箇所	27	処理場	1 箇所	1 箇所	0	下水道施設 (雨水)	雨水管渠	12,146m	12,270m	124	ポンプ場	10 箇所	12 箇所	2	2. 2 インフラ資産の現状 (1) インフラ資産の保有状況 本市のインフラ資産（運用管理を行う建物を含む）の現状は、平成27年4月1日時点で、次のとおりとなっています。 なお、本市の特有の事情として、下水道の整備普及率が低いことがあり、現在も下水道管は新規に整備を進めています。 (略) 平成27年4月1日時点の現状 <table><tr><th colspan="2">分 類</th><th>延長等数量</th><th>主な施設名</th></tr><tr><th>大分類</th><th>中分類</th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="3">道路</td><td>市道</td><td>875,914m</td><td>市道認定道路</td></tr><tr><td>農道</td><td>64,824m</td><td>農道認定道路</td></tr><tr><td>林道</td><td>15,999m</td><td>林道認定道路</td></tr><tr><td>橋りょう</td><td>橋りょう</td><td>450 橋</td><td>宮川橋、豊浜橋 ほか</td></tr><tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>2 箇所</td><td>天神丘トンネル、秋葉山トンネル</td></tr><tr><td rowspan="4">河川・排水施設</td><td>準用河川</td><td>23 河川</td><td>桧尻川、亀谷郡川 ほか</td></tr><tr><td>排水路</td><td>—</td><td>排水路、農業用排水路、道路側溝、普通河川</td></tr><tr><td>都市ポンプ場</td><td>39 箇所</td><td>船江ポンプ場、有滝ポンプ場ほか</td></tr><tr><td>農業用排水機場</td><td>34 施設</td><td>楠部第二排水機場 ほか</td></tr><tr><td>漁港施設</td><td>漁港施設</td><td>4 港</td><td>豊北漁港 ほか</td></tr><tr><td>公園</td><td>公園</td><td>220 箇所</td><td>倉田山公園、宮川堤公園、大仏山公園 ほか</td></tr><tr><td>駐車場</td><td>駐車場</td><td>14 箇所 (2,104 台)</td><td>宇治駐車場、吹上駐車場、観光文化会館駐車場 ほか</td></tr><tr><td rowspan="4">上水道施設</td><td>管路</td><td>863,777m</td><td>普及率 (99.4%)</td></tr><tr><td>水源地</td><td>7 箇所</td><td>中須水源地、五十鈴川水源地 ほか</td></tr><tr><td>配水池</td><td>14 箇所</td><td>宮川配水池、勢田配水池 ほか</td></tr><tr><td>加圧ポンプ場</td><td>9 箇所</td><td>小俣配水池、南部加圧ポンプ場 ほか</td></tr><tr><td rowspan="3">下水道施設 (汚水)</td><td>汚水管渠</td><td>385,545m</td><td>普及率 (47.6%)</td></tr><tr><td>小規模中継ポンプ場</td><td>73 箇所</td><td>中村マンホールポンプ ほか</td></tr><tr><td>処理場</td><td>1 箇所</td><td>五十鈴川中村浄化センター</td></tr><tr><td rowspan="2">下水道施設 (雨水)</td><td>雨水管渠</td><td>12,146m</td><td>桧尻1号雨水幹線 ほか</td></tr><tr><td>ポンプ場</td><td>10 箇所</td><td>吹上ポンプ場、小林ポンプ場 ほか</td></tr></table>	分 類		延長等数量	主な施設名	大分類	中分類			道路	市道	875,914m	市道認定道路	農道	64,824m	農道認定道路	林道	15,999m	林道認定道路	橋りょう	橋りょう	450 橋	宮川橋、豊浜橋 ほか	トンネル	トンネル	2 箇所	天神丘トンネル、秋葉山トンネル	河川・排水施設	準用河川	23 河川	桧尻川、亀谷郡川 ほか	排水路	—	排水路、農業用排水路、道路側溝、普通河川	都市ポンプ場	39 箇所	船江ポンプ場、有滝ポンプ場ほか	農業用排水機場	34 施設	楠部第二排水機場 ほか	漁港施設	漁港施設	4 港	豊北漁港 ほか	公園	公園	220 箇所	倉田山公園、宮川堤公園、大仏山公園 ほか	駐車場	駐車場	14 箇所 (2,104 台)	宇治駐車場、吹上駐車場、観光文化会館駐車場 ほか	上水道施設	管路	863,777m	普及率 (99.4%)	水源地	7 箇所	中須水源地、五十鈴川水源地 ほか	配水池	14 箇所	宮川配水池、勢田配水池 ほか	加圧ポンプ場	9 箇所	小俣配水池、南部加圧ポンプ場 ほか	下水道施設 (汚水)	汚水管渠	385,545m	普及率 (47.6%)	小規模中継ポンプ場	73 箇所	中村マンホールポンプ ほか	処理場	1 箇所	五十鈴川中村浄化センター	下水道施設 (雨水)	雨水管渠	12,146m	桧尻1号雨水幹線 ほか	ポンプ場	10 箇所	吹上ポンプ場、小林ポンプ場 ほか	【P. 11】 ・時点修正
分 類		延長等数量																																																																																																																																																																																									
大分類	中分類	H27.4.1	R5.3.31	増 減																																																																																																																																																																																							
道路	市道	877,180m	924,680m	47,500																																																																																																																																																																																							
	農道	64,824m	66,334m	1,510																																																																																																																																																																																							
	林道	15,999m	15,999m	0																																																																																																																																																																																							
橋りょう	橋りょう	450 橋	438 橋	▲12																																																																																																																																																																																							
トンネル	トンネル	2 箇所	2 箇所	0																																																																																																																																																																																							
河川・排水施設	準用河川	23 河川	23 河川	0																																																																																																																																																																																							
	排水路	—	—	—																																																																																																																																																																																							
	都市ポンプ場	39 箇所	41 箇所	2																																																																																																																																																																																							
	農業用排水機場	34 施設	34 施設	0																																																																																																																																																																																							
漁港施設	漁港施設	4 港	4 港	0																																																																																																																																																																																							
公園	公園	220 箇所	250 箇所	30																																																																																																																																																																																							
駐車場	駐車場	14 箇所 (2,104 台)	14 箇所 (2,160 台)	0 (56 台)																																																																																																																																																																																							
上水道施設	管路	863,777m	953,744m	89,967																																																																																																																																																																																							
	水源地	7 箇所	7 箇所	0																																																																																																																																																																																							
	配水池	14 箇所	15 箇所	1																																																																																																																																																																																							
	加圧ポンプ場	9 箇所	15 箇所	6																																																																																																																																																																																							
下水道施設 (汚水)	汚水管渠	385,545m	486,102m	100,557																																																																																																																																																																																							
	小規模中継ポンプ場	73 箇所	100 箇所	27																																																																																																																																																																																							
	処理場	1 箇所	1 箇所	0																																																																																																																																																																																							
下水道施設 (雨水)	雨水管渠	12,146m	12,270m	124																																																																																																																																																																																							
	ポンプ場	10 箇所	12 箇所	2																																																																																																																																																																																							
分 類		延長等数量	主な施設名																																																																																																																																																																																								
大分類	中分類																																																																																																																																																																																										
道路	市道	875,914m	市道認定道路																																																																																																																																																																																								
	農道	64,824m	農道認定道路																																																																																																																																																																																								
	林道	15,999m	林道認定道路																																																																																																																																																																																								
橋りょう	橋りょう	450 橋	宮川橋、豊浜橋 ほか																																																																																																																																																																																								
トンネル	トンネル	2 箇所	天神丘トンネル、秋葉山トンネル																																																																																																																																																																																								
河川・排水施設	準用河川	23 河川	桧尻川、亀谷郡川 ほか																																																																																																																																																																																								
	排水路	—	排水路、農業用排水路、道路側溝、普通河川																																																																																																																																																																																								
	都市ポンプ場	39 箇所	船江ポンプ場、有滝ポンプ場ほか																																																																																																																																																																																								
	農業用排水機場	34 施設	楠部第二排水機場 ほか																																																																																																																																																																																								
漁港施設	漁港施設	4 港	豊北漁港 ほか																																																																																																																																																																																								
公園	公園	220 箇所	倉田山公園、宮川堤公園、大仏山公園 ほか																																																																																																																																																																																								
駐車場	駐車場	14 箇所 (2,104 台)	宇治駐車場、吹上駐車場、観光文化会館駐車場 ほか																																																																																																																																																																																								
上水道施設	管路	863,777m	普及率 (99.4%)																																																																																																																																																																																								
	水源地	7 箇所	中須水源地、五十鈴川水源地 ほか																																																																																																																																																																																								
	配水池	14 箇所	宮川配水池、勢田配水池 ほか																																																																																																																																																																																								
	加圧ポンプ場	9 箇所	小俣配水池、南部加圧ポンプ場 ほか																																																																																																																																																																																								
下水道施設 (汚水)	汚水管渠	385,545m	普及率 (47.6%)																																																																																																																																																																																								
	小規模中継ポンプ場	73 箇所	中村マンホールポンプ ほか																																																																																																																																																																																								
	処理場	1 箇所	五十鈴川中村浄化センター																																																																																																																																																																																								
下水道施設 (雨水)	雨水管渠	12,146m	桧尻1号雨水幹線 ほか																																																																																																																																																																																								
	ポンプ場	10 箇所	吹上ポンプ場、小林ポンプ場 ほか																																																																																																																																																																																								

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等
2. 3 人口の現状と将来展望 (1) 人口の推移 (略)  ※国勢調査人口：5年ごとに実施される国勢調査による人口で、住民登録の有無にかかわらず、現在の居所により集計される。 ※推計人口：国勢調査人口を基礎として、住民基本台帳における動態結果(出生・死亡・転入・転出)を加減して算出する。 伊勢市の総人口・年齢3区分別人口の推移	2. 3 人口の現状と将来展望 (1) 人口の推移 (略)  ※国勢調査人口：5年ごとに実施される国勢調査による人口で、住民登録の有無にかかわらず、現在の居所により集計される。 ※推計人口：国勢調査人口を基礎として、住民基本台帳における動態結果(出生・死亡・転入・転出)を加減して算出する。 図 2.3.1.1 伊勢市の総人口・年齢3区分別人口の推移 (伊勢市人口ビジョンより)	【P. 12】 ・時点修正

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等
伊勢市の年齢3区分別人口比率の推移 資料:国勢調査、月別推計人口 ※年齢区分別人口には年齢不詳が含まれないため、合計は100%とならない場合がある。 ※2020年までは国勢調査、2021年以降は推計人口により作成 伊勢市の年齢3区分別人口比率の推移 (2) 人口の将来展望 本市においては、人口の現状を分析するとともに、今後本市が目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する「伊勢市人口ビジョン」を平成27年10月に策定し、令和2年3月に改訂しました。	伊勢市の年齢3区分別人口比率の推移 資料:国勢調査、月別推計人口 ※年齢区分別人口には年齢不詳が含まれないため、合計は100%とならない場合がある。 図 2.3.1.2 伊勢市の年齢3区分別人口比率の推移 (伊勢市人口ビジョンより) (2) 人口の将来展望 本市においては、人口の現状を分析するとともに、今後本市が目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する「伊勢市人口ビジョン」を平成27年10月に策定しました。	【P.13】 ・時点修正

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																																																																																																
人口の将来展望 このグラフは、伊勢市の将来人口を2020年から2060年までの10年ごとに示しています。縦軸は人口（人）で0から140,000まで、横軸は年（2020(R2)から2060(R42)）で示されています。4つのデータ系列が示されています：伊勢市の将来展望（黒い線、四角）、H25年基準推計（黒い線、丸）、年少人口（0～14歳）（灰色の線、三角）、生産年齢人口（15～64歳）（灰色の線、十字）、老年人口（65歳以上）（灰色の線、星）。総人口は2060年に90,000人になると示されています。資料：ワークシートに基づく試算 <table><tr><th>年</th><th>伊勢市の将来展望</th><th>H25年基準推計</th><th>年少人口(0～14歳)</th><th>生産年齢人口(15～64歳)</th><th>老年人口(65歳以上)</th></tr><tr><td>2020(R2)</td><td>120,500</td><td>118,985</td><td>67,850</td><td>38,000</td><td>14,650</td></tr><tr><td>2025(R7)</td><td>115,600</td><td>112,565</td><td>63,920</td><td>37,620</td><td>14,060</td></tr><tr><td>2030(R12)</td><td>110,800</td><td>105,926</td><td>59,930</td><td>37,260</td><td>13,610</td></tr><tr><td>2035(R17)</td><td>106,500</td><td>99,217</td><td>55,990</td><td>36,780</td><td>13,730</td></tr><tr><td>2040(R22)</td><td>102,600</td><td>92,502</td><td>51,650</td><td>36,810</td><td>14,140</td></tr><tr><td>2045(R27)</td><td>98,900</td><td>85,807</td><td>49,120</td><td>35,480</td><td>14,300</td></tr><tr><td>2050(R32)</td><td>95,400</td><td>79,189</td><td>47,950</td><td>33,440</td><td>14,010</td></tr><tr><td>2055(R37)</td><td>92,100</td><td>72,609</td><td>47,450</td><td>31,210</td><td>13,440</td></tr><tr><td>2060(R42)</td><td>90,000</td><td>66,213</td><td>47,000</td><td>30,000</td><td>13,000</td></tr></table> 人口の将来展望（伊勢市人口ビジョンより） H25年基準推計は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」を基準とし、社人研の設定する仮定値に準拠し、将来人口の推計を行った場合の結果となります。現在の伊勢市の人口は、「自然減」「社会減」の両方が続いている状態にあり、有効な対策等を行わずに現状のまま推移した場合、2060年の総人口は66,213人（年少人口5,800人、生産年齢人口33,308人、老年人口27,105人）になると推計されます。	年	伊勢市の将来展望	H25年基準推計	年少人口(0～14歳)	生産年齢人口(15～64歳)	老年人口(65歳以上)	2020(R2)	120,500	118,985	67,850	38,000	14,650	2025(R7)	115,600	112,565	63,920	37,620	14,060	2030(R12)	110,800	105,926	59,930	37,260	13,610	2035(R17)	106,500	99,217	55,990	36,780	13,730	2040(R22)	102,600	92,502	51,650	36,810	14,140	2045(R27)	98,900	85,807	49,120	35,480	14,300	2050(R32)	95,400	79,189	47,950	33,440	14,010	2055(R37)	92,100	72,609	47,450	31,210	13,440	2060(R42)	90,000	66,213	47,000	30,000	13,000	人口の将来展望 このグラフは、伊勢市の将来人口を2010年から2060年までの10年ごとに示しています。縦軸は総人口（人）で0から140,000まで、横軸は年（2010(H22)から2060(H72)）で示されています。2つのデータ系列が示されています：基準推計1（社人研推計準拠）（黒い線、丸）、伊勢市の将来展望（黒い線、四角）。総人口は2060年に90,000人になると示されています。資料：国のワークシートを用いて試算 <table><tr><th>年</th><th>基準推計1 (社人研推計準拠)</th><th>伊勢市の将来展望</th></tr><tr><td>2010(H22)</td><td>130,272</td><td>130,272</td></tr><tr><td>2015(H27)</td><td>125,200</td><td>124,767</td></tr><tr><td>2020(H32)</td><td>120,500</td><td>118,985</td></tr><tr><td>2025(H37)</td><td>115,600</td><td>112,565</td></tr><tr><td>2030(H42)</td><td>110,800</td><td>105,926</td></tr><tr><td>2035(H47)</td><td>106,500</td><td>99,217</td></tr><tr><td>2040(H52)</td><td>102,600</td><td>92,502</td></tr><tr><td>2045(H57)</td><td>98,900</td><td>85,807</td></tr><tr><td>2050(H62)</td><td>95,400</td><td>79,189</td></tr><tr><td>2055(H67)</td><td>92,100</td><td>72,609</td></tr><tr><td>2060(H72)</td><td>90,000</td><td>66,213</td></tr></table> 図2.3.2 人口の将来展望（伊勢市人口ビジョンより） 基準推計1は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」を基準とし、社人研の設定する仮定値に準拠し、将来人口の推計を行った場合の結果となります。現在の伊勢市の人口は、「自然減」「社会減」の両方が続いている状態にあり、有効な対策等を行わずに現状のまま推移した場合、2060年の総人口は66,213人（年少人口5,800人、生産年齢人口33,308人、老年人口27,105人）になると推計されます。	年	基準推計1 (社人研推計準拠)	伊勢市の将来展望	2010(H22)	130,272	130,272	2015(H27)	125,200	124,767	2020(H32)	120,500	118,985	2025(H37)	115,600	112,565	2030(H42)	110,800	105,926	2035(H47)	106,500	99,217	2040(H52)	102,600	92,502	2045(H57)	98,900	85,807	2050(H62)	95,400	79,189	2055(H67)	92,100	72,609	2060(H72)	90,000	66,213	【P. 14】 ・時点修正
年	伊勢市の将来展望	H25年基準推計	年少人口(0～14歳)	生産年齢人口(15～64歳)	老年人口(65歳以上)																																																																																													
2020(R2)	120,500	118,985	67,850	38,000	14,650																																																																																													
2025(R7)	115,600	112,565	63,920	37,620	14,060																																																																																													
2030(R12)	110,800	105,926	59,930	37,260	13,610																																																																																													
2035(R17)	106,500	99,217	55,990	36,780	13,730																																																																																													
2040(R22)	102,600	92,502	51,650	36,810	14,140																																																																																													
2045(R27)	98,900	85,807	49,120	35,480	14,300																																																																																													
2050(R32)	95,400	79,189	47,950	33,440	14,010																																																																																													
2055(R37)	92,100	72,609	47,450	31,210	13,440																																																																																													
2060(R42)	90,000	66,213	47,000	30,000	13,000																																																																																													
年	基準推計1 (社人研推計準拠)	伊勢市の将来展望																																																																																																
2010(H22)	130,272	130,272																																																																																																
2015(H27)	125,200	124,767																																																																																																
2020(H32)	120,500	118,985																																																																																																
2025(H37)	115,600	112,565																																																																																																
2030(H42)	110,800	105,926																																																																																																
2035(H47)	106,500	99,217																																																																																																
2040(H52)	102,600	92,502																																																																																																
2045(H57)	98,900	85,807																																																																																																
2050(H62)	95,400	79,189																																																																																																
2055(H67)	92,100	72,609																																																																																																
2060(H72)	90,000	66,213																																																																																																

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等
2. 4 財政の現状と今後の見通し (1) 歳入の状況 <u>平成 25 年度から令和 4 年度までの各年度の決算額は、概ね 480～590 億円の間で推移しています。令和 2 年度の決算額が平均より突出しているのは、特別定額給付金交付事業やワクチン接種事業など新型コロナウイルス感染症対策の財源として国庫支出金が臨時的に交付されたことによるものです。</u> <u>科目別で各年度を比較すると、地方税や地方交付税等は同規模程度で推移している一方、地方債及び国庫支出金については、投資的経費の増減及び国の経済対策実施等の影響により、大きな差が生じています。</u> <u>将来の人口推計では、今後も生産年齢人口の減少が推察され、税制度が改正されない前提では、地方税は減少していくものと見込んでいます。</u>	2. 4 財政の現状と今後の見通し (1) 歳入の状況 <u>本市の平成 26 年度の歳入総額は約 479 億円です。平成 17 年度から 10 年間をみると、約 410～500 億円の間で推移しています。</u> <u>平成 26 年度の内訳では、最も高い割合を占めるのは地方税が約 173 億円（歳入総額の約 36%）、次いで地方交付税が約 109 億円（約 23%）であり、この 2 つで歳入総額の約 6 割を占めています。</u> ➤ <u>将来の人口推計では、今後も生産年齢人口の減少が推察されるため、税制度が改正されない前提では、市民税収入が厳しくなることが見込まれます。</u> ➤ <u>地方交付税については、今後、合併に伴って適用されてきた普通交付税の算定替の措置が、平成 28 年度から段階的に減らされ平成 33 年度には通常の算定となることから、歳入の減少が想定されます。</u>	【P. 15】 ・時点修正

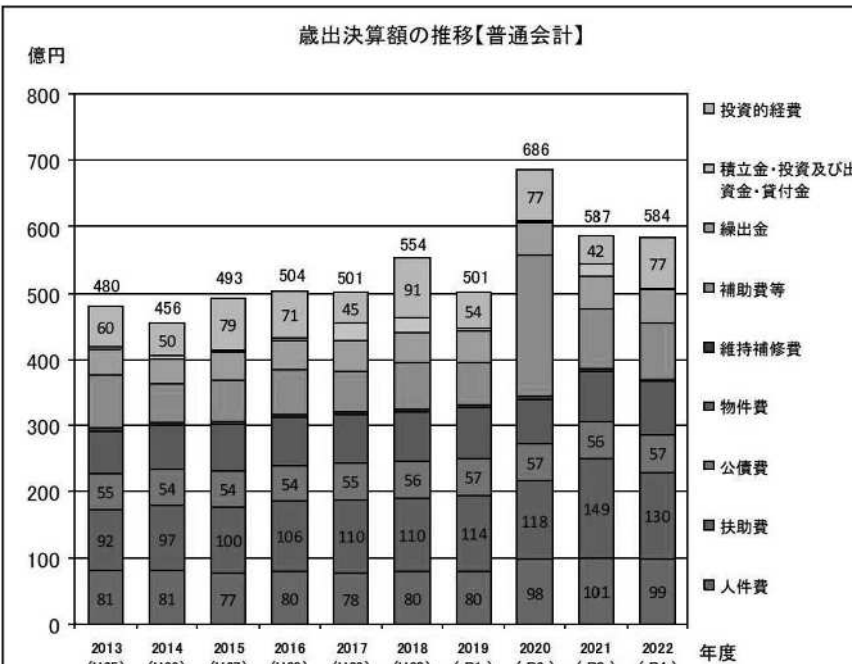
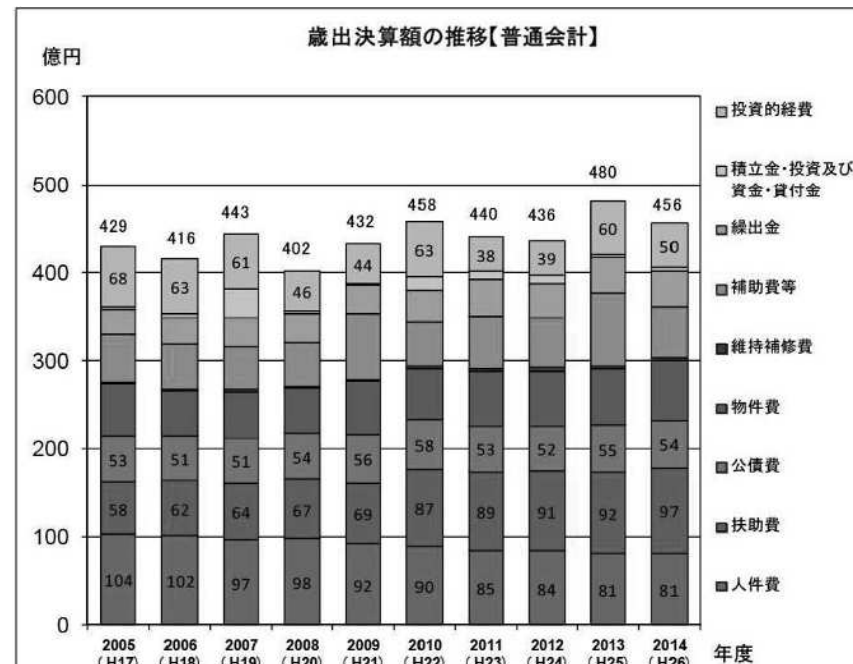
公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																																																																																																																																																																																																						
歳入決算額の推移【普通会計】 <table><tr><th>年度</th><th>2013 (H25)</th><th>2014 (H26)</th><th>2015 (H27)</th><th>2016 (H28)</th><th>2017 (H29)</th><th>2018 (H30)</th><th>2019 (R1)</th><th>2020 (R2)</th><th>2021 (R3)</th><th>2022 (R4)</th></tr><tr><td>地方税</td><td>168</td><td>173</td><td>169</td><td>168</td><td>168</td><td>169</td><td>168</td><td>165</td><td>161</td><td>166</td></tr><tr><td>地方交付税</td><td>110</td><td>109</td><td>109</td><td>108</td><td>107</td><td>105</td><td>108</td><td>110</td><td>120</td><td>122</td></tr><tr><td>其他一般財源</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>地方債</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>国庫支出金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>都道府県支出金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>其他特定財源</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>498</td><td>479</td><td>520</td><td>514</td><td>510</td><td>561</td><td>507</td><td>695</td><td>594</td><td>589</td></tr></table> 伊勢市の歳入状況	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	地方税	168	173	169	168	168	169	168	165	161	166	地方交付税	110	109	109	108	107	105	108	110	120	122	其他一般財源											地方債											国庫支出金											都道府県支出金											其他特定財源											合計	498	479	520	514	510	561	507	695	594	589	歳入決算額の推移【普通会計】 <table><tr><th>年度</th><th>2005 (H17)</th><th>2006 (H18)</th><th>2007 (H19)</th><th>2008 (H20)</th><th>2009 (H21)</th><th>2010 (H22)</th><th>2011 (H23)</th><th>2012 (H24)</th><th>2013 (H25)</th><th>2014 (H26)</th></tr><tr><td>地方税</td><td>149</td><td>154</td><td>167</td><td>167</td><td>161</td><td>158</td><td>165</td><td>166</td><td>168</td><td>173</td></tr><tr><td>地方交付税</td><td>89</td><td>86</td><td>78</td><td>85</td><td>94</td><td>105</td><td>109</td><td>110</td><td>110</td><td>109</td></tr><tr><td>其他一般財源</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>地方債</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>国庫支出金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>都道府県支出金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>其他特定財源</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>447</td><td>429</td><td>449</td><td>409</td><td>444</td><td>477</td><td>461</td><td>462</td><td>498</td><td>479</td></tr></table> 図 2. 4. 1 伊勢市の歳入状況	年度	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	地方税	149	154	167	167	161	158	165	166	168	173	地方交付税	89	86	78	85	94	105	109	110	110	109	其他一般財源											地方債											国庫支出金											都道府県支出金											其他特定財源											合計	447	429	449	409	444	477	461	462	498	479	【P. 15】 ・時点修正
年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)																																																																																																																																																																																														
地方税	168	173	169	168	168	169	168	165	161	166																																																																																																																																																																																														
地方交付税	110	109	109	108	107	105	108	110	120	122																																																																																																																																																																																														
其他一般財源																																																																																																																																																																																																								
地方債																																																																																																																																																																																																								
国庫支出金																																																																																																																																																																																																								
都道府県支出金																																																																																																																																																																																																								
其他特定財源																																																																																																																																																																																																								
合計	498	479	520	514	510	561	507	695	594	589																																																																																																																																																																																														
年度	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)																																																																																																																																																																																														
地方税	149	154	167	167	161	158	165	166	168	173																																																																																																																																																																																														
地方交付税	89	86	78	85	94	105	109	110	110	109																																																																																																																																																																																														
其他一般財源																																																																																																																																																																																																								
地方債																																																																																																																																																																																																								
国庫支出金																																																																																																																																																																																																								
都道府県支出金																																																																																																																																																																																																								
其他特定財源																																																																																																																																																																																																								
合計	447	429	449	409	444	477	461	462	498	479																																																																																																																																																																																														

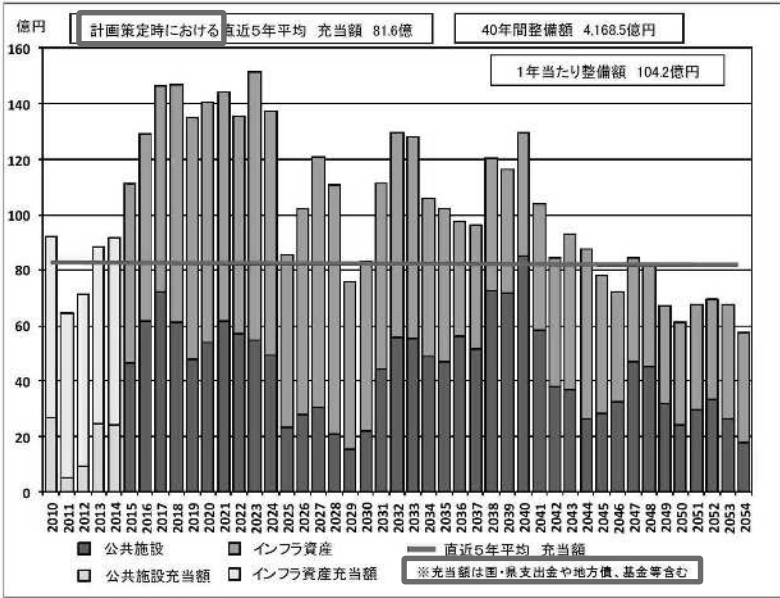
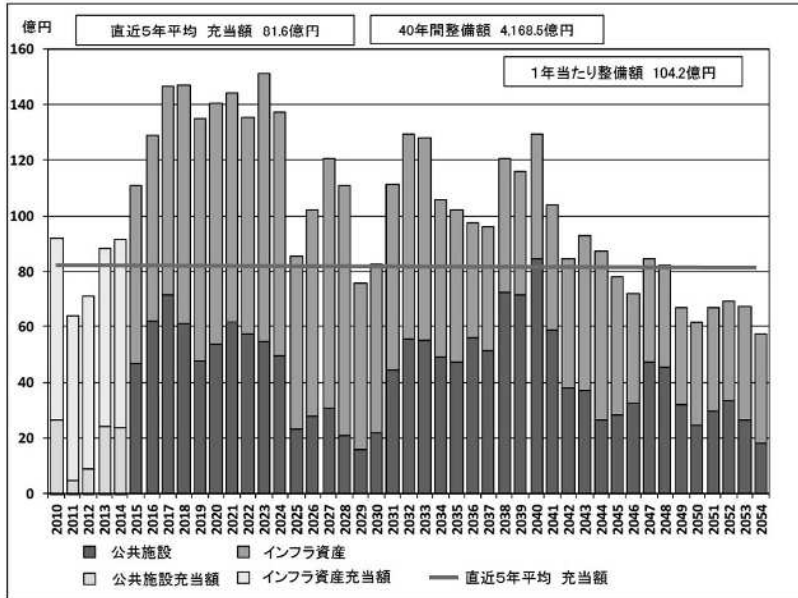
公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等
(2) 歳出の状況 <u>平成 25 年度から令和 4 年度までの各年度の決算額は、概ね 460～590 億円の間で推移しています。令和 2 年度の決算額が平均より突出しているのは、特別定額給付金交付事業やワクチン接種事業をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策経費が増加したことによるものです。</u> <u>義務的経費（人件費、扶助費、公債費）のうち、扶助費は 10 年間で約 1.4 倍に増加しており、今度も増加傾向にあります。公債費については、市庁舎の改修や学校統合など大規模な建築事業に係る市債の償還により、令和元年度以降は 57 億円で高止まりしており、令和 5 年度以降も当面同額程度で推移する見通しです。</u> <u>投資的経費は、大規模な建築事業の有無が決算額へ影響しています。投資的経費の財源である市債の償還金は、後年度に公債費へと計上されるため、普通建設事業は経年の実施計画を立てる、実施の優先順位をつける等、費用の平準化に努める必要があります。</u>	(2) 歳出の状況 <u>本市の平成 26 年度の歳出総額は約 456 億円です。平成 17 年度から 10 年間をみると、約 400～480 億円の間で推移しています。</u> <u>義務的経費（人件費、扶助費、公債費）をみると、定員管理計画による職員数の削減により人件費が徐々に減少しているのに対し、扶助費がそれを超えて大幅に増加しており、義務的経費は増加傾向にあります。</u> <u>一方、投資的経費については、年度によりバラツキがありますが、約 40～70 億円の間で推移しています。</u> ➤ <u>将来の人口推計では、今後も老年人口比率の増加が推察されるため、義務的経費が財政全般を圧迫することが見込まれます。</u> ➤ <u>義務的経費の増大により、投資的経費の確保が困難になることが想定され、公共施設等の更新を如何に進めていくかが大きな課題となります。</u>	【P. 16】 ・時点修正

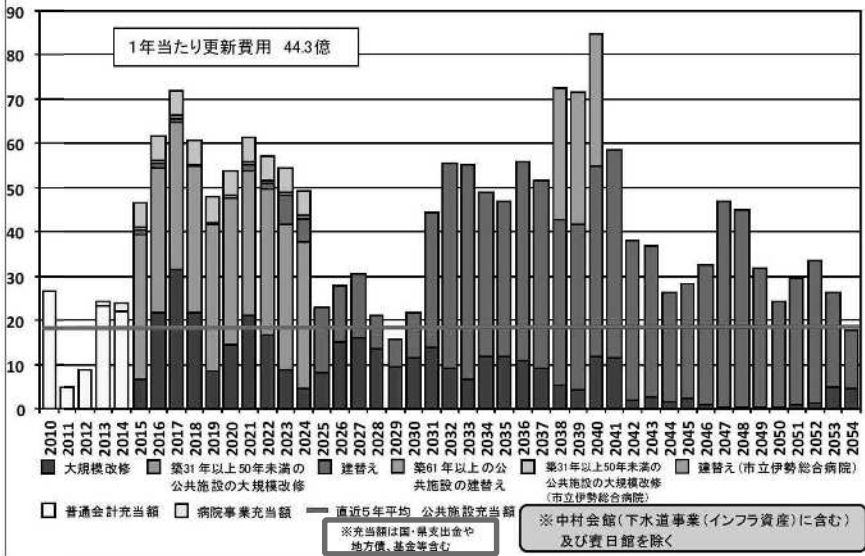
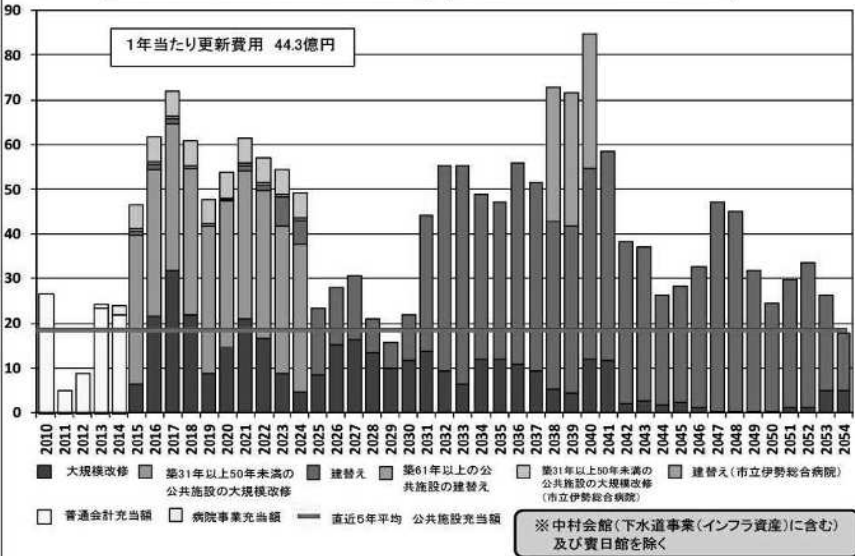
公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																																																																																																																																																																																																																																																		
歳出決算額の推移【普通会計】 <table><caption>伊勢市の歳出状況 (2013-2022)</caption><tr><th>年度</th><th>人件費</th><th>扶助費</th><th>公債費</th><th>物件費</th><th>維持補修費</th><th>補助費等</th><th>繰出金</th><th>積立金・投資及び出資金・貸付金</th><th>投資的経費</th><th>計</th></tr><tr><td>2013 (H25)</td><td>81</td><td>92</td><td>55</td><td>30</td><td>55</td><td>60</td><td>60</td><td>0</td><td>0</td><td>480</td></tr><tr><td>2014 (H26)</td><td>81</td><td>97</td><td>54</td><td>30</td><td>54</td><td>50</td><td>79</td><td>0</td><td>0</td><td>456</td></tr><tr><td>2015 (H27)</td><td>77</td><td>100</td><td>54</td><td>30</td><td>54</td><td>71</td><td>79</td><td>0</td><td>0</td><td>493</td></tr><tr><td>2016 (H28)</td><td>80</td><td>106</td><td>54</td><td>30</td><td>54</td><td>45</td><td>71</td><td>0</td><td>0</td><td>504</td></tr><tr><td>2017 (H29)</td><td>78</td><td>110</td><td>55</td><td>30</td><td>55</td><td>91</td><td>45</td><td>0</td><td>0</td><td>501</td></tr><tr><td>2018 (H30)</td><td>80</td><td>110</td><td>56</td><td>30</td><td>56</td><td>54</td><td>54</td><td>0</td><td>0</td><td>554</td></tr><tr><td>2019 (R1)</td><td>80</td><td>114</td><td>57</td><td>30</td><td>57</td><td>42</td><td>54</td><td>0</td><td>0</td><td>501</td></tr><tr><td>2020 (R2)</td><td>98</td><td>118</td><td>57</td><td>30</td><td>57</td><td>56</td><td>77</td><td>0</td><td>0</td><td>686</td></tr><tr><td>2021 (R3)</td><td>101</td><td>149</td><td>56</td><td>30</td><td>56</td><td>42</td><td>77</td><td>0</td><td>0</td><td>587</td></tr><tr><td>2022 (R4)</td><td>99</td><td>130</td><td>57</td><td>30</td><td>57</td><td>50</td><td>77</td><td>0</td><td>0</td><td>584</td></tr></table> 伊勢市の歳出状況	年度	人件費	扶助費	公債費	物件費	維持補修費	補助費等	繰出金	積立金・投資及び出資金・貸付金	投資的経費	計	2013 (H25)	81	92	55	30	55	60	60	0	0	480	2014 (H26)	81	97	54	30	54	50	79	0	0	456	2015 (H27)	77	100	54	30	54	71	79	0	0	493	2016 (H28)	80	106	54	30	54	45	71	0	0	504	2017 (H29)	78	110	55	30	55	91	45	0	0	501	2018 (H30)	80	110	56	30	56	54	54	0	0	554	2019 (R1)	80	114	57	30	57	42	54	0	0	501	2020 (R2)	98	118	57	30	57	56	77	0	0	686	2021 (R3)	101	149	56	30	56	42	77	0	0	587	2022 (R4)	99	130	57	30	57	50	77	0	0	584	歳出決算額の推移【普通会計】 <table><caption>伊勢市の歳出状況 (2005-2014)</caption><tr><th>年度</th><th>人件費</th><th>扶助費</th><th>公債費</th><th>物件費</th><th>維持補修費</th><th>補助費等</th><th>繰出金</th><th>積立金・投資及び出資金・貸付金</th><th>投資的経費</th><th>計</th></tr><tr><td>2005 (H17)</td><td>104</td><td>58</td><td>53</td><td>27</td><td>27</td><td>68</td><td>68</td><td>0</td><td>0</td><td>429</td></tr><tr><td>2006 (H18)</td><td>102</td><td>62</td><td>51</td><td>27</td><td>27</td><td>63</td><td>61</td><td>0</td><td>0</td><td>416</td></tr><tr><td>2007 (H19)</td><td>97</td><td>64</td><td>51</td><td>27</td><td>27</td><td>61</td><td>61</td><td>0</td><td>0</td><td>443</td></tr><tr><td>2008 (H20)</td><td>98</td><td>67</td><td>54</td><td>27</td><td>27</td><td>46</td><td>46</td><td>0</td><td>0</td><td>402</td></tr><tr><td>2009 (H21)</td><td>92</td><td>69</td><td>56</td><td>27</td><td>27</td><td>44</td><td>44</td><td>0</td><td>0</td><td>432</td></tr><tr><td>2010 (H22)</td><td>90</td><td>87</td><td>58</td><td>27</td><td>27</td><td>63</td><td>63</td><td>0</td><td>0</td><td>458</td></tr><tr><td>2011 (H23)</td><td>85</td><td>89</td><td>53</td><td>27</td><td>27</td><td>38</td><td>38</td><td>0</td><td>0</td><td>440</td></tr><tr><td>2012 (H24)</td><td>84</td><td>91</td><td>52</td><td>27</td><td>27</td><td>39</td><td>39</td><td>0</td><td>0</td><td>436</td></tr><tr><td>2013 (H25)</td><td>81</td><td>92</td><td>55</td><td>27</td><td>27</td><td>60</td><td>60</td><td>0</td><td>0</td><td>480</td></tr><tr><td>2014 (H26)</td><td>81</td><td>97</td><td>54</td><td>27</td><td>27</td><td>50</td><td>50</td><td>0</td><td>0</td><td>456</td></tr></table> 図 2. 4. 2 伊勢市の歳出状況	年度	人件費	扶助費	公債費	物件費	維持補修費	補助費等	繰出金	積立金・投資及び出資金・貸付金	投資的経費	計	2005 (H17)	104	58	53	27	27	68	68	0	0	429	2006 (H18)	102	62	51	27	27	63	61	0	0	416	2007 (H19)	97	64	51	27	27	61	61	0	0	443	2008 (H20)	98	67	54	27	27	46	46	0	0	402	2009 (H21)	92	69	56	27	27	44	44	0	0	432	2010 (H22)	90	87	58	27	27	63	63	0	0	458	2011 (H23)	85	89	53	27	27	38	38	0	0	440	2012 (H24)	84	91	52	27	27	39	39	0	0	436	2013 (H25)	81	92	55	27	27	60	60	0	0	480	2014 (H26)	81	97	54	27	27	50	50	0	0	456	【P. 16】 ・時点修正
年度	人件費	扶助費	公債費	物件費	維持補修費	補助費等	繰出金	積立金・投資及び出資金・貸付金	投資的経費	計																																																																																																																																																																																																																																										
2013 (H25)	81	92	55	30	55	60	60	0	0	480																																																																																																																																																																																																																																										
2014 (H26)	81	97	54	30	54	50	79	0	0	456																																																																																																																																																																																																																																										
2015 (H27)	77	100	54	30	54	71	79	0	0	493																																																																																																																																																																																																																																										
2016 (H28)	80	106	54	30	54	45	71	0	0	504																																																																																																																																																																																																																																										
2017 (H29)	78	110	55	30	55	91	45	0	0	501																																																																																																																																																																																																																																										
2018 (H30)	80	110	56	30	56	54	54	0	0	554																																																																																																																																																																																																																																										
2019 (R1)	80	114	57	30	57	42	54	0	0	501																																																																																																																																																																																																																																										
2020 (R2)	98	118	57	30	57	56	77	0	0	686																																																																																																																																																																																																																																										
2021 (R3)	101	149	56	30	56	42	77	0	0	587																																																																																																																																																																																																																																										
2022 (R4)	99	130	57	30	57	50	77	0	0	584																																																																																																																																																																																																																																										
年度	人件費	扶助費	公債費	物件費	維持補修費	補助費等	繰出金	積立金・投資及び出資金・貸付金	投資的経費	計																																																																																																																																																																																																																																										
2005 (H17)	104	58	53	27	27	68	68	0	0	429																																																																																																																																																																																																																																										
2006 (H18)	102	62	51	27	27	63	61	0	0	416																																																																																																																																																																																																																																										
2007 (H19)	97	64	51	27	27	61	61	0	0	443																																																																																																																																																																																																																																										
2008 (H20)	98	67	54	27	27	46	46	0	0	402																																																																																																																																																																																																																																										
2009 (H21)	92	69	56	27	27	44	44	0	0	432																																																																																																																																																																																																																																										
2010 (H22)	90	87	58	27	27	63	63	0	0	458																																																																																																																																																																																																																																										
2011 (H23)	85	89	53	27	27	38	38	0	0	440																																																																																																																																																																																																																																										
2012 (H24)	84	91	52	27	27	39	39	0	0	436																																																																																																																																																																																																																																										
2013 (H25)	81	92	55	27	27	60	60	0	0	480																																																																																																																																																																																																																																										
2014 (H26)	81	97	54	27	27	50	50	0	0	456																																																																																																																																																																																																																																										

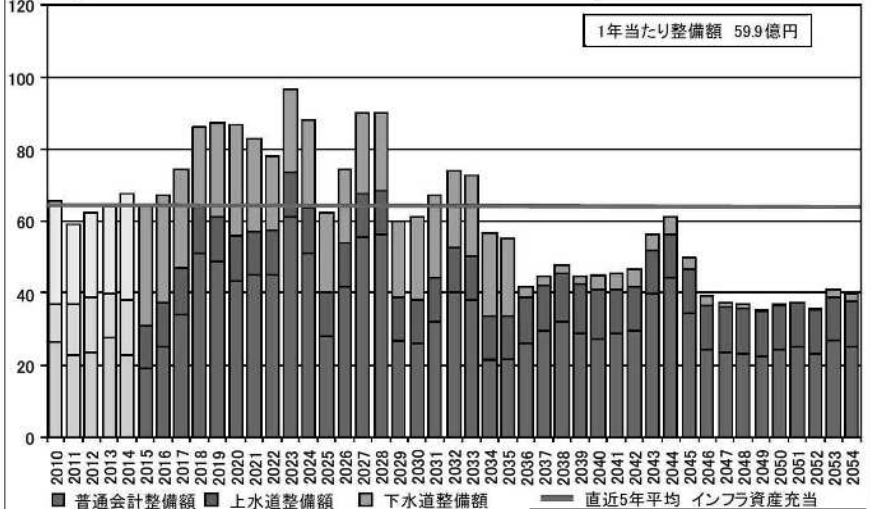
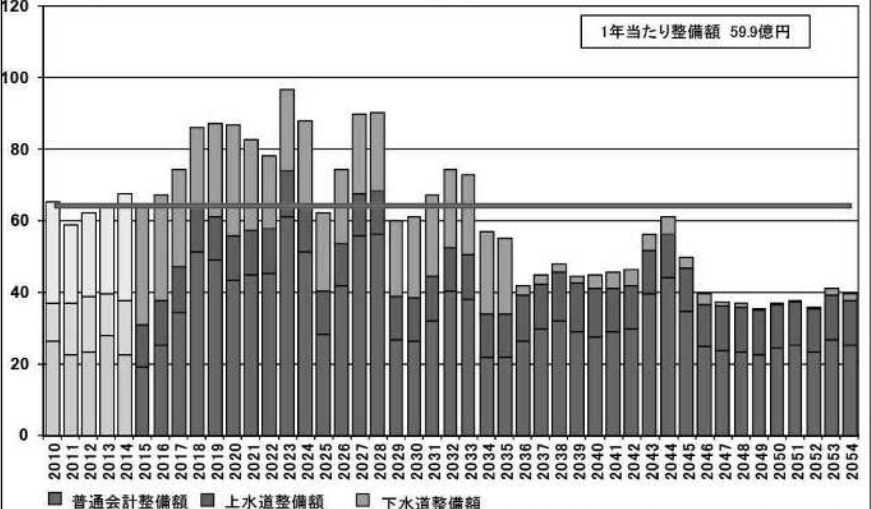
公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等
(3) 公共施設等に係る更新等費用の見通し(耐用年数経過時に単純更新した場合) (略) また、公共施設、インフラ資産の別では、公共施設においては大規模改修や建替えといった更新費用が40年間で約1,771億円、1年当たりになると約44億円が必要となり、これは、<u>計画策定時における直近5年間</u>(平成22年度から平成26年度)の公共施設に係る投資的経費の平均額である約18億円の約2.5倍に当たります。 (略) ※グラフは計画策定時のものを使用しています。  図2.4.3.1 将来の更新等費用の推計(公共施設+インフラ資産)	(3) 公共施設等に係る更新等費用の見通し (略) また、公共施設、インフラ資産の別では、公共施設においては大規模改修や建替えといった更新費用が40年間で約1,771億円、1年当たりになると約44億円が必要となり、これは、直近5年間(平成22年度から平成26年度)の公共施設に係る投資的経費の平均額である約18億円の約2.5倍に当たります。 (略)  図2.4.3.1 将来の更新等費用の推計(公共施設+インフラ資産)	【P. 17】 ・総務省作成の策定指針に基づき記載を追加

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等
億円 計画策定時における直近5年平均 公共施設充当額 17.9億円 40年間更新費用総額 1,770.9億円 1年当たり更新費用 44.3億円  将来の更新費用の推計（公共施設）	億円 直近5年平均 公共施設充当額 17.9億円 40年間更新費用総額 1,770.9億円 1年当たり更新費用 44.3億円  図 2. 4. 3. 2 将来の更新費用の推計（公共施設）	【P. 18】 ・総務省作成の 策定指針に基づ き記載を追加

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等
億円 計画策定時における直近5年平均 インフラ資産充当額 63.7億円 40年間整備額 2,397.6億円 1年当たり整備額 59.9億円  ■ 一般会計整備額 ■ 上水道整備額 ■ 下水道整備額 □ 一般会計充当額 □ 水道事業充当 □ 下水道事業充当 — 直近5年平均 インフラ資産充当 ※充当額は国・県支出金や地方債、基金等含む 将来の更新及び新規整備費用の推計（インフラ資産） 2. 5 本市の現状と課題の基本認識 （略） ✓ 将来、公共施設等の更新は財政上の大きな課題となる 一方で、社人研推計に準拠した <u>H25 年基準推計</u>（P14 参照）により本市の将来推計人口の推移を見ると、総人口は、<u>2020 年</u>に <u>118,985 人</u>だったものが 2060 年に 66,213 人となり、<u>52,772 人</u>減少する見込みです。また、2060 年の年齢 3 区分別人口及びその構成比率は、年少人口が 5,800 人で 8.8%、生産年齢人口は 33,308 人で 50.3%、老年人口は 27,105 人で 40.9%となる見込みです。	億円 直近5年平均 インフラ資産充当額 63.7億円 40年間整備額 2,397.6億円 1年当たり整備額 59.9億円  ■ 一般会計整備額 ■ 上水道整備額 ■ 下水道整備額 □ 一般会計充当額 □ 水道事業充当 □ 下水道事業充当 — 直近5年平均 インフラ資産充当 図 2.4.3.3 将来の更新及び新規整備費用の推計（インフラ資産） 2. 5 本市の現状と課題の基本認識 （略） ✓ 将来、公共施設等の更新は財政上の大きな課題となる 一方で、社人研推計に準拠した <u>基準推計 1</u>（P12 参照）により本市の将来推計人口の推移を見ると、総人口は、<u>2010 年</u>に <u>130,272 人</u>だったものが 2060 年に 66,213 人となり、<u>64,059 人</u>減少する見込みです。また、2060 年の年齢 3 区分別人口及びその構成比率は、年少人口が 5,800 人で 8.8%、生産年齢人口は 33,308 人で 50.3%、老年人口は 27,105 人で 40.9%となる見込みです。	【P. 18】 ・総務省作成の策定指針に基づき記載を追加 【P. 19】 ・時点修正

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等
第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 （略） ※計画策定時における直近5年間の投資的経費・建設改良費のうち、市の保有財産の整備に要した額の平均額（公共施設 17.9 億円、インフラ資産 63.7 億円）を基に、2015 年から 2044 年までの生産年齢人口の減少率（▲32%）を加味して算出 ※充当可能額には、国・県支出金や地方債、基金等含む （略） （２）目標達成の手段 目標を達成していくには、今後の年齢構成の変化に応じた施設保有量の最適化を図り、「更新等費用の抑制」を進めていくことが大前提になりますが、その一方で、「充当額の確保」も必要となります。目標値を設定するに当たっての充当可能額は、計画策定時における直近5年間（平成22年度から平成26年度）の投資的経費・建設改良費を基に算出しましたが、この期間中の費用レベル（この期間中の公共施設等の更新程度）での充当額で、今後迎える大規模改修や建替えといった更新を乗り越えようとすることは、当然無理があります。従って、将来のまちづくりにおける公共施設等のあり方を踏まえ、他の施策との優先度を計ることも必要となります。 （略） ア．公共施設における目標達成の手段（更新等費用の抑制） ① 大規模改修や建替え時は、統合（複合化、集約化）、廃止（除却）を積極的に行う。 ➤ 延床面積全体の 41.2% を占める学校施設の方針が、本計画進ちょくの大きな要素を占める	第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 （略） ※直近5年間の投資的経費・建設改良費のうち、市の保有財産の整備に要した額の平均額（公共施設 17.9 億円、インフラ資産 63.7 億円）を基に、2015 年から 2044 年までの生産年齢人口の減少率（▲32%）を加味して算出 ※充当可能額には、国・県支出金や地方債などを含む （略） （２）目標達成の手段 目標を達成していくには、今後の年齢構成の変化に応じた施設保有量の最適化を図り、「更新等費用の抑制」を進めていくことが大前提になりますが、その一方で、「充当額の確保」も必要となります。目標値を設定するに当たっての充当可能額は、直近5年間（平成22年度から平成26年度）の投資的経費・建設改良費を基に算出しましたが、この期間中の費用レベル（この期間中の公共施設等の更新程度）での充当額で、今後迎える大規模改修や建替えといった更新を乗り越えようとすることは、当然無理があります。従って、将来のまちづくりにおける公共施設等のあり方を踏まえ、他の施策との優先度を計ることも必要となります。 （略） ア．公共施設における目標達成の手段（更新等費用の抑制） ① 大規模改修や建替え時は、統合（複合化、集約化）、廃止（除却）を積極的に行う。 ➤ 延床面積全体の 44.8% を占める学校施設の方針が、本計画進ちょくの大きな要素を占める	【P. 23】 ・時点修正 【P. 24】 ・時点修正 【P. 25】 ・時点修正

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																																																														
(3) 公共施設等に係る更新等費用の見直し（サービス提供形態の見直しを実施した場合） ① 施設類型別計画における目標値の達成程度 本計画の実施計画である施設類型別計画における目標値の達成程度は以下のとおりです。これは、施設類型別計画に基づいて公共施設のサービス提供形態の見直し(複合化や集約化、類似機能の共用化等)を実施した場合の更新等費用により試算したものです。 < 公共施設（普通会計） > (単位：億円) <table><tr><th colspan="2"></th><th>2015～2024</th><th>2025～2034</th><th>2035～2044</th><th>計</th></tr><tr><td rowspan="3">A 更新等費用</td><td>大規模改修</td><td>486</td><td>117</td><td>73</td><td>676</td></tr><tr><td>更新</td><td>23</td><td>228</td><td>381</td><td>632</td></tr><tr><td>計</td><td>509</td><td>345</td><td>454</td><td>1,308</td></tr><tr><td rowspan="3">A' サービス提供 形態見直し後 の更新等費用</td><td>大規模改修</td><td>288</td><td>74</td><td>69</td><td>431</td></tr><tr><td>更新</td><td>108</td><td>139</td><td>170</td><td>417</td></tr><tr><td>計</td><td>396</td><td>213</td><td>239</td><td>848</td></tr><tr><td>B</td><td>充当可能額</td><td>161</td><td>142</td><td>125</td><td>428</td></tr><tr><td colspan="2">A－B …① 目標値</td><td>348</td><td>203</td><td>329</td><td>880</td></tr><tr><td colspan="2">A－A' …② 抑制される更新等費用</td><td>113</td><td>132</td><td>215</td><td>460</td></tr><tr><td colspan="2">①－② 未達成額</td><td>235</td><td>71</td><td>114</td><td>420</td></tr></table> (施設類型別計画から抜粋)			2015～2024	2025～2034	2035～2044	計	A 更新等費用	大規模改修	486	117	73	676	更新	23	228	381	632	計	509	345	454	1,308	A' サービス提供 形態見直し後 の更新等費用	大規模改修	288	74	69	431	更新	108	139	170	417	計	396	213	239	848	B	充当可能額	161	142	125	428	A－B …① 目標値		348	203	329	880	A－A' …② 抑制される更新等費用		113	132	215	460	①－② 未達成額		235	71	114	420	(新)	【P. 28】 ・総務省作成の策定指針に基づき記載を追加
		2015～2024	2025～2034	2035～2044	計																																																											
A 更新等費用	大規模改修	486	117	73	676																																																											
	更新	23	228	381	632																																																											
	計	509	345	454	1,308																																																											
A' サービス提供 形態見直し後 の更新等費用	大規模改修	288	74	69	431																																																											
	更新	108	139	170	417																																																											
	計	396	213	239	848																																																											
B	充当可能額	161	142	125	428																																																											
A－B …① 目標値		348	203	329	880																																																											
A－A' …② 抑制される更新等費用		113	132	215	460																																																											
①－② 未達成額		235	71	114	420																																																											

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																								
② 公共施設の維持管理に要した経費 公共施設の維持管理経費は、2018 年から 2020 年の 3 年間平均で約 15 億円/年となっています。 <table><tr><th>年 度</th><th>2018</th><th>2019</th><th>2020</th></tr><tr><td>維持管理経費</td><td>15.1 億円</td><td>14.8 億円</td><td>14.9 億円</td></tr></table> ③ 公共施設の維持管理に要する経費の見直し サービス提供形態の見直しを実施した場合の維持管理経費を試算して合計すると、2015 年から 2044 年までの 30 年間では、何もしない場合に約 450 億円が必要となるが、対策をすると約 436 億円となり、約 14 億円を削減することができます。 公共施設をそのまま持ち続けた場合の維持管理経費の見込額 <table><tr><th>期 間</th><th>2015～2024</th><th>2025～2034</th><th>2035～2044</th></tr><tr><td>維持管理経費</td><td>150 億円</td><td>150 億円</td><td>150 億円</td></tr></table> サービス提供形態の見直しを実施した場合の維持管理経費の見込額 <table><tr><th>期 間</th><th>2015～2024</th><th>2025～2034</th><th>2035～2044</th></tr><tr><td>維持管理経費</td><td>148 億円</td><td>147 億円</td><td>141 億円</td></tr></table>	年 度	2018	2019	2020	維持管理経費	15.1 億円	14.8 億円	14.9 億円	期 間	2015～2024	2025～2034	2035～2044	維持管理経費	150 億円	150 億円	150 億円	期 間	2015～2024	2025～2034	2035～2044	維持管理経費	148 億円	147 億円	141 億円	(新)	【P. 29】 ・総務省作成の策定指針に基づき記載を追加
年 度	2018	2019	2020																							
維持管理経費	15.1 億円	14.8 億円	14.9 億円																							
期 間	2015～2024	2025～2034	2035～2044																							
維持管理経費	150 億円	150 億円	150 億円																							
期 間	2015～2024	2025～2034	2035～2044																							
維持管理経費	148 億円	147 億円	141 億円																							

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等
3. 4 具体的な実施方針 (1) 日常的な施設管理に係る実施方針 (略) ⑤ 耐震化の推進方針 公共施設 インフラ資産 地震の発生による大規模災害に備えて、一部の耐震化が十分でない公共施設については、その利用状況や耐震化にかかる費用等を勘案し、必要なものについては耐震化を行います。なお、現状では、災害時の拠点施設については、耐震化は完了しています。 インフラ資産は、日常生活や経済活動だけでなく、大規模災害時等において重要な基盤施設となることから、施設ごとに耐震化対策を実施することとします。 (略) (2) 施設の更新、統合、廃止等に係る実施方針 (略) ⑤ 脱炭素化の推進方針 公共施設 インフラ資産 <u>本市は、2050年カーボンニュートラルを目指し、令和4年10月に「ゼロカーボンシティいせ」を表明しました。</u> <u>公共施設における再生可能エネルギーの導入や、省エネルギー・省資源に配慮した設計及び設備・機器（LED照明、高効率空調設備等）の導入に努め、公共施設の脱炭素化を推進します。</u>	3. 4 具体的な実施方針 (1) 日常的な施設管理に係る実施方針 (略) ⑤ 耐震化の推進方針 公共施設 インフラ資産 地震の発生による大規模災害に備えて、一部の耐震化が十分でない公共施設については、その利用状況や耐震化にかかる費用等を勘案し、必要なものについては耐震化を行います。なお、現状では、災害時の拠点施設<u>（市立伊勢総合病院を除く）</u>については、耐震化は完了しています。 インフラ資産は、日常生活や経済活動だけでなく、大規模災害時等において重要な基盤施設となることから、施設ごとに耐震化対策を実施することとします。 (略) (2) 施設の更新、統合、廃止等に係る実施方針 (略) <u>(新)</u>	【P. 31】 ・時点修正 【P. 32】 ・総務省作成の策定指針に基づき記載を追加

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等
第4章 推進体制 4. 1 全庁的な取組体制の構築 <u>全庁横断的な体制のもと公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、市長、副市長、部局長等により構成される公共施設等マネジメント推進会議（以下、「推進会議」という）を設置しました。</u> <u>この推進会議では、本計画及びその実施計画である施設類型別計画の進捗管理を行っていくこととしています。</u> また、必要に応じて、その下部組織として、公共施設等の所管所属長等により構成され作業部会を設置し、具体的な協議・調整や取組みを進めます。	第4章 推進体制 4. 1 全庁的な取組体制の構築 <u>行政財産の管理の現状は、所管する所属部門において行政目的別に個別に管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されているとは言えません。</u> <u>今後、本計画の策定を受け、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に向けて、庁内に関係部局長等により構成される公共施設等管理調整組織を設置し、部局横断的に検討を進める体制を整備します。また、必要に応じてその下部組織として、公共施設等の所管所属長等により構成される作業部会を設置し、具体的な協議・調整や取組みを進めます。</u> <u>それぞれの公共施設等の所管部署においては、本計画に定める目標の達成を目指し、公共施設等管理調整組織や作業部会等での協議・調整を経て、施設類型別計画や長寿命化計画を策定します。</u> <u>なお、本計画及び施設類型別計画の進捗管理については、公共施設等の全体的な情報を管理・集約し総合調整を行う担当部署を設置することとし、財政担当部署との連携を図りながら、適切な管理と推進を実施します。</u>	【P. 37】 ・ 現行計画以降の状況変化を踏まえた記載内容の修正

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等										
■各組織の役割 公共施設等マネジメント推進会議 【構成】 委員長：市長 副委員長：副市長 委員：総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、資産経営部長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育事務部長、上下水道部長、病院経営推進部長、二見総合支所長、小俣総合支所長、御園総合支所長、消防長 【役割】 ①公共施設等の管理方針に関すること。 ②総合管理計画の進捗管理に関すること。 ③その他公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進のために必要な事項に関すること。 調整会議 【構成】資産経営部長、各部会正副部会長、必要に応じ関係所属長 【役割】①推進会議に付議する事項の協議及び調整に関すること。 ②各部会間の調整等に関すること。 作業部会 【構成】関係部局の管理職員等 【役割】特定の事項について協議及び調整 事務局 資産経営課・財政課・営繕課 【役割】計画の総合調整 施設所管課 【役割】計画の実施	公共施設等管理調整組織 作業部会 施設所管部署 作業部会 施設所管部署 作業部会 施設所管部署 作業部会 施設所管部署 総合調整担当部署 財政担当部署 ■各組織の役割 <table><tr><th>種 類</th><th>役 割</th></tr><tr><td>公共施設等管理調整組織</td><td>・目標の達成に向け、横断的に協議し、公共施設等の管理方針を決定する。 ・本計画の進ちょくを把握し、推進を図る。</td></tr><tr><td>総合調整担当部署・財政担当部署</td><td>・事務局として本計画、施設類型別計画の総合調整をする。</td></tr><tr><td>作業部会</td><td>・同一の施設類型に関係する全ての施設所管部署で、施設類型別計画や長寿命化計画を策定し、進ちょくを図る。 ・異なる施設類型間で協議し、施設の統合等を検討する。</td></tr><tr><td>施設所管部署</td><td>・施設類型別計画や長寿命化計画を策定し、進ちょくを図る。 ・施設カルテを作成する。</td></tr></table>	種 類	役 割	公共施設等管理調整組織	・目標の達成に向け、横断的に協議し、公共施設等の管理方針を決定する。 ・本計画の進ちょくを把握し、推進を図る。	総合調整担当部署・財政担当部署	・事務局として本計画、施設類型別計画の総合調整をする。	作業部会	・同一の施設類型に関係する全ての施設所管部署で、施設類型別計画や長寿命化計画を策定し、進ちょくを図る。 ・異なる施設類型間で協議し、施設の統合等を検討する。	施設所管部署	・施設類型別計画や長寿命化計画を策定し、進ちょくを図る。 ・施設カルテを作成する。	【P. 37】 ・現行計画以降の状況変化を踏まえた記載内容の修正
種 類	役 割											
公共施設等管理調整組織	・目標の達成に向け、横断的に協議し、公共施設等の管理方針を決定する。 ・本計画の進ちょくを把握し、推進を図る。											
総合調整担当部署・財政担当部署	・事務局として本計画、施設類型別計画の総合調整をする。											
作業部会	・同一の施設類型に関係する全ての施設所管部署で、施設類型別計画や長寿命化計画を策定し、進ちょくを図る。 ・異なる施設類型間で協議し、施設の統合等を検討する。											
施設所管部署	・施設類型別計画や長寿命化計画を策定し、進ちょくを図る。 ・施設カルテを作成する。											

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等
4. 2 財政との連携 本計画の推進にあたっては、<u>施設の総合調整を行う資産経営課と財政課</u>との連携が重要であることから、施設類型別計画の策定・実施時や、更新等費用の財政措置などにあたり、緊密に連携しながら実施していきます。 また、今後の公共施設等の改修・更新には、多額の費用が集中的に必要なことが見込まれることから、本計画においては財政負担の軽減と平準化を目指すこととしていますが、財政需要の集中を分散できないことも想定しなければなりません。そのため、将来の財政需要に対する資金の確保を計画的に行うため、基金の創設を視野に入れながら検討します。 (略) 4. 4 フォローアップの実施方針 本計画の進ちょく状況については、<u>推進会議</u>において、施設の点検・診断結果や維持管理・修繕・更新等のデータベース化された管理情報をはじめ、本市を取り巻く社会情勢の変化や国の施策等の進ちょく状況など、様々な情報を把握する中で評価を行い、必要に応じ計画を改訂し、目的達成に向け適宜充実させていきます。 また、新公会計制度の導入に伴い整備する固定資産台帳を活用し、更なる詳細な分析が可能となった場合には、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費見込みの算出や本計画の基本的な方針等を充実、精緻化していきます。 なお、評価結果等は、議会へ報告するとともに市ホームページ等でお知らせすることとします。	4. 2 財政との連携 本計画の推進にあたっては、<u>前述の総合調整を行う部署と財政部署</u>との連携が重要であることから、施設類型別計画の策定・実施時や、更新等費用の財政措置などにあたり、緊密に連携しながら実施していきます。 また、今後の公共施設等の改修・更新には、多額の費用が集中的に必要なことが見込まれることから、本計画においては財政負担の軽減と平準化を目指すこととしていますが、財政需要の集中を分散できないことも想定しなければなりません。そのため、将来の財政需要に対する資金の確保を計画的に行うため、基金の創設を視野に入れながら検討します。 (略) 4. 4 フォローアップの実施方針 本計画の進ちょく状況については、<u>公共施設等管理調整組織</u>において、施設の点検・診断結果や維持管理・修繕・更新等のデータベース化された管理情報をはじめ、本市を取り巻く社会情勢の変化や国の施策等の進ちょく状況など、様々な情報を把握する中で評価を行い、必要に応じ計画を改訂し、目的達成に向け適宜充実させていきます。 また、新公会計制度の導入に伴い整備する固定資産台帳を活用し、更なる詳細な分析が可能となった場合には、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費見込みの算出や本計画の基本的な方針等を充実、精緻化していきます。 なお、評価結果等は、議会へ報告するとともに市ホームページ等でお知らせすることとします。	【P. 38】 ・時点修正

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																								
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 施設類型ごとの現状と課題からその特性を踏まえ、<u>施設類型ごとの基本的な方針</u>を以下のとおりとします。 5. 1 施設類型ごとの基本的な方針（公共施設） <u>令和5年3月31日</u>時点で保有する公共施設を対象に、伊勢市公共施設マネジメント白書及び財務会計システムの公有財産管理支援登録データを参考に整理しています。 （1）市民文化系施設 (1)-① 集会施設 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施設名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設全数に対する割合</th></tr><tr><td>集会施設</td><td>62</td><td>18,757 m²</td><td>4.4%</td><td>市民館(2)、地区集会所(4)、教育集会所(2) 旧中央公民館((3)二見公民館、小俣公民館、御園公民館)、小俣北部公民館、自治会指定管理施設(41)、支所併設コミュニティセンター(9)</td></tr></table>	中分類	施設数	延床面積		施設名	合計	公共施設全数に対する割合	集会施設	62	18,757 m ²	4.4%	市民館(2)、地区集会所(4)、教育集会所(2) 旧中央公民館((3)二見公民館、小俣公民館、御園公民館)、小俣北部公民館、自治会指定管理施設(41)、支所併設コミュニティセンター(9)	第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 施設類型ごとの現状と課題からその特性を踏まえ、<u>今後、施設類型別計画</u>を策定していくうえでの基本的な考え方を基本方針とし、以下のとおりとします。 5. 1 施設類型ごとの基本的な方針（公共施設） <u>平成27年4月1日</u>時点で保有する公共施設を対象に、伊勢市公共施設マネジメント白書及び財務会計システムの公有財産管理支援登録データを参考に整理しています。 （1）市民文化系施設 (1)-① 集会施設 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施設名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設全数に対する割合</th></tr><tr><td>集会施設</td><td>66</td><td>19,382 m²</td><td>4.9%</td><td>市民館(3)、地区集会所(6)、教育集会所(3) 旧中央公民館((3)二見公民館、小俣公民館、御園公民館)、小俣北部公民館、自治会指定管理施設(41)、支所併設コミュニティセンター(9)</td></tr></table>	中分類	施設数	延床面積		施設名	合計	公共施設全数に対する割合	集会施設	66	19,382 m ²	4.9%	市民館(3)、地区集会所(6)、教育集会所(3) 旧中央公民館((3)二見公民館、小俣公民館、御園公民館)、小俣北部公民館、自治会指定管理施設(41)、支所併設コミュニティセンター(9)	【P. 39】 ・時点修正
中分類			施設数	延床面積		施設名																				
	合計	公共施設全数に対する割合																								
集会施設	62	18,757 m ²	4.4%	市民館(2)、地区集会所(4)、教育集会所(2) 旧中央公民館((3)二見公民館、小俣公民館、御園公民館)、小俣北部公民館、自治会指定管理施設(41)、支所併設コミュニティセンター(9)																						
中分類	施設数	延床面積		施設名																						
		合計	公共施設全数に対する割合																							
集会施設	66	19,382 m ²	4.9%	市民館(3)、地区集会所(6)、教育集会所(3) 旧中央公民館((3)二見公民館、小俣公民館、御園公民館)、小俣北部公民館、自治会指定管理施設(41)、支所併設コミュニティセンター(9)																						

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																																																				
(削除)	利用者数 (単位：人) <table><thead><tr><th>施設名</th><th>利用者数</th><th>施設名</th><th>利用者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>黒瀬市民館</td><td>1,300</td><td>二見公民館</td><td>7,800</td></tr><tr><td>朝熊市民館</td><td>2,300</td><td>小俣公民館</td><td>31,000</td></tr><tr><td>大久保市民館</td><td>190</td><td>御薮公民館</td><td>8,200</td></tr><tr><td>朝熊地区集会所</td><td>100</td><td>高麗広公民館</td><td>1,800</td></tr><tr><td>大久保地区集会所</td><td>90</td><td>下小俣公民館</td><td>2,800</td></tr><tr><td>黒瀬地区集会所</td><td>2,100</td><td>高畑公民館</td><td>110</td></tr><tr><td>竹ヶ鼻地区集会所</td><td>0</td><td>新高公民館</td><td>3,600</td></tr><tr><td>中須地区集会所</td><td>2,000</td><td>高向公民館</td><td>1,600</td></tr><tr><td>一之木地区集会所</td><td>480</td><td>王中島公民館</td><td>1,400</td></tr><tr><td>小木教育集会所</td><td>960</td><td>新開公民館</td><td>4,100</td></tr><tr><td>朝熊教育集会所</td><td>2,500</td><td>上長屋公民館</td><td>1,700</td></tr><tr><td>黒瀬教育集会所</td><td>2,600</td><td>中長屋公民館</td><td>380</td></tr></tbody></table>	施設名	利用者数	施設名	利用者数	黒瀬市民館	1,300	二見公民館	7,800	朝熊市民館	2,300	小俣公民館	31,000	大久保市民館	190	御薮公民館	8,200	朝熊地区集会所	100	高麗広公民館	1,800	大久保地区集会所	90	下小俣公民館	2,800	黒瀬地区集会所	2,100	高畑公民館	110	竹ヶ鼻地区集会所	0	新高公民館	3,600	中須地区集会所	2,000	高向公民館	1,600	一之木地区集会所	480	王中島公民館	1,400	小木教育集会所	960	新開公民館	4,100	朝熊教育集会所	2,500	上長屋公民館	1,700	黒瀬教育集会所	2,600	中長屋公民館	380	【P. 39】
施設名	利用者数	施設名	利用者数																																																			
黒瀬市民館	1,300	二見公民館	7,800																																																			
朝熊市民館	2,300	小俣公民館	31,000																																																			
大久保市民館	190	御薮公民館	8,200																																																			
朝熊地区集会所	100	高麗広公民館	1,800																																																			
大久保地区集会所	90	下小俣公民館	2,800																																																			
黒瀬地区集会所	2,100	高畑公民館	110																																																			
竹ヶ鼻地区集会所	0	新高公民館	3,600																																																			
中須地区集会所	2,000	高向公民館	1,600																																																			
一之木地区集会所	480	王中島公民館	1,400																																																			
小木教育集会所	960	新開公民館	4,100																																																			
朝熊教育集会所	2,500	上長屋公民館	1,700																																																			
黒瀬教育集会所	2,600	中長屋公民館	380																																																			

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																																																																																								
(削除)	<table><thead><tr><th>施設名</th><th>利用者数</th><th>施設名</th><th>利用者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>下長屋公民館</td><td>450</td><td>明野公民館</td><td>1,700</td></tr><tr><td>上條公民館</td><td>2,000</td><td>宮前公民館</td><td>840</td></tr><tr><td>小林公民館</td><td>550</td><td>上惣公民館</td><td>830</td></tr><tr><td>上條公民館分館</td><td>390</td><td>朝熊ふれあい会館</td><td>4,300</td></tr><tr><td>村松町民会館</td><td>3,100</td><td>中村会館</td><td>500</td></tr><tr><td>東豊浜町土路区町民会館</td><td>1,200</td><td>矢持会館</td><td>2,100</td></tr><tr><td>西豊浜町上区町民会館</td><td>2,300</td><td>二見健康管理増進センター</td><td>1,300</td></tr><tr><td>柏町民会館</td><td>1,000</td><td>三津コミュニティセンター</td><td>2,300</td></tr><tr><td>船江会館</td><td>8,000</td><td>江コミュニティセンター</td><td>2,000</td></tr><tr><td>坂東会館</td><td>3,000</td><td>西コミュニティセンター</td><td>2,700</td></tr><tr><td>有滝町民会館</td><td>690</td><td>光の街コミュニティセンター</td><td>5,600</td></tr><tr><td>小川町民会館</td><td>1,200</td><td>今一色コミュニティセンター</td><td>1,400</td></tr><tr><td>田尻町民会館</td><td>900</td><td>みなとデイサービスセンター (神社地区コミセン・神社支所)</td><td>会議室なし</td></tr><tr><td>辻久留台会館</td><td>2,100</td><td>大湊地区コミュニティセンター (大湊支所)</td><td>1,400</td></tr><tr><td>昭和苑会館</td><td>3,100</td><td>宮本地区コミュニティセンター (宮本支所)</td><td>3,300</td></tr><tr><td>檜原町民会館</td><td>1,600</td><td>浜郷地区コミュニティセンター (浜郷支所)</td><td>2,100</td></tr><tr><td>東大淀町民会館</td><td>4,300</td><td>豊浜地区コミュニティセンター (豊浜支所)</td><td>920</td></tr><tr><td>植山町民会館</td><td>850</td><td>北浜地区コミュニティセンター (北浜支所)</td><td>2,400</td></tr><tr><td>溝口会館</td><td>2,300</td><td>城田地区コミュニティセンター (城田支所)</td><td>3,000</td></tr><tr><td>小俣北部公民館</td><td>6,000</td><td>四郷地区コミュニティセンター (四郷支所・四郷小学校に併設)</td><td>10,000</td></tr><tr><td>湯田公民館</td><td>2,800</td><td>沼木農村環境改善センター (沼木地区コミセン・沼木支所)</td><td>2,300</td></tr></tbody></table>	施設名	利用者数	施設名	利用者数	下長屋公民館	450	明野公民館	1,700	上條公民館	2,000	宮前公民館	840	小林公民館	550	上惣公民館	830	上條公民館分館	390	朝熊ふれあい会館	4,300	村松町民会館	3,100	中村会館	500	東豊浜町土路区町民会館	1,200	矢持会館	2,100	西豊浜町上区町民会館	2,300	二見健康管理増進センター	1,300	柏町民会館	1,000	三津コミュニティセンター	2,300	船江会館	8,000	江コミュニティセンター	2,000	坂東会館	3,000	西コミュニティセンター	2,700	有滝町民会館	690	光の街コミュニティセンター	5,600	小川町民会館	1,200	今一色コミュニティセンター	1,400	田尻町民会館	900	みなとデイサービスセンター (神社地区コミセン・神社支所)	会議室なし	辻久留台会館	2,100	大湊地区コミュニティセンター (大湊支所)	1,400	昭和苑会館	3,100	宮本地区コミュニティセンター (宮本支所)	3,300	檜原町民会館	1,600	浜郷地区コミュニティセンター (浜郷支所)	2,100	東大淀町民会館	4,300	豊浜地区コミュニティセンター (豊浜支所)	920	植山町民会館	850	北浜地区コミュニティセンター (北浜支所)	2,400	溝口会館	2,300	城田地区コミュニティセンター (城田支所)	3,000	小俣北部公民館	6,000	四郷地区コミュニティセンター (四郷支所・四郷小学校に併設)	10,000	湯田公民館	2,800	沼木農村環境改善センター (沼木地区コミセン・沼木支所)	2,300	【P. 39】
施設名	利用者数	施設名	利用者数																																																																																							
下長屋公民館	450	明野公民館	1,700																																																																																							
上條公民館	2,000	宮前公民館	840																																																																																							
小林公民館	550	上惣公民館	830																																																																																							
上條公民館分館	390	朝熊ふれあい会館	4,300																																																																																							
村松町民会館	3,100	中村会館	500																																																																																							
東豊浜町土路区町民会館	1,200	矢持会館	2,100																																																																																							
西豊浜町上区町民会館	2,300	二見健康管理増進センター	1,300																																																																																							
柏町民会館	1,000	三津コミュニティセンター	2,300																																																																																							
船江会館	8,000	江コミュニティセンター	2,000																																																																																							
坂東会館	3,000	西コミュニティセンター	2,700																																																																																							
有滝町民会館	690	光の街コミュニティセンター	5,600																																																																																							
小川町民会館	1,200	今一色コミュニティセンター	1,400																																																																																							
田尻町民会館	900	みなとデイサービスセンター (神社地区コミセン・神社支所)	会議室なし																																																																																							
辻久留台会館	2,100	大湊地区コミュニティセンター (大湊支所)	1,400																																																																																							
昭和苑会館	3,100	宮本地区コミュニティセンター (宮本支所)	3,300																																																																																							
檜原町民会館	1,600	浜郷地区コミュニティセンター (浜郷支所)	2,100																																																																																							
東大淀町民会館	4,300	豊浜地区コミュニティセンター (豊浜支所)	920																																																																																							
植山町民会館	850	北浜地区コミュニティセンター (北浜支所)	2,400																																																																																							
溝口会館	2,300	城田地区コミュニティセンター (城田支所)	3,000																																																																																							
小俣北部公民館	6,000	四郷地区コミュニティセンター (四郷支所・四郷小学校に併設)	10,000																																																																																							
湯田公民館	2,800	沼木農村環境改善センター (沼木地区コミセン・沼木支所)	2,300																																																																																							

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等
<現状・課題> 会議室等 ・市民館は、全施設において会議室等を有しており、無料で貸出しています。ただし、目的外に使用するときには有料です。地区集会所は、全施設において会議・集会室等を有しており、無料で貸出しています。旧中央公民館は、全施設において会議・研修室等を有しており、有料で貸出しています。自治会指定管理施設は、会議室等を有している施設があり、有料又は無料で貸出しを行っています。支所併設コミュニティセンターは、神社地区コミュニティセンターを除く全施設が、会議・集会機能を有しており、有料で貸出しています。 運営方法 ・<u>市民館、地区集会所、教育集会所、旧中央公民館は全て直営ですが、地区集会所には常駐職員の配置していません。</u>自治会指定管理施設は、全て自治会等が指定管理事業者として管理を行っています。支所併設コミュニティセンターは、支所の職員等が管理運営を行っています。	<現状・課題> 会議室等 ・市民館は、全施設において会議室等を有しており、無料で貸出しています。ただし、目的外に使用するときには有料です。地区集会所は、全施設において会議・集会室等を有しており、無料で貸出しています。<u>教育集会所は、全施設において会議・集会室等を有しており、無料で貸出しています。</u>旧中央公民館は、全施設において会議・研修室等を有しており、有料で貸出しています。自治会指定管理施設は、会議室等を有している施設があり、有料又は無料で貸出しを行っています。支所併設コミュニティセンターは、神社地区コミュニティセンターを除く全施設が、会議・集会機能を有しており、有料で貸出しています。 運営方法 ・<u>市民館及び地区集会所は、全て市の直営ですが、地区集会所は常駐職員の配置はありません。</u>教育集会所は、全て直営ですが、<u>小木教育集会所は常駐職員の配置はありません。</u>旧中央公民館は全て直営です。自治会指定管理施設は、全て自治会等が指定管理事業者として管理を行っています。支所併設コミュニティセンターは、支所の職員等が管理運営を行っています。	【P. 39】 ・時点修正

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新

(1)-② 文化施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に 対する割合	
文化施設	6	17,982 m ²	4.2%	観光文化会館、いせ市民活動センター、伊勢市生涯学習センター、二見生涯学習センター、小俣図書館生涯学習施設、ハートプラザみその(多目的ホール)

＜現状・課題＞

(削除)

会議室等

全ての施設がホールや会議室等を有しています。

運営方法

二見生涯学習センターは直営であり、その他の施設は、指定管理者制度を導入しています。

老朽化

建築時期が古く、老朽化が進んでいる施設があります。(観光文化会館、いせ市民活動センター)

旧

(1)-② 文化施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に 対する割合	
文化施設	6	17,982 m ²	4.5%	観光文化会館、いせ市民活動センター、伊勢市生涯学習センター、二見生涯学習センター、小俣図書館生涯学習施設、ハートプラザみその(多目的ホール)

＜現状・課題＞

利用者数

(単位：人)

施設名	利用者数
観光文化会館	122,000
いせ市民活動センター（北館）	49,000
いせ市民活動センター（南館）	11,000
伊勢市生涯学習センター	156,000
二見生涯学習センター	7,100
小俣図書館生涯学習施設	19,000
ハートプラザみその（多目的ホール）	27,000

会議室等

全ての施設がホールや会議室等を有しており、有料で貸出を行っています。

運営方法

運営方法は、二見生涯学習センターは直営であり、その他の施設は、指定管理者制度を導入しています。

老朽化

建築時期が古く、老朽化が進んだ施設が一部あります。(観光文化会館、いせ市民活動センター)

主な改訂内容等

【P. 41】

・時点修正

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																																	
(2)-① 図書館 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施設名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設全数に対する割合</th></tr><tr><td>図書館</td><td>2</td><td>5,657 m²</td><td>1.3%</td><td>伊勢図書館、小俣図書館 ※各分室(支所併設コミュニティセンター、伊勢市生涯学習センター、市立伊勢総合病院、二見公民館、ハートプラザみその)は含めていません。</td></tr></table> ＜現状・課題＞ (削除) 運営方法 ・両図書館ともに指定管理者制度が導入されています。 耐震性 ・両図書館ともに新耐震基準の建物であり、耐震性を有しています。 ■施設類型別基本方針＜図書館＞ ○ 図書館は、年間延べ32万人以上の市民が利用し、延べ66万冊が貸し出されている重要な生涯学習施設であるため、今後も図書館サービスの提供を継続する必要があります。 ○ 図書館サービスの提供にあたっては、サービスの質の確保と管理運営の効率化を念頭に置きます。 ○ 施設の更新は、将来的なニーズを見定め、施設の統合及び適切な規模、利便性等に留意し検討を行う必要があります。	中分類	施設数	延床面積		施設名	合計	公共施設全数に対する割合	図書館	2	5,657 m ²	1.3%	伊勢図書館、小俣図書館 ※各分室(支所併設コミュニティセンター、伊勢市生涯学習センター、市立伊勢総合病院、二見公民館、ハートプラザみその)は含めていません。	(2)-① 図書館 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施設名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設全数に対する割合</th></tr><tr><td>図書館</td><td>2</td><td>5,657 m²</td><td>1.4%</td><td>伊勢図書館、小俣図書館 ※各分室(支所併設コミュニティセンター、伊勢市生涯学習センター、市立伊勢総合病院、二見公民館、ハートプラザみその)は含めていません</td></tr></table> ＜現状・課題＞ 利用者数等 (単位：人) <table><tr><th>施設名</th><th>利用者数</th><th>貸出冊数</th></tr><tr><td>伊勢図書館</td><td>94,000</td><td>40万冊/年</td></tr><tr><td>小俣図書館</td><td>67,000</td><td>30万冊/年</td></tr></table> 運営方法 ・両図書館ともに指定管理者制度が導入されており、効率的な運営を行っています。 耐震性 ・二つの図書館は共に新耐震基準の建物であり、耐震性を有しています。 ■施設類型別基本方針＜図書館＞ ○ 図書館は、年間延べ16万人以上の市民が利用し、延べ70万冊が貸し出されている重要な生涯学習施設であるため、今後も図書館サービスの提供を継続する必要があります。 ○ 図書館サービスの提供にあたっては、サービスの質の確保と管理運営の効率化を念頭に置きます。 ○ 施設の更新は、将来的なニーズを見定め、施設の統合及び適切な規模、利便性等に留意し検討を行う必要があります。	中分類	施設数	延床面積		施設名	合計	公共施設全数に対する割合	図書館	2	5,657 m ²	1.4%	伊勢図書館、小俣図書館 ※各分室(支所併設コミュニティセンター、伊勢市生涯学習センター、市立伊勢総合病院、二見公民館、ハートプラザみその)は含めていません	施設名	利用者数	貸出冊数	伊勢図書館	94,000	40万冊/年	小俣図書館	67,000	30万冊/年	【P. 42】 ・時点修正
中分類			施設数	延床面積		施設名																													
	合計	公共施設全数に対する割合																																	
図書館	2	5,657 m ²	1.3%	伊勢図書館、小俣図書館 ※各分室(支所併設コミュニティセンター、伊勢市生涯学習センター、市立伊勢総合病院、二見公民館、ハートプラザみその)は含めていません。																															
中分類	施設数	延床面積		施設名																															
		合計	公共施設全数に対する割合																																
図書館	2	5,657 m ²	1.4%	伊勢図書館、小俣図書館 ※各分室(支所併設コミュニティセンター、伊勢市生涯学習センター、市立伊勢総合病院、二見公民館、ハートプラザみその)は含めていません																															
施設名	利用者数	貸出冊数																																	
伊勢図書館	94,000	40万冊/年																																	
小俣図書館	67,000	30万冊/年																																	

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新

(2)-② 博物館等

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に 対する割合	
博物館等	5	4,366 m ²	1.0%	賓日館、伊勢河崎商人館、古市参宮街道資料館、尾崎罌堂記念館、山田奉行所記念館

<現状・課題>

(削除)

会議室等

全ての施設が会議室等を有しています。

(略)

運営方法

全ての施設に指定管理者制度が導入されています。

耐震性

耐震性が確保されていない施設があります。(賓日館、伊勢河崎商人館)

旧

(2)-② 博物館等

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に 対する割合	
博物館等	5	4,366 m ²	1.1%	賓日館、伊勢河崎商人館、古市参宮街道資料館、尾崎罌堂記念館、山田奉行所記念館

<現状・課題>

利用者数

(単位：人)

施設名	利用者数
賓日館	35,000
伊勢河崎商人館	19,000
古市参宮街道資料館	11,000
尾崎罌堂記念館	13,000
山田奉行所記念館	4,300

会議室等

全ての施設が貸室を有しています。

(略)

運営方法

全ての施設に指定管理者制度が導入されており、効率的な運営を行っています。

耐震性

耐震性が確保されていない施設が一部あります。(賓日館、伊勢河崎商人館)

主な改訂内容等

【P. 43】

・時点修正

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																																														
(3) スポーツ・レクリエーション系施設 (3)-① スポーツ施設 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施設名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設 全数に 対する割合</th></tr><tr><td>スポーツ施設</td><td>10</td><td>14,968 m²</td><td>3.5%</td><td>市営庭球場、倉田山公園野球場、伊勢フットボールヴィレッジ、市民武道館、二見体育館、二見グラウンドミーティングセンター、小俣児童体育館、小俣総合体育館、やすらぎ公園プール、御薗B&G海洋センター、※建物のない施設は含めていません。</td></tr></table> ＜現状・課題＞ (削除) (略) 運営方法 ・小俣総合体育館及び小俣児童体育館は、指定管理者制度が導入されており、その他は直営で行っています。	中分類	施設数	延床面積		施設名	合計	公共施設 全数に 対する割合	スポーツ施設	10	14,968 m ²	3.5%	市営庭球場、倉田山公園野球場、伊勢フットボールヴィレッジ、市民武道館、二見体育館、二見グラウンドミーティングセンター、小俣児童体育館、小俣総合体育館、やすらぎ公園プール、御薗B&G海洋センター、※建物のない施設は含めていません。	(3) スポーツ・レクリエーション系施設 (3)-① スポーツ施設 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施設名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設 全数に 対する割合</th></tr><tr><td>スポーツ施設</td><td>10</td><td>15,031 m²</td><td>3.8%</td><td>市営庭球場、倉田山公園野球場、伊勢フットボールヴィレッジ、市民武道館、二見体育館、二見グラウンドミーティングセンター、小俣児童体育館、小俣総合体育館、やすらぎ公園プール、御薗B&G海洋センター、※建物のない施設は含めていません。</td></tr></table> ＜現状・課題＞ 利用者数 (単位：人) <table><tr><th>施設名</th><th>利用者数</th></tr><tr><td>市営庭球場</td><td>41,000</td></tr><tr><td>倉田山公園野球場</td><td>52,000</td></tr><tr><td>伊勢フットボールヴィレッジ</td><td>131,000</td></tr><tr><td>市民武道館</td><td>5,500</td></tr><tr><td>二見体育館</td><td>7,200</td></tr><tr><td>二見グラウンドミーティングセンター</td><td>1,500</td></tr><tr><td>小俣児童体育館</td><td>8,400</td></tr><tr><td>小俣総合体育館</td><td>75,000</td></tr><tr><td>やすらぎ公園プール</td><td>11,000</td></tr><tr><td>御薗B&G海洋センター</td><td>20,000</td></tr></table> (略) 運営方法 ・小俣総合体育館、小俣児童体育館は業務委託、その他は直営で行っています。	中分類	施設数	延床面積		施設名	合計	公共施設 全数に 対する割合	スポーツ施設	10	15,031 m ²	3.8%	市営庭球場、倉田山公園野球場、伊勢フットボールヴィレッジ、市民武道館、二見体育館、二見グラウンドミーティングセンター、小俣児童体育館、小俣総合体育館、やすらぎ公園プール、御薗B&G海洋センター、※建物のない施設は含めていません。	施設名	利用者数	市営庭球場	41,000	倉田山公園野球場	52,000	伊勢フットボールヴィレッジ	131,000	市民武道館	5,500	二見体育館	7,200	二見グラウンドミーティングセンター	1,500	小俣児童体育館	8,400	小俣総合体育館	75,000	やすらぎ公園プール	11,000	御薗B&G海洋センター	20,000	【P. 44】 ・時点修正
中分類			施設数	延床面積		施設名																																										
	合計	公共施設 全数に 対する割合																																														
スポーツ施設	10	14,968 m ²	3.5%	市営庭球場、倉田山公園野球場、伊勢フットボールヴィレッジ、市民武道館、二見体育館、二見グラウンドミーティングセンター、小俣児童体育館、小俣総合体育館、やすらぎ公園プール、御薗B&G海洋センター、※建物のない施設は含めていません。																																												
中分類	施設数	延床面積		施設名																																												
		合計	公共施設 全数に 対する割合																																													
スポーツ施設	10	15,031 m ²	3.8%	市営庭球場、倉田山公園野球場、伊勢フットボールヴィレッジ、市民武道館、二見体育館、二見グラウンドミーティングセンター、小俣児童体育館、小俣総合体育館、やすらぎ公園プール、御薗B&G海洋センター、※建物のない施設は含めていません。																																												
施設名	利用者数																																															
市営庭球場	41,000																																															
倉田山公園野球場	52,000																																															
伊勢フットボールヴィレッジ	131,000																																															
市民武道館	5,500																																															
二見体育館	7,200																																															
二見グラウンドミーティングセンター	1,500																																															
小俣児童体育館	8,400																																															
小俣総合体育館	75,000																																															
やすらぎ公園プール	11,000																																															
御薗B&G海洋センター	20,000																																															

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新

(3)-② レクリエーション施設・観光施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に 対する割合	
レクリエーション施設・観光施設	6	863 m ²	0.2%	神社海の駅、河崎川の駅、二軒茶屋川の駅、宇治浦田観光案内所、伊勢市駅手荷物預かり所、二見浦海水浴場(ビーチハウス)

会議室等

・神社海の駅は、会議室を有しています。

運営方法

・神社海の駅は指定管理者制度が導入されており、その他は直営で行っています。

耐震性

・耐震性が確保されていない施設があります。(神社海の駅、河崎川の駅)

旧

(3)-② レクリエーション施設・観光施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に 対する割合	
レクリエーション施設・観光施設	6	1,121 m ²	0.3%	神社海の駅、河崎川の駅、二軒茶屋川の駅、宇治浦田観光案内所、伊勢市駅手荷物預かり所、二見浦海水浴場、レストハウス(ビーチハウス)

利用者数

(単位：人)

施設名	利用者数
神社海の駅	4,200
河崎川の駅	870
二軒茶屋川の駅	870
宇治浦田観光案内所	63,000
伊勢市駅手荷物預かり所	51,000
二見浦海水浴場(レストハウス・ビーチハウス)	19,000

会議室等

・神社海の駅は、集会機能を有しています。

運営方法

・指定管理者制度によるものが1施設(神社海の駅)あります。

耐震性

・耐震性が確保されていない施設が一部あります。(神社海の駅、河崎川の駅)

主な改訂内容等

【P. 45】

・時点修正

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																																								
(4) 産業系施設 (4)-① 産業系施設 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施設名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設 全数に 対する割合</th></tr><tr><td>産業系施設</td><td>7</td><td>5,787 m²</td><td>1.4%</td><td>産業支援センター、労働福祉会館、農産物直売所サンファームおばた、郷の恵「風輪」、民話の駅蘇民、小俣農村環境改善センター、サンライフ伊勢</td></tr></table> <現状・課題> (削除) (略) 会議室等 ・産業支援センター、労働福祉会館、民話の駅蘇民、小俣農村環境改善センター、サンライフ伊勢は、会議室等を有しています。	中分類	施設数	延床面積		施設名	合計	公共施設 全数に 対する割合	産業系施設	7	5,787 m ²	1.4%	産業支援センター、労働福祉会館、農産物直売所サンファームおばた、郷の恵「風輪」、民話の駅蘇民、小俣農村環境改善センター、サンライフ伊勢	(4) 産業系施設 (4)-① 産業系施設 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施設名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設 全数に 対する割合</th></tr><tr><td>産業系施設</td><td>7</td><td>5,787 m²</td><td>1.5%</td><td>産業支援センター、労働福祉会館、農産物直売所サンファームおばた、郷の恵「風輪」、民話の駅蘇民、小俣農村環境改善センター、サンライフ伊勢</td></tr></table> <現状・課題> 利用者数 (単位：人) <table><tr><th>施設名</th><th>利用者数</th></tr><tr><td>産業支援センター</td><td>3,400</td></tr><tr><td>労働福祉会館</td><td>13,000</td></tr><tr><td>農産物直売所サンファームおばた</td><td>97,000</td></tr><tr><td>郷の恵「風輪」</td><td>13,000</td></tr><tr><td>民話の駅蘇民</td><td>138,000</td></tr><tr><td>小俣農村環境改善センター</td><td>44,000</td></tr><tr><td>サンライフ伊勢</td><td>67,000</td></tr></table> (略) 会議室等 ・産業支援センター、労働福祉会館、民話の駅蘇民、小俣農村環境改善センター、サンライフ伊勢は、会議室等を有し、<u>有料で貸出を行っています</u>。	中分類	施設数	延床面積		施設名	合計	公共施設 全数に 対する割合	産業系施設	7	5,787 m ²	1.5%	産業支援センター、労働福祉会館、農産物直売所サンファームおばた、郷の恵「風輪」、民話の駅蘇民、小俣農村環境改善センター、サンライフ伊勢	施設名	利用者数	産業支援センター	3,400	労働福祉会館	13,000	農産物直売所サンファームおばた	97,000	郷の恵「風輪」	13,000	民話の駅蘇民	138,000	小俣農村環境改善センター	44,000	サンライフ伊勢	67,000	【P. 46】 ・時点修正
中分類			施設数	延床面積		施設名																																				
	合計	公共施設 全数に 対する割合																																								
産業系施設	7	5,787 m ²	1.4%	産業支援センター、労働福祉会館、農産物直売所サンファームおばた、郷の恵「風輪」、民話の駅蘇民、小俣農村環境改善センター、サンライフ伊勢																																						
中分類	施設数	延床面積		施設名																																						
		合計	公共施設 全数に 対する割合																																							
産業系施設	7	5,787 m ²	1.5%	産業支援センター、労働福祉会館、農産物直売所サンファームおばた、郷の恵「風輪」、民話の駅蘇民、小俣農村環境改善センター、サンライフ伊勢																																						
施設名	利用者数																																									
産業支援センター	3,400																																									
労働福祉会館	13,000																																									
農産物直売所サンファームおばた	97,000																																									
郷の恵「風輪」	13,000																																									
民話の駅蘇民	138,000																																									
小俣農村環境改善センター	44,000																																									
サンライフ伊勢	67,000																																									

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																								
(5) 学校教育系施設 (5)-① 学校 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施設名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設全数に対する割合</th></tr><tr><td>学校</td><td>32</td><td>175,364 m²</td><td>41.2%</td><td>小学校(22)、中学校(10)</td></tr></table> <現状・課題> (削除) (削除) (略) 既存計画 ・平成23年11月に「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画(案)」を策定しました。<u>(平成29年3月に修正版を策定)</u> ■施設類型別基本方針<学校> ○「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画」の考え方を中心に、施設の総合管理を行います。	中分類	施設数	延床面積		施設名	合計	公共施設全数に対する割合	学校	32	175,364 m ²	41.2%	小学校(22)、中学校(10)	(5) 学校教育系施設 (5)-① 学校 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施設名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設全数に対する割合</th></tr><tr><td>学校</td><td>36</td><td>178,784 m²</td><td>44.8%</td><td>小学校(24)、中学校(12)</td></tr></table> <現状・課題> 施設数 ・市内には、小学校が24校、中学校が12校の計36校の学校があります。 利用者数 ・児童生徒総数は、年々減少しています。 ・今後の児童生徒数の減少を見込んだうえで、施設の設置を再検討する必要があります。 (略) 既存計画 ・平成23年11月に「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画(案)」を策定しました。 ■施設類型別基本方針<学校> ○「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画<u>(案)</u>」の考え方を中心に、施設の総合管理を行います。	中分類	施設数	延床面積		施設名	合計	公共施設全数に対する割合	学校	36	178,784 m ²	44.8%	小学校(24)、中学校(12)	【P.47】 ・時点修正
中分類			施設数	延床面積		施設名																				
	合計	公共施設全数に対する割合																								
学校	32	175,364 m ²	41.2%	小学校(22)、中学校(10)																						
中分類	施設数	延床面積		施設名																						
		合計	公共施設全数に対する割合																							
学校	36	178,784 m ²	44.8%	小学校(24)、中学校(12)																						

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																								
(5)-② その他教育施設 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施 設 名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設 全数に対 する割合</th></tr><tr><td>その他教育 施設</td><td>1</td><td>2,158 m²</td><td>0.5%</td><td>中学校給食共同調理場</td></tr></table> <現状・課題> 運営方法 ・民間事業者に<u>調理業務、配送業務</u>の業務委託をしています。 耐震性 ・新耐震基準の建物であり、耐震性を有しています。	中分類	施設数	延床面積		施 設 名	合計	公共施設 全数に対 する割合	その他教育 施設	1	2,158 m ²	0.5%	中学校給食共同調理場	(5)-② その他教育施設 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施 設 名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設 全数に対 する割合</th></tr><tr><td>その他教育 施設</td><td>1</td><td>2,158 m²</td><td>0.5%</td><td>中学校給食共同調理場</td></tr></table> <現状・課題> 運営方法 ・<u>運営方法</u>は、民間事業者に業務委託をしています。 耐震性 ・<u>中学校給食共同調理場</u>は、新耐震基準の建物であり、耐震性を有していま す。	中分類	施設数	延床面積		施 設 名	合計	公共施設 全数に対 する割合	その他教育 施設	1	2,158 m ²	0.5%	中学校給食共同調理場	【P. 48】 ・時点修正
中分類			施設数	延床面積		施 設 名																				
	合計	公共施設 全数に対 する割合																								
その他教育 施設	1	2,158 m ²	0.5%	中学校給食共同調理場																						
中分類	施設数	延床面積		施 設 名																						
		合計	公共施設 全数に対 する割合																							
その他教育 施設	1	2,158 m ²	0.5%	中学校給食共同調理場																						

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																								
(6) 子育て支援施設 (6)-① 幼稚園・保育所・認定こども園 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施設名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設 全数に対 する割合</th></tr><tr><td>幼稚園・保育所・ 認定こども園</td><td>12</td><td>10,989 m²</td><td>2.6%</td><td>幼稚園(2)、保育所(9) 認定こども園(1)</td></tr></table> <現状・課題> (削除) (略) 既存計画 ・平成26年12月に「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」を策定しました。(令和3年6月一部改訂)	中分類	施設数	延床面積		施設名	合計	公共施設 全数に対 する割合	幼稚園・保育所・ 認定こども園	12	10,989 m ²	2.6%	幼稚園(2)、保育所(9) 認定こども園(1)	(6) 子育て支援施設 (6)-① 幼稚園・保育所・認定こども園 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施設名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設 全数に対 する割合</th></tr><tr><td>幼稚園・保育所・ 認定こども園</td><td>24</td><td>16,101 m²</td><td>4.0%</td><td>幼稚園(10)、保育所(13) 認定こども園(1) ※幼稚園 10 園のうち、5 園は休園、1園は廃止 ※保育所は、13 園のうち、1 園は廃止</td></tr></table> <現状・課題> 利用者数 ・入園状況は、幼稚園では総定員に対して園児数が下回る状況にあります。 ・今後の園児数の減少を見込んだ上で、施設の設置を再検討する必要があります。 (略) 既存計画 ・平成26年12月に「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」を策定しました。	中分類	施設数	延床面積		施設名	合計	公共施設 全数に対 する割合	幼稚園・保育所・ 認定こども園	24	16,101 m ²	4.0%	幼稚園(10)、保育所(13) 認定こども園(1) ※幼稚園 10 園のうち、5 園は休園、1園は廃止 ※保育所は、13 園のうち、1 園は廃止	【P. 49】 ・時点修正
中分類			施設数	延床面積		施設名																				
	合計	公共施設 全数に対 する割合																								
幼稚園・保育所・ 認定こども園	12	10,989 m ²	2.6%	幼稚園(2)、保育所(9) 認定こども園(1)																						
中分類	施設数	延床面積		施設名																						
		合計	公共施設 全数に対 する割合																							
幼稚園・保育所・ 認定こども園	24	16,101 m ²	4.0%	幼稚園(10)、保育所(13) 認定こども園(1) ※幼稚園 10 園のうち、5 園は休園、1園は廃止 ※保育所は、13 園のうち、1 園は廃止																						

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																																								
(6)-② 幼児・児童施設 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施設名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設 全数に 対する割合</th></tr><tr><td>幼児・児童施設</td><td>13</td><td>3,534 m²</td><td>0.8%</td><td>児童センター(3)、児童館(2)、御菌こどもプラザ、御菌こども広場(ハートプラザみその内)、子育て支援センター(6)</td></tr></table> ＜現状・課題＞ 施設数 ・市内の幼児・児童施設には児童館のほか、放課後児童クラブがあり、民営の放課後児童クラブ 25 施設のうち 10 施設は公共施設を利用しています。 (削除) (略) ・あさま児童センター、黒瀬児童センターは直営で、中央児童センター（福祉健康センター内）、小俣児童館、明野児童館、御菌こどもプラザ、御菌こども広場（ハートプラザみその内）は指定管理者制度を導入しています。 老朽化 ・多数の施設が築 30 年を超えており、老朽化が進んでいます。	中分類	施設数	延床面積		施設名	合計	公共施設 全数に 対する割合	幼児・児童施設	13	3,534 m ²	0.8%	児童センター(3)、児童館(2)、御菌こどもプラザ、御菌こども広場(ハートプラザみその内)、子育て支援センター(6)	(6)-② 幼児・児童施設 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施設名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設 全数に 対する割合</th></tr><tr><td>幼児・児童施設</td><td>7</td><td>2,371 m²</td><td>0.6%</td><td>児童センター(3)、児童館(2)、御菌こどもプラザ、御菌こども広場(ハートプラザみその内)</td></tr></table> ＜現状・課題＞ 施設数 ・市内の幼児・児童施設には児童館のほか、放課後児童クラブがあり、民営の放課後児童クラブ 18 施設のうち 9 施設は公共施設を利用しています。 利用者数 (単位：人) <table><tr><th>施設名</th><th>利用者数</th></tr><tr><td>あさま児童センター</td><td>8,900</td></tr><tr><td>黒瀬児童センター</td><td>3,700</td></tr><tr><td>中央児童センター（福祉健康センター内）</td><td>21,000</td></tr><tr><td>小俣児童館</td><td>4,600</td></tr><tr><td>明野児童館</td><td>4,500</td></tr><tr><td>御菌こどもプラザ</td><td>80</td></tr><tr><td>御菌こども広場（ハートプラザみその内）</td><td>13,000</td></tr></table> (略) ・あさま児童センター、黒瀬児童センターが直営で、中央児童センター（福祉健康センター内）、小俣児童館、明野児童館、御菌こどもプラザ、御菌こども広場（ハートプラザみその内）が指定管理者制度を導入しています。 老朽化 ・建築時期が古く、老朽化の進んだ施設が一部あります。（あさま児童センター）	中分類	施設数	延床面積		施設名	合計	公共施設 全数に 対する割合	幼児・児童施設	7	2,371 m ²	0.6%	児童センター(3)、児童館(2)、御菌こどもプラザ、御菌こども広場(ハートプラザみその内)	施設名	利用者数	あさま児童センター	8,900	黒瀬児童センター	3,700	中央児童センター（福祉健康センター内）	21,000	小俣児童館	4,600	明野児童館	4,500	御菌こどもプラザ	80	御菌こども広場（ハートプラザみその内）	13,000	【P. 50】 ・時点修正
中分類			施設数	延床面積		施設名																																				
	合計	公共施設 全数に 対する割合																																								
幼児・児童施設	13	3,534 m ²	0.8%	児童センター(3)、児童館(2)、御菌こどもプラザ、御菌こども広場(ハートプラザみその内)、子育て支援センター(6)																																						
中分類	施設数	延床面積		施設名																																						
		合計	公共施設 全数に 対する割合																																							
幼児・児童施設	7	2,371 m ²	0.6%	児童センター(3)、児童館(2)、御菌こどもプラザ、御菌こども広場(ハートプラザみその内)																																						
施設名	利用者数																																									
あさま児童センター	8,900																																									
黒瀬児童センター	3,700																																									
中央児童センター（福祉健康センター内）	21,000																																									
小俣児童館	4,600																																									
明野児童館	4,500																																									
御菌こどもプラザ	80																																									
御菌こども広場（ハートプラザみその内）	13,000																																									

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新

(7) 保健医療・福祉施設

(7)-① 高齢福祉施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に 対する割合	
高齢福祉施設	5	4,615 m ²	1.1%	老人福祉センター(福祉健康センター内)、二見老人福祉センター、合同会館(小俣老人福祉会館)、御菌老人福祉センター(ハートプラザみその内)、 みなとふれあいセンター

<現状・課題>

(略)

(削除)

(略)

旧

(7) 保健医療・福祉施設

(7)-① 高齢福祉施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に 対する割合	
高齢福祉施設	8	6,132 m ²	1.5%	老人福祉センター(福祉健康センター内)、二見老人福祉センター、合同会館(小俣老人福祉会館)、御菌老人福祉センター(ハートプラザみその内)、 みなとデイサービスセンター、二見デイサービスセンター、御菌デイサービスセンター(ハートプラザみその内)、介護予防拠点施設なごみのやかた

<現状・課題>

(略)

利用者数

(単位：人)

施設名	利用者数
老人福祉センター(福祉健康センター内)	5,400
二見老人福祉センター	8,400
合同会館(小俣老人福祉会館)	7,800
御菌老人福祉センター(ハートプラザみその内)	14,000
みなとデイサービスセンター	5,900
二見デイサービスセンター	9,500
御菌デイサービスセンター(ハートプラザみその内)	8,300
介護予防拠点施設なごみのやかた	4,200

(略)

主な改訂内容等

【P.51】

・時点修正

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等
会議室等 - 各老人福祉センター及び小俣老人福祉会館は、集会室等を有しています。 運営方法 - 老人福祉センター（福祉健康センター内）、御菌老人福祉センター（ハートプラザみその内）、<u>みなとふれあいセンター</u>は指定管理者制度を導入しています。 耐震性 <u>全ての施設が耐震性を有しています。</u> 老朽化 <u>多数の施設が築 30 年を超えており、老朽化が進んでいます。</u>	会議室等 - 各老人福祉センター及び小俣老人福祉会館は、集会室等を有して<u>おり、有料で貸出を行っています。</u> 運営方法 - 老人福祉センター（福祉健康センター内）、御菌老人福祉センター（ハートプラザみその内）は指定管理者制度を導入しています。<u>また、みなとデイサービスセンター、二見デイサービスセンター、御菌デイサービスセンター（ハートプラザみその内）は建物管理のみ指定管理者制度を導入しています。</u> 耐震性 <u>一部の施設において耐震化が未実施となっています。（介護予防拠点施設なごみのやかた）</u> 老朽化 <u>建築時期が古く、老朽化が進んでいる施設が一部あります。（二見老人福祉センター、小俣老人福祉会館、介護予防拠点施設なごみのやかた）</u>	【P. 51】 時点修正

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																																								
(7)-② 障がい福祉施設 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施設名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設全数に対する割合</th></tr><tr><td>障がい福祉施設</td><td>5</td><td>2,257 ㎡</td><td>0.5%</td><td>身体障害者福祉センター（福祉健康センター内）、ひまわり（福祉健康センター内）、おおぞら児童園、おひさま児童園（ハートプラザみその内）、フレンズ（ハートプラザみその内）</td></tr></table> 〈現状・課題〉 (削除) 運営方法 ・おおぞら児童園は直営であり、その他の施設は、指定管理者制度を導入しています。	中分類	施設数	延床面積		施設名	合計	公共施設全数に対する割合	障がい福祉施設	5	2,257 ㎡	0.5%	身体障害者福祉センター（福祉健康センター内）、ひまわり（福祉健康センター内）、おおぞら児童園、おひさま児童園（ハートプラザみその内）、フレンズ（ハートプラザみその内）	(7)-② 障がい福祉施設 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施設名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設全数に対する割合</th></tr><tr><td>障がい福祉施設</td><td>7</td><td>2,587 ㎡</td><td>0.7%</td><td>身体障害者福祉センター（福祉健康センター内）重度身体障害者デイサービスセンター「くじら」、ひまわり（福祉健康センター内）、工房そみん、小俣さくら園、御蔭しらぎく園、おおぞら児童園</td></tr></table> 〈現状・課題〉 利用者数 (単位：人) <table><tr><th>施設名</th><th>利用者数</th></tr><tr><td>身体障害者福祉センター（福祉健康センター内）</td><td>1,000</td></tr><tr><td>重度身体障害者デイサービスセンター「くじら」</td><td>4,000</td></tr><tr><td>ひまわり（福祉健康センター内）</td><td>3,200</td></tr><tr><td>工房そみん</td><td>3,000</td></tr><tr><td>小俣さくら園</td><td>3,200</td></tr><tr><td>御蔭しらぎく園</td><td>2,100</td></tr><tr><td>おおぞら児童園</td><td>3,400</td></tr></table> 運営方法 ・運営方法は、おおぞら児童園は直営であり、その他の施設は、指定管理者制度を導入しています。	中分類	施設数	延床面積		施設名	合計	公共施設全数に対する割合	障がい福祉施設	7	2,587 ㎡	0.7%	身体障害者福祉センター（福祉健康センター内） 重 度身体障害者デイサービスセンター「くじら」、ひまわり（福祉健康センター内）、 工房そみん 、小俣さくら園、 御蔭しらぎく園 、おおぞら児童園	施設名	利用者数	身体障害者福祉センター（福祉健康センター内）	1,000	重度身体障害者デイサービスセンター「くじら」	4,000	ひまわり（福祉健康センター内）	3,200	工房そみん	3,000	小俣さくら園	3,200	御蔭しらぎく園	2,100	おおぞら児童園	3,400	【P. 52】 ・時点修正
中分類			施設数	延床面積		施設名																																				
	合計	公共施設全数に対する割合																																								
障がい福祉施設	5	2,257 ㎡	0.5%	身体障害者福祉センター（福祉健康センター内）、ひまわり（福祉健康センター内）、おおぞら児童園、おひさま児童園（ハートプラザみその内）、フレンズ（ハートプラザみその内）																																						
中分類	施設数	延床面積		施設名																																						
		合計	公共施設全数に対する割合																																							
障がい福祉施設	7	2,587 ㎡	0.7%	身体障害者福祉センター（福祉健康センター内） 重 度身体障害者デイサービスセンター「くじら」、ひまわり（福祉健康センター内）、 工房そみん 、小俣さくら園、 御蔭しらぎく園 、おおぞら児童園																																						
施設名	利用者数																																									
身体障害者福祉センター（福祉健康センター内）	1,000																																									
重度身体障害者デイサービスセンター「くじら」	4,000																																									
ひまわり（福祉健康センター内）	3,200																																									
工房そみん	3,000																																									
小俣さくら園	3,200																																									
御蔭しらぎく園	2,100																																									
おおぞら児童園	3,400																																									

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新

(7)-③ 保健医療施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に 対する割合	
保健医療施設	12	6,186 m ²	1.5%	中央保健センター(福祉健康センター内)、小俣保健センター、御菌保健センター(ハートプラザみその内)、小俣保健福祉会館(6)、離宮の湯、休日・夜間応急診療所(福祉健康センター内)、歯科休日応急診療所(福祉健康センター別棟)

<現状・課題>

(削除)

(略)

運営方法

・小俣保健福祉会館及び離宮の湯は、指定管理者制度を導入しています。

旧

(7)-③ 保健医療施設

中分類	施設数	延床面積		施設名
		合計	公共施設 全数に 対する割合	
保健医療施設	12	6,378 m ²	1.6%	中央保健センター(福祉健康センター内)、小俣保健センター、御菌保健センター(ハートプラザみその内)、小俣保健福祉会館(6)、離宮の湯、休日・夜間応急診療所(福祉健康センター内)、歯科休日応急診療所(福祉健康センター別棟)

<現状・課題>

利用者数

(単位：人)

施設名	利用者数
中央保健センター(福祉健康センター内)	34,000
小俣保健センター	22,000
御菌保健センター(ハートプラザみその内)	1,400
小俣北部保健福祉会館	5,900
小俣本町保健福祉会館	10,000
小俣元町保健福祉会館	7,400
小俣明野保健福祉会館	6,500
小俣宮前保健福祉会館	10,000
小俣湯田保健福祉会館	7,200
離宮の湯	41,000
休日・夜間応急診療所(福祉健康センター内)	10,000
歯科休日応急診療所(福祉健康センター別棟)	410

(略)

運営方法

・運営方法は、小俣保健福祉会館(北部を除く)及び離宮の湯は、指定管理者制度を導入しています。

主な改訂内容等

【P. 53】

・時点修正

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																								
(8) 行政系施設 (8)-① 庁舎等 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施 設 名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設 全数に対 する割合</th></tr><tr><td>庁舎等</td><td>4</td><td>18,312 m²</td><td>4.3%</td><td>伊勢市役所本庁舎、二見総合支所、小俣総合支所、御菌総合支所 ※その他の9つの支所は、複合施設であるため、集会施設に掲載しています。</td></tr></table> 〈現状・課題〉 (削除) (略) 老朽化 ・ 多数の施設が築30年を超えており、老朽化が進んでいます。 ・ 伊勢市役所本庁舎本館については、平成29年度に大規模改修しています。 災害時 ・ 伊勢市役所本庁舎は、災害時には防災センターの代替施設として災害対策本部が設置される重要な施設です。また、小俣総合支所は、伊勢市役所本庁舎の代替施設となる施設です。	中分類	施設数	延床面積		施 設 名	合計	公共施設 全数に対 する割合	庁舎等	4	18,312 m ²	4.3%	伊勢市役所本庁舎、二見総合支所、小俣総合支所、御菌総合支所 ※その他の9つの支所は、複合施設であるため、集会施設に掲載しています。	(8) 行政系施設 (8)-① 庁舎等 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施 設 名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設 全数に対 する割合</th></tr><tr><td>庁舎等</td><td>4</td><td>18,612 m²</td><td>4.7%</td><td>伊勢市役所本庁舎、二見総合支所、小俣総合支所、御菌総合支所 ※その他の9つの支所は、複合施設であるため、集会施設に掲載しています。</td></tr></table> 〈現状・課題〉 利用者数 ・ 窓口の利用状況※（年間）は、本庁舎（戸籍住民課）が10.8万件、小俣総合支所（生活福祉課）が2万件、御菌総合支所（生活福祉課）1万件、二見総合支所（生活福祉課）が0.7万件です。※戸籍住民関連業務 (略) 老朽化 ・ 建築時期が古く、老朽化の進んだ施設が一部あります。（伊勢市役所本庁舎本館、二見総合支所、御菌総合支所） ・ なお、伊勢市役所本庁舎本館については、今後、大規模改修工事を進めていくところです。 災害時 ・ 災害時には、伊勢市役所本庁舎は災害対策本部が設置される重要な施設です。	中分類	施設数	延床面積		施 設 名	合計	公共施設 全数に対 する割合	庁舎等	4	18,612 m ²	4.7%	伊勢市役所本庁舎、二見総合支所、小俣総合支所、御菌総合支所 ※その他の9つの支所は、複合施設であるため、集会施設に掲載しています。	【P. 54】 ・ 時点修正
中分類			施設数	延床面積		施 設 名																				
	合計	公共施設 全数に対 する割合																								
庁舎等	4	18,312 m ²	4.3%	伊勢市役所本庁舎、二見総合支所、小俣総合支所、御菌総合支所 ※その他の9つの支所は、複合施設であるため、集会施設に掲載しています。																						
中分類	施設数	延床面積		施 設 名																						
		合計	公共施設 全数に対 する割合																							
庁舎等	4	18,612 m ²	4.7%	伊勢市役所本庁舎、二見総合支所、小俣総合支所、御菌総合支所 ※その他の9つの支所は、複合施設であるため、集会施設に掲載しています。																						

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新					旧					主な改訂内容等
(8)-② 消防・防災施設					(8)-② 消防・防災施設					【P. 55】 ・時点修正
中分類	施設数	延床面積		施設名	中分類	施設数	延床面積		施設名	
		合計	公共施設全数に対する割合				合計	公共施設全数に対する割合		
消防・防災施設	123	19,222 m ²	4.5%	消防本部・消防署(1)、分署(3)、出張所(1)、車庫(43)、倉庫(1)、防災センター(1)、津波避難施設(8)、防災倉庫等(65)	消防・防災施設	104	7,808 m ²	2.0%	消防本部・消防署、分署(3)、出張所(1)、車庫(39)、倉庫(2)、防災施設(津波避難施設、防災倉庫等)(58)	
(9) 公営住宅					(9) 公営住宅					【P. 56】 ・時点修正
(9)-① 公営住宅					(9)-① 公営住宅					
中分類	施設数	延床面積		施設名	中分類	施設数	延床面積		施設名	
		合計	公共施設全数に対する割合				合計	公共施設全数に対する割合		
公営住宅	40	53,220 m ²	12.5%	市営住宅(38)、改良住宅(2)	公営住宅	44	54,606 m ²	13.7%	市営住宅(39)、特定公共賃貸住宅(1)、改良住宅(2)、集会所(2)	
＜現状・課題＞					＜現状・課題＞					
施設数					施設数					
・公営住宅は、40施設、182棟あります。					・公営住宅は、44施設、198棟あります。					
(削除)					利用状況					
					・施設の入居率は、25%～100%と施設によって幅があります。					
					・居住者の居住年数は、築後21年以上の施設においては、約40%が21年以上居住しており、公営住宅の性質上、居住年数が長い傾向があります。					
運営方法					運営方法					
・指定管理者制度が導入されています。					・指定管理者制度が導入されており、効率的な運営を行っています。					

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等
耐震性 ・新耐震基準の建物で耐震性を有しているものが <u>20</u> 施設、旧耐震基準の建物で目標耐震性能を上回っているものが <u>12</u> 施設、耐震性が確保されていないものは <u>8</u> 施設あります。 老朽化 ・老朽化が進んでおり、<u>72%</u>以上の建物が築後 30 年以上経過しており、<u>53%</u>の建物が築後 40 年以上経過しています。老朽化している施設については、新規入居者の募集を行っていません。 既存計画 ・平成 26 年 3 月に「伊勢市営住宅等長寿命化計画」を策定しました。<u>(令和 3 年 2 月改訂)</u> ■施設類型別基本方針＜公営住宅＞ (略) ※ 市営住宅等とは、市営住宅 <u>38</u> 団地、改良住宅 2 団地の計 <u>40</u> 施設 <u>(削除)</u>	耐震性 ・新耐震基準の建物で耐震性を有しているものが <u>21</u> 施設、旧耐震基準の建物で目標耐震性能を上回っているものが <u>14</u> 施設、耐震性が確保されていないものは <u>9</u> 施設あります。 老朽化 ・老朽化が進んでおり、<u>55%</u>以上の建物が築後 30 年以上経過しており、<u>35%</u>の建物が築後 40 年以上経過しています。老朽化している施設については、新規入居者の募集を行っていません。 既存計画 ・平成 26 年 3 月に「伊勢市営住宅等長寿命化計画」を策定しました。 ■施設類型別基本方針＜公営住宅＞ (略) ※ 市営住宅等とは、市営住宅 39 団地、<u>特定公共賃貸住宅 1 団地</u>、改良住宅 2 団地の計 44 施設 <u>(41 団地)</u> <u>※旭団地は市営と特定公共賃貸住宅がありダブルカウント</u> <u>※最近用途廃止：さくらアパート、桜木団地、離宮山団地</u>	【P. 56】 ・時点修正 【P. 57】 ・時点修正

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																								
(11) 病院 (11)-① 病院 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施 設 名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設 全数に 対する割合</th></tr><tr><td>病院</td><td>1</td><td>26,973 m²</td><td>6.4%</td><td>市立伊勢総合病院</td></tr></table> 目的 ・市立伊勢総合病院は、地域における基幹的な医療機関として、急性期医療・救急医療から回復期医療、地域包括ケア、ホスピスや健診を含めた予防医学など、地域の医療機関と連携し、切れ目のない医療の提供を担っています。 ・大規模災害発生時にも医療を継続して行える施設設備や体制を有しており、災害拠点病院としての役割を担います。 (削除) 耐震性 ・平成 30 年度に建替えしているため、耐震性を有しています。 (削除)	中分類	施設数	延床面積		施 設 名	合計	公共施設 全数に 対する割合	病院	1	26,973 m ²	6.4%	市立伊勢総合病院	(11) 病院 (11)-① 病院 <table><tr><th rowspan="2">中分類</th><th rowspan="2">施設数</th><th colspan="2">延床面積</th><th rowspan="2">施 設 名</th></tr><tr><th>合計</th><th>公共施設 全数に 対する割合</th></tr><tr><td>病院</td><td>1</td><td>22,459 m²</td><td>5.6%</td><td>市立伊勢総合病院</td></tr></table> 目的 ・市立伊勢総合病院は、地域における基幹的な医療機関として、救急医療や急性期医療を担い、地域に必要な医療の確保と医療水準の向上に大きな役割を果たしています。 利用者数 ・利用者数（年間）については、延べ入院患者数 67,970 人、延べ外来患者数 122,860 人、健診者数 13,508 人です。 耐震性 ・旧耐震基準により建築された施設で耐震性能を有しておらず、耐震化は未実施です。 老朽化 ・建築時期が古く、老朽化が進んでいます。	中分類	施設数	延床面積		施 設 名	合計	公共施設 全数に 対する割合	病院	1	22,459 m ²	5.6%	市立伊勢総合病院	【P. 59】 ・時点修正
中分類			施設数	延床面積		施 設 名																				
	合計	公共施設 全数に 対する割合																								
病院	1	26,973 m ²	6.4%	市立伊勢総合病院																						
中分類	施設数	延床面積		施 設 名																						
		合計	公共施設 全数に 対する割合																							
病院	1	22,459 m ²	5.6%	市立伊勢総合病院																						

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等
(削除) ■施設類型別基本方針＜病院＞ ○中長期的な視点で施設の適切な維持管理を行います。 ○三重県の医療計画を踏まえた上で、より効率・効果的な施設の運営を図ります。	既存計画 ・平成 25 年 3 月に「新市立伊勢総合病院建設基本計画」を策定し、新病院の建設を進めているところです。 ■施設類型別基本方針＜病院＞ ○新市立伊勢総合病院建設基本計画では、新病院開院を平成 31 年としておりましたが、建設スケジュールを見直し、平成 30 年の開院を目指していきます。新病院整備の基本方針は次のとおりです。 1. 質の高い良質な医療を提供します。 2. 患者中心の良質なチーム医療を醸成します。 3. 他の医療機関、福祉施設などと緊密なコミュニケーションを図ります。 4. 行政と協働して政策医療を実行し、市民病院としての責務を果たします。 5. 災害時に拠点となる病院として、市民の命を守ります。 6. 病院を維持、継続できる安定した経営基盤を確立します。 7. 働きがいがあり、報われる職場となる就業環境の改善に取り組みます。 8. 優秀な人材の育成、確保、定着に努めます。 ○E C I 方式の採用により設計段階から工事業者が関与することで、施工上の課題を設計に反映し、新病院の建設費抑制及び工期短縮を図ります。 ○施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。	【P. 59】 ・時点修正

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

[illegible]

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																				
(2) 橋りょう (2)-① 橋りょう <table><tr><th colspan="2">分 類</th><th rowspan="2">延長等数量</th><th rowspan="2">主な施設名</th></tr><tr><th>大分類</th><th>中分類</th></tr><tr><td>橋りょう</td><td>橋りょう</td><td>438 橋</td><td>宮川橋、豊浜橋 ほか</td></tr></table> <現状・課題> 事業の現状 ・市が管理する橋りょうは、438 橋（橋長 2m 以上）あり、そのうち 15m 以上の橋りょうは 76 橋です。 ・平成 25 年 3 月に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、これに基づいて整備を進めています。<u>（令和 5 年 3 月改訂）</u> ・新設橋りょうについては、伊勢市総合計画及び道路整備プログラムや地元要望等に基づき、道路の一部である橋りょう整備を進めています。 (略)	分 類		延長等数量	主な施設名	大分類	中分類	橋りょう	橋りょう	438 橋	宮川橋、豊浜橋 ほか	(2) 橋りょう (2)-① 橋りょう <table><tr><th colspan="2">分 類</th><th rowspan="2">延長等数量</th><th rowspan="2">主な施設名</th></tr><tr><th>大分類</th><th>中分類</th></tr><tr><td>橋りょう</td><td>橋りょう</td><td>450 橋</td><td>宮川橋、豊浜橋 ほか</td></tr></table> <現状・課題> 事業の現状 ・市が管理する橋りょうは、450 橋（橋長 2m 以上）あり、そのうち 15m 以上の橋りょうは 75 橋です。 ・平成 25 年 3 月に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、これに基づいて整備を進めています。 ・新設橋りょうについては、伊勢市総合計画及び道路整備プログラムや地元要望等に基づき、道路の一部である橋りょう整備を進めています。 (略)	分 類		延長等数量	主な施設名	大分類	中分類	橋りょう	橋りょう	450 橋	宮川橋、豊浜橋 ほか	【P. 62】 ・時点修正
分 類		延長等数量			主な施設名																	
大分類	中分類																					
橋りょう	橋りょう	438 橋	宮川橋、豊浜橋 ほか																			
分 類		延長等数量	主な施設名																			
大分類	中分類																					
橋りょう	橋りょう	450 橋	宮川橋、豊浜橋 ほか																			

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																																								
(3) トンネル (3)-①トンネル <table><tr><th colspan="2">分 類</th><th rowspan="2">延長等数量</th><th rowspan="2">主な施設名</th></tr><tr><th>大分類</th><th>中分類</th></tr><tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>2 箇所</td><td>天神丘トンネル、秋葉山トンネル</td></tr></table> 事業の現状 ・市が管理するトンネル数は2箇所で、1930年（昭和5年）に建設されたと推定され、竣工後85年が経過しています。 ・平成25年11月に「トンネル長寿命化修繕計画」を策定し、これに基づいて整備を進めています。<u>(令和5年3月改訂)</u> (略) (4) 河川・排水施設 (4)-③ 都市ポンプ場 <table><tr><th colspan="2">分 類</th><th rowspan="2">延長等数量</th><th rowspan="2">主な施設名</th></tr><tr><th>大分類</th><th>中分類</th></tr><tr><td>河川・排水施設</td><td>都市ポンプ場</td><td>41 箇所</td><td>船江ポンプ場、有滝ポンプ場ほか</td></tr></table>	分 類		延長等数量	主な施設名	大分類	中分類	トンネル	トンネル	2 箇所	天神丘トンネル、秋葉山トンネル	分 類		延長等数量	主な施設名	大分類	中分類	河川・排水施設	都市ポンプ場	41 箇所	船江ポンプ場、有滝ポンプ場ほか	(3) トンネル (3)-①トンネル <table><tr><th colspan="2">分 類</th><th rowspan="2">延長等数量</th><th rowspan="2">主な施設名</th></tr><tr><th>大分類</th><th>中分類</th></tr><tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>2 箇所</td><td>天神丘トンネル、秋葉山トンネル</td></tr></table> 事業の現状 ・市が管理するトンネル数は2箇所で、1930年（昭和5年）に建設されたと推定され、竣工後85年が経過しています。 ・平成25年11月に「トンネル長寿命化修繕計画」を策定し、これに基づいて整備を進めています。 (略) (4) 河川・排水施設 (4)-③ 都市ポンプ場 <table><tr><th colspan="2">分 類</th><th rowspan="2">延長等数量</th><th rowspan="2">主な施設名</th></tr><tr><th>大分類</th><th>中分類</th></tr><tr><td>河川・排水施設</td><td>都市ポンプ場</td><td>39 箇所</td><td>船江ポンプ場、有滝ポンプ場ほか</td></tr></table>	分 類		延長等数量	主な施設名	大分類	中分類	トンネル	トンネル	2 箇所	天神丘トンネル、秋葉山トンネル	分 類		延長等数量	主な施設名	大分類	中分類	河川・排水施設	都市ポンプ場	39 箇所	船江ポンプ場、有滝ポンプ場ほか	【P.63】 ・時点修正 <
分 類		延長等数量			主な施設名																																					
大分類	中分類																																									
トンネル	トンネル	2 箇所	天神丘トンネル、秋葉山トンネル																																							
分 類		延長等数量	主な施設名																																							
大分類	中分類																																									
河川・排水施設	都市ポンプ場	41 箇所	船江ポンプ場、有滝ポンプ場ほか																																							
分 類		延長等数量	主な施設名																																							
大分類	中分類																																									
トンネル	トンネル	2 箇所	天神丘トンネル、秋葉山トンネル																																							
分 類		延長等数量	主な施設名																																							
大分類	中分類																																									
河川・排水施設	都市ポンプ場	39 箇所	船江ポンプ場、有滝ポンプ場ほか																																							

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																																								
(4)-④ 農業用排水機場 <table><tr><th colspan="2">分 類</th><th rowspan="2">延長等数量</th><th rowspan="2">主な施設名</th></tr><tr><th>大分類</th><th>中分類</th></tr><tr><td>河川・排水施設</td><td>農業用排水機場</td><td>34 施設</td><td>楠部第二排水機場 ほか</td></tr></table> (略) <現状・課題> 事業の現状 - 農業用排水機場は、農地のみならず集落の排水を担っている施設も多く、<u>安定的に機能を発揮するため、適正な維持管理を行い、浸水被害の軽減に努めています。</u> 今後の課題 - 多くの施設は整備後年数が経ち、老朽化や機能低下が進んでいることから、<u>今後も計画的な機能更新が必要となります。</u> - 大雨時に敷地又は周辺が冠水する可能性が高い排水機場については、<u>確実な稼働や操作人の安全性確保のため、遠隔操作を可能とする改修が必要です。</u> (略) (6) 公園 (6)-① 公園 <table><tr><th colspan="2">分 類</th><th rowspan="2">延長等数量</th><th rowspan="2">主な施設名</th></tr><tr><th>大分類</th><th>中分類</th></tr><tr><td>公園</td><td>公園</td><td>250 箇所 (113.95 ha)</td><td>倉田山公園、宮川堤公園、大仏山公園 ほか</td></tr></table>	分 類		延長等数量	主な施設名	大分類	中分類	河川・排水施設	農業用排水機場	34 施設	楠部第二排水機場 ほか	分 類		延長等数量	主な施設名	大分類	中分類	公園	公園	250 箇所 (113.95 ha)	倉田山公園、宮川堤公園、大仏山公園 ほか	(4)-④ 農業用排水機場 <table><tr><th colspan="2">分 類</th><th rowspan="2">延長等数量</th><th rowspan="2">主な施設名</th></tr><tr><th>大分類</th><th>中分類</th></tr><tr><td>河川・排水施設</td><td>農業用排水機場</td><td>34 施設</td><td>楠部第二排水機場 ほか</td></tr></table> (略) <現状・課題> 事業の現状 - 農業系排水処理施設として整備されてきた施設ですが、排水処理区域に宅地を含む施設も数多く、インフラ資産としての役割を担っています。 今後の課題 - 昭和 40 年代に多くの施設が建設されており、機械類について老朽化が著しい状況です。 - 平成 30 年頃から多くの施設で更新時期を迎えることになるため、<u>計画的に施設整備を進めていく必要があります。</u> (略) (6) 公園 (6)-① 公園 <table><tr><th colspan="2">分 類</th><th rowspan="2">延長等数量</th><th rowspan="2">主な施設名</th></tr><tr><th>大分類</th><th>中分類</th></tr><tr><td>公園</td><td>公園</td><td>220 箇所 (108.65 ha)</td><td>倉田山公園、宮川堤公園、大仏山公園 ほか</td></tr></table>	分 類		延長等数量	主な施設名	大分類	中分類	河川・排水施設	農業用排水機場	34 施設	楠部第二排水機場 ほか	分 類		延長等数量	主な施設名	大分類	中分類	公園	公園	220 箇所 (108.65 ha)	倉田山公園、宮川堤公園、大仏山公園 ほか	【P. 67】 ・時点修正 【P. 69】 ・時点修正
分 類		延長等数量			主な施設名																																					
大分類	中分類																																									
河川・排水施設	農業用排水機場	34 施設	楠部第二排水機場 ほか																																							
分 類		延長等数量	主な施設名																																							
大分類	中分類																																									
公園	公園	250 箇所 (113.95 ha)	倉田山公園、宮川堤公園、大仏山公園 ほか																																							
分 類		延長等数量	主な施設名																																							
大分類	中分類																																									
河川・排水施設	農業用排水機場	34 施設	楠部第二排水機場 ほか																																							
分 類		延長等数量	主な施設名																																							
大分類	中分類																																									
公園	公園	220 箇所 (108.65 ha)	倉田山公園、宮川堤公園、大仏山公園 ほか																																							

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																				
(7) 駐車場 (7)-① 駐車場 <table><tr><th colspan="2">分 類</th><th rowspan="2">延長等数量</th><th rowspan="2">主な施設名</th></tr><tr><th>大分類</th><th>中分類</th></tr><tr><td>駐車場</td><td>駐車場</td><td>14 箇所 (2,160 台)</td><td>宇治駐車場、吹上駐車場、 観光文化会館駐車場 ほか</td></tr></table> <現状・課題> 事業の現状 ・ 宇治駐車場は、宇治浦田交通広場及び五十鈴川河川敷を利用し、内宮前駐車場は神宮から敷地を借用し、合わせて 10 箇所（乗用車 1,790 台、バス 40 台）あります。利用料は有料で、管理運営は委託しています。 ・ 吹上駐車場は、市街地における自動車の駐車需要に対応し、住民の利便に資するため設置された月極駐車場で、36 台分の区画があります。管理運営は直営です。 ・ 観光文化会館駐車場は、会館利用者等の駐車場として昭和 46 年に整備されたもので、37 台分の区画があり、耐震性を有しています。利用料は有料で、管理運営は、委託しています。 ・ 二見総合駐車場は、二見浦周辺への観光及び周辺公共施設への来訪時に利用するための駐車場で、228 台分の区画があり、利用料は無料となっています。管理運営は、直営で行っています。	分 類		延長等数量	主な施設名	大分類	中分類	駐車場	駐車場	14 箇所 (2,160 台)	宇治駐車場、吹上駐車場、 観光文化会館駐車場 ほか	(7) 駐車場 (7)-① 駐車場 <table><tr><th colspan="2">分 類</th><th rowspan="2">延長等数量</th><th rowspan="2">主な施設名</th></tr><tr><th>大分類</th><th>中分類</th></tr><tr><td>駐車場</td><td>駐車場</td><td>14 箇所 (2,104 台)</td><td>宇治駐車場、吹上駐車場、 観光文化会館駐車場 ほか</td></tr></table> <現状・課題> 事業の現状 ・ 宇治駐車場は、宇治浦田交通広場及び五十鈴川河川敷を利用し、内宮前駐車場は神宮から敷地を借用し、合わせて 10 箇所（1,760 台）あり、利用料は有料で、利用状況は年間 88 万台です。管理運営は、委託しています。 ・ 吹上駐車場は、市街地における自動車の駐車需要に対応し、住民の利便に資するため設置された駐車場で、利用料は有料で、利用状況は年間延 450 人です。管理運営は、直営で行っています。また、供用開始後 22 年が経過しています。 ・ 観光文化会館駐車場は、会館の利用者駐車場として昭和 46 年に整備されたもので、1 箇所（37 台）あり、耐震性を有しています。利用料は有料で、利用状況は年間 7,800 台です。管理運営は、委託しています。 ・ 二見総合駐車場は、二見浦周辺への観光及び周辺公共施設への来訪時に利用するための駐車場で、1 箇所（228 台）あり、利用料は無料で開放しています。管理運営は、直営で行っています。	分 類		延長等数量	主な施設名	大分類	中分類	駐車場	駐車場	14 箇所 (2,104 台)	宇治駐車場、吹上駐車場、 観光文化会館駐車場 ほか	【P. 70】 ・ 時点修正
分 類		延長等数量			主な施設名																	
大分類	中分類																					
駐車場	駐車場	14 箇所 (2,160 台)	宇治駐車場、吹上駐車場、 観光文化会館駐車場 ほか																			
分 類		延長等数量	主な施設名																			
大分類	中分類																					
駐車場	駐車場	14 箇所 (2,104 台)	宇治駐車場、吹上駐車場、 観光文化会館駐車場 ほか																			

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等
・音無山園地駐車場は、名勝「二見浦」に位置する音無山園地への来訪者のための駐車場で、29 台分の区画があり、利用料は無料となっています。管理運営は、直営で行っています。 今後の課題 ・宇治駐車場、内宮前駐車場の機械式ゲートなどは、概ね 10 年の耐用年数のため、機器更新が必要となります。宇治第 5・6 駐車場は、河川敷を利用しているため、豪雨時に浸水する場合があります、路面が傷むことがあります。 ・吹上駐車場は、供用開始後、経年劣化が進んでいることから、適切な維持管理を行っていく必要があります。 ・観光文化会館駐車場は、建設時期が古く、老朽化が進んでいます。施設利用者だけでなく、鉄道利用者等にも利用しやすくなるよう、<u>運営方法を検討していく</u>必要があります。 ・二見総合駐車場は、二見地区の観光の活性化と合わせて、有効活用を検討していく必要があります。 ・音無山園地駐車場は、今後、整備後年数が経つことで劣化が進むことも予想され、定期的な点検により適切な維持管理を行い、計画的に改修を実施していく必要があります。	・音無山園地駐車場は、名勝「二見浦」に位置する音無山園地への来訪者のために平成 16 年度に設置された駐車場で、<u>1 箇所（29 台）</u>あり、利用料は無料で開放しています。管理運営は、直営で行っています。 今後の課題 ・宇治駐車場、内宮前駐車場の機械式ゲートなどは、概ね 10 年の耐用年数のため、機器更新が必要となります。宇治第 5・6 駐車場は、河川敷を利用しているため、豪雨時に浸水する場合があります、路面が傷むことがあります。 ・吹上駐車場は、供用開始後、経年劣化が進んでいることから、適切な維持管理を行っていく必要があります。 ・観光文化会館駐車場は、建設時期が古く、老朽化が進んでいます。施設利用者だけでなく、鉄道利用者等にも利用して<u>もらえるよう周知を行い、利用者の拡大を図る</u>必要があります。 ・二見総合駐車場は、二見地区の観光の活性化と合わせて、有効活用を検討していく必要があります。 ・音無山園地駐車場は、今後、整備後年数が経つことで劣化が進むことも予想され、定期的な点検により適切な維持管理を行い、計画的に改修を実施していく必要があります。	【P. 70】 ・時点修正

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																																						
(8) 上水道施設 (8)-① 管路 (8)-② 水源地 (8)-③ 配水池 (8)-④ 加圧ポンプ場 <table><tr><th colspan="2">分 類</th><th rowspan="2">延長等数量</th><th rowspan="2">主な施設名</th></tr><tr><th>大分類</th><th>中分類</th></tr><tr><td rowspan="4">上水道施設</td><td>管路</td><td>953,744m</td><td>普及率 (99.7%)</td></tr><tr><td>水源地</td><td>7 箇所</td><td>中須水源地、五十鈴川水源地 ほか</td></tr><tr><td>配水池</td><td>15 箇所</td><td>宮川配水池、勢田配水池 ほか</td></tr><tr><td>加圧ポンプ場</td><td>15 箇所</td><td>小俣配水池、南部加圧ポンプ場 ほか</td></tr></table> ＜現状・課題＞ 事業の現状 ・平成 31 年 3 月に策定された「伊勢市水道事業ビジョン」に基づき事業を実施しており、計画給水人口は 129,200 人、計画一日最大給水量は 64,100 m²/日です。 今後の課題 ・給水人口及び一日平均給水量は、近年、減少傾向にあり、給水量と給水収益の減少が予測されることから、今後はより効率的な事業運営が求められます。	分 類		延長等数量	主な施設名	大分類	中分類	上水道施設	管路	953,744m	普及率 (99.7%)	水源地	7 箇所	中須水源地、五十鈴川水源地 ほか	配水池	15 箇所	宮川配水池、勢田配水池 ほか	加圧ポンプ場	15 箇所	小俣配水池、南部加圧ポンプ場 ほか	(8) 上水道施設 (8)-① 管路 (8)-② 水源地 (8)-③ 配水池 (8)-④ 加圧ポンプ場 <table><tr><th colspan="2">分 類</th><th rowspan="2">延長等数量</th><th rowspan="2">主な施設名</th></tr><tr><th>大分類</th><th>中分類</th></tr><tr><td rowspan="4">上水道施設</td><td>管路</td><td>863,777m</td><td>普及率 (99.4%)</td></tr><tr><td>水源地</td><td>7 箇所</td><td>中須水源地、五十鈴川水源地 ほか</td></tr><tr><td>配水池</td><td>14 箇所</td><td>宮川配水池、勢田配水池 ほか</td></tr><tr><td>加圧ポンプ場</td><td>9 箇所</td><td>小俣配水池、南部加圧ポンプ場 ほか</td></tr></table> ＜現状・課題＞ 事業の現状 ・「伊勢市水道事業基本計画（マスタープラン）」に基づき事業を実施しています。 ・計画給水人口は 129,106 人、計画一日最大給水量は 64,015 m²/日です。その他に簡易水道事業として、計画給水人口が 92 人、計画一日最大給水量が 56 m²/日です。 ・未普及地域の解消と安定供給に努めます。 今後の課題 ・給水人口及び一日平均給水量は、近年、減少傾向にあり、給水量と給水収益の減少が予測されることから、今後はより効率的な事業運営が求められます。	分 類		延長等数量	主な施設名	大分類	中分類	上水道施設	管路	863,777m	普及率 (99.4%)	水源地	7 箇所	中須水源地、五十鈴川水源地 ほか	配水池	14 箇所	宮川配水池、勢田配水池 ほか	加圧ポンプ場	9 箇所	小俣配水池、南部加圧ポンプ場 ほか	【P.72】 ・時点修正
分 類		延長等数量			主な施設名																																			
大分類	中分類																																							
上水道施設	管路	953,744m	普及率 (99.7%)																																					
	水源地	7 箇所	中須水源地、五十鈴川水源地 ほか																																					
	配水池	15 箇所	宮川配水池、勢田配水池 ほか																																					
	加圧ポンプ場	15 箇所	小俣配水池、南部加圧ポンプ場 ほか																																					
分 類		延長等数量	主な施設名																																					
大分類	中分類																																							
上水道施設	管路	863,777m	普及率 (99.4%)																																					
	水源地	7 箇所	中須水源地、五十鈴川水源地 ほか																																					
	配水池	14 箇所	宮川配水池、勢田配水池 ほか																																					
	加圧ポンプ場	9 箇所	小俣配水池、南部加圧ポンプ場 ほか																																					

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等																																														
・老朽化については、高度経済成長期に建設された施設・管路の老朽化が進んでおり、計画的な更新が求められます。 ・令和4年度末の管路の耐震化率は21%で、今後発生が予想される南海トラフ地震に備えて計画的な耐震化が求められます。 (略) (9) 下水道施設（汚水・雨水） (9)-① 汚水管渠 (9)-② 小規模中継ポンプ場 (9)-③ 処理場 (9)-④ 雨水管渠 (9)-⑤ 雨水ポンプ場 <table><tr><th colspan="2">分 類</th><th rowspan="2">延長等数量</th><th rowspan="2">主な施設名</th></tr><tr><th>大分類</th><th>中分類</th></tr><tr><td rowspan="3">下水道施設（汚水）</td><td>汚水管渠</td><td>486,102m</td><td>普及率 60.3%</td></tr><tr><td>小規模中継ポンプ場</td><td>100 箇所</td><td>中村マンホールポンプ ほか</td></tr><tr><td>処理場</td><td>1 箇所</td><td>五十鈴川中村浄化センター</td></tr><tr><td rowspan="2">下水道施設（雨水）</td><td>雨水管渠</td><td>12,270m</td><td>桧尻1号雨水幹線 ほか</td></tr><tr><td>ポンプ場</td><td>12 箇所</td><td>吹上ポンプ場、小林ポンプ場 ほか</td></tr></table> <現状・課題> 事業の現状 ・「流域関連伊勢市公共下水道全体計画」に基づき事業を実施しており、計画区域面積は3,226ha、計画人口は86,600人、計画1日最大汚水量は44,910m³/日です。 ・市の公共下水道事業は平成元年度、流域関連公共下水道事業は平成11年度に着手し、令和7年度末に普及率が約65%を目標に事業を進めています。	分 類		延長等数量	主な施設名	大分類	中分類	下水道施設（汚水）	汚水管渠	486,102m	普及率 60.3%	小規模中継ポンプ場	100 箇所	中村マンホールポンプ ほか	処理場	1 箇所	五十鈴川中村浄化センター	下水道施設（雨水）	雨水管渠	12,270m	桧尻1号雨水幹線 ほか	ポンプ場	12 箇所	吹上ポンプ場、小林ポンプ場 ほか	・老朽化については、高度経済成長期に建設された施設・管路の老朽化が進んでおり、計画的な更新が求められます。 ・平成26年度末の管路の耐震化率は13.4%で、今後発生が予想される南海トラフ地震に備えて計画的な耐震化が求められます。 (略) (9) 下水道施設（汚水・雨水） (9)-① 汚水管渠 (9)-② 小規模中継ポンプ場 (9)-③ 処理場 (9)-④ 雨水管渠 (9)-⑤ 雨水ポンプ場 <table><tr><th colspan="2">分 類</th><th rowspan="2">延長等数量</th><th rowspan="2">主な施設名</th></tr><tr><th>大分類</th><th>中分類</th></tr><tr><td rowspan="3">下水道施設（汚水）</td><td>汚水管渠</td><td>385,545m</td><td>普及率 47.6%</td></tr><tr><td>小規模中継ポンプ場</td><td>73 箇所</td><td>中村マンホールポンプ ほか</td></tr><tr><td>処理場</td><td>1 箇所</td><td>五十鈴川中村浄化センター</td></tr><tr><td rowspan="2">下水道施設（雨水）</td><td>雨水管渠</td><td>12,146m</td><td>桧尻1号雨水幹線 ほか</td></tr><tr><td>ポンプ場</td><td>10 箇所</td><td>吹上ポンプ場、小林ポンプ場 ほか</td></tr></table> <現状・課題> 事業の現状 ・「流域関連伊勢市公共下水道全体計画」に基づき事業を実施しており、計画区域面積は3,558ha、計画処理人口は109,400人、計画1日最大汚水量は61,711m³/日です。 ・市の公共下水道は平成元年度に事業着手し、現在平成11年度から着手した流域関連公共下水道事業を進めており、平成32年度には普及率が約58%となる予定です。	分 類		延長等数量	主な施設名	大分類	中分類	下水道施設（汚水）	汚水管渠	385,545m	普及率 47.6%	小規模中継ポンプ場	73 箇所	中村マンホールポンプ ほか	処理場	1 箇所	五十鈴川中村浄化センター	下水道施設（雨水）	雨水管渠	12,146m	桧尻1号雨水幹線 ほか	ポンプ場	10 箇所	吹上ポンプ場、小林ポンプ場 ほか	【P.72】 ・時点修正 【P.73】 ・時点修正
分 類		延長等数量			主な施設名																																											
大分類	中分類																																															
下水道施設（汚水）	汚水管渠	486,102m	普及率 60.3%																																													
	小規模中継ポンプ場	100 箇所	中村マンホールポンプ ほか																																													
	処理場	1 箇所	五十鈴川中村浄化センター																																													
下水道施設（雨水）	雨水管渠	12,270m	桧尻1号雨水幹線 ほか																																													
	ポンプ場	12 箇所	吹上ポンプ場、小林ポンプ場 ほか																																													
分 類		延長等数量	主な施設名																																													
大分類	中分類																																															
下水道施設（汚水）	汚水管渠	385,545m	普及率 47.6%																																													
	小規模中継ポンプ場	73 箇所	中村マンホールポンプ ほか																																													
	処理場	1 箇所	五十鈴川中村浄化センター																																													
下水道施設（雨水）	雨水管渠	12,146m	桧尻1号雨水幹線 ほか																																													
	ポンプ場	10 箇所	吹上ポンプ場、小林ポンプ場 ほか																																													

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等
・下水道ストックマネジメント計画に基づき施設の点検調査及び老朽化対策を進めています。 ・下水道総合地震対策計画に基づき下水道施設の耐震化を進めています。 事業の現状 ・普及率向上のため、より効率的な整備促進と事業運営に取り組むと共に、計画的な老朽化対策と耐震対策を進めていく必要があります。 ■施設類型別基本方針＜下水道施設＞ ○ 効率的な普及促進と事業運営に努めます。 ○ 下水道総合地震対策計画に基づき、下水道施設の耐震化に努めます。 ○ 下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の計画的かつ効率的な管理に努めます。 ○ 将来的な更新費用の増加に伴い、長期的な資金収支が困難になることが予想されるため、汚水原価及び下水道使用料への影響を考えていく必要があります。	・長寿命化計画に基づき雨水ポンプ施設を中心に老朽化対策を進めています。 ・下水道総合地震対策計画を策定中です。 事業の現状 ・普及率向上のため、より効率的な整備促進と事業運営に取り組むと共に、計画的な長寿命化対策と耐震対策を進めていく必要があります。 ■施設類型別基本方針＜下水道施設＞ ○ 効率的な普及促進と事業運営に努めます。 ○ 下水道総合地震対策計画を策定し、下水道施設の耐震化に努めます。 ○ 長寿命化計画を策定し、計画的な下水道施設の長寿命化に努めます。 ○ 将来的な更新費用の増加に伴い、長期的な資金収支が困難になることが予想されるため、汚水原価および下水道使用料への影響を考えていく必要があります。	【P. 73】 ・時点修正

公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧	主な改訂内容等
用語の解説（50 音順） （略） ◆有形固定資産減価償却率 償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合で、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを表す指標です。この比率が高いほど、減価償却が進んでおり、一般的に老朽化が進んでいる状況と言えます。	用語の解説（50 音順） （略） （新）	【P.75】

(仮称) スマートシティ伊勢推進構想の策定について

1 背景・趣旨

デジタル技術を活用したサービスの向上、組織運営の効率化、地域課題の解決を行うスマートシティの実現に向けて、行政や市民、事業者等が一体となって目指す姿を示すため策定するもの。

2 経過

(1) スマートシティ伊勢推進構想策定委員会

- 令和5年7月18日 第1回スマートシティ伊勢推進構想策定委員会
(策定方針、骨子案、策定スケジュールの確認)
- 令和5年8月23日 第2回スマートシティ伊勢推進構想策定委員会
(草案、ワークショップ案、アンケート案の確認)
- 令和5年10月25日 第3回スマートシティ伊勢推進構想策定委員会
(構想案、ワークショップ結果、アンケート結果の確認)

(2) 市民等からの意見募集

①オンラインアンケート

- ・期 間 令和5年9月16日～10月12日
- ・周 知 伊勢市公式LINE登録者、スマートシティ伊勢推進協議会参画団体 等
- ・結 果 624件

②ワークショップ

- ・日 程 令和5年10月18日
- ・参加者 伊勢市に在住・在勤・在学等の20～30歳の方 35名
- ・内 容 目指す姿、取り組んで欲しいことへの意見

3 構想の概要

(1) 位置づけ

第3次伊勢市総合計画の基本構想に掲げる、まちの将来像「つながりが誇りと安らぎを育む 魅力創造都市 伊勢」を実現するため、行政や市民、事業者等が一体となって、分野横断課題の一つである「デジタル技術の活用」に取り組み、スマートシティ伊勢を実現していくための指針とするもの。

(2) 期間 令和6年度から令和9年度（4年間）

(3) 内 容

- ①将来像 「～人と人がデジタルでつながる～ スマートシティ伊勢」

②目指す姿

- ・市民が快適で便利に生活できるまち
- ・安全安心に暮らせるまち
- ・誰もが生き生きと活躍できるまち
- ・産業活動が活発で活力と賑わいにあふれるまち
- ・利用者目線で行政サービスが提供されているまち

4 今後の予定

令和5年12月～令和6年1月	パブリックコメントの実施
令和6年1月～2月	第4回策定委員会
令和6年2月	総務政策委員会
令和6年3月	策定・公表

策定の目的

デジタル技術を活用したサービスの向上、組織運営の効率化、地域課題の解決を行うスマートシティの実現に向けて、行政や市民、事業者等が一体となって目指す姿を示すため。

基本理念・基本原則

ミッション(使命)

デジタル技術を活用し、地域課題の解決を進めることで、
「つながりが誇りと安らぎを育む 魅力創造都市 伊勢」の実現を図る

ビジョン(将来像)

人と人がデジタルでつながる ~People Connected by Digital~

スマートシティ伊勢

全体の
方向性

- ・デジタル技術を活用した市民生活の質の向上
- ・デジタル技術を活用したサービスの向上、組織運営の効率化
- ・デジタル技術を活用し地域課題の解決

スマートシティ伊勢を推進する上での3つの基本理念

理念① 市民起点
市民(利用者)中心主義

理念② 共創による
新しい価値の創出

理念③ 素早く
実践・検証・改善

スマートシティ伊勢の基本5原則

原則①

様々なサービスや
組織が相互に連携

原則②

多様性と包摂性

原則③

安全・安心の確保

原則④

透明性確保

原則⑤

運営面、資金面での
持続可能性の確保

3つの基本理念に基づき、5つの基本原則を遵守しながら、「スマートシティ伊勢」の実現に向けて、取り組みます。

(仮称)スマートシティ伊勢推進構想(案)[概要版]

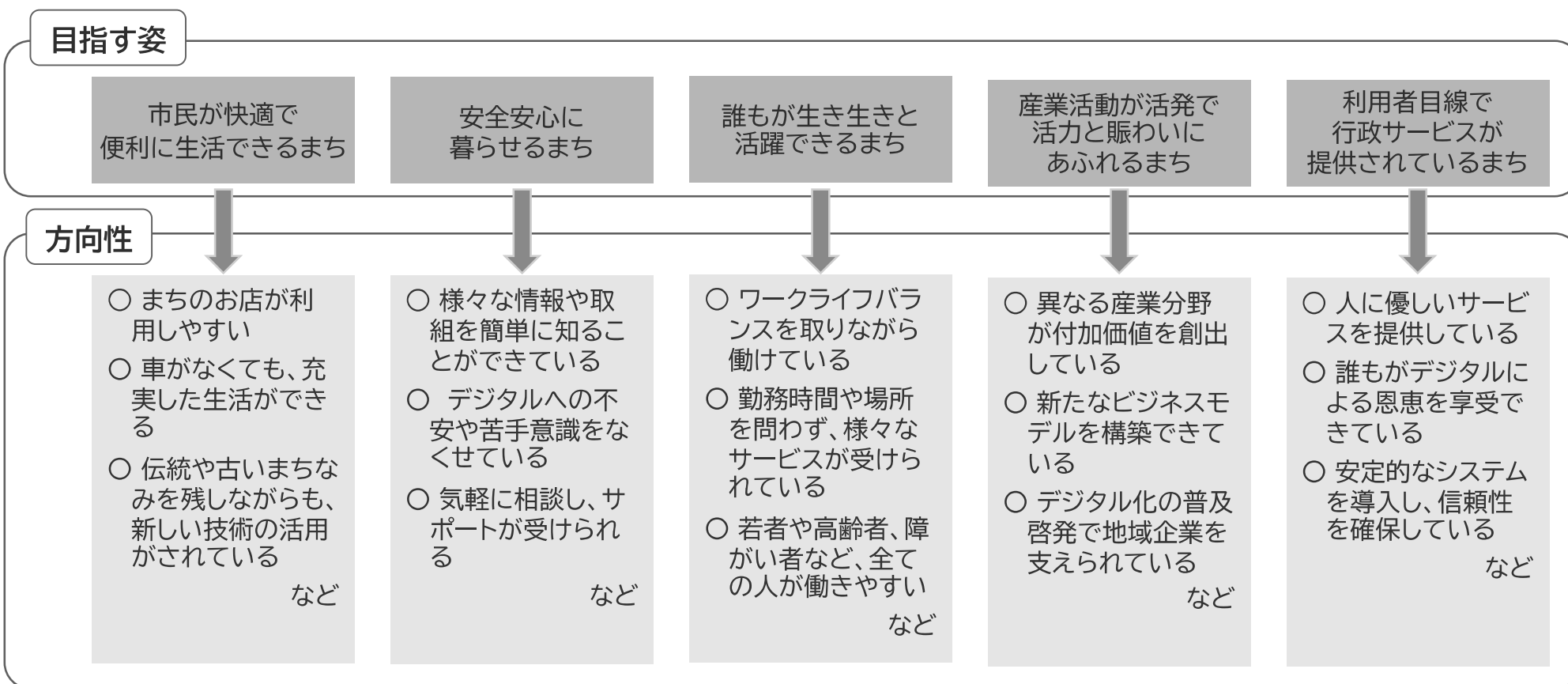
構想の位置付け

第3次伊勢市総合計画の基本構想に掲げる、まちの将来像「つながりが誇りと安らぎを育む 魅力創造都市 伊勢」を実現するため、行政や市民、事業者などが一体となって分野横断課題の一つである「デジタル技術の活用」を進め、スマートシティ伊勢を実現していくための指針として位置付けます。

構想の期間

期間は、当初は令和6年度から令和9年度までの4年間としますが、総合計画の策定等を踏まえ、見直すことも検討します。

目指す姿及び方向性



(仮称)スマートシティ伊勢推進構想(案)

人と人がデジタルでつながる
~People Connected by Digital~



I 策定の背景・趣旨

- (1) 伊勢市を取り巻く状況と抱える課題
- (2) 策定の趣旨
- (3) 伊勢市がこれまでに取り組んできたこと

II 構想の位置付け

III 他の計画との関係と構想の期間

IV 将来像・基本理念・基本原則

- (1) 基本的な考え方 ～スマートシティ伊勢の将来像～
- (2) スマートシティ伊勢を実現する上での3つの基本理念
- (3) スマートシティ伊勢の基本5原則

V 目指す姿・取組の方向性

VI 既に実施している取組

VII 推進体制

VIII 今後の進め方・ロードマップ

I. 策定の背景・趣旨

(1) 伊勢市を取り巻く状況と抱える課題

第3次伊勢市総合計画 中期基本計画では、8つの分野横断課題の一つとして、「デジタル技術の活用」を掲げており、伊勢市の現状と課題及び取組方針について、以下のように示しています。

【現況・課題】

デジタル技術の急速な進歩や、多様・大量なデータ流通の進展に伴い、国は誰もがデジタル技術やデータによる恩恵を受けられる社会の形成を推進しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響によるニーズの多様化やデジタル庁の設置等を受け、社会全体でデジタル化の動きは加速しています。

本市においても、新型コロナウイルス感染症によりデジタル化の遅れが顕在化したことに加え、人口減少や少子高齢化の進行に伴う人的資源の不足等、さまざまな課題を抱えています。

限られた資源で、市民サービスの向上や効率的な組織運営、地域課題の解決に取り組むには、地域全体でのデジタル化を推進する必要があります。

【取組方針】

デジタルの活用による暮らしやすいまちづくりを進めるため、行政においては、市民目線での利便性向上やデジタルデバイドへの配慮、デジタル技術を活用した行政サービスの提供やデジタル環境の整備、内部事務のデジタル化、デジタルを活用できる職員の育成等に取り組むと同時に、地域においても、産官学民が連携して教育・福祉・産業分野等における地域課題の解決等に取り組み、地域全体でのスマートシティ化を進めていきます。

【第3次 伊勢市総合計画 中期基本計画より抜粋】

I. 策定の背景・趣旨

(2) 策定の趣旨

「(1) 伊勢市を取り巻く状況と抱える課題」で示した課題を解決するため、地域全体のデジタル化を進めるにあたっては、行政が率先して取り組むことが重要と考え、行政内部における推進体制の整備や推進計画の策定を進め、全庁的にデジタル技術を活用した個別施策に取り組む環境を整えることで、市民サービスの向上や、行政運営の効率化を図ってきました。

また、地域全体のデジタル化を進めるため、産官学民が連携して取り組んでいくための場として、市内の様々な分野の団体が参画する「スマートシティ伊勢推進協議会」を設立し、それぞれの個別分野における取組を進めるための体制整備や、実証事業を行ってきました。

これまでは個別分野ごとの取組を進めてきましたが、今後、スマートシティの実現に向けて分野を横断した課題の解決に取り組むにあたっては、地域が一体となって実現していく共通の姿を示すことが必要であることから、この度、「スマートシティ伊勢推進構想」を策定しました。

なお、本構想にあたって実施・開催したアンケートやワークショップでいただいた意見については、「V. 取組の方向性」に反映しました。

アンケートでいただいた意見を反映した箇所には、「(A)」、ワークショップでいただいた意見を反映した箇所には「(W)」と記載しています。

I. 策定の背景・趣旨

(3) 伊勢市がこれまでに取り組んできたこと

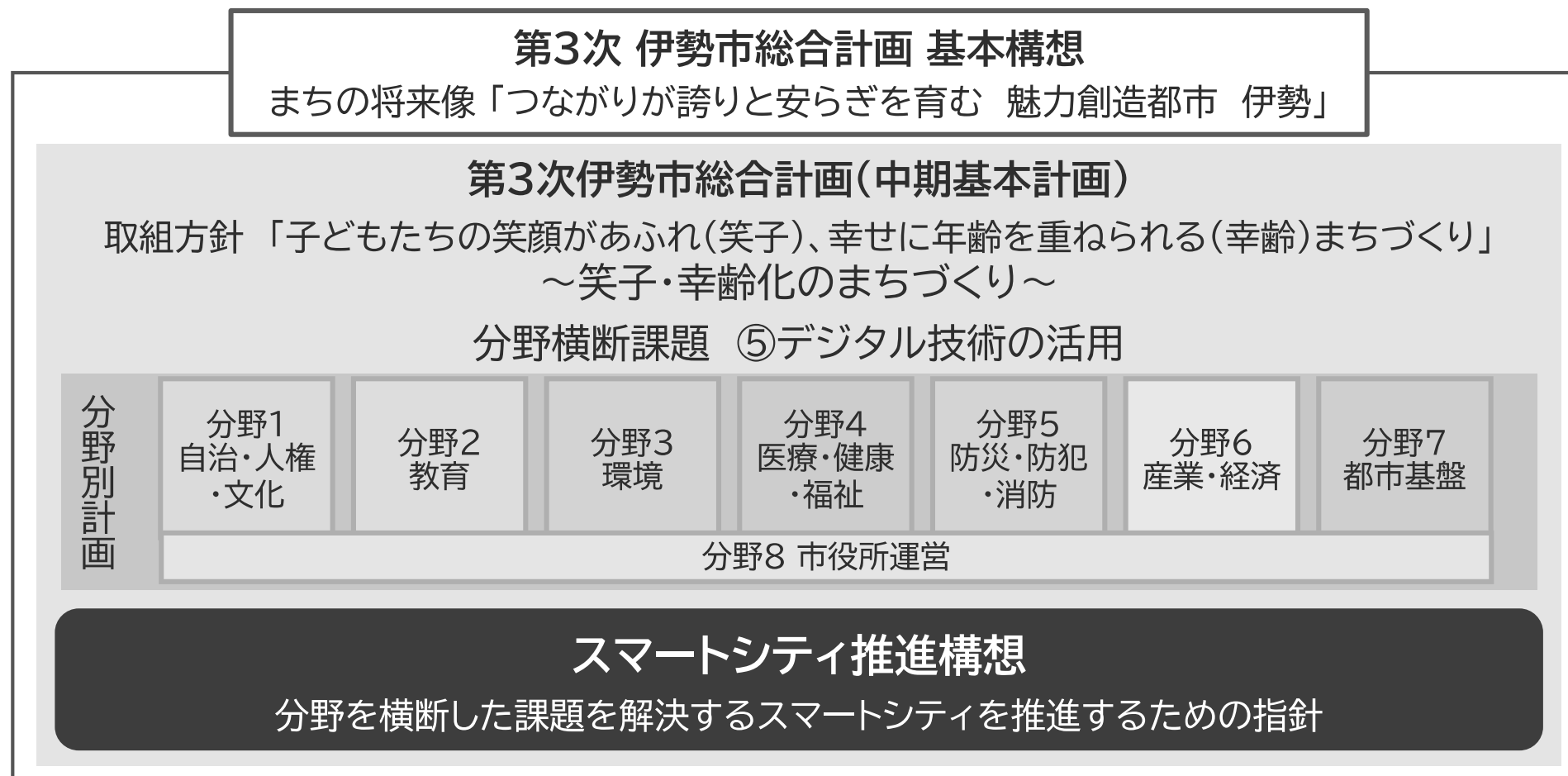
伊勢市では、行政のデジタル化を進めるため、これまでに以下のことに取り組んできました。

- 市長を本部長とする推進体制「伊勢市デジタル行政推進本部」の設置
- 全庁的にデジタル化を進めるための計画である「伊勢市デジタル行政推進ビジョン」の策定
- 紙による手続きを原則としていた行政手続きをオンライン化するための条例の制定及び汎用的なオンライン申請システムの導入
- 細やかな情報発信や様々な問い合わせへの自動案内を行うための伊勢市LINE公式アカウントの運用
- 多くの市民が訪れる窓口へのキャッシュレス決済対応システムの導入
- デジタルデバイド解消のための高齢者向けスマートフォン教室の開催
- 業務効率化を図るための生成AIの活用及びAI-OCRやRPAの導入
- 意思伝達、決定の迅速化を図るための電子決裁の原則化 など

Ⅱ. 構想の位置付け

本推進構想の位置付け

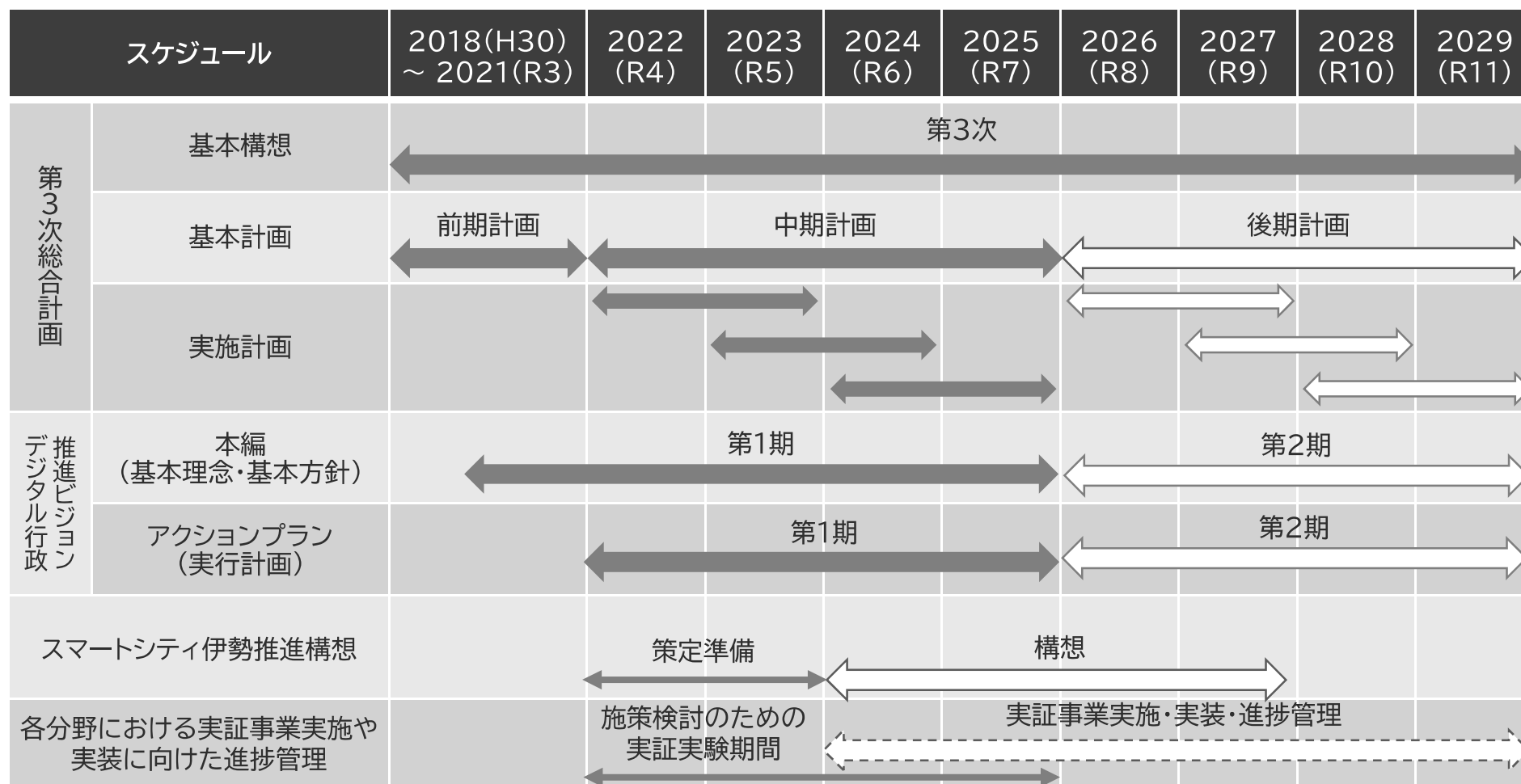
伊勢市の最上位計画である「第3次 伊勢市総合計画」の基本構想に掲げる、まちの将来像「つながりが誇りと安らぎを育む 魅力創造都市 伊勢」を実現するため、行政や市民、事業者などが一体となって分野横断課題の一つである「デジタル技術の活用」を進め、スマートシティ伊勢を実現していくための指針として位置付けます。



Ⅲ. 他の計画との関係と構想の期間

関連計画との関係と本構想の期間

本構想の期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間としますが、総合計画の策定等も踏まえ、見直すことも検討します。



既存計画

新計画・構想

IV 将来像・基本理念・基本原則

(1) 基本的な考え方 ～スマートシティ伊勢の将来像～

ミッション
(使命)

デジタル技術を活用し、地域課題の解決を進めることで、
「つながりが誇りと安らぎを育む 魅力創造都市 伊勢」の実現を図る

ビジョン
(将来像)

人と人がデジタルでつながる ～People Connected by Digital～
スマートシティ伊勢

全体の
方向性

- ・デジタル技術を活用した市民生活の質の向上
- ・デジタル技術を活用したサービスの向上、組織運営の効率化
- ・デジタル技術を活用し地域課題の解決

スマートシティ伊勢を推進する上での3つの基本理念

理念①

市民起点
市民(利用者)中心主義

理念②

共創による
新しい価値の創出

理念③

素早く実践・検証・改善

スマートシティ伊勢の基本5原則

原則①

様々なサービスや
組織が相互に連携

原則②

多様性と包摂性

原則③

安全・安心の確保

原則④

透明性確保

原則⑤

運営面、資金面での
持続可能性の確保

(2) スマートシティ伊勢を実現していく上での3つの基本理念

理念①

市民起点 市民(利用者)中心主義

市民のニーズや課題を起点に、データやデジタル技術を解決の1つの手段として活用し、市民の幸福や健康の向上を目指します。

理念②

共創による 新しい価値の創出

市民、企業、大学、NPO 団体、行政など多様な主体が主体的に参画し、組織や分野を超えた共創の街づくりを推進することで、新たなサービス・仕組みを創出することを目指します。

理念③

素早く実践・検証・改善

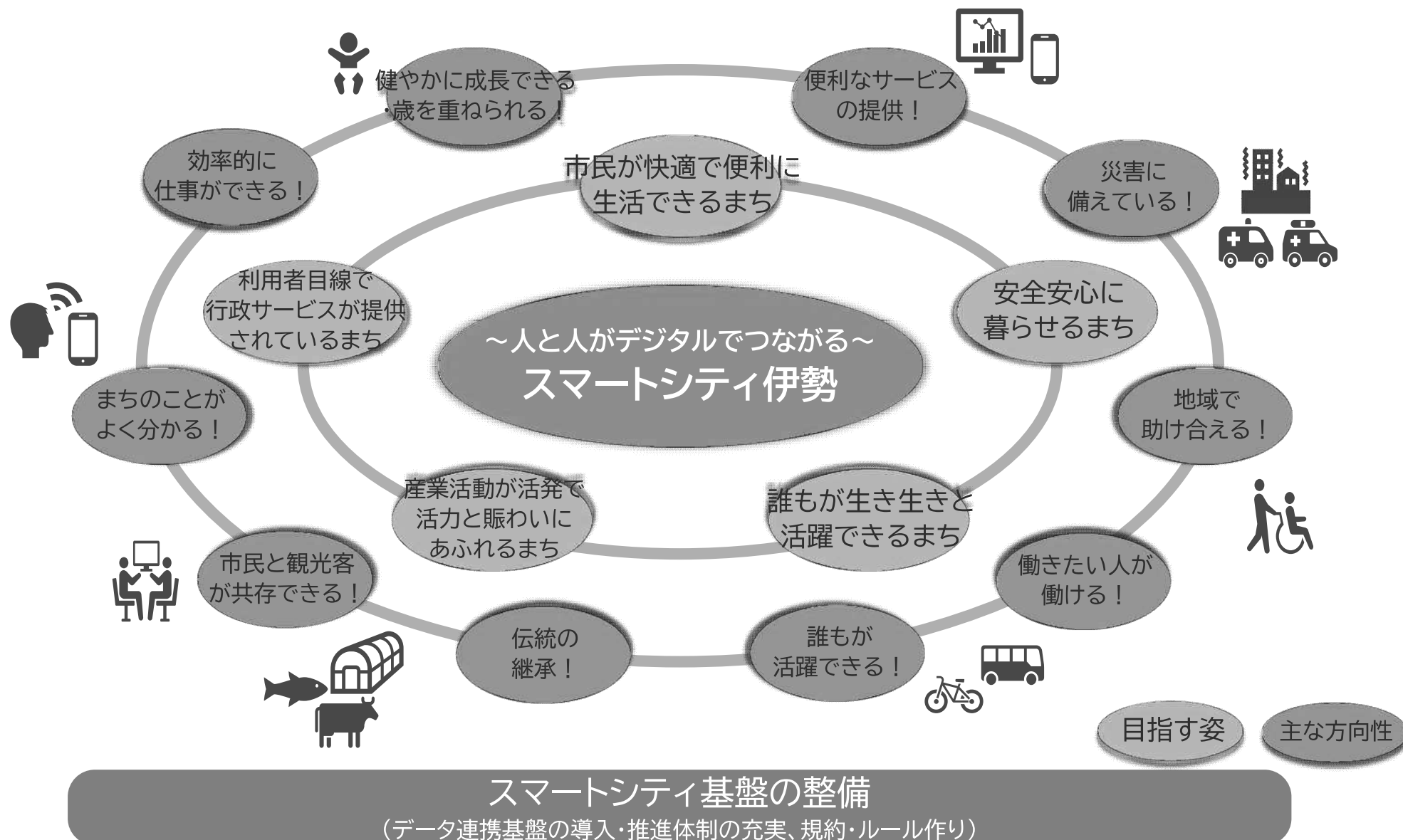
まずは小規模でチャレンジし、実行・検証・改善を繰り返すことで、求められるサービス・仕組みを創出します。

(3) スマートシティ伊勢の基本5原則

原則①	原則②	原則③	原則④	原則⑤
様々なサービスや組織が相互に連携	多様性と包摂性	安全・安心の確保	透明性確保	運用面、資金面での持続可能性の確保
○ 民間企業、学術機関、関係団体、市民グループなど、多様なステークホルダー同士が、連携を深め、各者が保有する豊富な知見・データを活かした取り組みを推進します ○ 地域や分野の壁を越えたデータやサービスの連携により相互運用性を確保し、サービスの全体の最適化と新たな価値の創出を図ります	○ デジタル技術を、あらゆる人の社会活動やまちの運営をサポートするツールとして活用します。デジタルで年齢や国籍、性別、障がいの有無などを問わず、すべての人の社会参加を支え、多様性を認識し、包摂的な社会を目指します ○ 先端技術やデータの活用の効果は、経済性や効率性だけでなく、課題解決への寄与など社会的貢献性を大切にします	○ スマートシティの実現に向けたサービス設計にあたっては、サイバー攻撃やデータ流出などに対応した適切なセキュリティ対策を講じます ○ 自然災害、不慮の事故などにより情報システム等のサービスに障害が発生した場合でも、最低限の機能を維持しながら、早期に回復できる能力を確保するように努めます	○ データの流通や活用にあたっては、透明性の確保や市民・サービス利用者の個人情報・プライバシーの保護に十分に配慮を行います ○ 個人情報の取得・利用にあたっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守したうえで、本人同意を原則とします	○ スマートシティの実現に向けたサービスデザインにあたっては、運用面や資金面の両方から持続可能な仕組みを検討します ○ サービス利用者、サービス提供者の双方が価値を享受できる仕組みを検討します

V. 目指す姿・取組の方向性

(1) スマートシティ伊勢で目指す姿・取組の方向性



V. 目指す姿・取組の方向性

(2)① 暮らしの利便性向上

目指す姿	市民が快適で便利に生活できるまち
主な方向性	取組の例(※)
○ まちのお店が利用しやすい	・ デジタルマップでお店の営業情報やメニュー、対応しているキャッシュレス決済、距離などを可視化(W)
○ 車がなくても、充実した生活ができる	・ キャッシュレス決済の推進(W)
○ 伝統文化や古いまちなみを残しながらも、新しい技術の活用がされている	・ 自動運転やオンデマンド交通などの導入(W)
○ 市民の“住みやすさ”と観光客にとっての“観光地の魅力”を両立している	・ 公共交通の運行状況や待ち時間の可視化(W)
○ 通信環境が整っている	・ 伝統文化や古いまちなみをデジタル技術で再現(W・A)
○ ほしい情報がスマートフォンで入手できる	・ リアルタイムでの混雑情報の提供(W)
	・ 多くの方が利用する施設のWi-Fi環境整備(W)
	・ オンラインでの施設や設備の位置情報の共有(W)

※「取組の例」は、主な方向性を実現するにあたってのアイデアです。既に取り組んでいる事例も含まれます。

W：ワークショップの意見 A：アンケートの意見

V. 目指す姿・取組の方向性

(2)② 安全安心の確保

目指す姿	安全安心に暮らせるまち
主な方向性	取組の例(※)
○ 様々な情報や取組を簡単に知ることができる ○ デジタルへの不安や苦手意識をなくせている ○ 気軽に相談し、サポートが受けられる ○ 見守り、支えあい、地域で助け合える ○ 子育てがしやすい ○ 安全に情報が活用できている	・ SNSやアプリを活用した情報発信(W・A) ・ デジタルツールの利便性の周知(W) ・ 苦手な人でも使いやすいツールの導入(W・A) ・ 困っている人と助けることができる人が直接コミュニケーションを取れる環境整備(W) ・ 防災・防犯情報をデジタルマップで共有(W) ・ ITによるサービス提供時間の拡充(W) ・ 位置情報を活用した見守り(W) ・ マイナンバーカードを活用した情報共有(W)

※「取組の例」は、主な方向性を実現するにあたってのアイデアです。既に取り組んでいる事例も含まれます。

W：ワークショップの意見 A：アンケートの意見

V. 目指す姿・取組の方向性

(2)③ ワークライフバランスの実現・社会活動の促進

目指す姿	誰もが生き生きと活躍できるまち
主な方向性	取組の例(※)
○ ワークライフバランスを取りながら働ける ○ 勤務時間や勤務場所を問わず、様々なサービスを受けられる ○ 若者や高齢者、障がい者など、全ての人が働きやすい ○ 個性や特徴にあった就労ができている ○ 市民がまちづくり活動に参画しやすい	・ テレワーク環境の整備(W・A) ・ サテライトオフィスの誘致(A) ・ オンラインサービスの拡充(A) ・ ドローンを活用したサービスの提供(W) ・ 自動化ツールによる業務効率化(A) ・ 現場作業の負担軽減ツールの導入促進(A) ・ 学生が老舗のデジタル化をサポート(W) ・ マッチングアプリなどを活用した就労支援(A) ・ 地域ポイントを活用するなど、市民が簡単に改善のアイデアを発信できる市民参加型プラットフォームの導入(W)

※「取組の例」は、主な方向性を実現するにあたってのアイデアです。既に取り組んでいる事例も含まれます。

W：ワークショップの意見 A：アンケートの意見

V. 目指す姿・取組の方向性

(2)④ 産業・経済の活性化

目指す姿	産業活動が活発で活力と賑わいにあふれるまち
主な方向性	取組の例(※)
○ 異なる産業分野が付加価値を創出している ○ 新たなビジネスモデルを構築できている ○ デジタル化の普及啓発で地域企業を支えられる ○ AIを活用して高効率化に取り組んでいる ○ 地域の企業を支える人材を育成し活用できている	・ デジタルツールを活用した農畜水産物の付加価値の創出【6次産業化】(A) ・ 顧客情報の他分野における活用(A) ・ 地域企業のデジタル化支援【デジタルツールの導入支援や生成AIの活用支援、補助金/助成金など活用施策の自動通知】(A) ・ 地域企業のデジタル化優良事例の共有 ・ 交通機関と観光施設の連携(観光型MaaS等)(A) ・ サイネージやアプリを利用した観光案内の実施(W) ・ 混雑状況や位置情報に応じたAIによる観光ルートの提案(W・A) ・ 現況の見える化、人手不足等のAI診断、収益改善・情報活用・DXの研修のリモート実施

※「取組の例」は、主な方向性を実現するにあたってのアイデアです。既に取り組んでいる事例も含まれます。

W：ワークショップの意見 A：アンケートの意見

V. 目指す姿・取組の方向性

(2)⑤ 便利で信頼される市役所

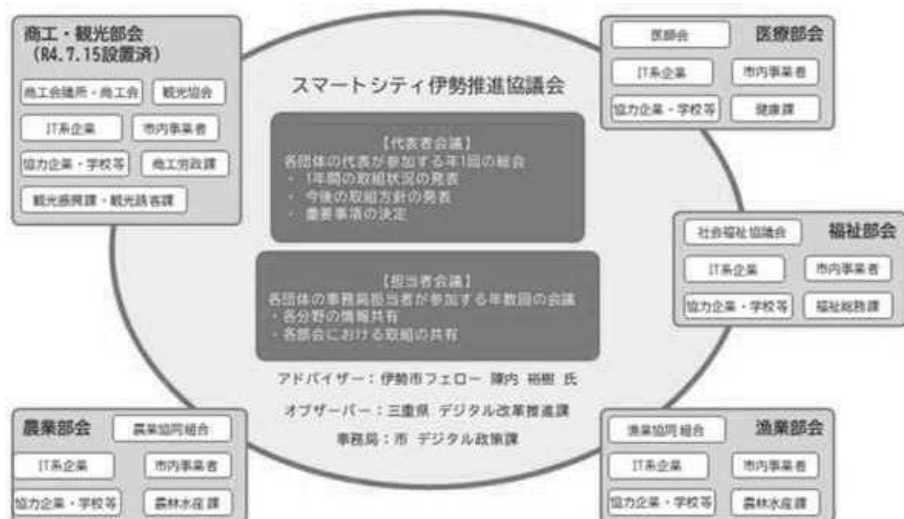
目指す姿	利用者目線で行政サービスが提供されているまち
主な方向性	取組の例(※)
○ 人に優しいサービスの提供している ○ 誰もがデジタルによる恩恵を享受できている ○ 安定的なシステムを導入し、信頼性を確保している ○ デジタルリテラシーの高い職員を育成している ○ 効率的に業務を行っている	・ 行政手続きのオンライン化 ・ LINEを活用した相談窓口の設置 ・ SNSを活用した情報発信 ・ 高齢者向けスマートフォン教室の開催 ・ 標準システム導入やセキュリティ対策強化 ・ デジタルリテラシー向上研修の実施 ・ 電子決裁の推進やテレワーク環境の整備 ・ 業務効率化ツールの活用

※「取組の例」は、主な方向性を実現するにあたってのアイデアです。既に取り組んでいる事例も含まれます。

VI. 既に実施している取組

(1) スマートシティの推進

スマートシティ推進体制の整備



商工・観光部会の設置

スマートシティ伊勢推進協議会（SCI推進協議会）では、分野別の調査・検討を行うため、分野ごとに部会を設置します。部会は、参画団体として参画しているそれぞれの分野の主要団体と市担当部署のほか、事業目的に応じて様々なご協力・ご支援をいただける企業・学校等で構成し、実証事業の実施及び検証を行います。今回は商工・観光分野における部会を設置します。



スマートシティ推進宣言の発出

スマートシティ推進宣言

「～人と人がデジタルでつながる～ スマートシティ伊勢」

伊勢市は、神宮林や清流宮川などの豊かな自然に恵まれており、古くから神宮が鎮座するまちとして栄えてまいりました。

さらに、先人たちが守り続けてきた自然や伝統、神宮を訪れる旅人をもてなす文化が根付くまちでもあり、今も全国各地から多くの方が伊勢を訪れ、賑わっています。

一方、全国的に人口減少・少子高齢化が叫ばれている中、伊勢市も例外ではなく、各分野で労働力不足に直面しているなど、様々な地域課題を抱えています。

国においては、令和3年5月にデジタル改革関連法案が成立され、令和3年9月にはデジタル庁が創設されました。デジタル化を進める上での基本理念を示したデジタル社会形成基本法では、これまで国と地方公共団体の責務とされていたデジタル社会の形成において、民間事業者の責務についても明記されました。

また、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」においても、目指すデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が掲げられています。

伊勢市においても、行政と各分野の団体や事業者、学校等が連携し、人口減少などによる地域課題を、デジタル技術を用いて解決できる社会の実現に向けて、取り組む必要があります。

そのため、わたしたちは、産官学民が連携して、デジタル技術を活用したデジタル変革（デジタルトランスフォーメーション）により、サービスの向上、組織運営の効率化及び地域課題の解決を行うスマートシティの実現に向けて取り組むことを、ここに宣言します。

スマートシティ伊勢推進協議会

ワークショップの開催

ワークショップの開催(令和5年2月18日 伊勢商工会議所 5階大ホール)

● 商工分野について議論するグループ



● 出てきた案



VI. 既に実施している取組

(2) 観光客の受入環境整備

リモート観光案内システムの導入

- リモート技術を導入し、感染リスクを無くしつつ、サービス提供方法・体制の柔軟性を確保する。
- 拠点の伊勢市駅案内所は、設備等を新しい旅行にあわせ強化し、対面案内を実施する。また、リモート型案内所へのオペレーションを行う。

- 「安全・安心」に観光案内が十分実施できていなかった



- 4か所の案内所にリモート観光案内端末を設置 (R4.12実施)



- 伊勢市駅の対面案内の感染症対策強化



主要観光地の混雑状況配信

事業内容

主要観光地にカメラを設置し、得られた画像データをAIで解析し、リアルタイムな混雑状況等をWEB配信する。

効果

観光客：3密回避のための判断材料を得られ、混雑を避ける行動をとることができるようになる。

観光事業者：来客数の平準化が図られる。ウイルス感染のリスクが抑えられる。

市民：過密状態の発生が抑制され、市内でのウイルス感染リスクが低減される。

表示イメージ



スキーム



GPSデータを活用した観光動態調査

調査の方法・内容

携帯電話に付帯するGPS機能から得られた位置情報（※）から、個人を特定することなく統計処理を行い、観光客の動向を把握する観光統計調査。（2013年度、2014年度実施）

《調査内容》

- ・「神宮来訪者実人数」の推計（2013年…938万人 2014年…717万人）
- ・2012年～2014年の3年間の来訪者数の変遷
- ・旅程別の来訪者数の変化（来訪者の発地、宿泊数、宿泊地などの属性から傾向を把握）
- ・各エリアの周遊実態（3年間の変遷を含む）



調査結果の活用

GPS調査の結果から…

- ・来訪者の実態が明らかに（例：「伊勢神宮（両宮）参拝者数」ではなく「伊勢神宮実来訪者数」を推計）
- ・「観光客実態調査（2014年から実施）」の内容に裏付けが得られた

以後「観光客実態調査」を継続実施することで、伊勢市の観光の実態を把握して 観光施策に反映

18

観光客周遊促進の実証事業



「Desika: 伊勢でしか」（イメージ）



VI. 既に実施している取組

(3) デジタル人材の育成・活用

地域活性化起業人制度の活用(令和5年度予算)



日本リスキリングコンソーシアムへの参画



市民のデジタルスキル等をアップデートする機会
の提供につながると考え、伊勢市として参画。

ITパスポート取得支援(令和5年度予算)

ITパスポート試験

合格者には、受験手数料の一部を助成！
(受験手数料7,500円のうち、5,000円を助成)

ITパスポート試験とは・・・

ITを活用するすべての社会人、これから社会人となる学生が備えておくべきITに関する基礎的な知識が証明できる国家試験です。

就職に役立つ IT力を証明する キャリアアップに

詳細はタップしてご覧ください

国家資格(ITパスポート)の
受験料を支援

ITパスポートとは・・・

ITを活用するすべての社会人・これから社会人となる学生が備えておくべき、ITに関する基礎的な知識が証明できる国家試験

VI. 既に実施している取組

(4)防災に関する取組

防災メール、Yahoo!防災との連携

伊勢市では防災行政無線の放送内容を登録したメールアドレスへ配信するサービスを実施しています。登録者数も1万5千人を超え、住民のみならずからも信頼いただいているサービスであると考えています。

○防災メールでの配信情報

防災行政無線情報	避難情報、避難所開設等の防災情報、行方不明者情報など、防災行政無線でお知らせする情報
火災情報	伊勢市消防本部管轄内での火災情報を配信
防犯情報	伊勢市内の不審者情報、振り込み詐欺、犯罪発生情報



防災メールの登録者数 15,428人(2021年10月1日現在)

○ヤフーとの災害協定

令和元年6月19日にヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結し、「Yahoo!防災速報」アプリで防災情報を発信しています。



危機管理型水位計の設置

「危機管理型水位計」とは

- 国の革新的河川技術(管理)プロジェクトにより開発された、洪水時の観測に特化した水位計
- 長期間メンテナンスフリー(無給電で5年以上稼働)低コスト(本体費用は100万円/台以下)
- 小型で省スペース設計のため、河川の堤防や橋梁に簡単に設置が可能

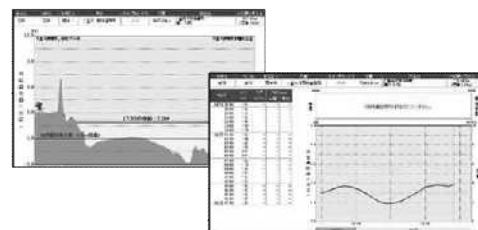


「危機管理型水位計」で近くの川の水位を確認



災害対策本部における川の防災情報活用

○川の防災情報



近隣や河川上流部の観測所の水位データを避難情報の判断に活用

○河川ライブカメラ



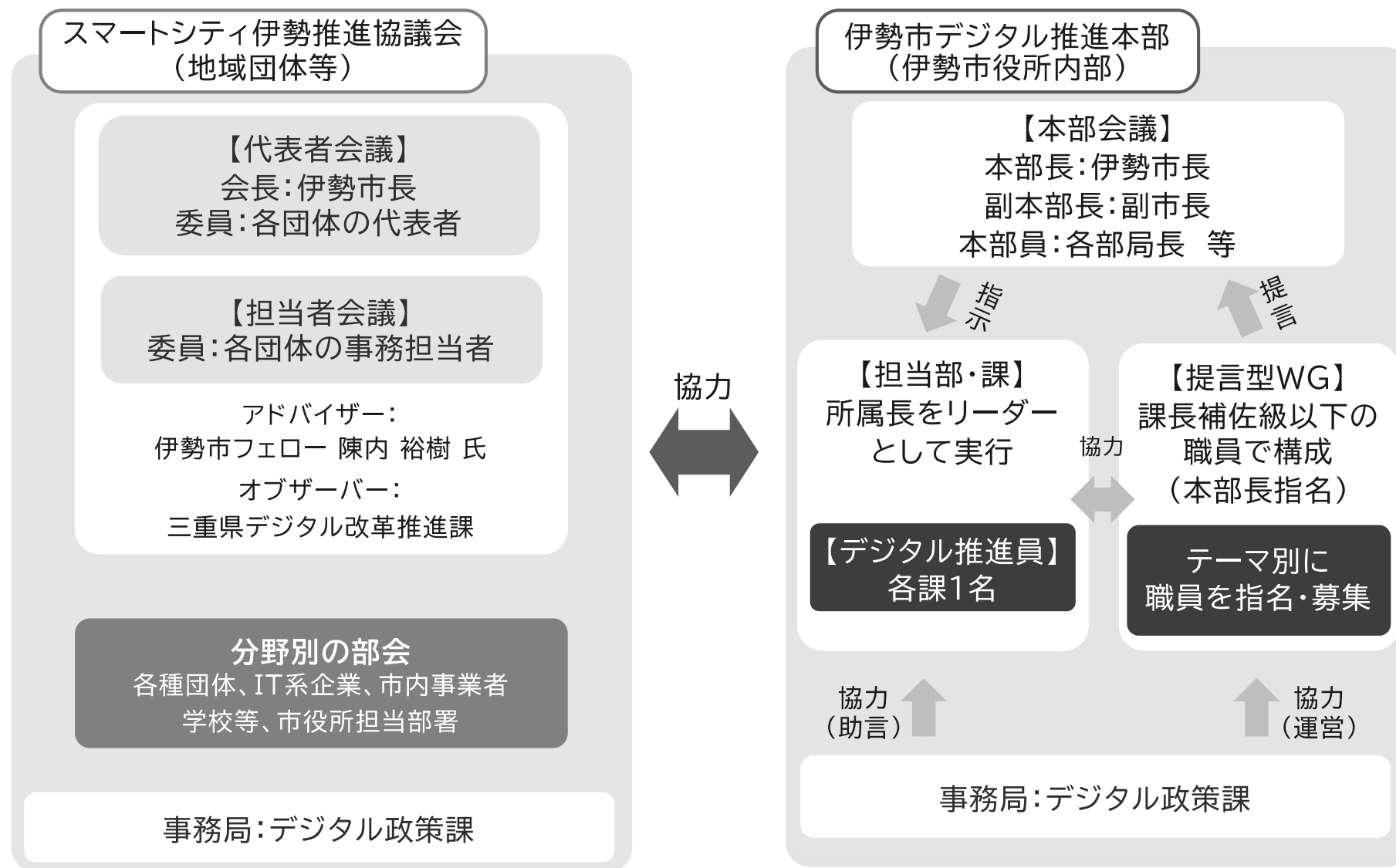
各河川のリアルタイムの状況を把握する



- ・必要な場所に適切な災害パトロールの開始、実施
- ・気象状況等と併せ、適切なタイミングで避難情報を発令
- ・被害状況の客観的評価と応急復旧の指示

VII. 推進体制

スマートシティの実現に向けて、産官学民が協力して取り組める体制を整えます。



VIII. 今後の進め方・ロードマップ



太字はこれから実施する取組、または継続している取組